



令和7年3月

本 庄 市

はじめに

本市では、平成 18 年 1 月 10 日の旧本庄市と旧児玉町の合併により、旧市町でそれぞれに整備を進めてきた公共施設を数多く保有しています。

それらの公共施設のうち約半数が建築後 40 年を経過しており、今後、老朽化の進行に伴い、多くの公共施設が大規模な改修や更新時期を迎えることになります。

人口減少が進む中、人々の価値観やライフスタイルの多様化などによる社会変化への対応と行政経費の更なる費用対効果を将来に見据えながら、公共施設の在り方について大きく見直すべき時代が来ていると言えます。



また、公共施設の一つである小学校や中学校といった学校施設につきましても、全国的な少子化や学校の小規模化が進行する中で、こどもたちの健やかな心と体を育む教育の推進に向けて、現状に対応した教育環境の整備が必要となっています。

こうした様々な状況を踏まえ、「本庄市公共施設再配置計画」（平成 27 年 3 月策定）、「本庄市公共施設維持保全計画」（平成 29 年 3 月策定）の見直しを実施するとともに、本市の未来を担うこどもたちにとってより良い教育環境を充実させることを第一に考えた上で、学校施設を含む公共施設に関する市の基本的な考え方や全体目標、取組等について定めた「本庄市公共施設等総合管理計画（ハコモノ編）」を策定しました。

本庄市の公共施設の将来あるべき姿の実現に向けて継続的に取り組み、価値ある財産を次の世代に引き継ぐため、皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

令和 7 年（2025 年）3 月

本庄市長 **吉田信解**

本庄市公共施設等総合管理計画（ハコモノ編） 目次

第1章 計画の概要	2
1. 計画の目的と位置付け	2
(1) 計画策定の背景と目的	2
(2) 位置付けと計画期間	3
2. 対象施設	4
第2章 対象施設の現状	8
1. 本庄市の概況	8
(1) 人口・世帯の動向	8
(2) 財政状況	10
2. 公共施設の概況	13
(1) 立地状況	13
(2) 施設保有量と推移	14
(3) 老朽化の状況	15
(4) 学校施設の状況	16
(5) 有形固定資産減価償却率の推移	21
(6) 利用状況	23
(7) 類似機能の配置状況	32
(8) 過去に行った対策の実績	37
3. 公共施設の現状及び課題	38
第3章 公共施設マネジメントの方針	42
1. 維持保全の考え方	42
2. 再配置の考え方	42
(1) 再配置における基本方針	42
(2) 再配置における基本原則（全体目標）	42
3. 公共施設等の維持管理に関する費用等	43
(1) 維持管理費の現状	43
(2) 将来的な財政状況の考え方	44
(3) 改修・更新等に係る事業費	44
4. 将来改修・更新費の試算	45
(1) 目標使用年数の設定	45
(2) 改修・更新費単価の設定	49
(3) 改修・更新費の試算	52
第4章 市民意見	58
1. 公共施設に関するアンケート調査	58
(1) 調査概要	58
(2) 調査結果（抜粋）	59

2. 公共施設の利用者アンケート調査	66
(1) 調査概要	66
(2) 調査結果（抜粋）	67
3. 本庄市立小・中学校の保護者・教員アンケート調査	71
(1) 調査概要	71
(2) 調査結果（抜粋）	71
4. 市議会との意見交換会及び説明会の開催	74
(1) 開催概要	74
(2) 意見等のまとめ	76
 第5章 ハコモノ施設維持保全方針	 78
1. 再配置の方針	78
(1) 再配置に向けた施設別の方針	78
(2) 見直し対象施設	78
(3) 見直しに向けた主な手法	80
(4) 施設整備に向けたコンセプト	81
2. 学校施設の方針	82
(1) 本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方	82
(2) 本庄市立小・中学校の教育環境の向上について	83
3. 統廃合の方針	84
(1) 複合化の方針	84
(2) 統合・移転の方針	87
4. 各公共施設の見直し方針	95
(1) 見直し方針	95
(2) 既存建築物及び跡地の利活用方針	96
(3) 公共施設再配置	104
(4) 低未利用地の活用方針	120
5. 施設方針の見直しを反映した将来改修・更新費の試算	123
(1) 改修・更新費の試算	123
(2) 見直しによる効果額と財源の見込み	125
(3) 財政健全化に向けた取組	126
6. 維持保全の方針	129
(1) 基本方針	129
(2) 改修・更新の方針	129
(3) 点検・診断等の方針	130
(4) 安全確保の方針	130
(5) 耐震化の方針	130
(6) 長寿命化の方針	130
(7) ユニバーサルデザイン化の方針	130
(8) 脱炭素化の方針	130
(9) 統合・廃止の方針	130

7. 施設分類別維持保全方針	131
(1) 複合施設	131
(2) 公民館	132
(3) 市民活動施設	133
(4) 文化施設・図書館	133
(5) スポーツ施設	134
(6) 産業振興施設	134
(7) 保健・福祉関連施設	135
(8) 保育所・児童施設	135
(9) 庁舎等	136
(10) 学校	136
(11) 市営住宅	139
(12) 防災施設	139
(13) 文化財・文化財収蔵庫	141
(14) その他施設	141
8. 今後想定される新たな公共施設の整備	142
第6章 計画の推進	144
1. 数値目標	144
(1) 再配置後の削減効果等	144
(2) 施設総量の削減	146
2. 計画推進体制	147
(1) 組織の連携・推進体制	147
(2) 施設の現状調査の拡充	147
3. 推進行程・進捗管理	148
(1) 推進行程（ロードマップ）	148
(2) P D C A サイクルによる進捗管理	149
参考資料	
1. 用語集	152
2. 本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方	156
3. 本庄市立小・中学校の教育環境の向上について	176
4. 意見交換会及び説明会におけるご意見等	192
5. 本庄市公共施設等マネジメント推進審議会	200
6. 策定経緯	207

第 1 章

計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画の目的と位置付け

(1) 計画策定の背景と目的

1) 背景

我が国において公共施設等（公共建築物（ハコモノ施設）及び社会基盤施設（インフラ施設））の老朽化対策が大きな課題となっており、地方公共団体としても、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。こうした状況の中で、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であり、昨今推進されている国土強靱化にも資するものです。

国においては平成25年11月に、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが求められています。

本市では、公共施設等について、高度経済成長の過程において、継続的・積極的に整備を進めた結果、多くの施設を保有するに至っており、今後、これら公共施設等の老朽化が進み、多くの施設が大規模な改修や更新（建て替え・再整備）時期を迎えることから、市の財政にとって大きな負担となることが予想されます。

こうした状況を踏まえ、公共施設等に関する基本的な考え方や全体目標、取組等について定める「公共施設等総合管理計画」として、平成26年度にハコモノ施設を対象とした「本庄市公共施設再配置計画」（以下「公共施設再配置計画」といいます。）を策定し、平成27年度にインフラ施設（インフラ及びインフラ関連建築物）を対象とした「本庄市公共施設等総合管理計画（インフラ編）」（以下「公共施設等総合管理計画（インフラ編）」）と

いいます。）を策定しました。

また、平成28年度には「公共施設再配置計画」の具体化に向けた取組を推進するに当たり、本市の公共施設について、中長期的な視点から適切な維持管理や計画的な予防保全体制の確立による長寿命化を図り、建て替えと比較した場合の財政負担の軽減及び予算規模に合わせた工事費用の平準化を行うことで改修工事等の実施時期を適切に判断することを目的とした「本庄市公共施設維持保全計画」（以下「公共施設維持保全計画」といいます。）を策定しました。

2) 目的

「本庄市公共施設等総合管理計画（ハコモノ編）」（以下「本計画」といいます。）は、「公共施設再配置計画」と「公共施設維持保全計画」の見直しに合わせて両計画を統合して策定するものです。

本計画は、「公共施設再配置計画」及び「公共施設維持保全計画」が策定から5年以上を経過し、現在の社会情勢及び財政状況を踏まえた上で、各施設が有する課題の解決に向けて、適正な規模・配置の基準や更新・統廃合・機能見直し等を含めた整理を図るとともに、市民との合意形成を図りながら実効性のある計画へと見直すことで、長期を見据えた公共施設マネジメントのビジョンを構築することを目的とします。

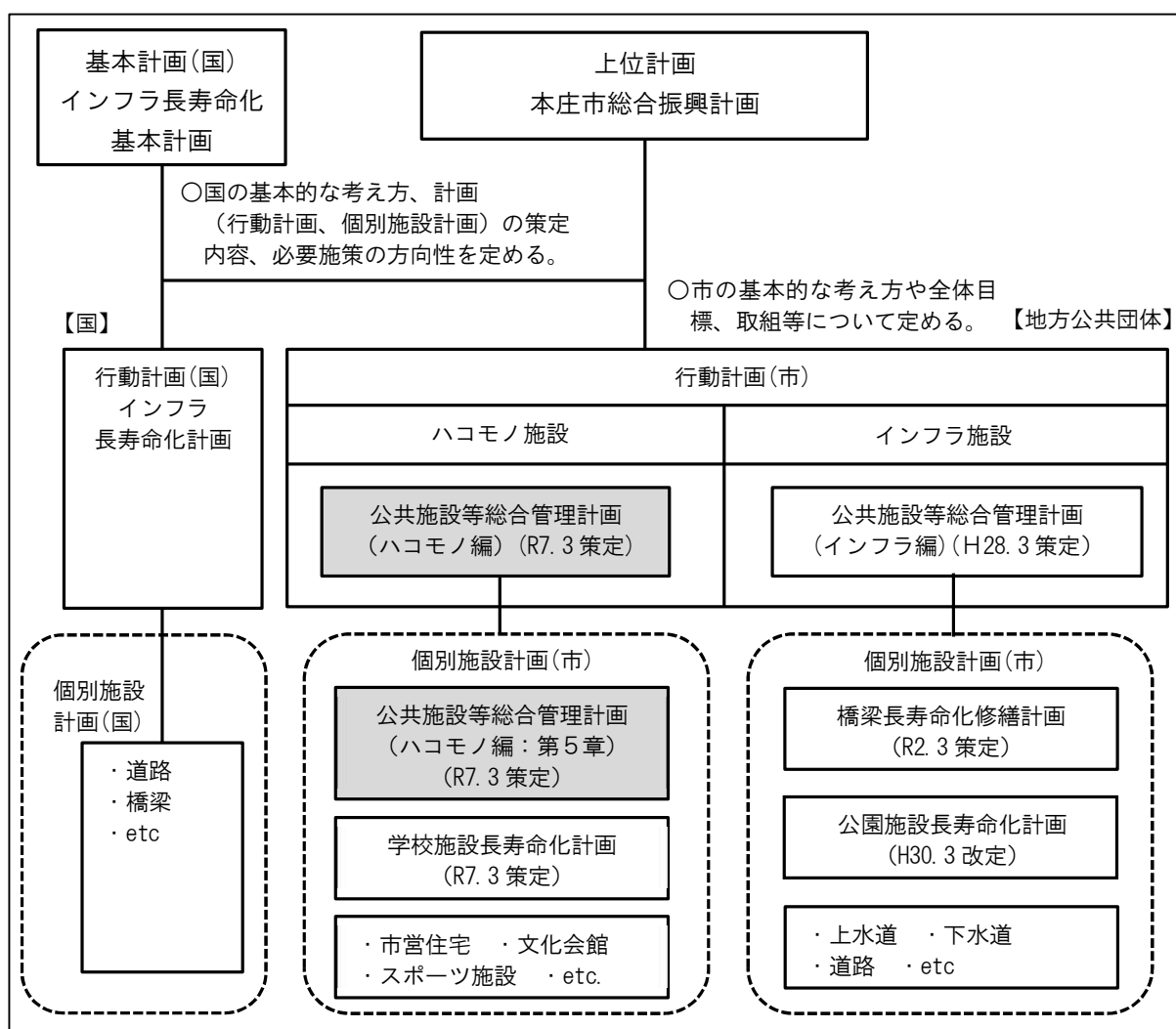
(2) 位置付けと計画期間

1) 計画の位置付け

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえ、平成 28 年 3 月策定（令和 4 年 3 月一部改訂）の「公共施設等総合管理計画（インフラ編）」と併せ、本市における行動計画として策定します。

また、各施設の老朽化の状況や改修・更新費の算出結果等を基に、財政状況を踏まえた今後の改修や更新の実施時期の適正化を図るものであり、ハコモノ施設の「個別施設計画」としても位置付けられる計画です。

【計画の位置付け】



2) 計画期間

本計画は、令和 7 年度から令和 36 年度までの 30 年間を計画期間とします。

なお、今後の社会経済情勢の変化及び施策効果に対する評価を踏まえ、5 年間ごとにローリング方式により見直しを行います。

2. 対象施設

対象施設は、主に市が建設した建築物のうち、廃止・解体予定の施設及びインフラ関連建築物を除く 107 施設、232 棟、総延床面積 201, 239 ㎡を対象とします。

【対象施設 1/3】

施設分類	建築物別施設数	機能別施設数	施設名称	所在地	主な建築物・付属施設
複合施設	1	1	児玉総合支所(アスパアこだま)	児玉町八幡山 368	アスパアこだま棟(児玉総合支所、児玉公民館、児玉児童センター、塙保己一記念館)等
		2			
		3			
		4			
	2	5	児玉文化会館(セルディ)	児玉町金屋 728-2	セルディ棟(児玉文化会館、児玉中央公民館、図書館児玉分館)、自転車置場
		6			
		7			
	3	8	いずみ保育所・発達教育支援センター「すきつぶ」	小島 5-5-45	保育所・センター棟
		9			
	4	10	本庄駅南口複合施設	駅南 2-1-4	複合施設棟(インフォメーションセンター、本庄駅南口自転車駐車場)
公民館	5	11	児玉総合支所第二庁舎	児玉町児玉 385	庁舎、文化財整理室、浄化槽ポンプ室
		12			
	6	13	本庄公民館	東台 5-2-33	公民館棟、自転車置場
	7	14	本庄東公民館	日の出 2-8-28	公民館棟、自転車置場
	8	15	本庄西公民館	小島 1-10-4	公民館棟、自転車置場
	9	16	本庄南公民館	今井 377-2	公民館棟、自転車置場
	10	17	藤田公民館	牧西 1210-3	公民館棟、自転車置場
	11	18	仁手公民館	仁手 665-1	公民館棟、自転車置場
	12	19	旭公民館	都島 238-1	公民館棟、自転車置場
	13	20	北泉公民館	早稲田の杜 5-12-29	公民館棟、自転車置場
	14	21	共和公民館	児玉町蛭川 915-5	公民館棟、自転車置場
市民活動施設	15	22	市民活動交流センター(はにぼんプラザ)	銀座 1-1-1	センター棟、イベント倉庫
	16	23	あさひ多目的研修センター	沼和田 1005	センター棟、自転車置場
	17	24	旧本庄商業銀行煉瓦倉庫	銀座 1-5-16	多目的ホール
文化施設	18	25	市民文化会館	北堀 1422-3	文化会館棟、自転車置場、ポンプ室
図書館	19	26	図書館	千代田 4-1-9	図書館棟、自転車置場
スポーツ施設	20	27	若泉運動公園弓道場	小島 6-11-14	弓道場棟
	21	28	若泉運動公園武道館	小島 6-11-14	武道館棟、自転車置場
	22	29	市民球場	北堀 433	球場棟
	23	30	本庄総合公園体育館(シルクドーム)	北堀 433	体育館棟
	24	31	児玉総合公園体育館(エコーピア)	児玉町金屋 753-1	体育館棟、自転車置場
産業振興施設	25	32	観光農業センター	児玉町小平 653	センター棟
	26	33	ふれあいの里いずみ亭	児玉町河内 209-1	交流促進棟、倉庫棟
保健・福祉関連施設	27	34	保健センター	北堀 1422-1	センター棟、自転車置場
	28	35	老人福祉センターつきみ荘	沼和田 127-1	センター棟、自転車置場
	29	36	障害福祉センター	いまい台 2-43	センター棟
保育所	30	37	久美塚保育所	児玉町児玉 2351-1	保育所棟
児童施設	31	38	前原児童センター	前原 1-4-13	センター棟、自転車置場
	32	39	日の出児童センター	日の出 2-5-56	センター棟、自転車置場
	33	40	寿学童保育室	寿 2-4-24	保育室棟
庁舎等	34	41	市役所	本庄 3-5-3	庁舎、現業棟、自転車置場等
学校	35	42	本庄東小学校	日の出 1-2-1	校舎、屋内運動場、倉庫、トイレ、プール附属室等
	36	43	本庄西小学校	千代田 4-3-2	校舎、屋内運動場、倉庫、トイレ、プール附属室等
	37	44	藤田小学校	牧西 1171	校舎、屋内運動場、倉庫、トイレ、プール附属室等

【対象施設 2/3】

施設分類	建築物別施設数	機能別施設数	施設名称		所在地	主な建築物・付属施設
学校	38	45	仁手小学校		仁手 618	校舎、屋内運動場、倉庫、トイレ、プール附属室等
	39	46	旭小学校		都島 78	校舎、屋内運動場、倉庫、トイレ、プール附属室等
	40	47	北泉小学校		北堀 1871-1	校舎、屋内運動場、倉庫、トイレ、プール附属室等
	41	48	本庄南小学校		栄 3-6-24	校舎、屋内運動場、倉庫、トイレ、プール附属室等
	42	49	中央小学校		緑 1-16-1	校舎、屋内運動場、倉庫、プール附属室等
	43	50	児玉小学校		児玉町児玉 1355-1	校舎、屋内運動場、給食室、倉庫、トイレ、プール附属室等
	44	51	金屋小学校		児玉町金屋 1116-1	校舎、屋内運動場、給食室、トイレ等
	45	52	秋平小学校		児玉町秋山 2531	校舎、屋内運動場、倉庫、プール附属室等
	46	53	本泉小学校		児玉町河内 660	校舎、屋内運動場、倉庫
	47	54	共和小学校		児玉町蛭川 895-1	校舎、屋内運動場、渡廊下、倉庫、プール附属室等
	48	55	本庄東中学校		日の出 4-2-45	校舎、屋内運動場、倉庫、プール附属室、部室等
	49	56	本庄西中学校		千代田 4-3-1	校舎、屋内運動場、格技室、倉庫、プール附属室、部室等
	50	57	本庄南中学校		緑 3-13-1	校舎、屋内運動場、武道館、プール附属室、部室等
	51	58	児玉中学校		児玉町八幡山 438	校舎、屋内運動場、部室
市営住宅	52	59	西五十子市営住宅		西五十子 221-1	9 棟 9 戸
	53	60	田中市営住宅		田中 216-1	18 棟 75 戸
	54	61	四方田市営住宅		四方田 14-1	33 棟 133 戸
	55	62	泉町市営住宅		前原 1-11	5 棟 58 戸、集会所
	56	63	小島第二市営住宅		小島 2-3	4 棟 51 戸、集会所
	57	64	日の出市営住宅		日の出 2-6	3 棟 12 戸
	58	65	小島第一市営住宅		小島 1-6	3 棟 37 戸
	59	66	東台市営住宅		東台 4-3	3 棟 62 戸、集会所
	60	67	金屋市営住宅		児玉町金屋 960-2	7棟 24 戸
	61	68	本町市営住宅		児玉町児玉 303-1	8 棟 8 戸
	62	69	長浜市営住宅		児玉町八幡山 354	2 棟 2 戸
	63	70	下町市営住宅		児玉町児玉 2428	4 棟 20 戸
	64	71	久美塚市営住宅		児玉町児玉 1447-1	6 棟 30 戸
	65	72	東久美塚市営住宅		児玉町児玉 1543-6	2 棟 10 戸
66	73	中久美塚市営住宅		児玉町児玉 1435-2	4 棟 20 戸	
防災施設	67	74	本庄方面隊	消防団第一分団器具置場	千代田 3-3-26	器具置場
	68	75		消防団第二分団器具置場	本庄 1-4-14	器具置場
	69	76		消防団第三分団器具置場	駅南 1-15-4	器具置場
	70	77		消防団第四分団器具置場	牧西 1137-3	器具置場
	71	78		消防団第五分団器具置場	久々宇 96-13	器具置場
	72	79		消防団第六分団器具置場	都島 904-1	器具置場
	73	80		消防団第七分団器具置場	北堀 1825-1	器具置場
	74	81	児玉方面隊	消防団第一分団第一部器具置場	児玉町児玉 1352-1	器具置場
	75	82		消防団第一分団第二部器具置場	児玉町児玉 114-4	器具置場
	76	83		消防団第一分団第三部器具置場	児玉町児玉 1882-1	器具置場
	77	84		消防団第二分団第一部器具置場	児玉町金屋 1173-1	器具置場
	78	85		消防団第二分団第二部器具置場	児玉町高柳 175-4	器具置場
	79	86		消防団第二分団第三部器具置場	児玉町飯倉 208-2	器具置場
	80	87		消防団第二分団第四部器具置場	児玉町田端 229	器具置場
	81	88		消防団第三分団第一部器具置場	児玉町太駄 366-3	器具置場
	82	89		消防団第三分団第二部器具置場	児玉町元田 365-2	器具置場
	83	90		消防団第四分団第一部器具置場	児玉町秋山 2329-5	器具置場

【対象施設 3/3】

施設分類	建築物別施設数	機能別施設数	施設名称	所在地	主な建築物・付属施設
防災施設	84	91	児玉消防団第四分団第二部器具置場	児玉町小平 881	器具置場
	85	92	児玉消防団第五分団第一部器具置場	児玉町蛭川 915-5	器具置場
	86	93	児玉消防団第五分団第二部器具置場	児玉町上真下 721-6	器具置場
	87	94	児玉消防団第五分団第三部器具置場	児玉町吉田林 107-2 他	器具置場
	88	95	北泉防災倉庫	北堀 1824-1、1825-1 他	倉庫
	89	96	本庄総合公園防災倉庫	北堀 433	倉庫
	90	97	児玉文化会館防災倉庫	児玉町金屋 728-2 他	倉庫
	91	98	児玉総合公園体育館防災倉庫	児玉町金屋 753-1	倉庫
文化財・文化財収蔵庫	92	99	旧本庄警察署	中央 1-2-3	文化財
	93	100	競進社模範蚕室	児玉町児玉 2514-27	文化財
	94	101	旭民具収蔵庫	都島 904-1	収蔵庫
	95	102	太駄文化財収蔵庫	児玉町太駄 352	収蔵庫
	96	103	蛭川文化財収蔵庫	児玉町蛭川 915-12	収蔵庫
	97	104	下浅見文化財収蔵庫	児玉町下浅見 867-11	収蔵庫
	98	105	新収蔵庫	中央 1-4175-1	収蔵庫
	99	106	児玉文化財収蔵庫 (旧児玉保健センター)	児玉町児玉 391	収蔵庫
その他施設	100	107	本庄駅自由通路	銀座 3-6-19	自由通路

※複合施設内の機能別施設は、赤色の施設分類には含まない。

※各施設の所在地等データは令和6年4月1日現在のデータに基づく。

第 2 章

対象施設の現状

第2章 対象施設の現状

1. 本庄市の概況

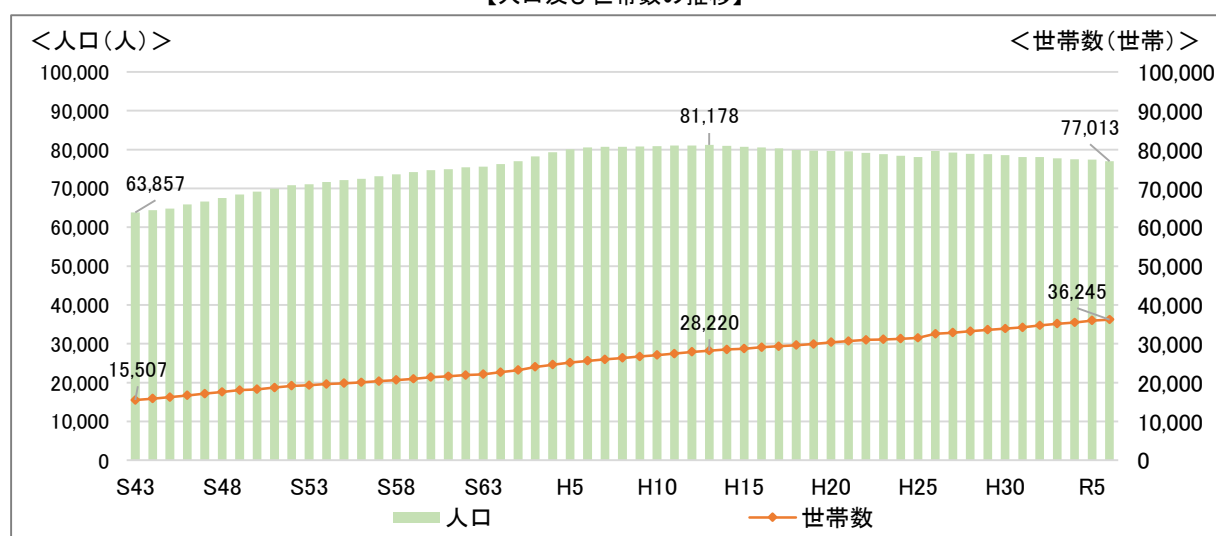
(1) 人口・世帯の動向

1) 総人口・世帯数の推移

人口（住民基本台帳人口）の推移については、昭和43年の63,857人（旧本庄市と旧児玉町の合計）から増加が続き、平成13年の81,178人をピークに近年は減少が続いており、令和6年には77,013人（平成13年から4,165人の減少）となっています。

一方、世帯数については、昭和43年の15,507世帯から、令和6年には36,245世帯となり、約2.3倍に増加しています。また、一世帯当たり人口は減少が続いており、昭和43年の約4.1人から令和6年には約2.1人になっています。

【人口及び世帯数の推移】



※上記人口は、住民基本台帳人口を示す。

※平成17年以前は、旧本庄市と旧児玉町の合計を示す（以下、本章において同様）。

※基準日は、下記の年を除き、各年4月1日現在。

・旧本庄市の昭和43年は基準日2月29日現在、昭和44・45・47年は基準日3月31日現在、昭和49年から昭和51年は基準日5月1日現在、昭和52年は基準日6月1日現在の人口。

・旧児玉町の昭和43年は5月1日現在の人口。

（資料：本庄市人口統計資料）

2) 年齢別人口の推移

平成12年と令和2年の男女年齢5歳階級別の人口を比較すると、少子高齢化の進行が顕著に現れており、0～14歳の人口が減少し、60代以上の人口が増加しています。

また、従属人口指数（生産年齢[15～64歳]人口に対する従属人口[年少[0～14歳]人口と老年[65歳以上]人口]の比率）や老年化指数は、平成12年以降増加しており、将来的な社会的扶養負担の増加が危惧されます。

【人口指標の推移】

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
年少人口指数	23.0	21.7	19.7	19.4	19.5
老年人口指数	25.7	30.1	35.6	44.6	49.6
従属人口指数	48.7	51.8	55.3	63.9	69.1
老年化指数	112.0	138.7	180.6	230.3	254.8

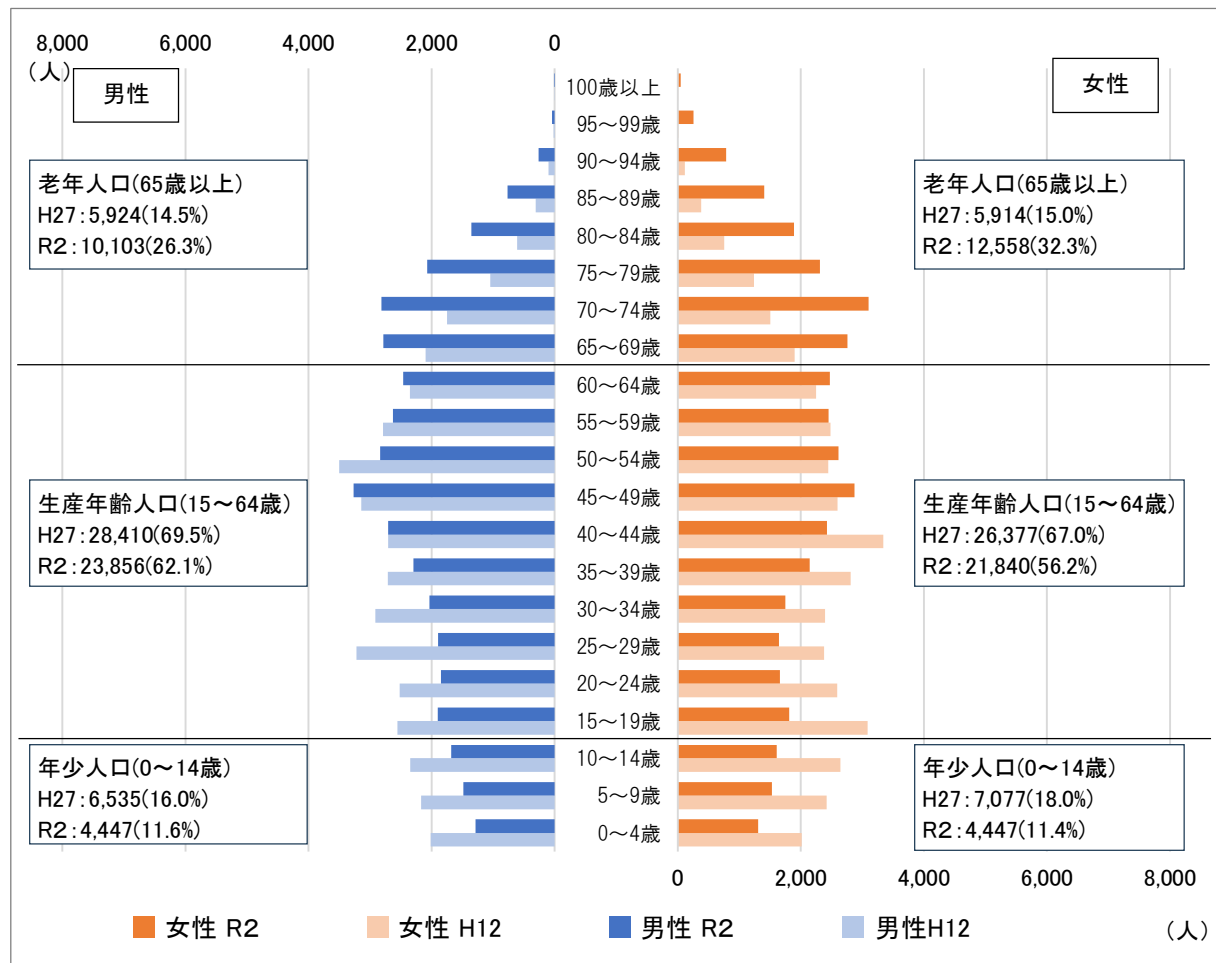
年少人口指数 = 年少人口 ÷ 生産年齢人口 × 100

老年人口指数 = 老年人口 ÷ 生産年齢人口 × 100

従属人口指数 = (年少人口 + 老年人口) ÷ 生産年齢人口 × 100

老年化指数 = 老年人口 ÷ 年少人口 × 100

【男女年齢5歳階級別人口構成の比較】



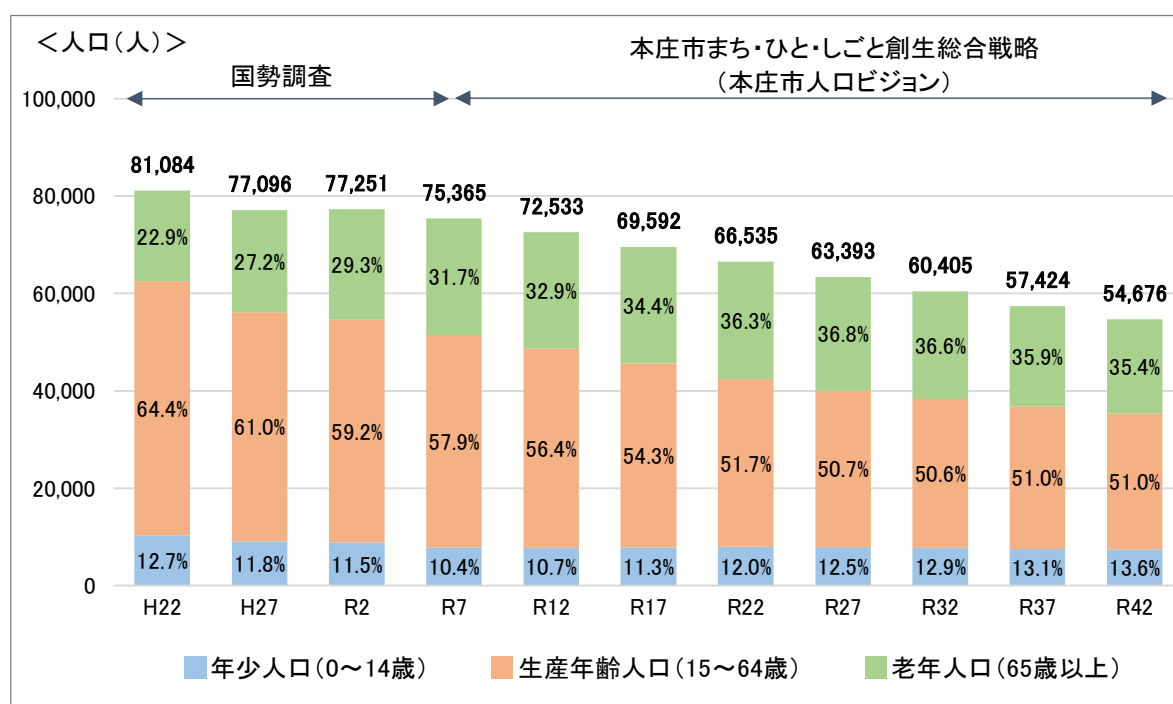
(資料: 国勢調査)

3) 将来人口の見通し

本庄市の人口は、今後も減少が進んでいくことが予想され、令和 42 年では、54,676 人と平成 22 年から 50 年間で 26,408 人 (32.6%) 減となります。

また、年齢 3 区分別の人口構成の変化では、計画期間満了後の令和 37 年には年少人口 (0~14 歳) が約 13.1%、生産年齢人口 (15~64 歳) が約 51.0%に減少する一方で、老年人口 (65 歳以上) が約 35.9%と高齢化が進展していくものと考えられます。

【将来人口の推計】



※合計は年齢不詳を除く。

(資料: 国勢調査及び本庄市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

(2) 財政状況

1) 歳入・歳出の推移

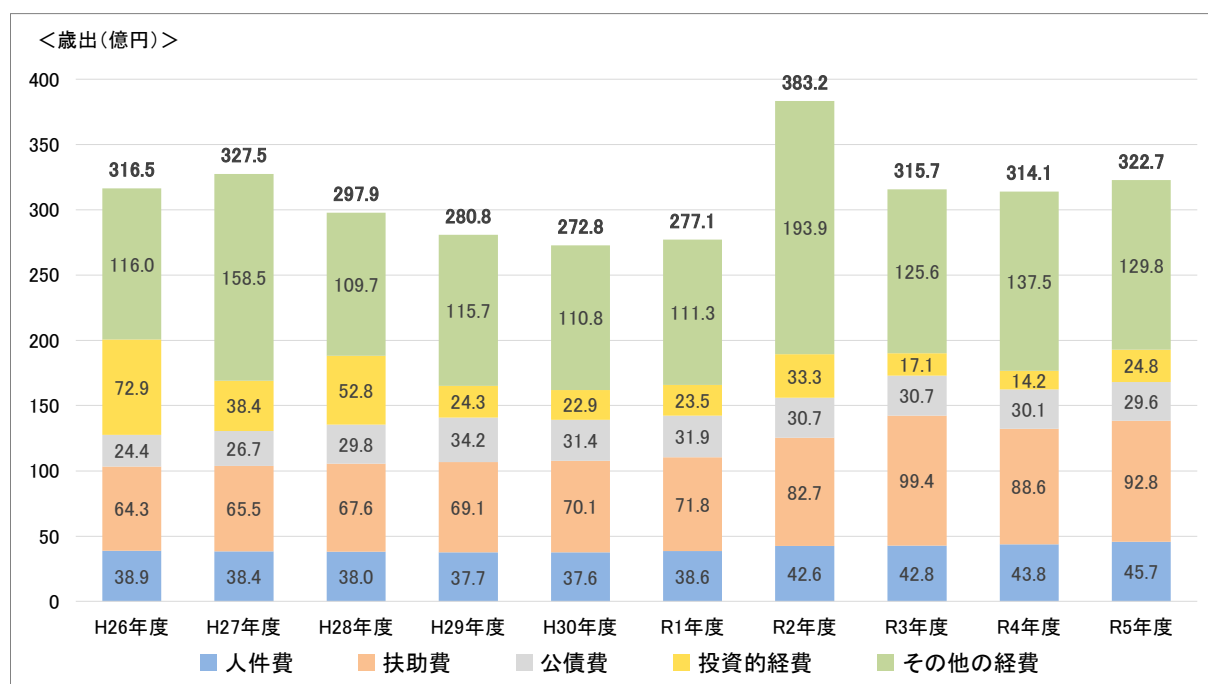
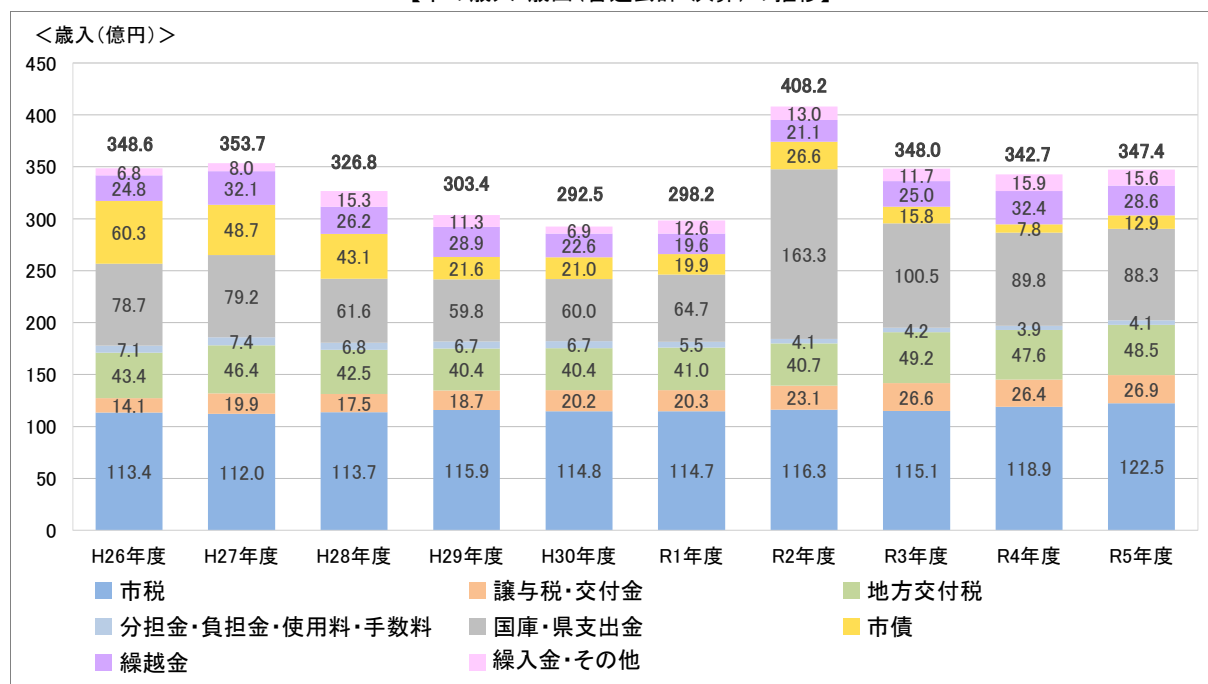
歳入については、10年間の推移で見ると、市税は増加傾向にあります。地方交付税は、平成28年度から令和2年度にかけて、合併団体において普通交付税に加算されている合併算定替の段階的な縮減により減少していましたが、令和3年度から令和5年度は、普通交付税の追加交付により大きく増加しています。

国費・県費は、特別定額給付金給付事業費補助金により令和2年度において大きく増加しました。令和3年度に同補助金の減少により大きく減少しましたが、それ以降も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により高い水準を維持しています。

歳出については、義務的経費である扶助費について、令和3年度は子育て世帯や住民税非課税世帯等への臨時特別給付金支給事業の実施により増加しました。令和4年度は子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の終了により減少しましたが、その後も住民税非課税世帯等への各種給付金支給事業等により令和2年度以前と比較すると増加となっています。投資的経費である普通建設事業費については、平成25年度から平成27年度まで実施した本庄東中学校建設事業、平成26年度に実施した市民活動交流センター（はにぼんプラザ）や児玉総合支所（アスピアこだま）の建設事業、平成28年度に実施した健康づくり推進拠点施設（保健センター）整備事業等により大きく変動しており、令和5年度は中学校大規模改修事業、庁舎改修事業等により、前年度と比較して約75%の増加となっています。

経費である補助費等については、令和2年度は特別定額給付金給付事業、令和4年度はキャッシュレス決済（Pay Pay）による消費活性化事業により増加となっています。

【市の歳入・歳出(普通会計・決算)の推移】

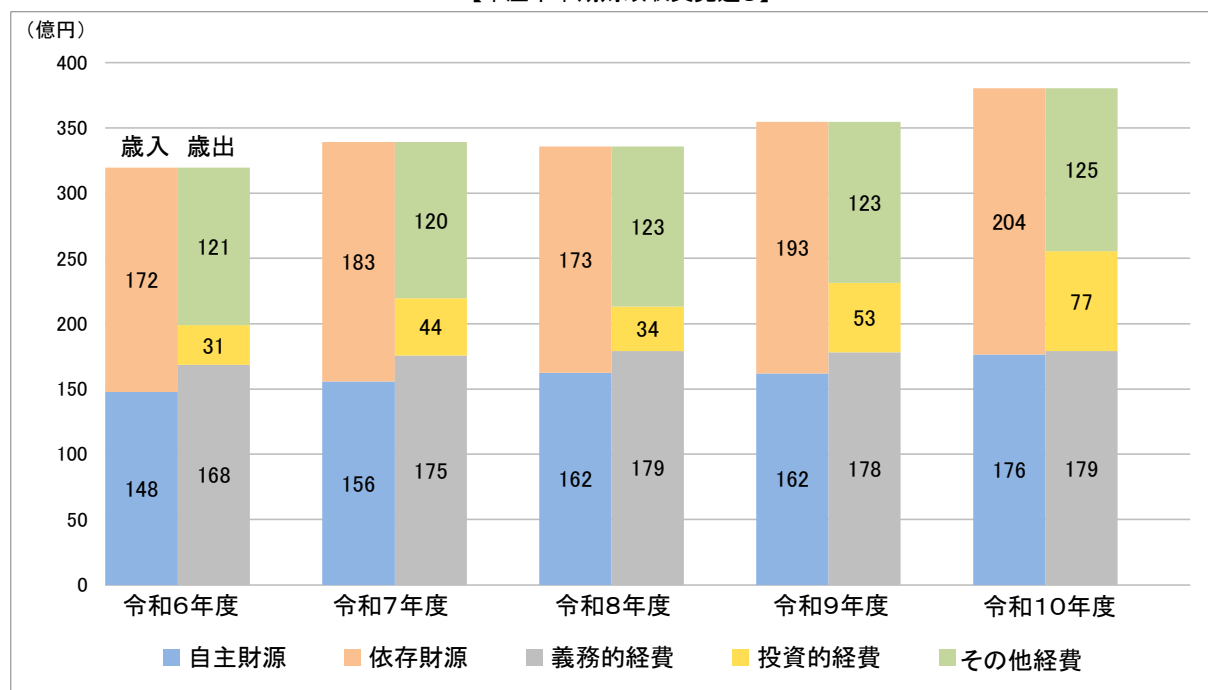


(資料:本庄市の財政状況の概要)

2) 財政収支の見通し

本庄市中期財政収支見通し（令和6年度～令和10年度）においては、公共施設の改修・更新等により、投資的経費は増加する見込みです。

【本庄市中期財政収支見通し】



(出典:本庄市中期財政収支見通し(令和6年度～令和10年度))

2. 公共施設の概況

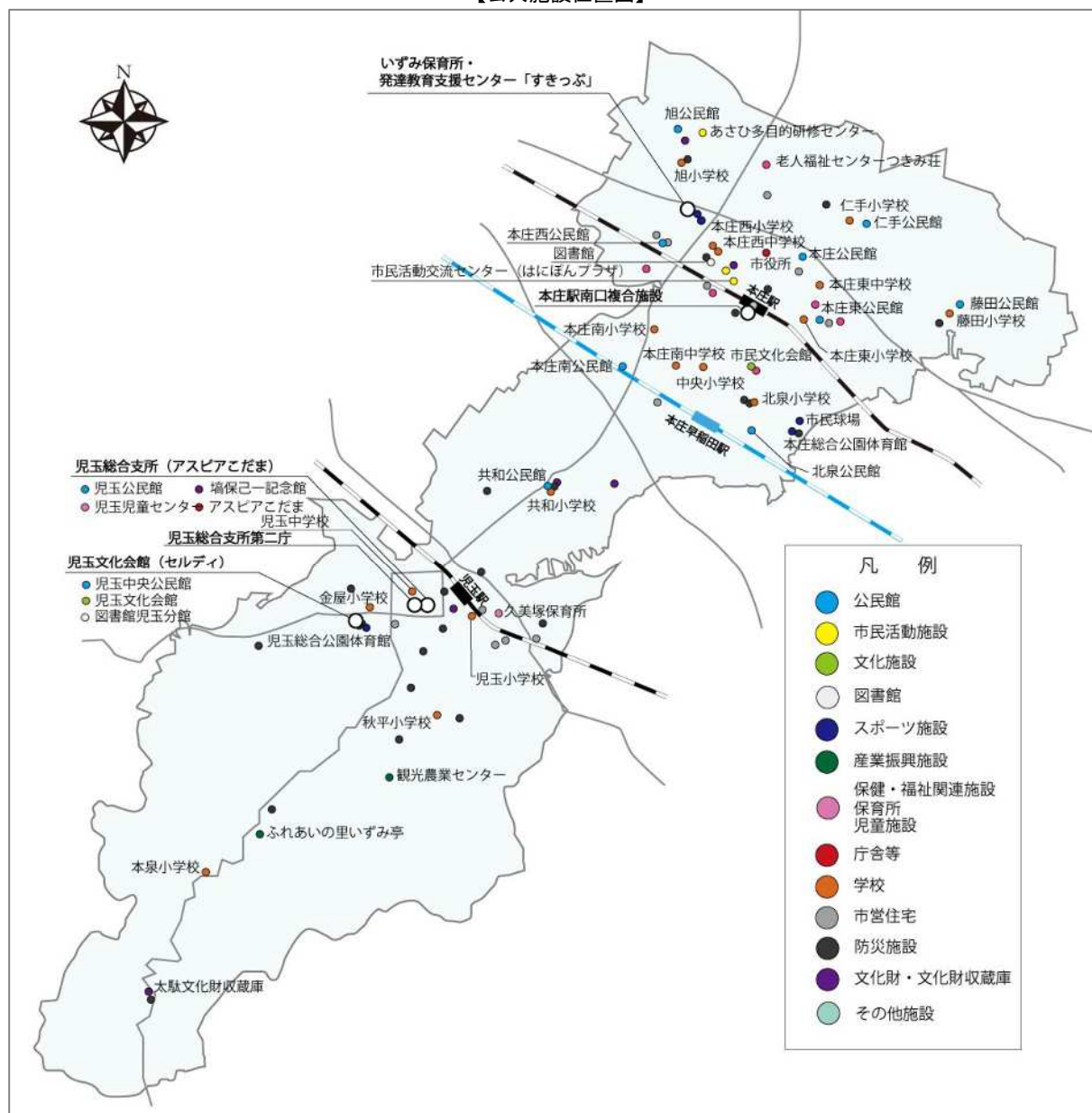
(1) 立地状況

本市市内の施設の立地状況については、本庄駅（JR 高崎線）、児玉駅（JR 八高線）の周辺に主要な施設が集積しています。

一方、土地区画整理事業により整備された本庄早稲田駅（JR 上越新幹線）近隣では公共施設（市有建築物）の新設等を行われていない状況となっています。

なお、公民館や学校等、地域コミュニティを担う施設が各地域に設置されています。地域別には、特に本庄北地域、児玉北地域に多くの施設が設置されています。

【公共施設位置図】



(2) 施設保有量と推移

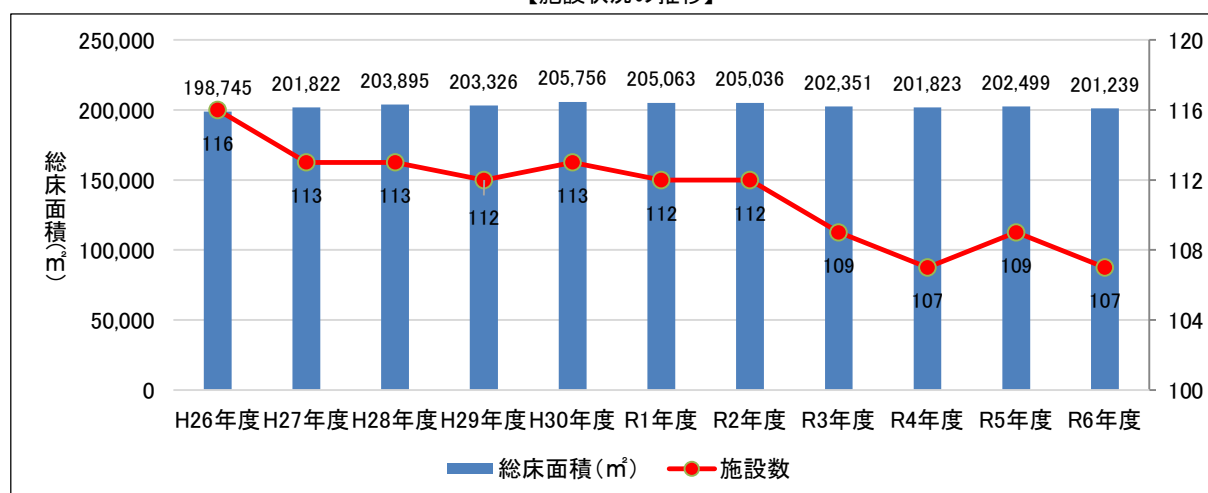
本市は、令和6年度時点、機能別施設数で107施設、総床面積で201,239㎡の公共施設（ハコモノ施設）を保有しています。令和6年の本市の人口は77,013人となっていることから、公共施設の市民1人当たり延床面積は約2.6㎡となっています。

また、施設種別では学校が51.9%と最も多く、次いで市営住宅が13.9%となっています。

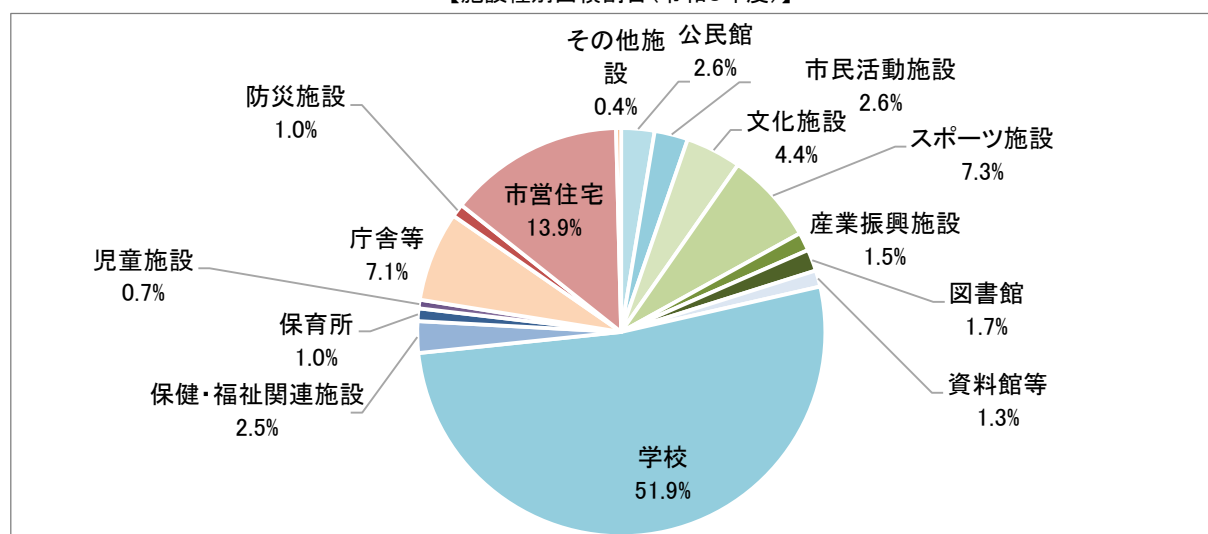
【公共施設総量(令和6年度) 単位:㎡】

施設分類	延床面積	施設分類	延床面積
複合施設	12,384	保育所	887
公民館	3,677	児童施設	1,046
市民活動施設	5,325	庁舎等	11,893
文化施設	5,716	学校	104,541
図書館	2,820	市営住宅	27,972
スポーツ施設	14,628	防災施設	2,087
産業振興施設	497	文化財・文化財収蔵庫	2,079
保健・福祉関連施設	4,863	その他施設	824
		合 計	201,239

【施設状況の推移】



【施設種別面積割合(令和6年度)】



(3) 老朽化の状況

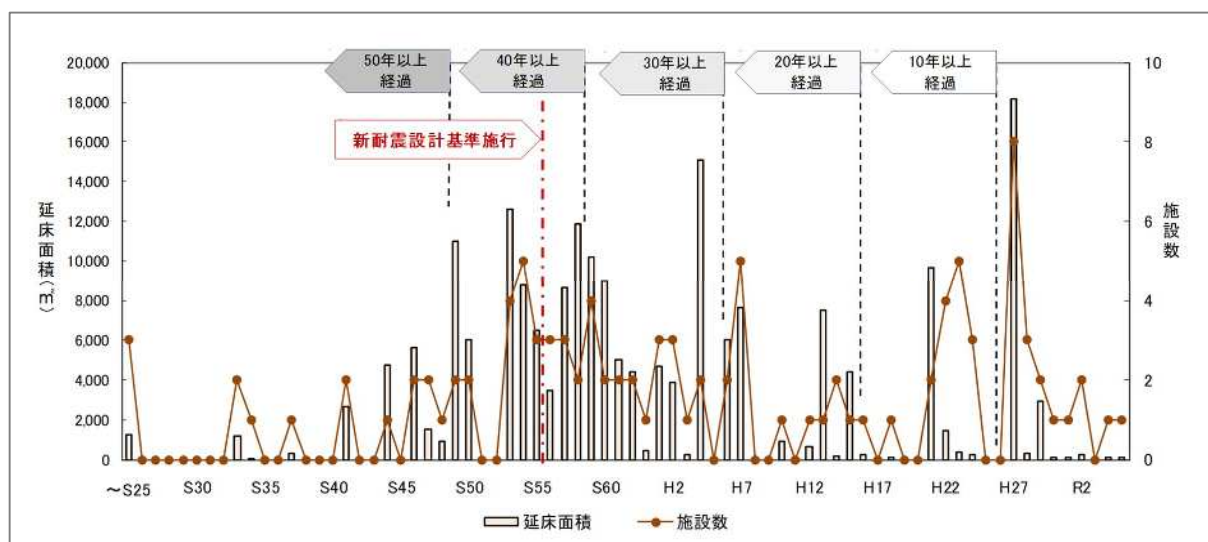
昭和40年代後半から昭和50年代後半にかけて、小学校（北泉小学校、本庄南小学校等）、中学校（本庄西中学校、本庄南中学校等）、市営住宅（久美塚市営住宅、泉町市営住宅等）、公民館（本庄公民館、共和公民館等）等の多くの施設を整備しています。

近年では、平成27年に「市民活動交流センター（はにぼんプラザ）」、「児玉総合支所（アスパiaこだま）」、平成29年に「保健センター」、令和になって消防団器具置場（第二分団、第三分団等）を整備しています。

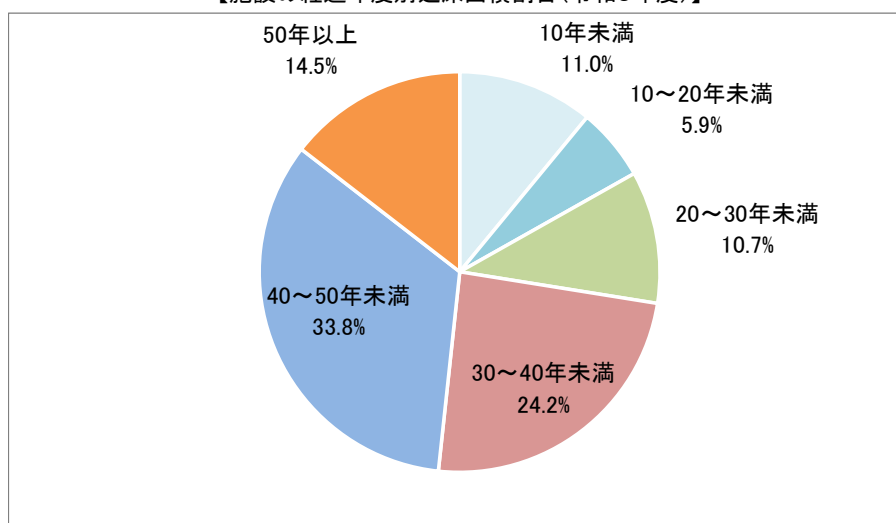
延床面積ベースでは、築後20年以上を経過する施設が全体の約80%、築後30年以上を経過する施設が全体の約70%、築後40年以上を経過する施設が全体の約50%を占めており、主に施設規模が比較的大きい学校施設（本庄南中学校、本庄西中学校、本庄西小学校等）、市営住宅（四方田市営住宅、田中市営住宅等）が築後40年以上を経過しています。

新耐震設計基準施行（昭和56年6月）以前に建設された施設のうち、学校施設については全ての施設において耐震改修の対応が行われていますが、一部の小規模施設（14施設）については、耐震性能は未確認の状態です。

【施設の年度別整備状況】



【施設の経過年度別延床面積割合(令和5年度)】



(4) 学校施設の状況

1) 施設数及び児童生徒数

本庄市立小・中学校の学校数は小学校 13 校、中学校 4 校で以下の表のとおりです。
 なお、本泉小学校については、平成 23 年度より休校となっています。

【本庄市立小・中学校一覧】

名称		住所	延床 面積	建築 年月	令和6年度		
					児童生徒数 (人)	学級数 (学級)	
						通常 学級	特別 支援
1	本庄東小学校	本庄市日の出 1-2-1	8,657	S60.3	627	19	6
2	本庄西小学校	本庄市千代田 4-3-2	6,993	S53.8	262	12	4
3	藤田小学校	本庄市牧西 1171	4,280	S53.3	84	6	2
4	仁手小学校	本庄市仁手 618	3,180	S59.3	45	4	2
5	旭小学校	本庄市都島 78	4,764	S46.4	249	11	3
6	北泉小学校	本庄市北堀 1871-1	5,202	S49.3	419	16	2
7	本庄南小学校	本庄市栄 3-6-24	5,682	S50.5	407	13	4
8	中央小学校	本庄市緑 1-16-1	7,408	S54.6	535	18	6
9	児玉小学校	本庄市児玉町児玉 1355-1	5,788	S49.7	453	14	5
10	金屋小学校	本庄市児玉町金屋 1116-1	3,748	S61.7	222	7	4
11	秋平小学校	本庄市児玉町秋山 2531	3,167	H04.2	91	6	2
12	本泉小学校	本庄市児玉町河内 660	2,389	S59.3	0	0	0
13	共和小学校	本庄市児玉町蛭川 895-1	4,024	H01.3	154	6	2
小学校 計					3,548	132	42
1	本庄東中学校	本庄市日の出 4-2-45	11,294	H27.2	360	10	6
2	本庄西中学校	本庄市千代田 4-3-1	7,858	S57.3	297	9	4
3	本庄南中学校	本庄市緑 3-13-1	10,564	S57.7	684	18	3
4	児玉中学校	本庄市児玉町八幡山 438	9,543	H21.7	479	13	5
中学校 計					1,820	50	18

※令和6年5月1日時点の公立学校施設台帳に基づいて算出(学級数を除く。)

※延床面積は併設施設の面積を含む。

※建築年月は管理棟、普通教室及び特別教室棟で最も古い建築物の建築年月を記載。

※仁手小学校の通常学級は複式学級を含む。

2) 配置状況

本庄市立小・中学校の配置状況及び学区は、以下の図のとおりです。

【本庄市立小学校位置図】



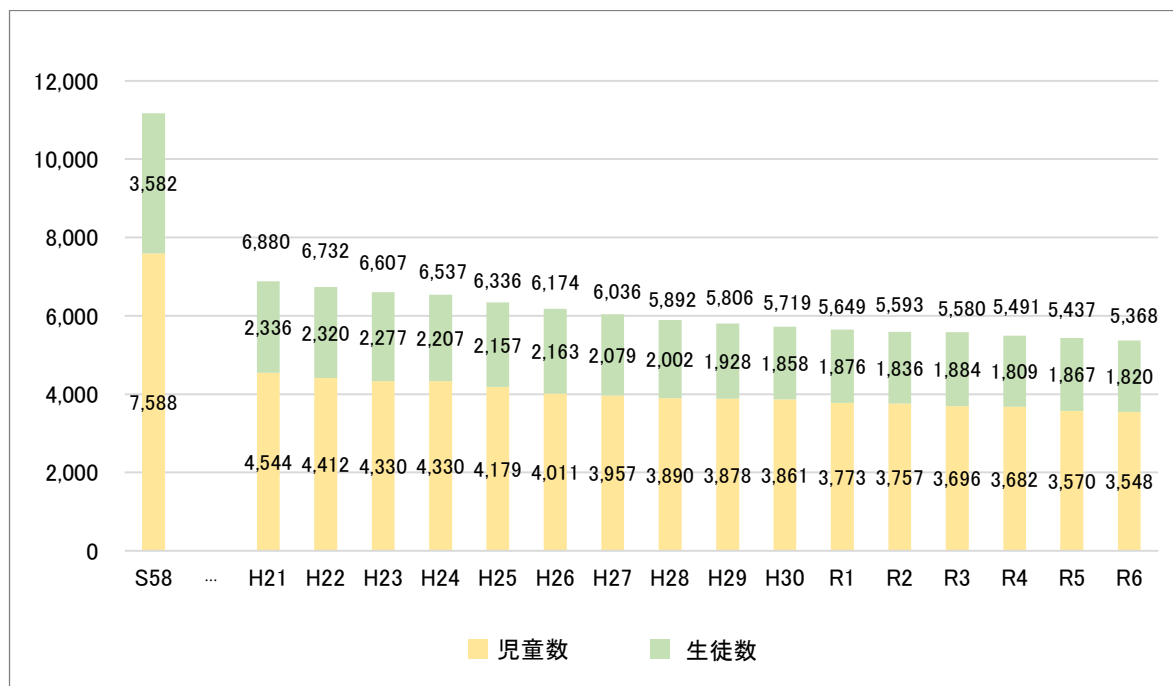
【本庄市立中学校位置図】



3) 児童生徒数の推移

本庄市立小・中学校の児童生徒数の近年の推移を見ると、昭和 58 年度のピーク時から半数以下となっています。また、直近の 15 年間では、児童数は約 22% (▲996 人)、生徒数は約 22% (▲516 人) の減少となっています。

【児童生徒数の推移 単位:人】



また、将来推計においても、いずれの小・中学校も今後更なる児童生徒数の減少が見込まれています。

【小学校別児童数の推計 単位:人】

学校名	住民基本台帳による児童数※1		将来推計による児童数※2				
	令和6年	令和 12 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年	令和 32 年
本庄東小学校	627	539	530	489	465	440	401
本庄西小学校	262	205	219	201	190	181	163
藤田小学校	84	75	92	85	80	77	70
仁手小学校	45	39	42	39	38	35	31
旭小学校	249	221	198	182	171	160	149
北泉小学校	419	325	269	254	238	216	198
本庄南小学校	407	338	359	334	310	286	266
中央小学校	535	463	401	370	350	327	301
児玉小学校	453	281	280	268	251	236	221
金屋小学校	222	154	196	182	170	162	151
秋平小学校	91	64	83	78	74	70	65
本泉小学校	0	0	0	0	0	0	0
共和小学校	154	117	144	135	124	116	103

※1 令和 12 年の児童数については、令和6年5月1日時点の住民基本台帳に登録されているこどもの数を学校区分に抽出して算出。

※2 国立社会保障・人口問題研究所公表の推計値を採用して算出。

【中学校別生徒数の推計 単位:人】

学校名	住民基本台帳による児童数※1		将来推計による児童数※2				
	令和6年	令和12年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
本庄東中学校	360	382	356	319	299	286	270
本庄西中学校	297	267	230	204	191	181	170
本庄南中学校	684	667	555	499	474	441	406
児玉中学校	479	431	375	342	329	304	288

※1 令和12年の児童数については、令和6年5月1日時点の住民基本台帳に登録されているこどもの数を学校区分に抽出して算出。

※2 国立社会保障・人口問題研究所公表の推計値を採用して算出。

4) 学校規模（学級数）

①国における適正規模の考え方

全国的に学校の小規模化が進行する中で、文部科学省は、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下「手引」といいます。）を策定しました。この手引で小・中学校の適正規模に関する考えを以下のように示しています。

【小・中学校の適正規模に関する国の考え】

少子化の進展が予想される中、望ましい規模を小学校は全学年でクラス替えができる「1学年2学級以上」、中学校は教科担任が学習指導できる「9学級以上」とする。

小学校・・・各学年2学級～3学級（全学年合計12学級～18学級）

※1学年2学級以上

中学校・・・各学年4学級～6学級（全学年合計12学級～18学級）

※少なくとも9学級以上

②本市における学級数の状況

本庄市立小・中学校の学級数は以下のとおりであり、国における適正規模に合致している学校は小学校が5校、中学校が4校になります。

一方、国における適正規模に合致していない学校は、複式学級のある小学校が1校、単学級のある小学校が5校、適正規模を超える小学校が1校となっています。

【学校規模の状況(令和6年度)】

学校名	学級数			
	通常学級	複式学級	特別支援学級	合計
本庄東小学校	19	0	6	25
本庄西小学校	12	0	4	16
藤田小学校	6	0	2	8
仁手小学校	2	2	2	6
旭小学校	11	0	3	14
北泉小学校	16	0	2	18
本庄南小学校	13	0	4	17
中央小学校	18	0	6	24
児玉小学校	14	0	5	19
金屋小学校	7	0	4	11
秋平小学校	6	0	2	8
本泉小学校	0	0	0	0
共和小学校	6	0	2	8
本庄東中学校	10	0	6	16
本庄西中学校	9	0	4	13
本庄南中学校	18	0	3	21
児玉中学校	13	0	5	18

5) 学校プールの状況

学校のプール施設については、建築後 30 年を超える学校が全 16 校中 14 校（休校中の本泉小学校を除く。）であり、全体の約 88%と老朽化が進行しています。

学校プール施設は昭和 30 年代から 40 年代に集中して整備されており、今後、一斉に施設の改修や更新時期を迎えることから、各校のプールをそれぞれ維持した場合には、多額の費用を要します。

また、水泳授業は6月上旬から7月下旬の約2か月間で実施され、期間中は梅雨時期であることや、近年の猛暑による熱中症予防のために授業を中止することもあり、天候等の制約を受けることが多く、計画的な実施が困難です。

さらに、プールの清掃、水質等の点検、ろ過装置の操作、薬剤投入、休日中の管理等、プールの管理運営にかかる教職員の負担が大きくなっています。

(5) 有形固定資産減価償却率の推移

財務指標の1つである有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち、償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合です。法定の耐用年数に対して、資産の取得からどの程度経過しているのかを表しています。

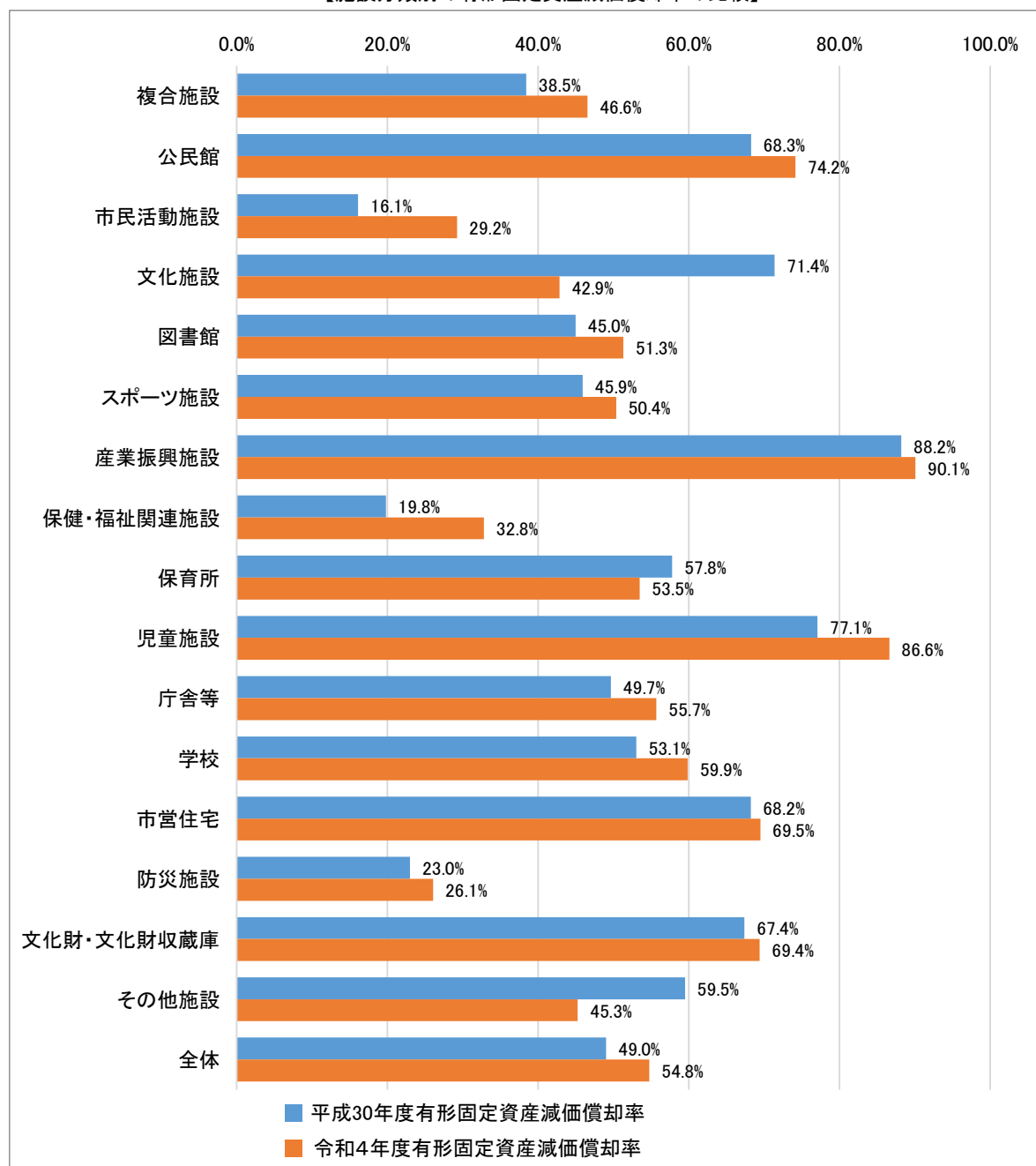
本市のハコモノ施設の有形固定資産減価償却率について、平成30年度と令和4年度との比較では、ほとんどの施設分類で減価償却が進み、合計も49.0%から54.8%へと増加しています。ただし、大規模改修を実施した文化施設（市民文化会館）とその他施設（本庄駅自由通路）については減少しています。

【施設分類別の有形固定資産減価償却率の推移】

施設分類	平成30年度		令和4年度		増減
	建築物別 施設数	有形固定資産 減価償却率	建築物別 施設数	有形固定資産 減価償却率	
複合施設	5 施設	38.5%	5 施設	46.6%	8.1%
公民館	9 施設	68.3%	9 施設	74.2%	5.9%
市民活動施設	4 施設	16.1%	4 施設	29.2%	13.1%
文化施設	1 施設	71.4%	1 施設	42.9%	-28.6%
図書館	1 施設	45.0%	1 施設	51.3%	6.3%
スポーツ施設	6 施設	45.9%	5 施設	50.4%	4.4%
産業振興施設	2 施設	88.2%	2 施設	90.1%	1.9%
保健・福祉関連施設	3 施設	19.8%	3 施設	32.8%	13.0%
保育所	2 施設	57.8%	1 施設	53.5%	-4.3%
児童施設	3 施設	77.1%	3 施設	86.6%	9.5%
庁舎等	2 施設	49.7%	1 施設	55.7%	6.0%
学校	17 施設	53.1%	17 施設	59.9%	6.8%
市営住宅	15 施設	68.2%	15 施設	69.5%	1.3%
防災施設	25 施設	23.0%	25 施設	26.1%	3.1%
文化財・文化財収蔵庫	8 施設	67.4%	6 施設	69.4%	2.0%
その他施設	3 施設	59.5%	2 施設	50.7%	-8.8%
合計	106 施設	49.0%	100 施設	54.8%	6.0%

※各年、固定資産税台帳より算出。

【施設分類別の有形固定資産減価償却率の比較】



(6) 利用状況

本項では施設機能別の利用者数・稼働率の比較上、複合施設については以下のとおり整理しています。

【児玉総合支所（アスパアこだま）】

児玉公民館（公民館）／児玉児童センター（児童施設）／児玉総合支所（庁舎等）／
塙保己一記念館（文化財・文化財収蔵庫）

【児玉文化会館（セルディ）】

児玉中央公民館（公民館）／児玉文化会館（文化施設）／図書館児玉分館（図書館）

【いずみ保育所・発達教育支援センター「すきっぷ」】

発達教育支援センター「すきっぷ」（保健・福祉関連施設）／いずみ保育所（保育所）

【本庄駅南口複合施設】

本庄駅南口複合施設・インフォメーションセンター（産業振興施設）

【児玉総合支所第二庁舎】

文化財整理室（文化財・文化財収蔵庫）

各施設の貸室の稼働率は、その貸室の設定する利用区分の年間総利用区分数に応じて算出しています。

【計算式】

稼働率（％）＝総利用区分数（年）÷（提供している利用区分数（日）×年間総開館日数）

【利用区分数の例（令和5年度）】

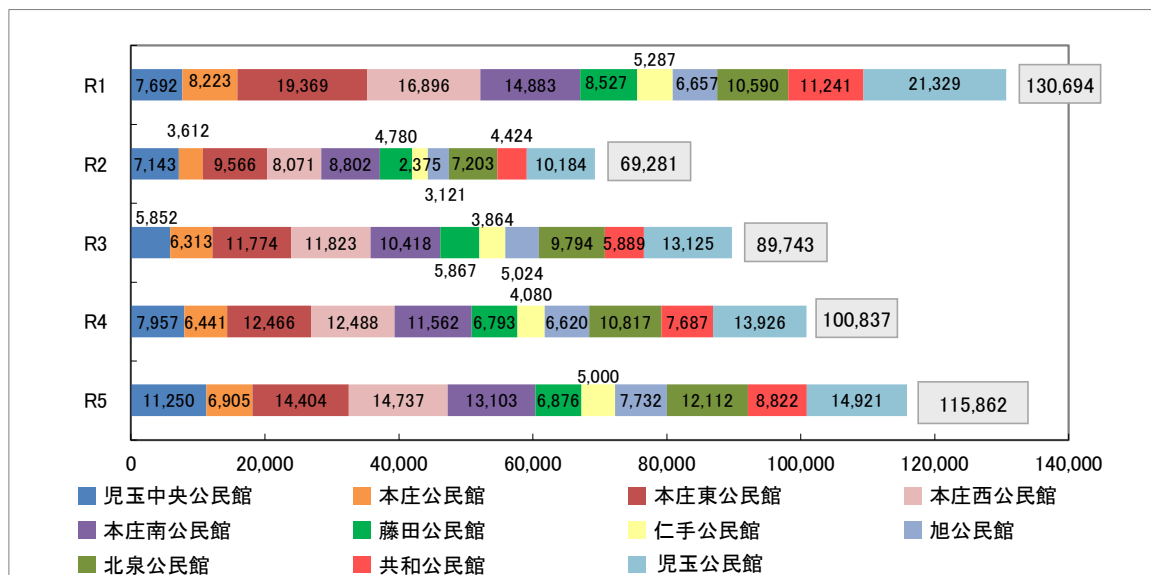
- ・本庄東公民館の各貸室：3区分／日、1,074区分／年
- ・市民活動交流センター（はにぽんプラザ）の各貸室：13区分／日、4,680区分／年
- ・本庄総合公園体育館（シルクドーム）アリーナ：25区分／日、8,925区分／年

1) 公民館

公民館の利用者数は、令和5年度に約116千人の利用があり、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は大きく減少しましたが、徐々に回復しています。

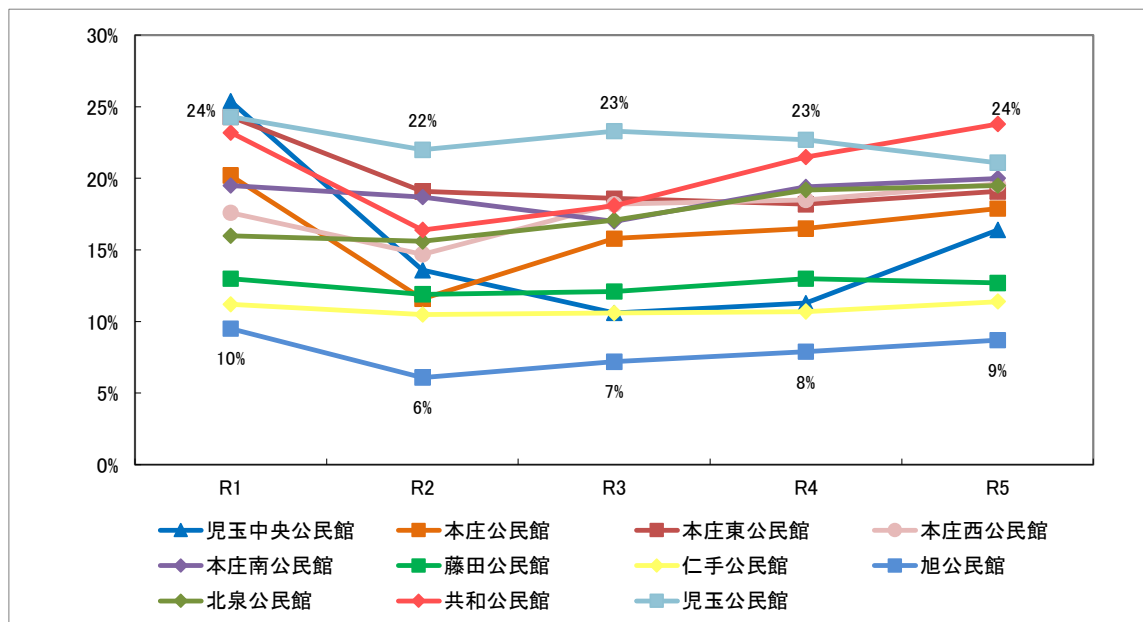
施設別の利用者数は、令和5年度では児玉中央公民館、本庄東公民館、本庄西公民館、本庄南公民館、北泉公民館、児玉公民館が多く、年間10千人を超えています。

【公民館利用者数の推移 単位:人】



貸室全体の平均稼働率は全ての施設が30%以下となっており、特に、旭公民館、仁手公民館、藤田公民館では、令和元年度から令和5年度の平均稼働率が6～13%と低くなっています。

【公民館貸室全体の平均稼働率の推移 単位：%】

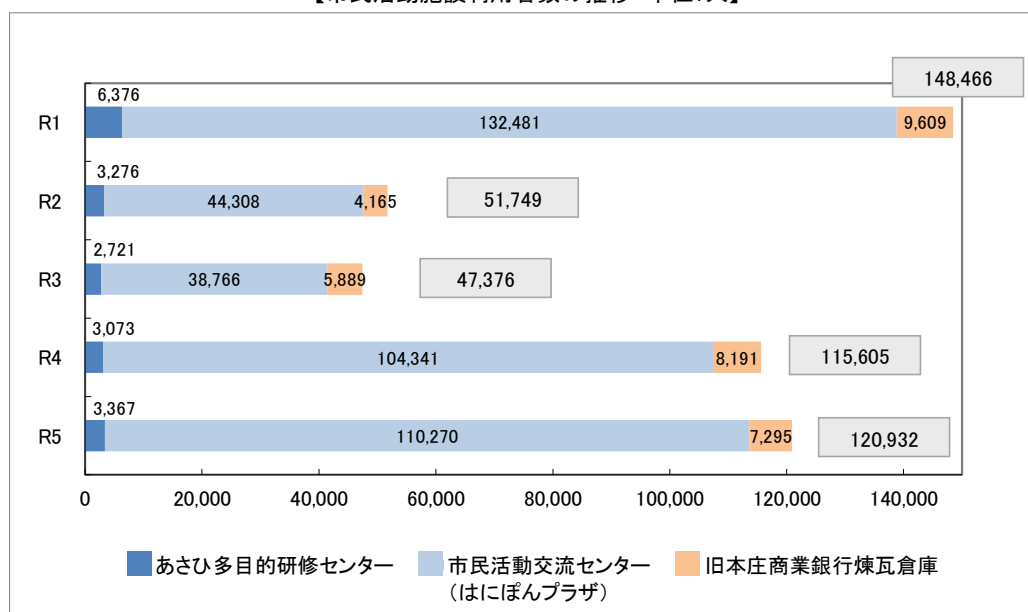


2) 市民活動施設

市民活動施設の利用者数は、令和5年度に約121千人の利用があり、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度、令和3年度は大きく減少しましたが、徐々に回復しています。

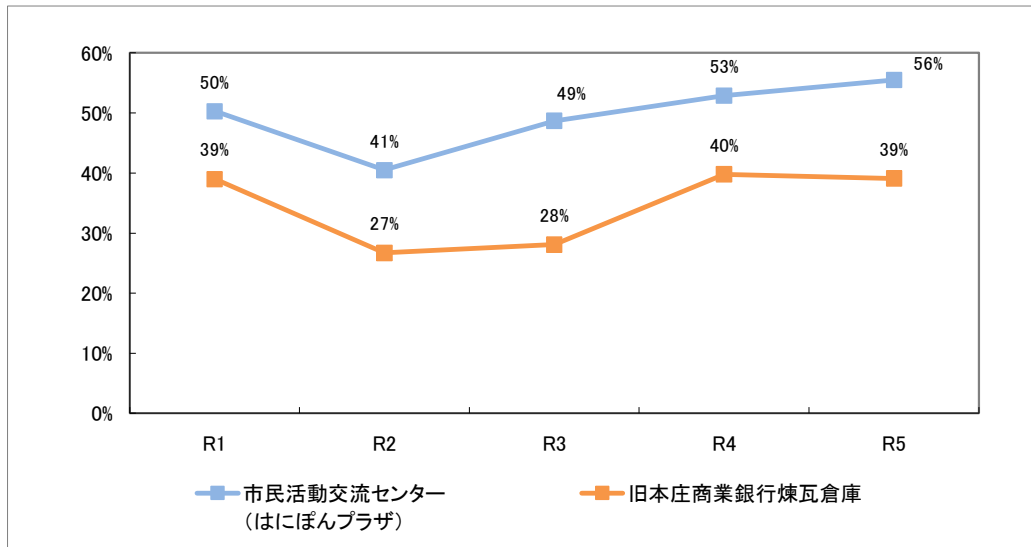
施設別の利用者数は、令和5年度では市民活動交流センター（はにぽんプラザ）が年間110千人を超えています。

【市民活動施設利用者数の推移 単位：人】



貸室全体の平均稼働率は、令和5年度時点で市民活動交流センター（はにぼんプラザ）が50%を超え、旧本庄商業銀行煉瓦倉庫は約40%となっています。

【市民活動施設貸室全体の平均稼働率の推移 単位: %】



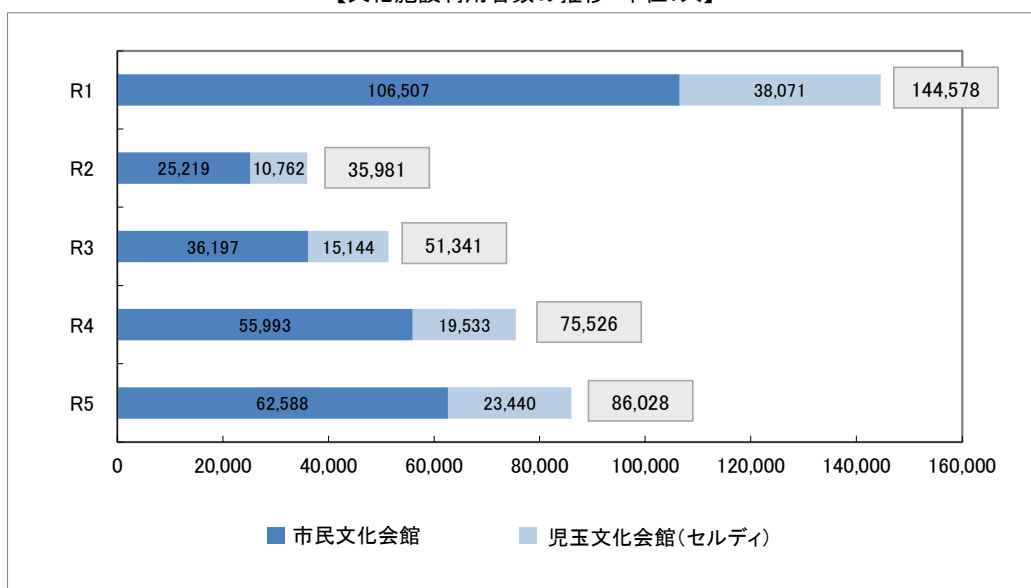
※あさひ多目的研修センターについては、稼働率の計測なし。

3) 文化施設

文化施設の利用者数は、令和5年度に約86千人の利用があり、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は大きく減少しましたが、徐々に回復しているものの、令和元年度の水準には戻っていません。

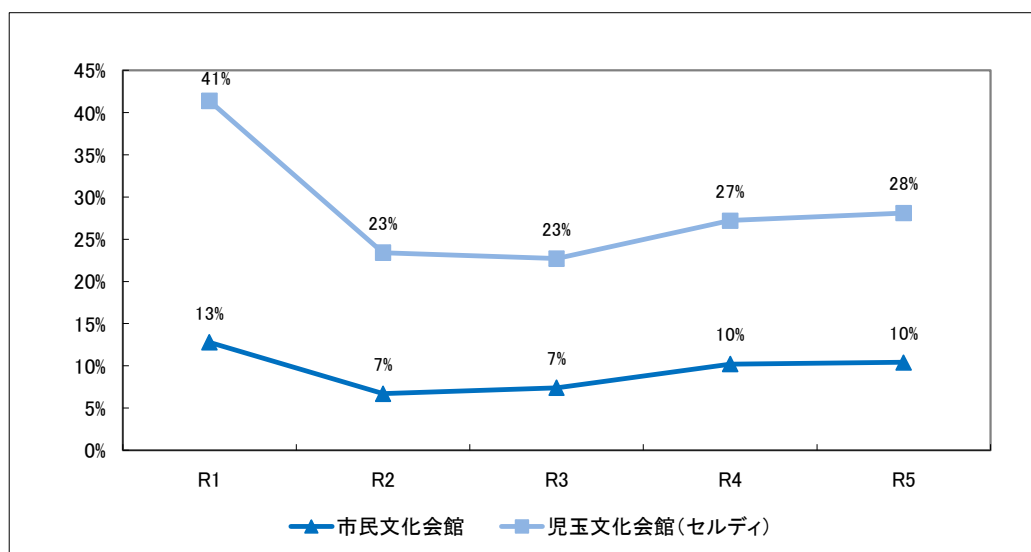
施設別の利用者数は、令和5年度では、市民文化会館は約63千人、児玉文化会館（セルディ）は約23千人となっています。

【文化施設利用者数の推移 単位: 人】



貸室全体の平均稼働率は、令和5年度時点で市民文化会館は約10%、児玉文化会館（セルディ）は約30%となっています。

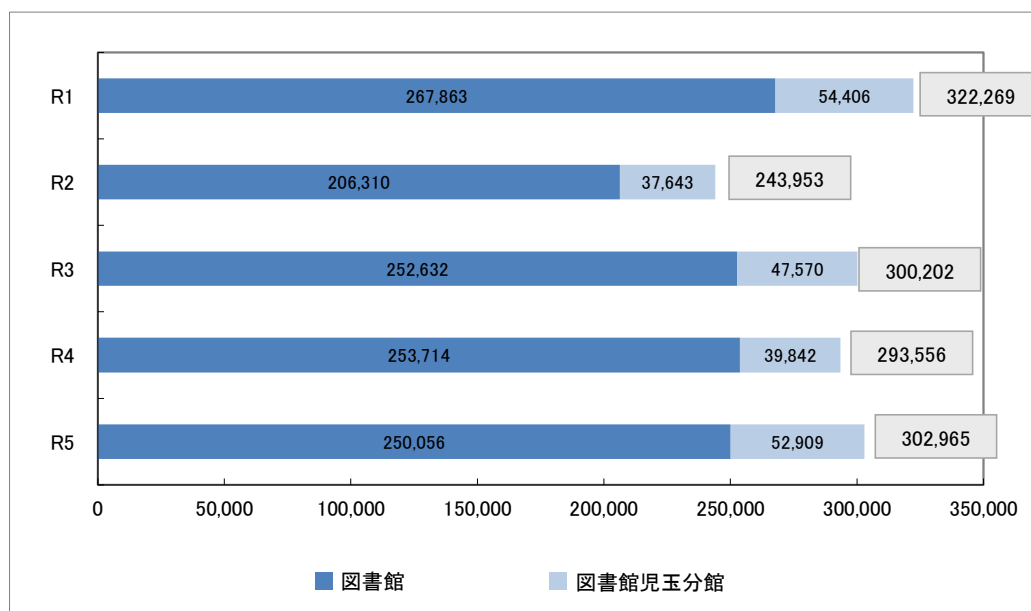
【文化施設貸室全体の平均稼働率の推移 単位：％】



4) 図書館

図書館の貸出点数は、令和5年度に約303千点の利用があり、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は大きく減少しましたが、徐々に回復しています。

【図書館貸出点数の推移 単位：点】

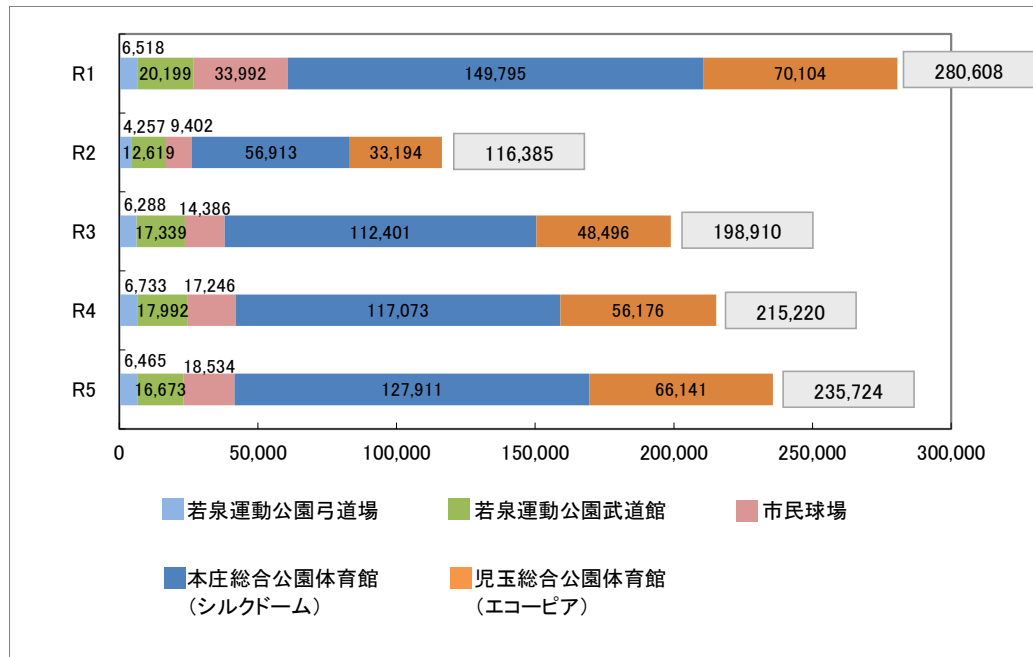


5) スポーツ施設

スポーツ施設の利用者数は、令和5年度は約236千人の利用があり、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は大きく減少しましたが、徐々に回復しています。

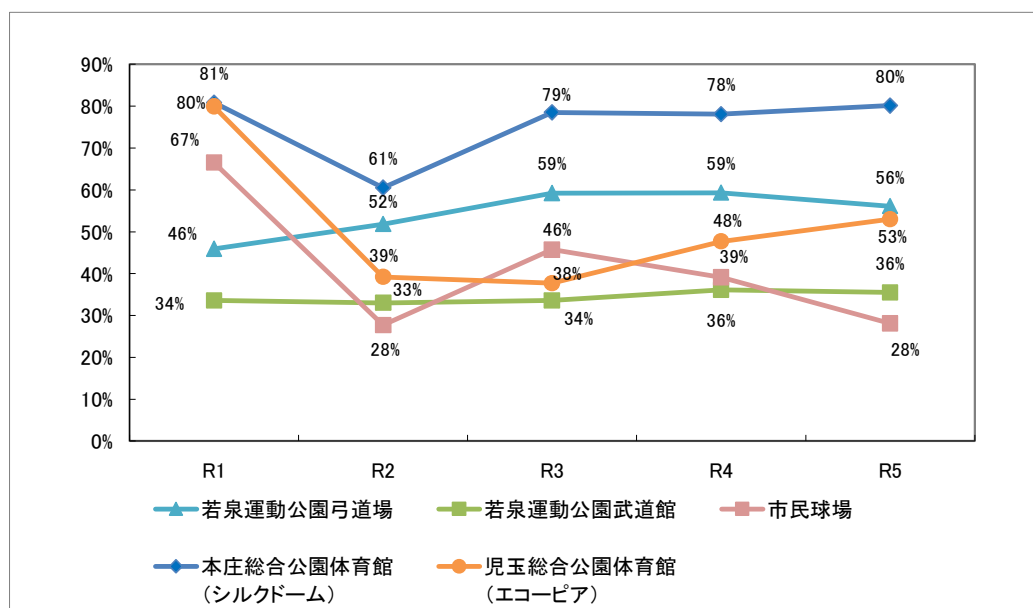
施設別の利用者数は、令和5年度では、本庄総合公園体育館（シルクドーム）は約128千人、児玉総合公園体育館（エコーピア）は約66千人となっています。

【スポーツ施設利用者数の推移 単位：人】



貸室全体の平均稼働率は、令和5年度時点で本庄総合公園体育館（シルクドーム）、若泉運動公園弓道場の稼働率が高く、令和5年度ではそれぞれ約80%、約56%となっています。

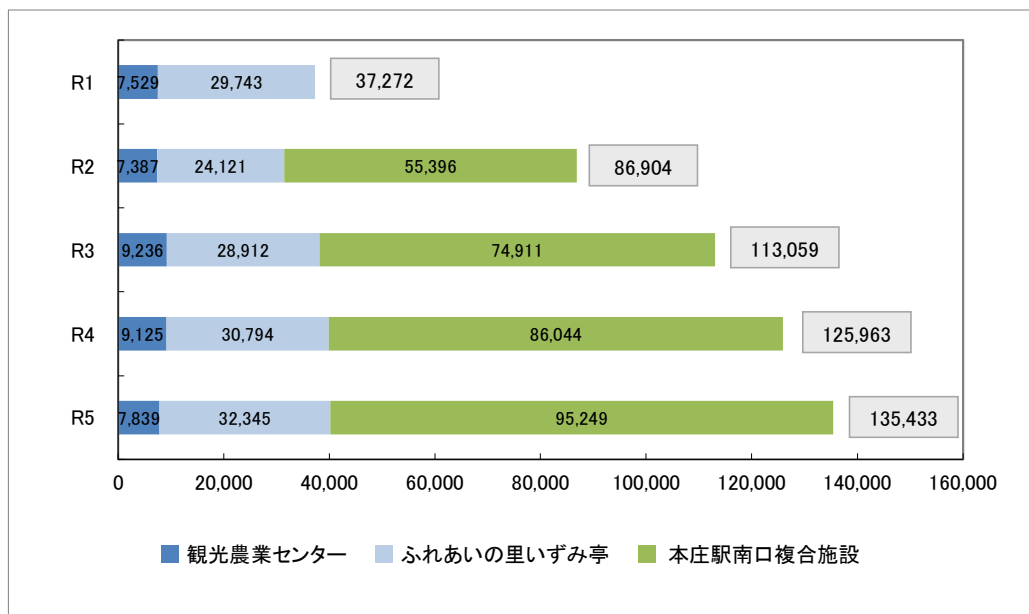
【スポーツ施設貸室全体の平均稼働率の推移 単位：%】



6) 産業振興施設

産業振興施設の利用者数は、令和5年度は約135千人の利用があり、令和2年度に本庄駅南口複合施設が供用開始されたことに伴い、増加しています。

【産業振興施設利用者数の推移 単位:人】



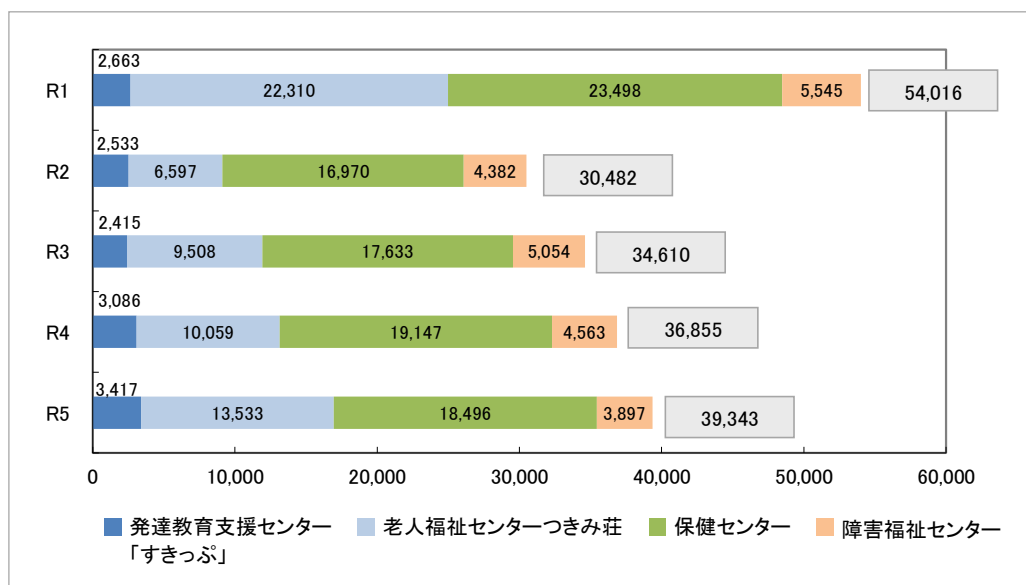
※観光農業センターは一般利用者数＋貸室利用者数、本庄駅南口複合施設はインフォメーションセンター＋貸室等の利用者数を計上。

7) 保健・福祉関連施設

保健・福祉関連施設の来所者数は、令和5年度に約39千人利用があり、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は大きく減少しましたが、徐々に回復しています。

施設別の来所者数は、老人福祉センターつきみ荘と保健センターの来所者数が高い割合を占めています。

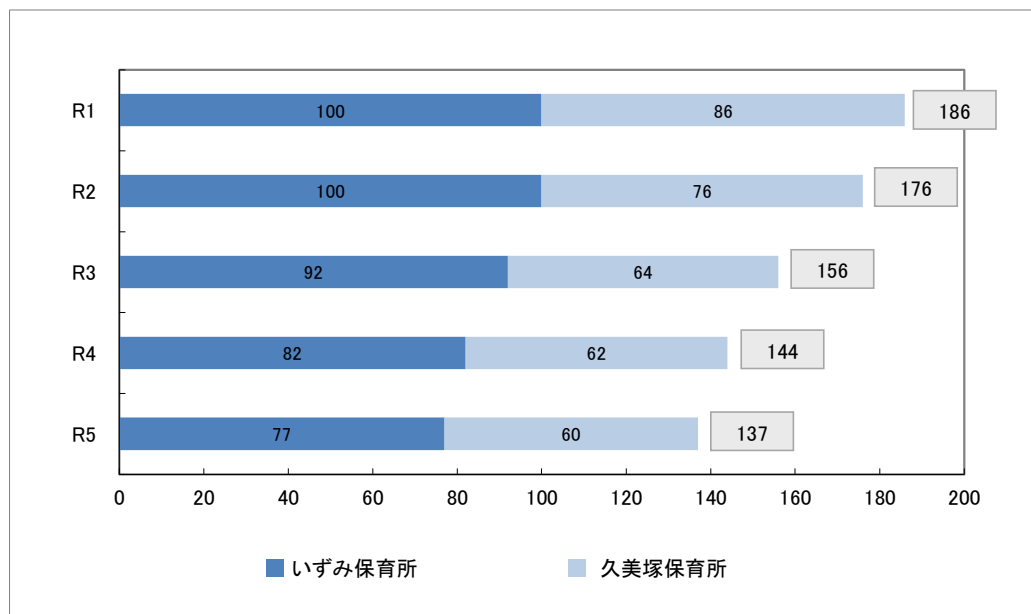
【保健・福祉関連施設来所者数の推移 単位:人】



8) 保育所

保育所の園児数は、令和5年度は137人であり、令和元年度より減少傾向にあります。施設別の園児数は、いずみ保育所、久美塚保育所共に減少しています。

【保育所園児数の推移 単位:人】

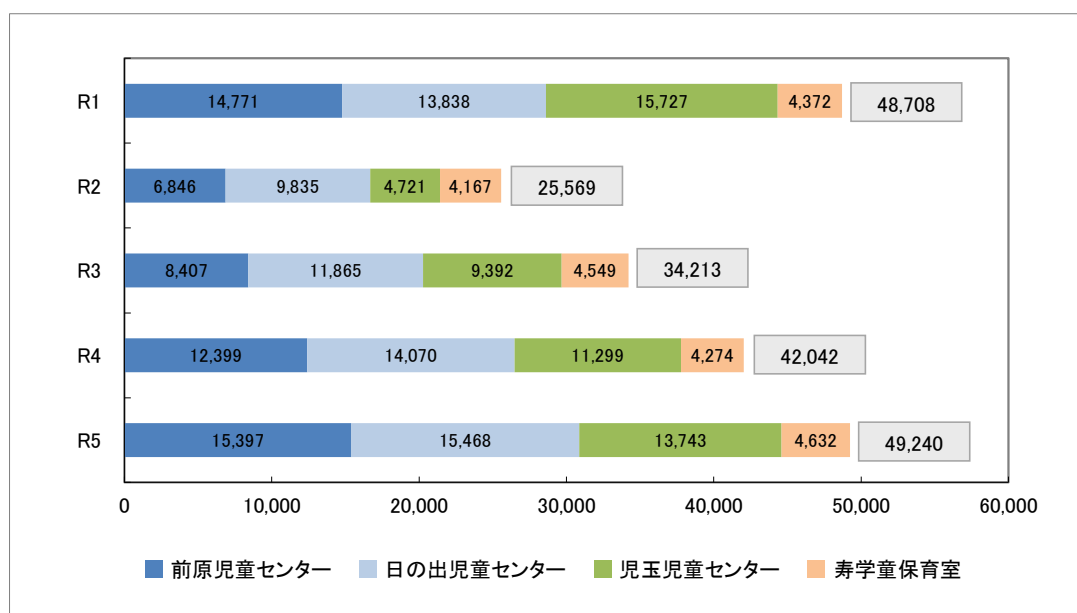


9) 児童施設

児童施設の利用者数は、令和5年度は約49千人であり、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は大きく減少しましたが、以前の水準まで回復しました。

施設別の利用者数は、前原児童センターと日の出児童センターが令和元年度より増加しています。

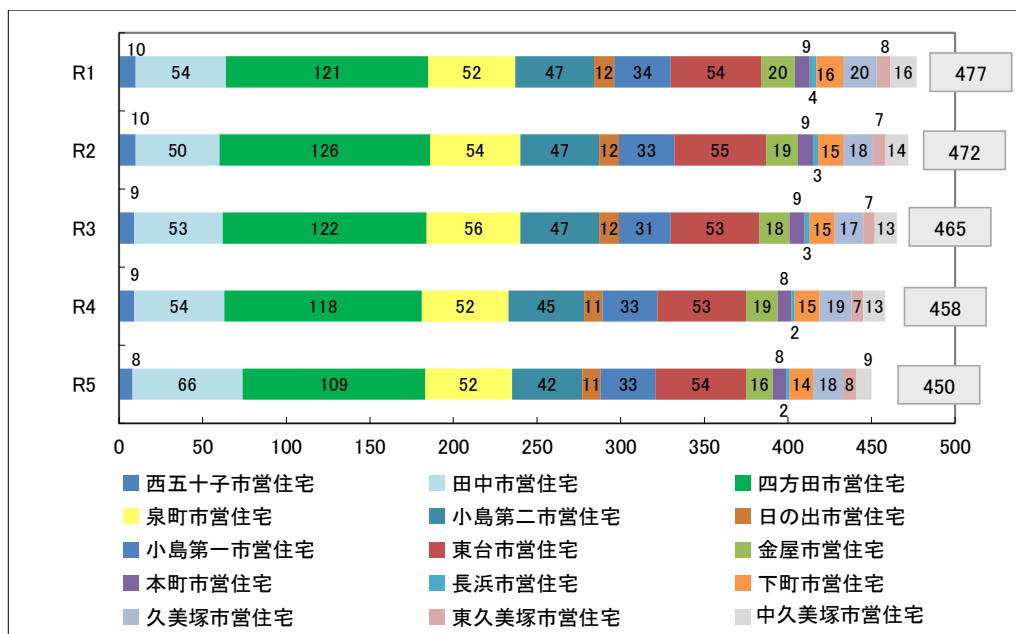
【児童施設利用者数の推移 単位:人】



10) 市営住宅

市営住宅の入居戸数は、令和５年度は４５０戸であり、令和元年度より減少しています。
施設別の入居戸数は、四方田市営住宅が減少しており、田中市営住宅は増加しています。

【市営住宅入居戸数の推移 単位：戸】

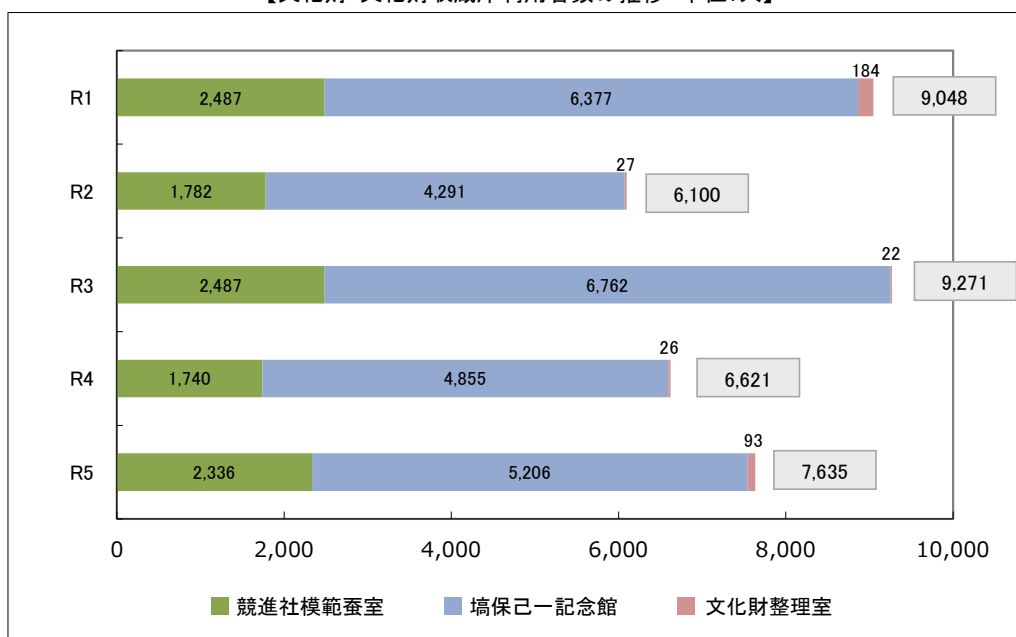


11) 文化財・文化財収蔵庫

文化財・文化財収蔵庫の利用者数は、令和５年度に約７．６千人の利用があり、令和元年度、令和３年度の約９千人より減少しています。

施設別の利用数は、塙保己一記念館が約４～７千人と多くなっています。

【文化財・文化財収蔵庫利用者数の推移 単位：人】



12) 貸室提供施設の利用者数のまとめ

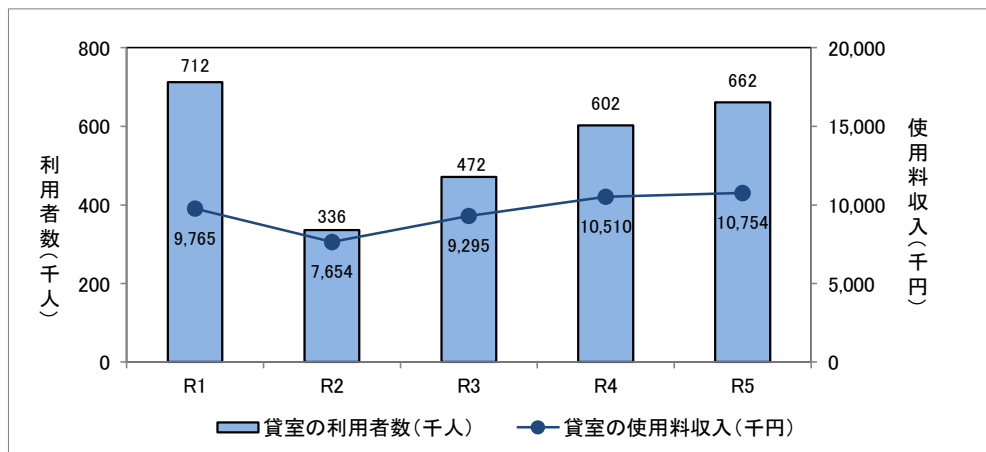
本計画対象施設のうち、貸室（会議室、ホール等）を提供している施設（公民館、文化会館、体育館等）は 23 施設となっています。

貸室を提供している施設の年間利用者数は、令和 5 年度は約 662 千人となっており、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和 2 年度には大きく減少しましたが、徐々に回復しています。

施設別には、令和 5 年度の実績ベースで、本庄総合公園体育館（シルクドーム）が約 128 千人、市民活動交流センター（はにぼんプラザ）が約 110 千人と 100 千人を超えており、次いで本庄駅南口複合施設が約 95 千人、児玉総合公園体育館（エコピア）が約 66 千人、市民文化会館が約 63 千人となっています。

公民館（11 施設）では、利用者数が約 5 千人～約 14 千人となっており、そのうち、10 千人以上の利用者数となっている施設は、児玉中央公民館、本庄東公民館、本庄西公民館、本庄南公民館、北泉公民館、児玉公民館の 6 施設です。

【貸室提供施設の年度別利用者数・使用料収入の推移】

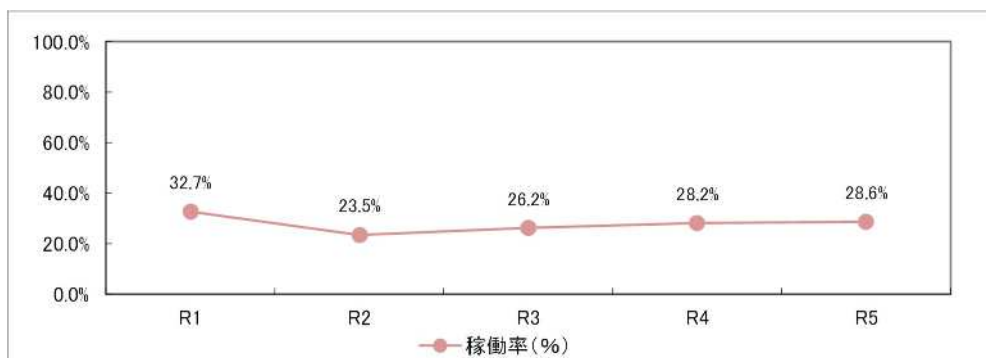


13) 貸室提供施設の稼働率のまとめ

貸室を提供している施設の過去 5 年間の稼働率の平均値については、約 24%～約 33% にとどまっています。

施設別には、令和 5 年度の実績ベースで、本庄総合公園体育館（シルクドーム）は平均稼働率が約 80%、市民活動交流センター（はにぼんプラザ）と若泉運動公園弓道場は平均稼働率で 50%を超えていますが、本庄南公民館、共和公民館と児玉公民館以外の 8 公民館は平均稼働率が 20%未満となっています。

【貸室提供施設の年度稼働率(平均値)の推移】



(7) 類似機能の配置状況

本計画の対象施設 107 施設のうち、類似しているものや利用範囲が近接・重複しているものを把握し、公共施設の施設方針の見直しについての判断材料の 1 つとして整理しました。

1) 集会施設等

施設が持つ機能（諸室）を施設別に整理すると、会議室や調理室（実習室）、和室、多目的室を持つ施設が多く、施設同士が類似した機能を持っています。

これらの類似機能の配置状況を施設の中心から徒歩圏内（800m）として作図しました。

【集会施設等の類似機能】

施設名称	会議室	調理室 (実習室)	和室	多目的室
児玉総合支所(アスパアこだま)【児玉公民館】	○	○	○	○
児玉文化会館(セルディ)【児玉中央公民館】	○		○	○
本庄駅南口複合施設	○			○
本庄公民館	○		○	○
本庄東公民館	○	○	○	○
本庄西公民館	○	○	○	○
本庄南公民館	○	○	○	○
藤田公民館	○	○	○	○
仁手公民館	○	○	○	○
旭公民館	○	○	○	○
北泉公民館	○	○	○	○
共和公民館	○	○	○	○
市民活動交流センター(はにぼんプラザ)	○	○	○	○
あさひ多目的研修センター	○	○		○
旧本庄商業銀行煉瓦倉庫				○
市民文化会館	○			○
本庄総合公園体育館(シルクドーム)	○			○
児玉総合公園体育館(エコーピア)	○			
観光農業センター	○		○	
老人福祉センターつきみ荘			○	○

なお、各地域単位で類似機能の配置状況の課題等を明らかにするため、本庄市都市計画マスタープランと同様に以下の 4 地域（本庄北地域、本庄南地域、児玉北地域、児玉南地域）としました。

〔本庄北地域〕 本庄都市計画区域のうち、高崎線以北の地域です。

〔本庄南地域〕 本庄都市計画区域のうち、高崎線以南の地域です。

〔児玉北地域〕 児玉都市計画区域のうち、本庄市に属する地域です。

〔児玉南地域〕 陣見山付近の自然公園区域及び秩父地域に隣接する都市計画区域外の区域の一帯です。

①会議室

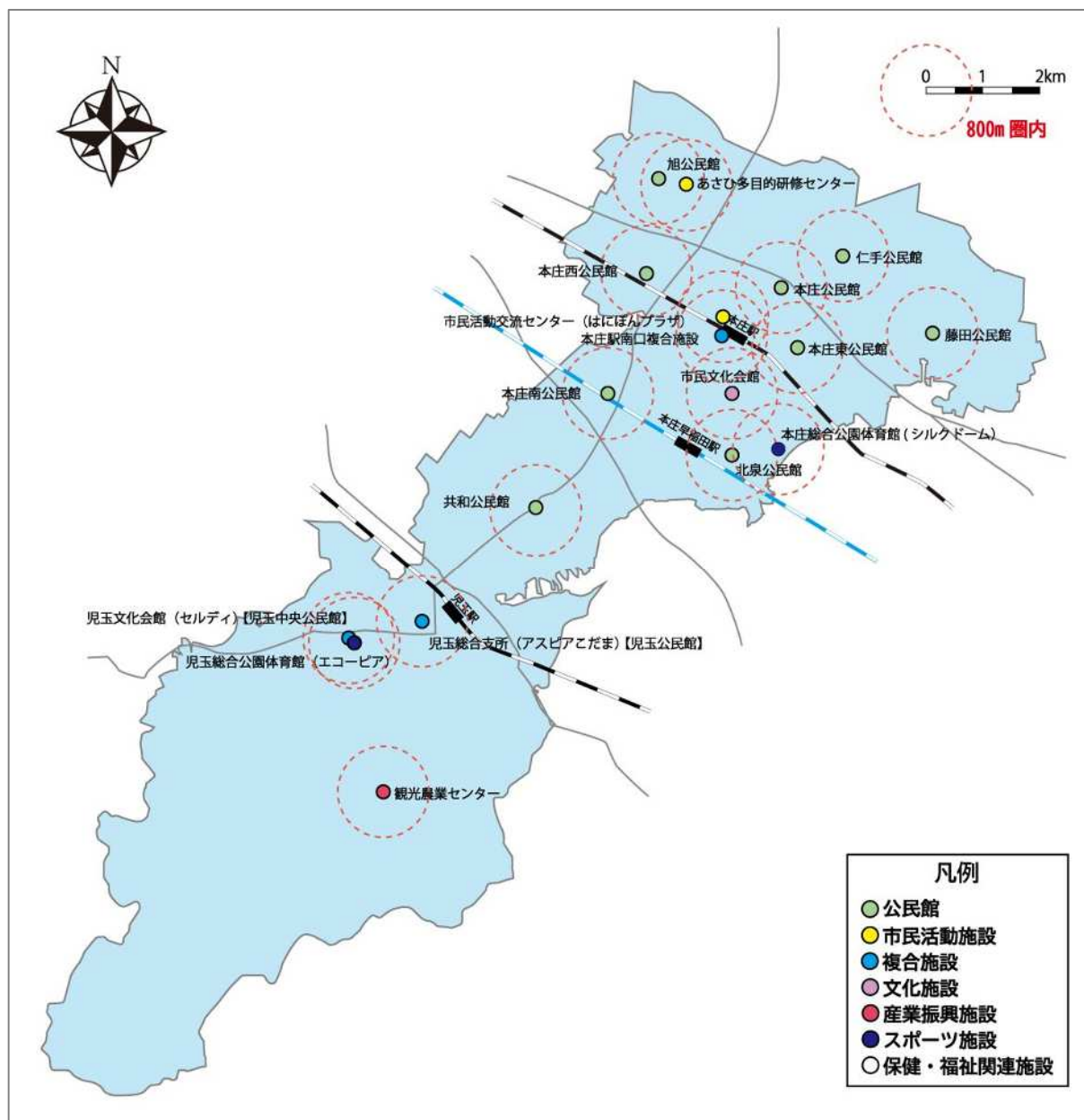
本庄北地域では、旭公民館とあさひ多目的研修センター、本庄公民館と仁手公民館、本庄公民館と本庄東公民館と市民活動交流センター（はにぼんプラザ）で利用圏域が重複しています。

本庄南地域では、本庄駅南口複合施設や市民文化会館、北泉公民館を始めとした複数の施設と利用圏域が重複しています。

児玉北地域では、児玉総合支所（アスパアこだま）【児玉公民館】と児玉文化会館（セルディ）【児玉中央公民館】、児玉総合公園体育館（エコピア）で利用圏域が重複しています。

児玉南地域では1施設となっています。

【機能圏域図(会議室)】

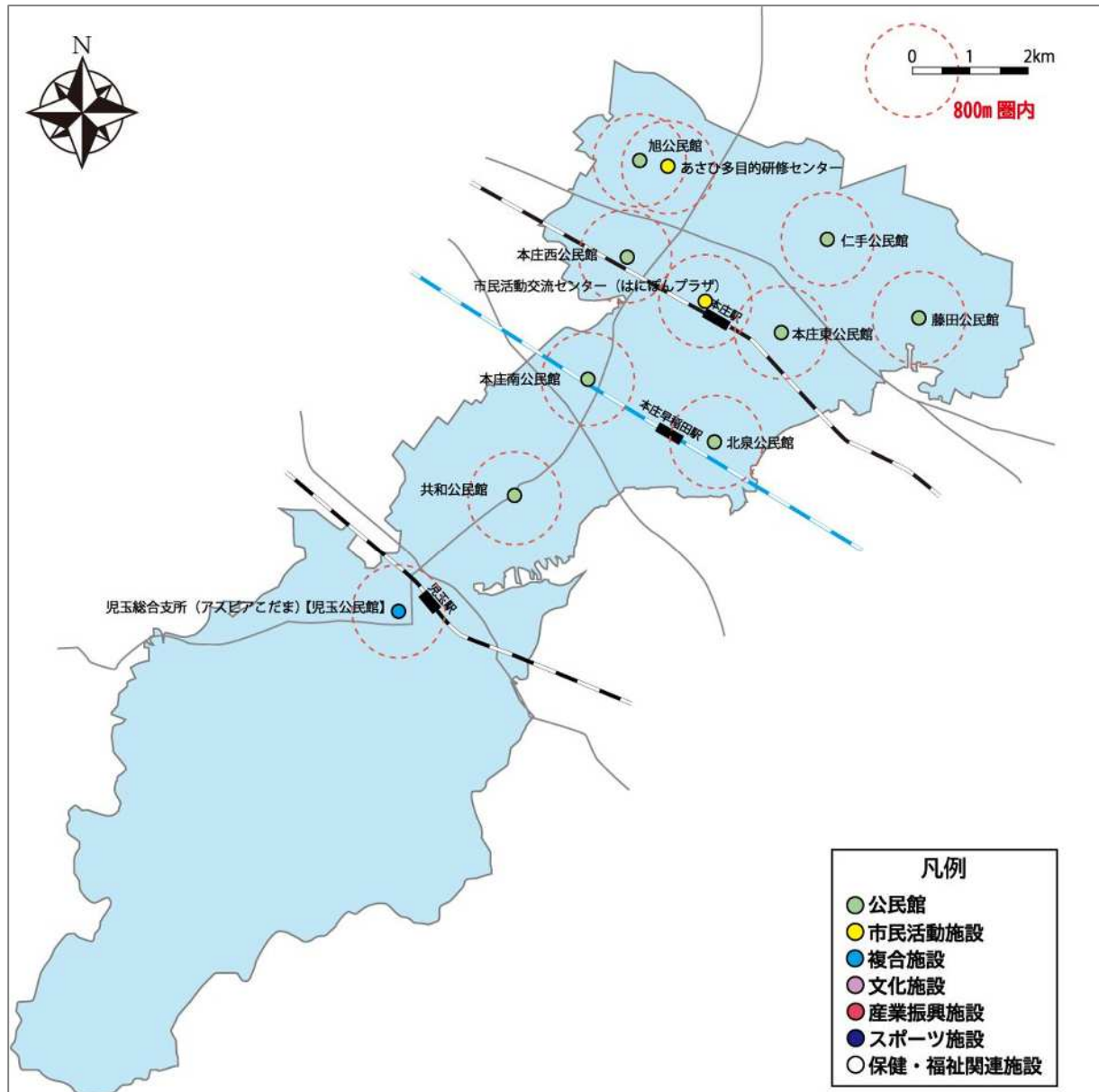


②調理室（実習室）

本庄北地域では、旭公民館とあさひ多目的研修センター、本庄東公民館と市民活動交流センター（はにぼんプラザ）で利用圏域が重複しています。

本庄南地域、児玉北地域では重複している施設はなく、児玉南地域では施設立地がありません。

【機能圏域図（調理室（実習室））】



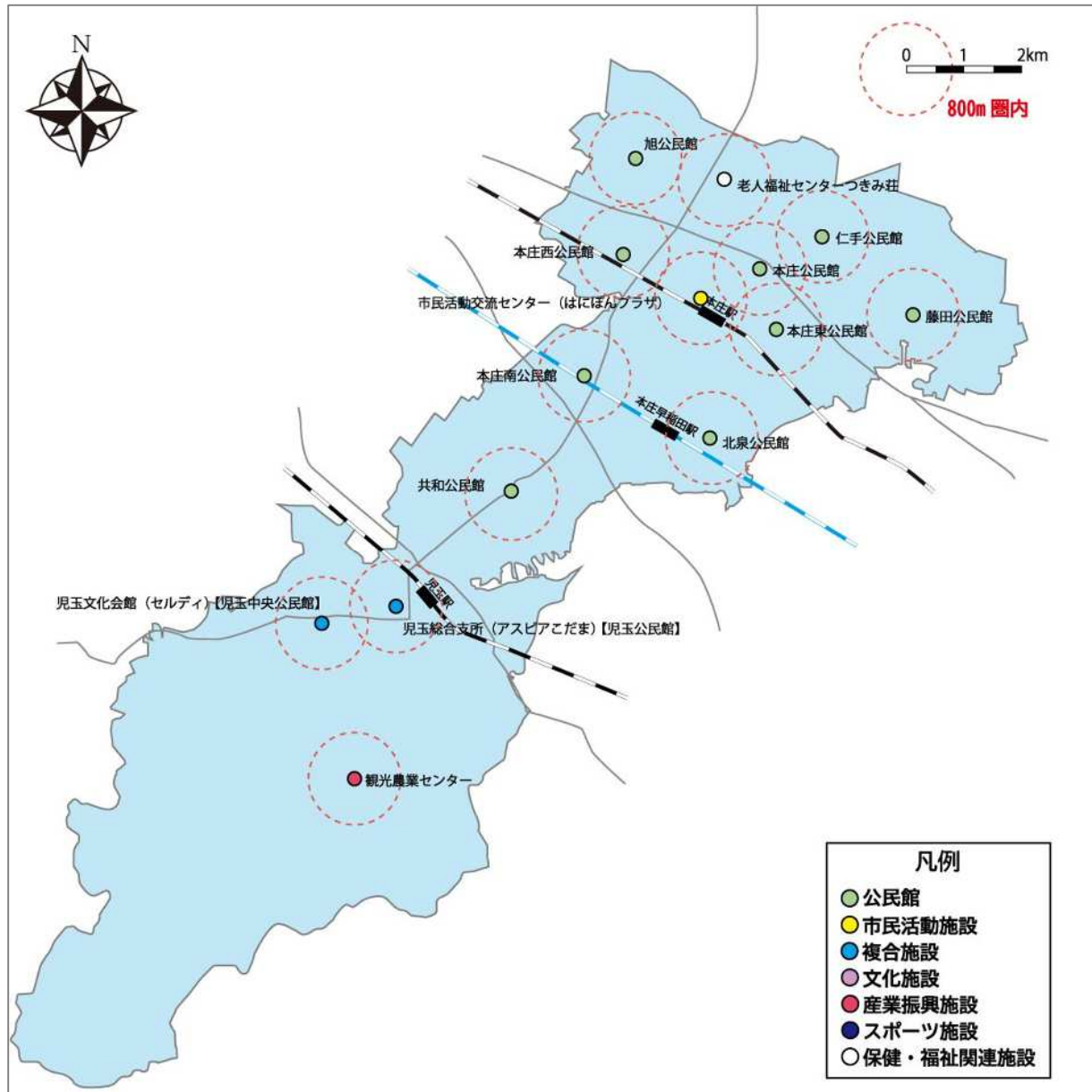
③和室

本庄北地域では、本庄公民館と仁手公民館、本庄公民館と本庄東公民館と市民活動交流センター（はにぼんプラザ）で利用圏域が重複しています。

本庄南地域では重複している施設はなく、児玉北地域では児玉総合支所（アスピアこだま）と児玉文化会館（セルディ）で利用圏域が重複しています。

児玉南地域では1施設となっています。

【機能圏域図(和室)】



④多目的室

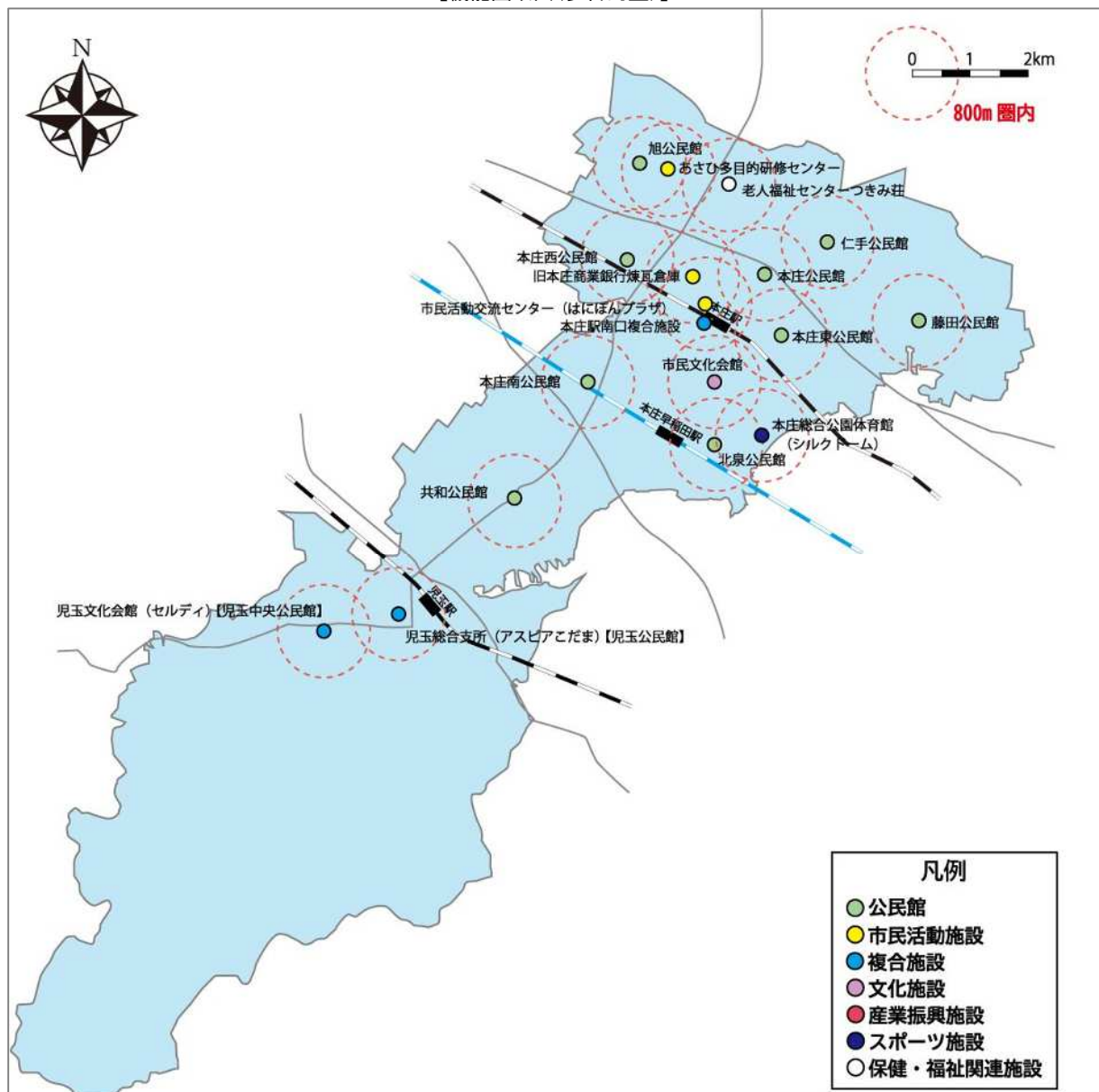
本庄北地域では、旭公民館とあさひ多目的研修センターと老人福祉センターつきみ荘のほか、本庄公民館や本庄東公民館では市民活動交流センター（はにぼんプラザ）を始めとした複数の施設と利用圏域が重複しています。

本庄南地域では、本庄駅南口複合施設や市民文化会館、北泉公民館を始めとした複数の施設と利用圏域が重複しています。

児玉北地域では、児玉総合支所（アスパアこだま）【児玉公民館】と児玉文化会館（セルディ）【児玉中央公民館】で利用圏域が重複しています。

児玉南地域では施設立地がありません。

【機能圏域図(多目的室)】



(8) 過去に行った対策の実績

公共施設維持保全計画策定（平成 29 年 3 月）以降に実施した公共施設等の長寿命化対策を含む改修等の主な実績は以下のとおりです。

【平成 29 年度以降の主な対策実施状況 1/2】

分類	実施年度	実施内容
複合施設	平成 29 年度	児玉総合支所第二庁舎屋根・外壁大規模改修
	平成 29 年度	本庄駅南口複合施設外壁計画改修
	令和2年度	本庄駅南口複合施設大規模改修
	令和5年度	児玉文化会館(セルディ)設備改修
公民館	平成 29 年度	本庄西公民館屋根部分改修
	平成 30 年度	本庄南公民館屋根部分改修
	令和元年度	本庄公民館屋根部分改修
	令和元年度～ 令和2年度	本庄東公民館屋根・設備部分改修
市民活動施設	令和3年度	市民活動交流センター(はにぽんプラザ)照明器具更新
	令和4年度	市民活動交流センター(はにぽんプラザ)設備部分改修
文化施設	令和元年度	市民文化会館屋根大規模改修
	令和2年度	市民文化会館ホール座席フロア改修
図書館	—	—
スポーツ施設	平成 30 年度	本庄総合公園体育館(シルクドーム)屋根部分改修、外壁 計画改修
	令和元年度	若泉運動公園武道館トイレ・更衣室外改修
	令和3年度	市民球場屋根部分改修、外壁部分改修
産業振興施設	令和5年度	ふれあいの里いずみ亭設備部分改修
保健・福祉関連施設	平成 29 年度	障害福祉センター外壁計画改修
	令和5年度	障害福祉センター屋根改修
保育所	令和5年度	いずみ保育園照明器具更新
児童施設	令和3年度	前原児童センター設備部分塗装修繕
庁舎等	令和3年度	市役所本庁舎屋根計画改修
	令和4年度	市役所本庁舎及び現業棟外壁部分改修
	令和5年度	市役所設備改修
学校	平成 29 年度	旭小学校北校舎・渡廊下屋根・外壁計画改修
	令和元年度～ 令和2年度	本庄南中学校屋内運動場屋根・外壁大規模改修
	令和5年度～ 令和6年度	本庄西中学校校舎大規模改修
市営住宅	平成 24 年度～ 平成 29 年度	田中市営住宅屋根改修
	平成 29 年度～ 令和4年度	田中市営住宅部分改修
	平成 29 年度～ 令和5年度	四方田市営住宅屋根改修

【平成 29 年度以降の主な対策実施状況 2/2】

分類	実施年度	実施内容
防災施設	令和元年度	消防団第二分団器具置場更新
		消防団第三分団器具置場更新
	令和2年度	消防団第五分団器具置場更新
	令和3年度	消防団第一分団第一部器具置場更新
	令和4年度	消防団第二分団第一部器具置場更新
	令和5年度	消防団第一分団第二部器具置場更新
文化財・文化財収蔵庫	平成 29 年度	旭民具収蔵庫一部廃止
その他施設	平成 30 年度	本庄駅自由通路屋根・外壁大規模改修
	令和3年度	本庄駅自由通路橋脚耐震補強工事

3. 公共施設の現状及び課題

本項では施設機能別の現状及び課題を明示する関係上、複合施設については以下のとおり整理しています。

【児玉総合支所（アスパアこだま）】

児玉公民館（公民館）／児玉児童センター（児童施設）／児玉総合支所（庁舎等）／塙保己一記念館（文化財・文化財収蔵庫）

【児玉文化会館（セルディ）】

児玉中央公民館（公民館）／児玉文化会館（文化施設）／図書館児玉分館（図書館）

【いずみ保育所・発達教育支援センター「すきっぷ」】

発達教育支援センター「すきっぷ」（保健・福祉関連施設）／いずみ保育所（保育所）

【本庄駅南口複合施設】

本庄駅南口複合施設・インフォメーションセンター（産業振興施設）

【児玉総合支所第二庁舎】

児玉総合支所第二庁舎（庁舎等）／文化財整理室（文化財・文化財収蔵庫）

1) 公民館

- ◆多数の施設が築後 40 年以上を経過しており、一部の施設は耐震性能が不明であることを踏まえた、施設の老朽化への対応。
- ◆全ての公民館で稼働率が 30%以下となっていることを踏まえた、公民館の利用促進。
- ◆地域ニーズに応じた貸室機能の一部見直し等による稼働率の向上。
- ◆年間コストに対する使用料収入の割合が低いことを踏まえた、受益者負担の見直し等による効率的な施設の維持管理・運営。
- ◆会議室や和室、多目的室等、類似機能の利用圏域が重複していることを踏まえた、機能や施設配置の見直し。

2) 市民活動施設

- ◆地域ニーズに応じた貸室機能の一部見直し等による稼働率の向上。
- ◆年間コストに対する使用料収入の割合が低いことを踏まえた、受益者負担の見直し等による効率的な施設の維持管理・運営。

3) 文化施設

- ◆市民文化会館、児玉文化会館（セルディ）における施設規模が比較的大きいことを踏まえた、施設の効率的な維持・更新。
- ◆市民文化会館、児玉文化会館（セルディ）における貸室機能の一部見直し等による稼働率の向上。
- ◆児玉文化会館（セルディ）における指定管理者制度の導入等を考慮した効率的な施設の維持管理・運営。
- ◆年間コストに対する使用料収入の割合が低いことを踏まえた、受益者負担の見直し等による効率的な施設の維持管理・運営。

4) 図書館

- ◆施設規模や年間コストを踏まえた、図書館、図書館児玉分館における効率的な施設の維持管理・運営。

5) スポーツ施設

- ◆若泉運動公園弓道場の大規模改修等による施設の安全性確保。
- ◆本庄総合公園体育館（シルクドーム）、児玉総合公園体育館（エコーピア）における、施設規模が比較的大きいことを踏まえた、光熱費削減等による効率的な施設の維持・更新。
- ◆年間コストに対する使用料収入の割合が低いことを踏まえた、受益者負担の見直し等による効率的な施設の維持管理・運営。

6) 産業振興施設

- ◆本庄駅南口複合施設における指定管理者の業務範囲や指定管理料の見直し等による効率的な施設の維持管理・運営。
- ◆本庄駅直結のインフォメーションセンターの立地条件をいかした利用促進。

7) 保健・福祉関連施設

- ◆老人福祉センターつきみ荘が築後 40 年以上を経過していることを踏まえた、今後の施設方針の決定。
- ◆年間コストが比較的高い保健センター、発達教育支援センター「すきっぷ」における効率的な施設の維持管理・運営。

8) 保育所

- ◆民営化等の民間活力の導入を考慮した保育所の維持管理・運営の効率化による年間コストの縮減。
- ◆市街化の進む本庄南地域の本庄早稻田駅周辺における、保育サービス拡充の必要性の検討。

9) 児童施設

- ◆今後の少子化の進行を考慮した施設の効率的な維持管理・運営。

10) 庁舎等

- ◆施設規模が大きい市役所について、維持管理費の占める割合が比較的高いことから、維持管理方法や改修の効率化による維持管理費の縮減。
- ◆児玉総合支所（アスピアこだま）に隣接する児玉総合支所第二庁舎の有効活用の検討。

11) 学校

- ◆全国的な少子化の影響による児童生徒数の減少と、それに伴う学校の小規模化に対応した学校規模及び配置の適正化。
- ◆多数の校舎が築後 40 年以上を経過する学校施設について、学校の適正な規模及び配置を踏まえた老朽化への対応。
- ◆近年の猛暑等の天候の制約や水質管理に係る教員の負担を踏まえた、学校プール施設の老朽化への対応。

12) 市営住宅

- ◆全ての施設が築後 30 年以上経過していることを踏まえた、施設の老朽化への対応。
- ◆老朽化が進み、施設規模が比較的大きく施設数が多いことを踏まえた、施設の効率的な維持管理。

13) 防災施設

- ◆今後の防災対策を踏まえた、備蓄倉庫等の整備。

14) 文化財・文化財収蔵庫

- ◆多数の施設が築後 40 年以上を経過していることを踏まえた、施設の老朽化への対応。
- ◆旧本庄警察署、競進社模範蚕室の文化財保護の観点を踏まえた、今後の解体修理の効率的な実施。
- ◆市内各地に分散している文化財収蔵庫の集約化及び効率的な管理方法の検討。
- ◆文化財収蔵庫と展示・学習施設等を併せた施設整備の検討。

15) その他施設

- ◆本庄駅自由通路の改修時期を踏まえた、効率的な維持管理・修繕。

第 3 章

公共施設マネジメントの方針

第3章 公共施設マネジメントの方針

1. 維持保全の考え方

限られた財源の中で施設の維持保全を実施するため、計画的な改修による施設の長寿命化や更新時の複合・集約化による施設の統廃合等により、財政負担の軽減・平準化を図ります。

計画的な改修・更新を実施するため、各施設の経過年数（経年劣化状況）や劣化状況（現況劣化度等）、修繕履歴等を考慮して実施時期を設定します。なお、施設の長寿命化や更新実施の判断については本計画における各施設の位置付け等に基づき設定し、長寿命化対象とした施設は建築物の部位・設備機器の保護や機能の向上のために、適切な改修実施時期を設定し、改修を行います。

2. 再配置の考え方

（1）再配置における基本方針

平成27年3月策定の公共施設再配置計画においては、基本方針として、以下の3つを定めています。

今回の見直しに当たっては、これらの基本的な考え方については引き続き取り組む必要があることから、公共施設再配置計画における基本方針を踏襲し、本計画における再配置の基本方針として定めます。

ただし、学校施設については、こどもたちにとって望ましい学習環境を優先し、「学校施設の方針」（P.82～83 参照）に配慮した施設の再配置を行うこととします。

① 財政負担の軽減

施設の統廃合（施設総数・総量の規制）や長寿命化を図るとともに、既存施設の効率的な維持管理・運営と効果的な活用により財政負担の縮減に取り組みます。

② 施設の安全性確保

老朽化対策等による施設の安全性の確保に取り組みます。

③ 施設サービスの効率化と質の向上

市民ニーズや社会情勢の変化に応じた提供サービスの集約・重点化等による施設サービスの見直しや効率化とともに、施設の利用改善及びサービスの質の向上に取り組みます。

（2）再配置における基本原則（全体目標）

公共施設再配置計画においては3つの基本方針を定めて、この基本方針のもと、財政負担の縮減・平準化及び公共施設全体の最適化を図るための取組として、3つの基本原則（全体目標）を掲げています。

なお、今回の見直しについては、削減目標で掲げた30年間の期間内であり、これらの基本原則については引き続き取り組む必要があることから、公共施設再配置計画における基本原則（全体目標）を踏襲し、本計画における再配置の基本原則（全体目標）として定めます。

【原則1】公共施設の総数を削減する。

【原則2】公共施設の総量（総床面積）を削減する。

【原則3】公共施設におけるライフサイクルコストを縮減する。

【施設総量（総床面積）の削減目標】～30年間で15%（約3万㎡）の削減を目標とする～

3. 公共施設等の維持管理に関する費用等

(1) 維持管理費の現状

令和5年度実績における各施設の維持管理費・運営費の支出合計が約38.5億円、収入合計が約9.7億円であることから、収入以外の市の負担額は28.8億円となっており、支出に対して収入の占める割合は約25%となっています。

また、令和元年度から令和5年度の支出合計を経年的に見ると、年間30億円以上を必要とする状況です。

1) 維持管理費

維持管理費は、光熱水費や清掃業務委託料、修繕費等、建築物等の維持管理に要した直接的な経費のことです。

施設分類別の維持管理費では、施設数・延床面積の関係上、学校や庁舎等に要する費用が高くなっています。

2) 運営費

運営費は、施設で提供しているサービスや実施している事業等に要した経費（人件費含む）のことです。

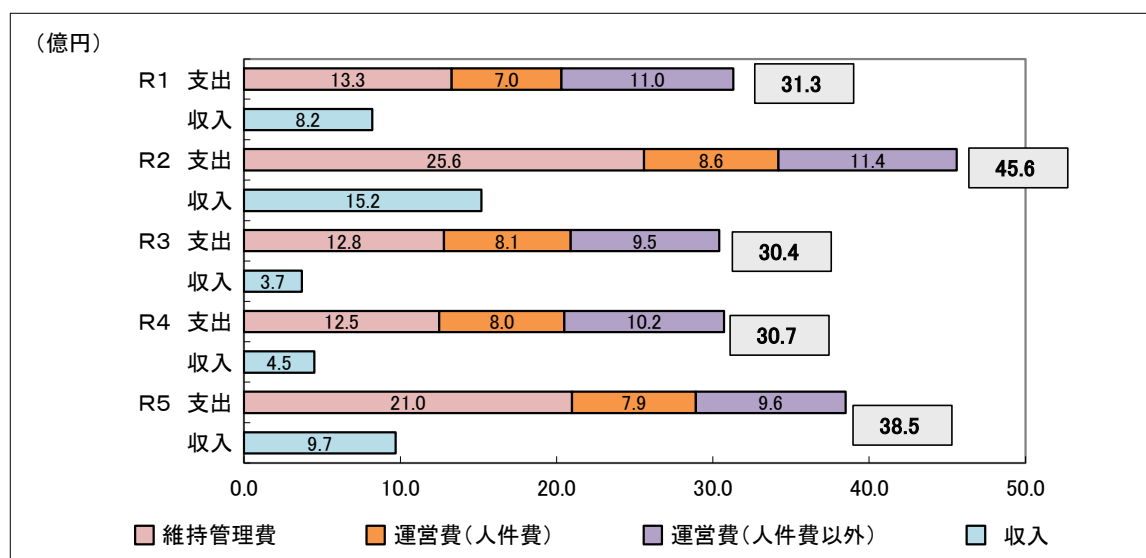
施設分類別の運営費では、施設数・延床面積の多い学校や運営に当たり適切な職員数を要する保育所の費用が高くなっています。

3) 収入

収入は、貸室等の使用料収入、行政財産使用料及び市営住宅の家賃収入のほか、国庫や県費による補助金等を含むものです。

施設分類別の収入では、国庫や県費による補助金等が多く含まれる学校や家賃収入を伴う市営住宅の収入が多くなっています。

【施設全体の支出・収入の推移 単位:億円】



(2) 将来的な財政状況の考え方

施設の維持保全という観点からは、必要とされる時期に改修・更新を全て実施することが理想ですが、事業の実施には市の財政状況が大きく影響します。しかし、今後30年間という計画期間における市の財政状況について、正確に予測することは困難です。

そのため、本計画では過去ハコモノ施設の改修・更新等に係る事業費やその財源を参考として、今後の事業費等の考え方について整理します。

(3) 改修・更新等に係る事業費

これまでハコモノ施設の改修・更新等に係る事業費の財源として市町村合併に対する財政措置である地方債の合併特例債を活用してきましたが、令和7年度をもって発行できなくなることから、過去5年間の事業費の財源となっている合併特例債を合併特例債以外の地方債に置き換えて算出すると、年間約4.0億円となります。そのほか、国費・県費が約1.5億円、施設整備等基金等のその他財源が約4.0億円、一般財源が約3.1億円となり、年間の事業費は約12.6億円となります。

これは、近年の財政状況下において支出してきた実績を基に算出した事業費であり、今後、施設の老朽化の進行に伴って多くの施設が改修・更新等の実施時期を迎えることや施設の計画的な維持保全を実施することを踏まえると、確保すべき金額の目安となります。

今後の市の財政は、より厳しい状況が見込まれますが、この約12.6億円をハコモノ施設の改修・更新等に係る事業費の一つの目安とします。

財政制約	30年間合計額	年平均額
	378.0億円	12.6億円／年

※財政制約：本市の直近5年間ににおける公共施設への投資的経費(実績額)や、今後の地方債の見込み額等を踏まえて算出した、公共施設の将来改修・更新費として確保すべき年間目安額。

【改修・更新等に係る事業費過去5年間実績】

		5年間計	年平均	割合
財源	歳出	6,321,680 千円	1,264,336 千円	100%
	① 国費・県費	748,516 千円	149,703 千円	11.8%
	② 地方債	1,998,750 千円	399,750 千円	31.6%
	③ その他財源	1,999,909 千円	399,981 千円	31.6%
	④ 一般財源	1,574,505 千円	314,900 千円	24.9%

※歳出：決算統計における普通建設事業費(一般会計のみ)から、目的(インフラ分(土木費のうち市営住宅以外)を除いたハコモノ分)及び性質(委託料、工事請負費、公有財産購入費)により抜粋。

※地方債：今後借りる地方債の額を、合併特例債以外の地方債実績から想定。

4. 将来改修・更新費の試算

(1) 目標使用年数の設定

1) 目標使用年数、改修サイクル

建築物は、老朽化による物理的な耐用年数だけではなく、経済的または機能的な観点から建て替えや解体されることがあります。また、建築物は多くの部位・設備機器によって構成され、その耐用年数はそれぞれ異なります。このうち、最長である構造躯体の耐用年数が建築物の目標使用年数となります。

目標使用年数は「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）を参考とし、構造別に次のように設定します。また、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、重量鉄骨造の建築物は、普通品質の場合の年数を採用しています。さらに、長寿命化対象施設については、築40年目（目標使用年数の中間年）で機能向上と長寿命化のための大規模改修を行い、築20、60年目に機能維持、機能回復のための計画改修を行います。

なお、目標使用年数に達した施設についても、計画的な長寿命化改修等の実施によって、より長期的な活用を目指し、必要に応じて建築物調査・構造診断等を実施することで、安全性・機能性を確認した上で適切に使用していくこととします。

【目標使用年数、改修サイクルの設定】

構造種別	長寿命化	計画改修	大規模改修	目標使用年数	設定根拠	備考
SRC,RC	対象	20年、60年	40年目	80年	普通品質の上限値を採用	
	対象外	-	-	50年	普通品質の下限値を採用	
S(重量)	対象	20年、60年	40年目	80年	普通品質の上限値を採用	
	対象外	-	-	50年	普通品質の下限値を採用	
PC	対象	20年、40年	-	60年	ブロック造の代表値を採用	市営住宅
W	対象外	-	-	40年	住宅・事務所・病院の代表値を採用	
P、ALC	対象外	-	-	40年	軽量鉄骨の代表値を採用	

※構造 SRC:鉄骨鉄筋コンクリート造 RC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造 PC:プレキャストコンクリート造 W:木造 P:プレハブ
ALC:アルミコンテナ



【建築物全体の望ましい目標耐用年数の級】

		鉄筋コンクリート造		鉄骨造			ブロック造 れんが造	木造
		鉄骨鉄筋コンクリート造		重量鉄骨		軽量鉄骨		
		高品質 の場合	普通品質 の場合	高品質 の場合	普通品質 の場合			
学校・官庁	級	Y100 以上	Y60 以上	Y100 以上	Y60 以上	Y40 以上	Y60 以上	Y60 以上
	代表値	100 年	60 年	100 年	60 年	40 年	60 年	60 年
	範 囲	80～120 年	50～80 年	80～120 年	50～80 年	30～50 年	50～80 年	50～80 年
住宅・事務 所・病院	級	Y100 以上	Y60 以上	Y100 以上	Y60 以上	Y40 以上	Y60 以上	Y40 以上
	代表値	100 年	60 年	100 年	60 年	40 年	60 年	40 年
	範 囲	80～120 年	50～80 年	80～120 年	50～80 年	30～50 年	50～80 年	30～50 年

出典:建築物の耐久計画に関する考え方(日本建築学会)

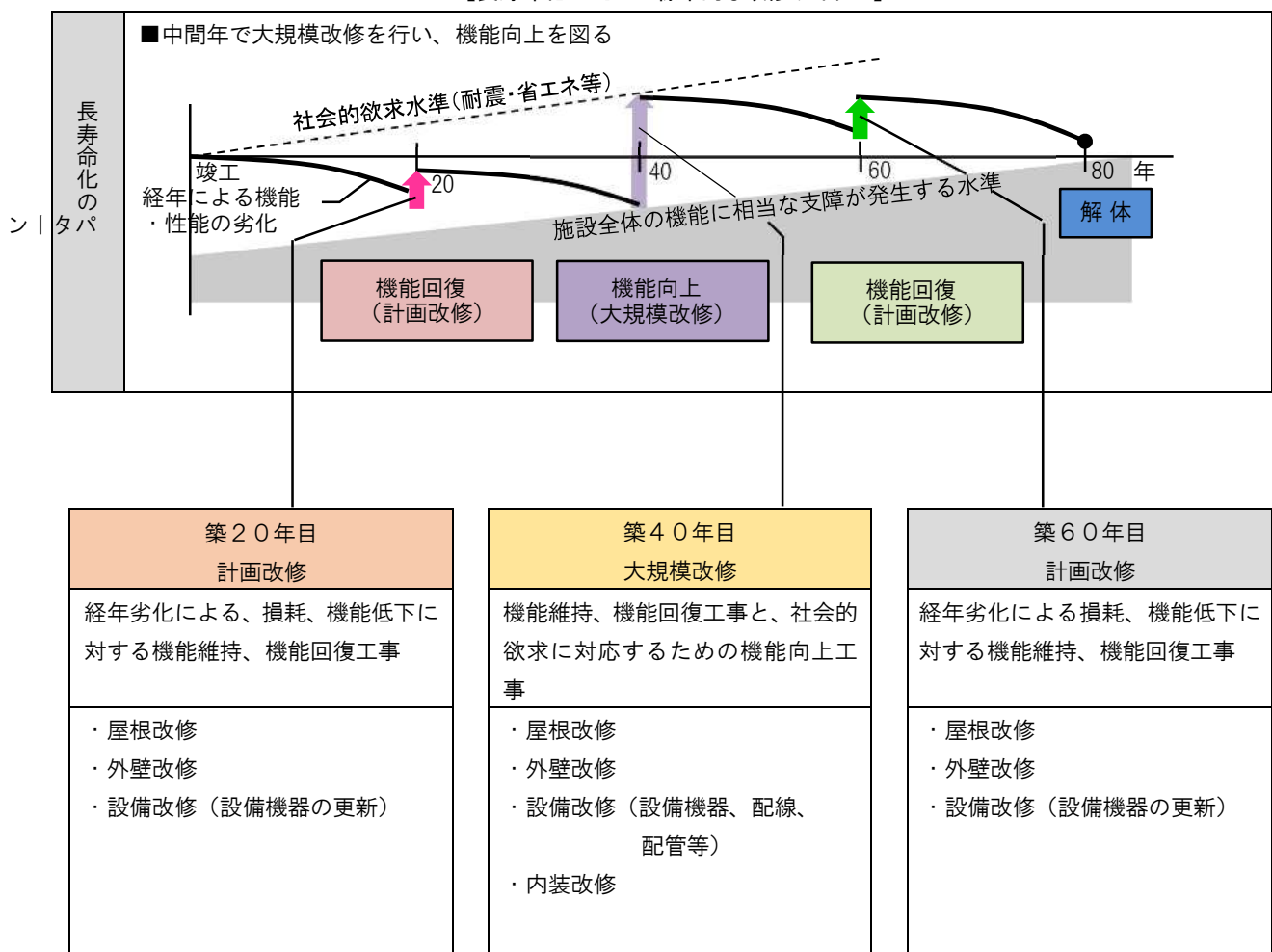
2) 改修の考え方

長寿命化対象施設については、施設の機能や利用状況等の特性に応じて、適切な周期で改修を行うことで、施設機能の維持向上と長寿命化を図り、建築物本来の寿命である構造躯体の耐用年数まで使用することとします。その際は、築20年目に経年劣化による消耗や機能低下に対する機能維持・回復のための工事として計画改修を実施します。また、築40年目（目標使用年数の中間年）には機能維持・回復のための工事に加えて、省エネ性能や市民サービスの向上等の社会的欲求の高まりへ対応するため、内装改修も含んだ大規模改修を実施します。さらに築60年目に再度計画改修を実施します。

長寿命化対象外施設については、施設の使用期間中は安全性・機能性に著しい不具合が発生した場合や、経過年数等に応じて施設点検を実施し、同様の不具合が確認された場合に修繕を行う等、経常改修による対応を行います。

下図に長寿命化対象施設の標準的な改修サイクルを示します。

【長寿命化のための標準的な改修サイクル】



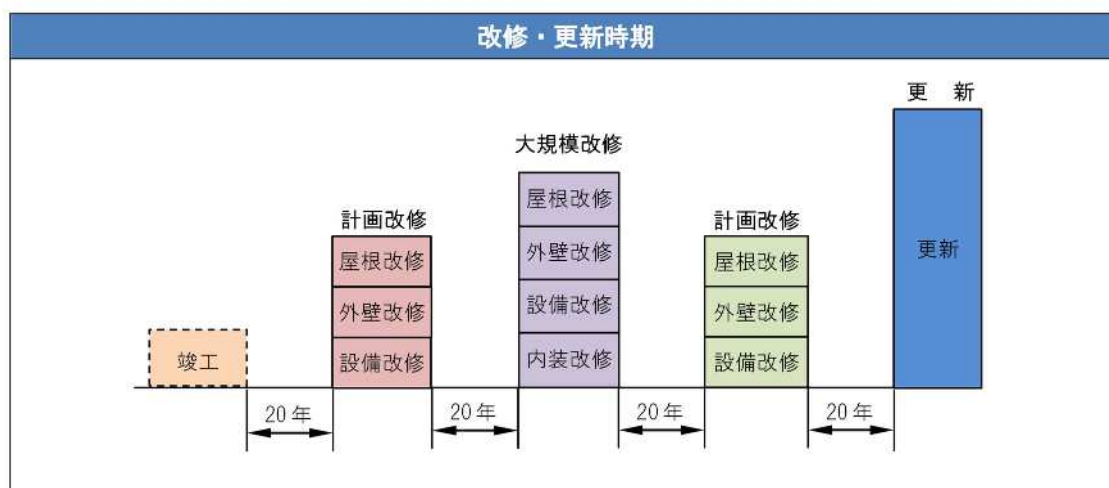
3) 施設状況に応じた改修時期の設定

建築物の劣化状況は、竣工からの経過年数や、過去の改修実施状況により異なります。

改修時期の設定の際には、標準的な改修サイクルを基本としながら、施設状況に応じて、個別に設定を行います。

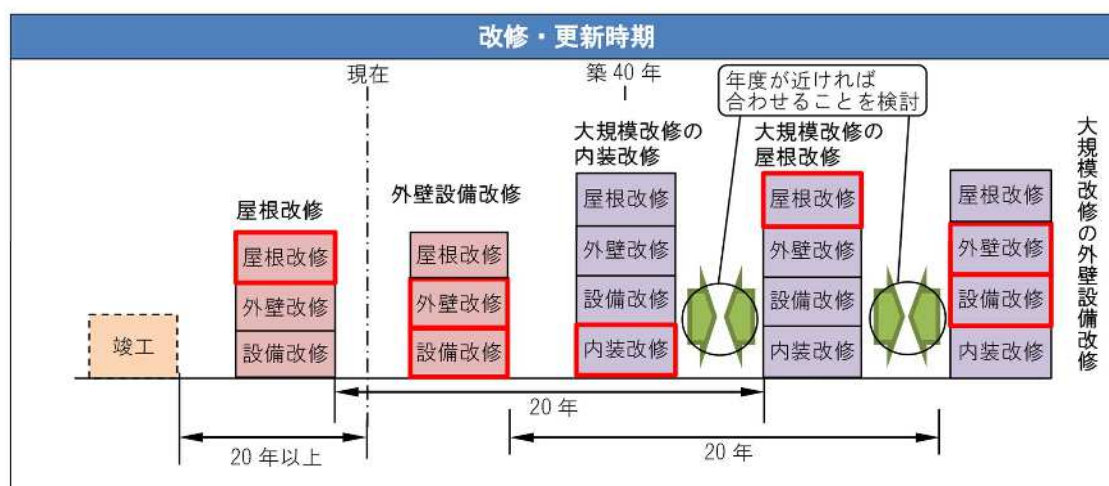
① 築 20 年未満

標準的な改修サイクルに基づき、改修を実施します。



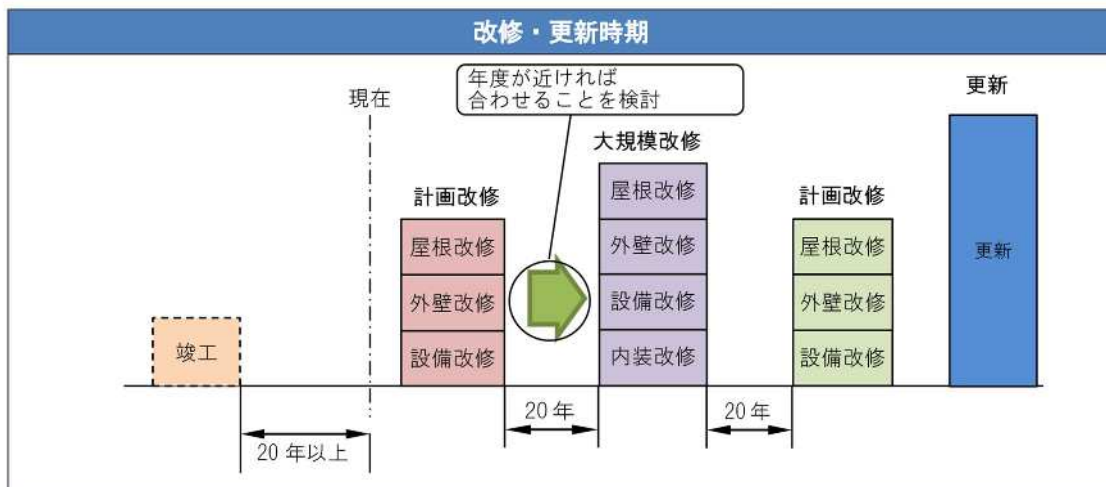
② 築 20 年以上改修履歴あり

既に改修を実施している部位については、実施年から概ね 20 年後に次回改修時期を設定します。改修を実施していない部位については改修時期を新たに設定します。



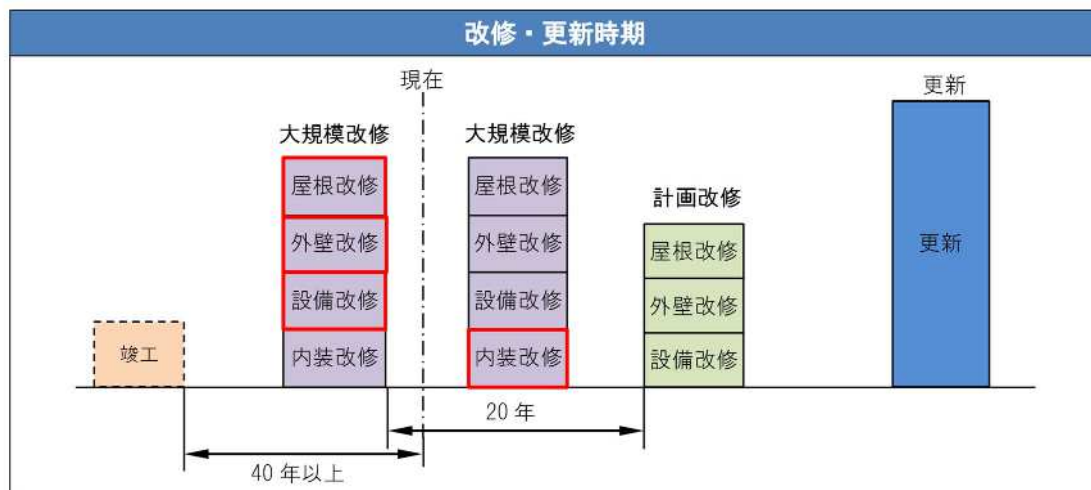
③築 20 年以上改修履歴なし

新たに計画改修時期を設定し、以降は設定した改修時期を基に改修サイクルを設定します。



④築 40 年以上改修履歴あり

既に改修を実施している部位については、実施年から概ね 20 年後に次回改修時期を設定します。改修を実施していない部位については改修時期を新たに設定します。



(2) 改修・更新費単価の設定

改修・更新費単価は「公共施設等更新費用試算ソフト」(地域総合整備財団)を参考に、昨今の建築単価の上昇を加味して用途別に設定します。なお、複合施設と学校、市営住宅については、施設類型内で用途や建築年に大きな差があることから、用途の他に構造により単価を設定します。

【用途・構造別改修・更新費単価】

本計画の分類	構造	試算ソフト分類	更新	大規模改修	計画改修
複合施設	SRC	市民文化系施設	607 千円/㎡	379 千円/㎡	191 千円/㎡
	RC	市民文化系施設	607 千円/㎡	379 千円/㎡	191 千円/㎡
	RC/S	市民文化系施設(屋内プール)	766 千円/㎡	379 千円/㎡	191 千円/㎡
	W	子育て支援施設	545 千円/㎡	267 千円/㎡	134 千円/㎡
公民館	RC	市民文化系施設	607 千円/㎡	379 千円/㎡	191 千円/㎡
市民活動施設	RC	市民文化系施設	607 千円/㎡	379 千円/㎡	191 千円/㎡
文化施設	RC	市民文化系施設	607 千円/㎡	-	-
図書館	RC	社会教育系施設	607 千円/㎡	379 千円/㎡	191 千円/㎡
スポーツ施設	SRC、RC、S	スポーツ・レクリエーション	546 千円/㎡	303 千円/㎡	153 千円/㎡
産業振興施設	W	公園	518 千円/㎡	267 千円/㎡	134 千円/㎡
保健・福祉関連施設	RC、S	保健・福祉施設	593 千円/㎡	303 千円/㎡	153 千円/㎡
保育所	RC	子育て支援施設	501 千円/㎡	257 千円/㎡	129 千円/㎡
児童施設	RC、W	子育て支援施設	501 千円/㎡	257 千円/㎡	129 千円/㎡
庁舎等	SRC、RC、S	行政系施設	607 千円/㎡	381 千円/㎡	191 千円/㎡
学校	RC、S	学校教育系施設(主に校舎)	501 千円/㎡	384 千円/㎡	129 千円/㎡
	S	学校教育系施設(屋内運動場)	501 千円/㎡	213 千円/㎡	129 千円/㎡
市営住宅	RC	公営住宅	546 千円/㎡	274 千円/㎡	153 千円/㎡
	PC	公営住宅	425 千円/㎡	257 千円/㎡	144 千円/㎡
防災施設	S、ALC	公園	391 千円/㎡	258 千円/㎡	129 千円/㎡
文化財収蔵庫	RC、S、P	公園	136 千円/㎡	-	-

※複合施設は面積比率の高い用途を採用。

※構造 SRC:鉄骨鉄筋コンクリート造 RC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造 PC:プレキャストコンクリート造 W:木造 P:プレハブ
ALC:アルミコンテナ

※公共施設等更新費用資産ソフトの単価は、用途別に消費税5%時の全国ハコモノ施設に係る改修・更新等の事業費事例等を基に設定されている。また、大規模改修単価は新築時の60%という機能向上を含む最大限の改修を想定した単価設定となっている。本計画における単価設定においてはソフトにおける用途別の単価設定を基本としながら、今後の建築単価上昇率や市の実情を踏まえて用途別・構造別の単価を設定。

※文化施設については各個別施設計画に基づいた詳細な改修を要するため、大規模改修・計画改修の単価は未設定。

※文化財収蔵庫については長寿命化対象施設としていないため、大規模改修・計画改修の単価は未設定。



【公共施設等更新費用試算ソフト単価(地域総合整備財団)】

施設分類	主な施設	更新	大規模改修	想定される構造
市民文化系施設	公民館、市民会館	400 千円/㎡	250 千円/㎡	SRC、RC、S
社会教育系施設	図書館・博物館・美術館	400 千円/㎡	250 千円/㎡	SRC、RC、S
スポーツ・レクリエーション	市民体育館、野球場、少年自然の家	360 千円/㎡	200 千円/㎡	SRC、RC、S
産業系施設	勤労会館、産業振興センター	400 千円/㎡	250 千円/㎡	SRC、RC、S
保健・福祉施設	保健センター、老人福祉センター 障害福祉センター	360 千円/㎡	200 千円/㎡	SRC、RC、S、W
子育て支援施設	保育園、児童館 等	330 千円/㎡	170 千円/㎡	SRC、RC、S、W
行政系施設	庁舎、支所 等	400 千円/㎡	250 千円/㎡	SRC、RC、S
学校教育系施設	小学校、中学校	330 千円/㎡	170 千円/㎡	SRC、RC、S
公営住宅	市営住宅	280 千円/㎡	170 千円/㎡	SRC、RC、S、PC、CB、W
公園	管理棟、倉庫、便所	330 千円/㎡	170 千円/㎡	S、PC、CB、W

市が実施してきた改修は、本計画でいう計画改修・大規模改修の部位ごとの改修が多いことから、改修履歴を反映した計画とするため、各部位ごとの改修単価を設定します。内訳は、市が過去に行った改修実績から比率を設定します。

【大規模改修部位別単価】

本計画の分類	構造	大規模改修単価内訳				
		大規模改修 (全体)	大規模改修 (屋根)	大規模改修 (外壁)	大規模改修 (設備)	大規模改修 (内装)
複合施設	SRC	379 千円/㎡	23 千円/㎡	50 千円/㎡	174 千円/㎡	134 千円/㎡
	RC	379 千円/㎡	23 千円/㎡	50 千円/㎡	174 千円/㎡	134 千円/㎡
	RC/S	379 千円/㎡	23 千円/㎡	50 千円/㎡	174 千円/㎡	134 千円/㎡
	W	267 千円/㎡	16 千円/㎡	35 千円/㎡	122 千円/㎡	94 千円/㎡
公民館	RC	379 千円/㎡	23 千円/㎡	50 千円/㎡	174 千円/㎡	134 千円/㎡
市民活動施設	RC	379 千円/㎡	23 千円/㎡	50 千円/㎡	174 千円/㎡	134 千円/㎡
文化施設	RC	－	－	－	－	－
図書館	RC	379 千円/㎡	23 千円/㎡	50 千円/㎡	174 千円/㎡	134 千円/㎡
スポーツ施設	SRC、RC、S	303 千円/㎡	18 千円/㎡	39 千円/㎡	140 千円/㎡	106 千円/㎡
産業振興施設	W	267 千円/㎡	16 千円/㎡	35 千円/㎡	122 千円/㎡	94 千円/㎡
保健・福祉関連施設	RC、S	303 千円/㎡	18 千円/㎡	39 千円/㎡	140 千円/㎡	106 千円/㎡
保育所	RC	257 千円/㎡	15 千円/㎡	33 千円/㎡	118 千円/㎡	91 千円/㎡
児童施設	RC、W	257 千円/㎡	15 千円/㎡	33 千円/㎡	118 千円/㎡	91 千円/㎡
庁舎等	SRC、RC、S	381 千円/㎡	23 千円/㎡	50 千円/㎡	174 千円/㎡	134 千円/㎡
学校	RC、S	384 千円/㎡	15 千円/㎡	101 千円/㎡	53 千円/㎡	215 千円/㎡
	S	213 千円/㎡	15 千円/㎡	33 千円/㎡	72 千円/㎡	93 千円/㎡
市営住宅	RC	274 千円/㎡	18 千円/㎡	10 千円/㎡	140 千円/㎡	106 千円/㎡
	PC	257 千円/㎡	30 千円/㎡	18 千円/㎡	118 千円/㎡	91 千円/㎡
防災施設	S、ALC	258 千円/㎡	15 千円/㎡	33 千円/㎡	118 千円/㎡	91 千円/㎡
文化財収蔵庫	RC、S、P	－	－	－	－	－

※構造 SRC:鉄骨鉄筋コンクリート造 RC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造 PC:プレキャストコンクリート造 W:木造 P:プレハブ
ALC:アルミコンテナ

※文化施設については各個別施設計画に基づいた詳細な改修を要するため、大規模改修・計画改修の単価は未設定。

※文化財収蔵庫については長寿命化対象施設としていないため、大規模改修・計画改修の単価は未設定。

【計画改修部位別単価・解体費】

本計画の分類	構造	計画改修単価内訳				解体費 (アスベスト込)
		計画改修 (全体)	計画改修 (屋根)	計画改修 (外壁)	計画改修 (設備)	
複合施設	SRC	191 千円/㎡	23 千円/㎡	50 千円/㎡	118 千円/㎡	104 千円/㎡
	RC	191 千円/㎡	23 千円/㎡	50 千円/㎡	118 千円/㎡	104 千円/㎡
	RC/S	191 千円/㎡	23 千円/㎡	50 千円/㎡	118 千円/㎡	104 千円/㎡
	W	134 千円/㎡	16 千円/㎡	35 千円/㎡	83 千円/㎡	52 千円/㎡
公民館	RC	191 千円/㎡	23 千円/㎡	50 千円/㎡	118 千円/㎡	104 千円/㎡
市民活動施設	RC	191 千円/㎡	23 千円/㎡	50 千円/㎡	118 千円/㎡	104 千円/㎡
文化施設	RC	－	－	－	－	104 千円/㎡
図書館	RC	191 千円/㎡	23 千円/㎡	50 千円/㎡	118 千円/㎡	104 千円/㎡
スポーツ施設	SRC、RC、S	153 千円/㎡	18 千円/㎡	39 千円/㎡	96 千円/㎡	104 千円/㎡
産業振興施設	W	134 千円/㎡	16 千円/㎡	35 千円/㎡	83 千円/㎡	52 千円/㎡
保健・福祉関連施設	RC、S	153 千円/㎡	18 千円/㎡	39 千円/㎡	96 千円/㎡	104 千円/㎡
保育所	RC	129 千円/㎡	15 千円/㎡	33 千円/㎡	80 千円/㎡	104 千円/㎡
児童施設	RC、W	129 千円/㎡	15 千円/㎡	33 千円/㎡	80 千円/㎡	104 千円/㎡
庁舎等	SRC、RC、S	191 千円/㎡	23 千円/㎡	50 千円/㎡	118 千円/㎡	104 千円/㎡
学校	RC、S	129 千円/㎡	15 千円/㎡	33 千円/㎡	80 千円/㎡	104 千円/㎡
	S	129 千円/㎡	15 千円/㎡	33 千円/㎡	80 千円/㎡	104 千円/㎡
市営住宅	RC	153 千円/㎡	18 千円/㎡	39 千円/㎡	96 千円/㎡	104 千円/㎡
	PC	144 千円/㎡	30 千円/㎡	33 千円/㎡	80 千円/㎡	104 千円/㎡
防災施設	S、ALC	129 千円/㎡	15 千円/㎡	33 千円/㎡	80 千円/㎡	104 千円/㎡
文化財収蔵庫	RC、S、P	－	－	－	－	104 千円/㎡

※構造 SRC:鉄骨鉄筋コンクリート造 RC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造 PC:プレキャストコンクリート造 W:木造 P:プレハブ
ALC:アルミコンテナ

※木造解体費は非木造解体費の 1/2 と設定。

※文化施設については各個別施設計画に基づいた詳細な改修を要するため、大規模改修・計画改修の単価は未設定。

※文化財収蔵庫については長寿命化対象施設としていないため、大規模改修・計画改修の単価は未設定。

(3) 改修・更新費の試算

1) 試算条件の整理

- ①試算期間は、令和7年度から令和36年度までの30年間とします。
- ②計画改修・大規模改修費は構造別の改修サイクル（P. 46 参照）の各改修年度または施設状況に応じた改修時期の設定（P. 47～48 参照）による改修年度に改修を実施するものとして、建築物の用途・構造別の改修費単価（P. 50～51 参照）と延床面積を乗じることにより算出された改修費を計上します。
- ③更新費は建築物の用途・構造別の更新費単価（P. 49 参照）と更新後に想定される延床面積を乗じることにより算出された更新費を計上します。なお、目標使用年数を超えた使用が想定される一部施設の更新時期については、長寿命化改修や修繕等の実施状況、点検等の結果を踏まえて設定します。
- ④市民文化会館や市営住宅等、施設ごとに個別施設計画を策定している施設については、施設ごとの整備計画に基づく計画的な改修・修繕に係る事業費を計上します。

2) 長寿命化を考慮しない場合の将来改修・更新費用推計

本計画の対象である107施設、232棟のうち、文化財等を除いた全ての施設について、長寿命化のための改修を実施せず、構造別の目標使用年数（P. 45 参照）に到達した年度に更新するものとして、長寿命化を考慮しない場合の30年間の費用を試算します。

なお、長寿命化を考慮しないため、前項1)の②、④の条件は含まないものとします。

【長寿命化を考慮しない場合の将来改修・更新費用試算結果】

	施設種別	具体例	更新費・改修費の 合計額(単位:百万円)	合計額に対する 割合
1	複合施設	児玉総合支所(アスパアこだま)、 児玉文化会館(セルディ) 等	6,877	6.8%
2	公民館	公民館	2,612	2.6%
3	市民活動施設	市民活動交流センター(はにぽん プラザ)、旧本庄商業銀行煉瓦倉 庫 等	248	0.2%
4	文化施設	市民文化会館	4,061	4.0%
5	図書館	図書館	2,003	2.0%
6	スポーツ施設	若泉運動公園施設、本庄総合公 園体育館(シルクドーム) 等	9,504	9.3%
7	産業振興施設	観光農業センター、いずみ亭	283	0.3%
8	保健・福祉関連施設	保健センター、老人福祉センター つきみ荘 等	1,373	1.3%
9	保育所	久美塚保育所	536	0.5%
10	児童施設	児童センター、学童保育室	631	0.6%
11	庁舎等	市役所	8,449	8.3%
12	学校	小学校、中学校	48,989	48.3%
13	市営住宅	市営住宅	14,824	14.6%
14	防災施設	消防団器具置場、防災倉庫	37	0.1%
15	文化財・文化財収蔵庫	競進社模範蚕室、 文化財収蔵庫 等	531	0.5%
16	その他施設	本庄駅自由通路	585	0.6%
合計			101, 545	100%

※更新費・改修費の合計額については、四捨五入の都合上、合計値と一致しません。

長寿命化を考慮しない場合の将来改修・更新費用推計は、令和7年度から令和36年度まで30年間の更新費の総額で約1,015.5億円(年平均約33.9億円)となります。

この総額には計画改修・大規模改修費は含まれておらず、経常改修費が相当額加算されることが予想され、昭和40年代から昭和50年代後半に建設された施設が更新時期を迎えるため、令和10年代の将来更新費が多くなる見込みです。

3) 長寿命化を考慮した場合の将来改修・更新費用推計

本計画の対象である 107 施設、232 棟について、木造等の軽微な構造の施設を除き、長寿命化のための改修を実施するものとして、長寿命化を考慮した場合の 30 年間の費用を試算します。

改修・更新実施時期については単年度当たりの事業費は考慮せず、目標使用年数及び標準的な改修サイクルを基本とし、経過年数や改修履歴等の施設状況に応じて設定します。

【長寿命化を考慮した場合の将来改修・更新費用試算結果】

	施設種別	具体例	更新費・改修費の 合計額(単位:百万円)	合計額に対する 割合
1	複合施設	児玉総合支所(アスパアこだま)、 児玉文化会館(セルディ) 等	3,542	5.1%
2	公民館	公民館	2,614	3.8%
3	市民活動施設	市民活動交流センター(はにぼん プラザ)、旧本庄商業銀行煉瓦倉 庫 等	1,064	1.5%
4	文化施設	市民文化会館	3,411	4.9%
5	図書館	図書館	539	0.8%
6	スポーツ施設	若泉運動公園施設、本庄総合公 園体育館(シルクドーム) 等	3,683	5.3%
7	産業振興施設	観光農業センター、いずみ亭	287	0.4%
8	保健・福祉関連施設	保健センター、老人福祉センター つきみ荘 等	1,177	1.7%
9	保育所	久美塚保育所	336	0.5%
10	児童施設	児童センター、学童保育室	428	0.6%
11	庁舎等	市役所	4,672	6.7%
12	学校	小学校、中学校	46,296	66.4%
13	市営住宅	市営住宅	1,079	1.5%
14	防災施設	消防団器具置場、防災倉庫	37	0.1%
15	文化財・文化財収蔵庫	競進社模範蚕室、 文化財収蔵庫 等	368	0.5%
16	その他施設	本庄駅自由通路	158	0.2%
合計			69,691	100%

長寿命化を考慮した場合の将来改修・更新費用推計は、令和 7 年度から令和 36 年度まで 30 年間の更新費の総額で約 696.9 億円(年平均約 23.2 億円)となります。

4) 対策の効果額と財源の見込み

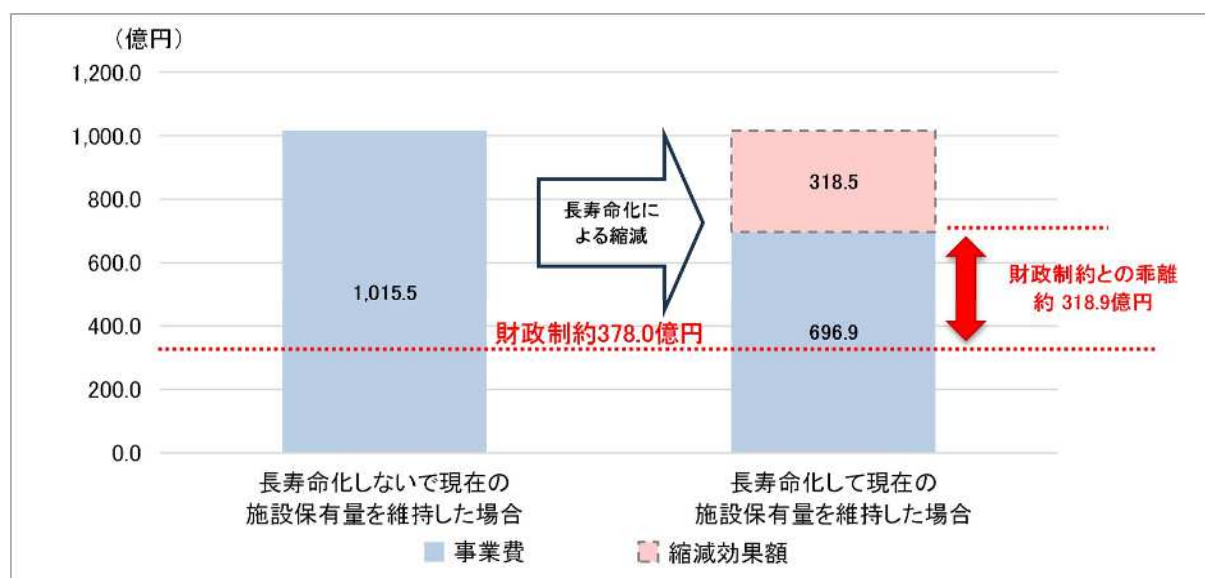
本計画の対象である 107 施設、232 棟について、長寿命化を考慮しない場合及び長寿命化のための改修を実施するものとして長寿命化を考慮した場合のそれぞれ 30 年間の費用を試算した結果、長寿命化対策等を行った場合の効果額は約 318.5 億円と試算されました。

なお、財源の見込みとして本市の直近 5 年間における公共施設への投資的経費(実績額)や、今後の地方債の見込み額等を踏まえて算出した、公共施設の将来改修・更新費として用いることができる年間目安額(財政制約 P. 44 参照)は、30 年間で約 378 億円、年平均額で約 12.6 億円となります。

この結果、長寿命化対策等を行った場合においても、財政制約から 30 年間で約 318.9 億円、年間で約 10.6 億円の乖離が発生することが見込まれます。

そのため、本市の財政の健全化に向けて公共施設の将来改修・更新費と財政制約の乖離を縮小させるために、各公共施設の方針の見直しが必要です。

【公共施設の将来改修・更新費に関する財政制約】



第 4 章

市民意見

第4章 市民意見

1. 公共施設に関するアンケート調査

(1) 調査概要

本計画の策定に当たり、公共施設の今後の在り方等について検討を進めるため、各地域の市民の方々の幅広い意見・意向を反映させることが必要であることから、無作為抽出した18歳以上の市民を対象に、公共施設の利用並びに今後の在り方に関するアンケート調査を実施しました。

調査地域	本庄市全域
調査対象	市内在住の満18歳以上の市民 (令和4年12月1日現在)
調査方法	配布: 郵送 回答: 郵送回答 インターネット接続PC及びスマートフォン等の利用による回答(Web回答)
配布数	3,500人 (住民基本台帳に基づく無作為抽出)
実施期間	令和4年12月1日～12月30日 (回答延長期間含む)

1) 回答数

本調査の配布数及び回答数は以下のとおりです。

【公共施設に関するアンケート調査配布数及び回答数】

配布数: 3,500 件	回答状況	有効データ数	回答率
Webアンケート回答数	438 件	1, 520 件	43.4%
紙面回答数	1,125 件		
合計	1,563 件		

2) 調査項目

- ①回答者属性
- ②公共施設（8類型）の利用状況と満足度（サービス面・建築物や設備・立地状況）
- ③公共施設に対する考え方（今後の在り方、統合・削減していくべき施設、優先的に維持・充実していくべき施設、重視すべき公共施設に関する施策・事業）
- ④自由意見

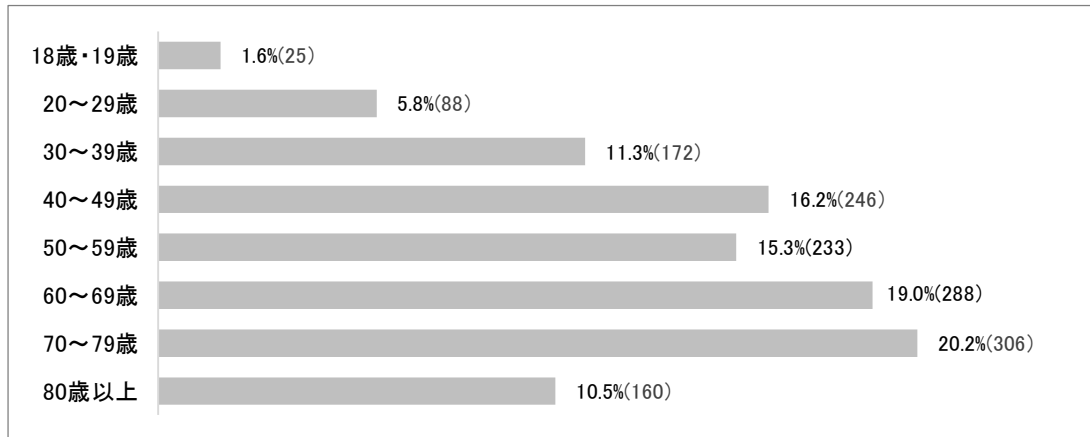
(2) 調査結果（抜粋）

1) 回答者属性

【年齢】

回答者の年齢は 18 歳・19 歳が最も少なく、60 代と 70 代がそれぞれ約 20%を占めています。

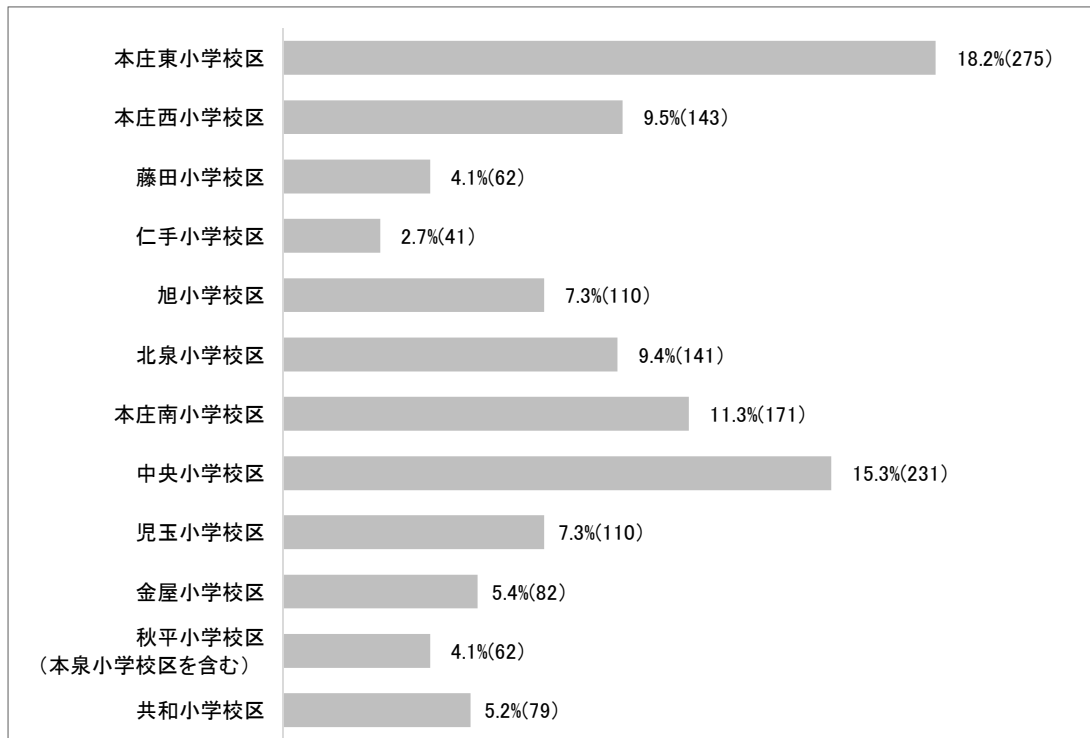
【回答者の年代比率】



【居住地区】

回答者の居住地区は「本庄東小学校区」が最も多く 18.2%となっており、「仁手小学校区」が最も少なくなっています。

【回答者の居住地区比率】



【調査結果（抜粋）に関する備考】

※()内は回答数となります。

※一部グラフ中の数値は一部のグラフ中の数値は四捨五入の都合上、合計値が 100%にならない場合があります。

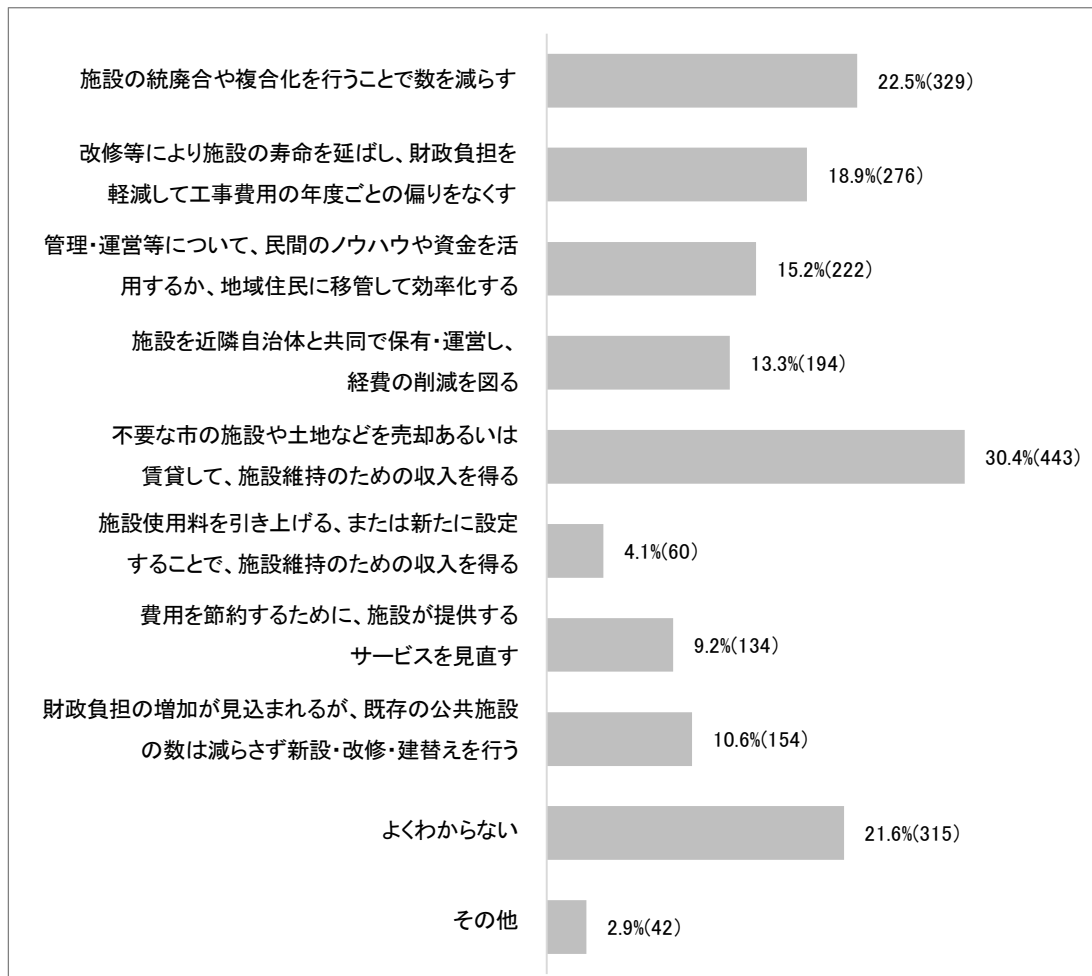
※複数回答の設定の場合、有効回答(1,520 件から無回答を除く)で割り戻しているため、合計は 100%になりません。

2) 公共施設の在り方

公共施設の在り方に対する今後の方策としては、「不要な市の施設や土地などを売却あるいは賃貸して、施設維持のための収入を得る」が最も多く 30.4%となっています。

次いで「施設の統廃合や複合化を行うことで数を減らす」の回答が 22.5%となっています。

【公共施設の在り方(複数回答)】

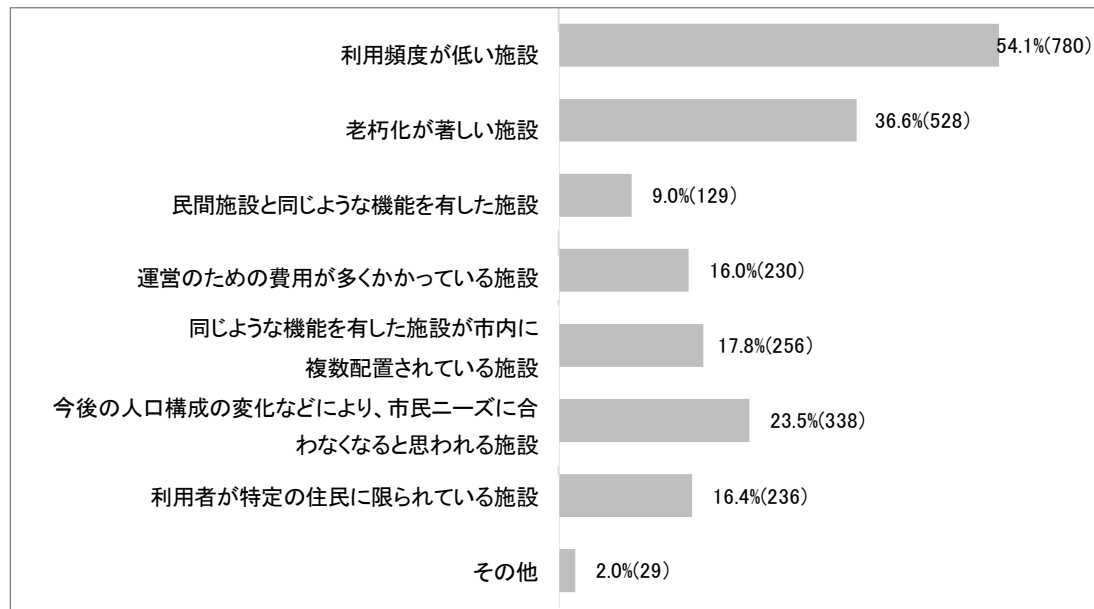


3) 統合・削減していくべき施設

経費削減のために公共施設の総量削減を行う場合、どのような公共施設から統合・削減していくべきかについては、「利用頻度が低い施設」が最も多く 54.1%を占めています。

次いで「老朽化が著しい施設」が 36.6%、「今後の人口構成の変化などにより、市民ニーズに合わなくなると思われる施設」が 23.5%となっています。

【統合・削減していくべき施設(複数回答)】

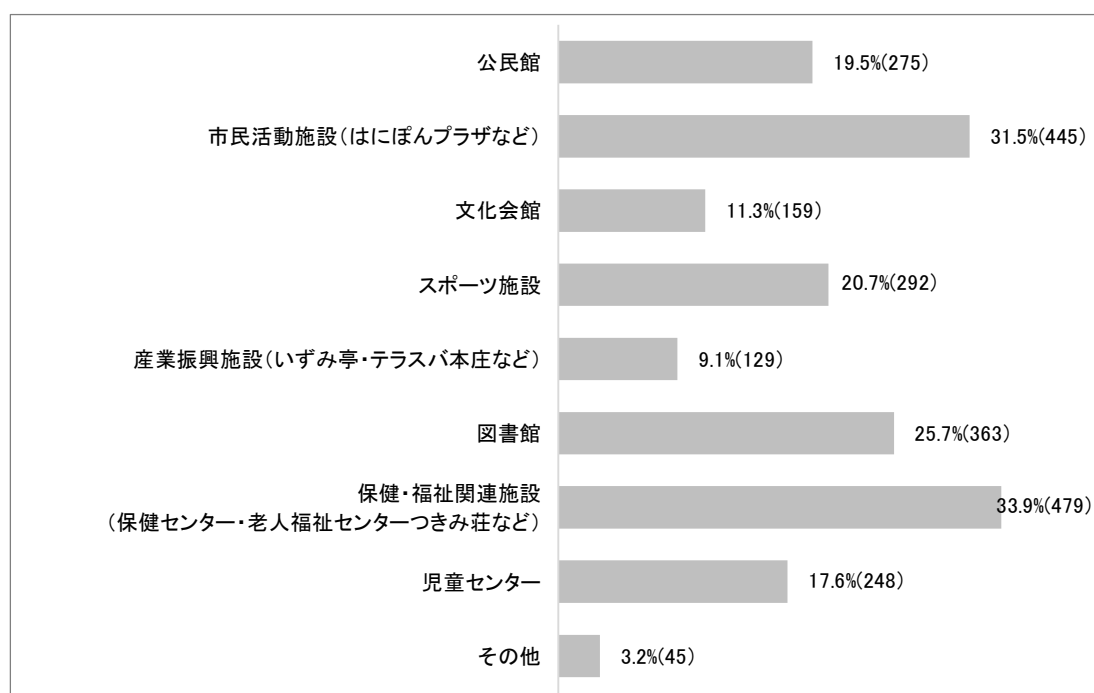


4) 優先的に維持・充実していくべき施設

公共施設の再編や見直しを行う場合、優先的に維持・充実していくべき施設については、「保健・福祉関連施設」と「市民活動施設」が共に 30%を超えています。

次いで「図書館」と「スポーツ施設」の順に回答が多くなっています。

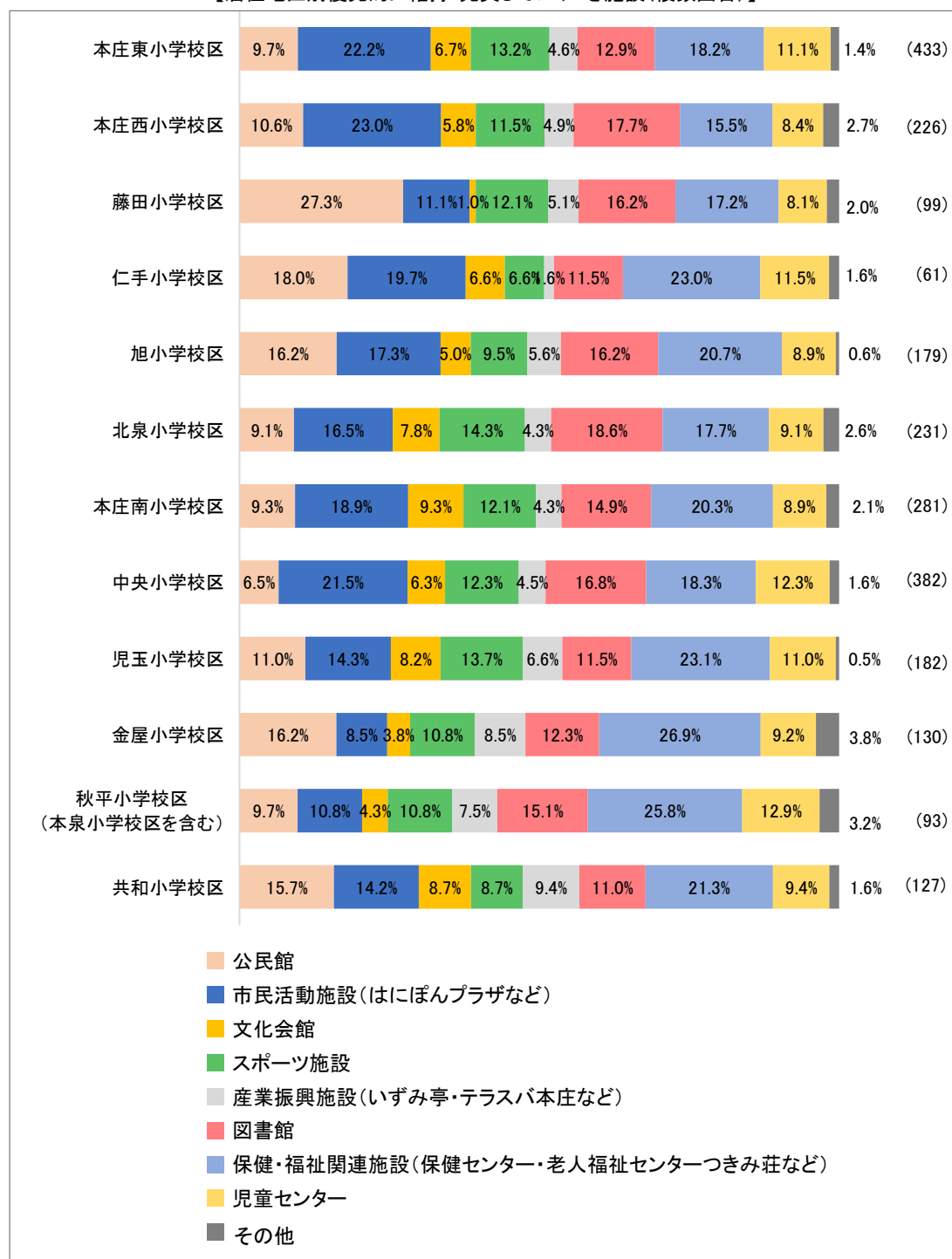
【優先的に維持・充実していくべき施設(複数回答)】



公共施設の再編や見直しを行う場合、優先的に維持・充実していくべき施設についての回答を回答者の居住地区別に見ると、仁手小学校区、旭小学校区、北泉小学校区、本庄南小学校区、児玉小学校区、金屋小学校区、秋平小学校区（本泉小学校区を含む）、共和小学校区の8地区では「保健・福祉関連施設」が最も多くなっています。

また、本庄東小学校区、本庄西小学校区、中央小学校区の3地区では「市民活動施設」、藤田小学校区では「公民館」が最も多くなっています。

【居住地区別優先的に維持・充実していくべき施設（複数回答）】



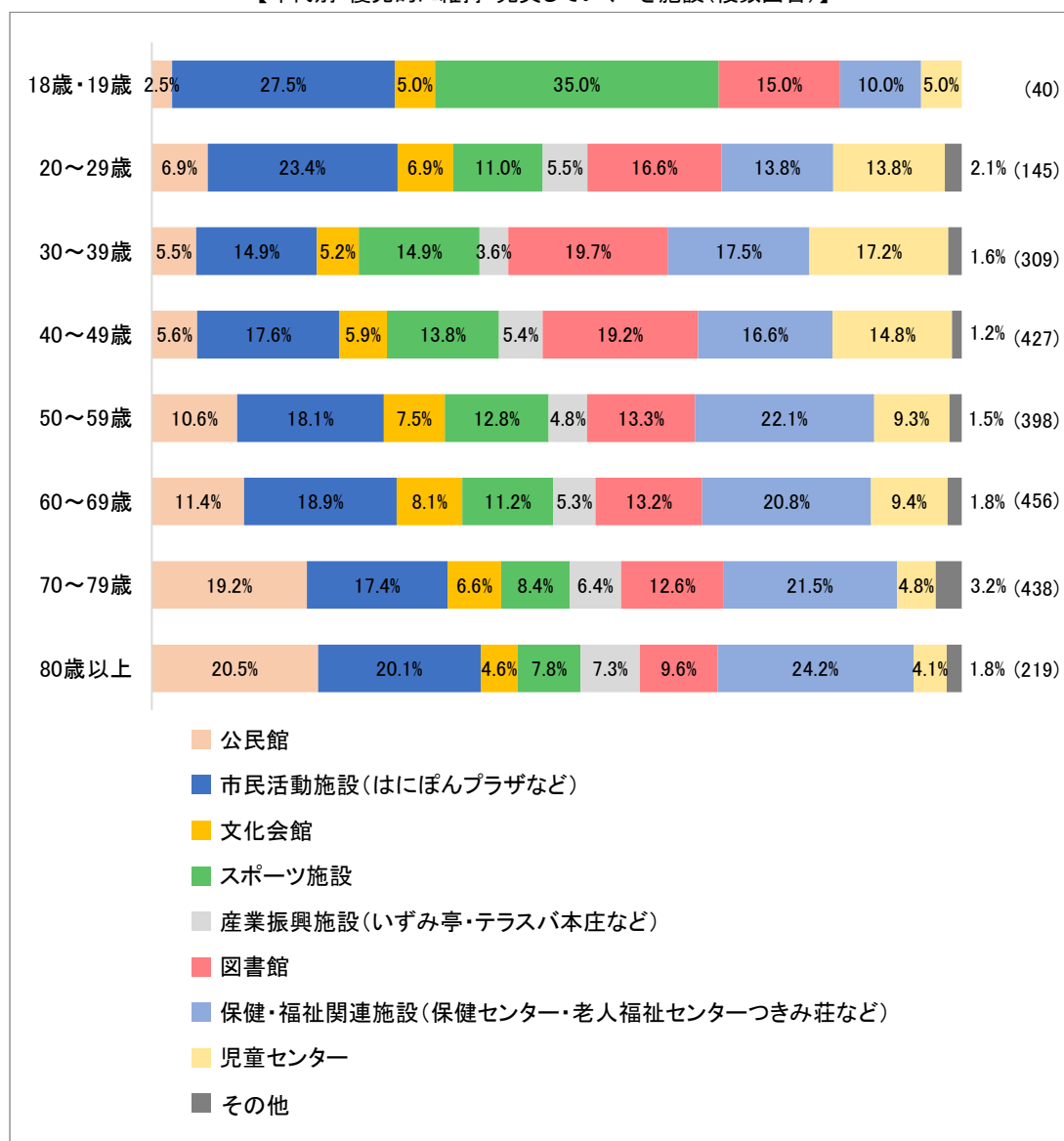
公共施設の再編や見直しを行う場合、優先的に維持・充実していくべき施設についての回答を回答者の年代別に見ると、年代ごとに傾向が異なっています。

特に「公民館」については、18歳・19歳、20～29歳、30～39歳、40～49歳では10%未満となっていますが、年代が上がるにつれ回答が多くなっており、70～79歳と80歳以上では約20%を占めています。

また、「保健・福祉関連施設」についても同様に、年代が上がるにつれ回答が多くなっていきます。

なお、18歳・19歳では「スポーツ施設」、20～29歳では「市民活動施設」、30～39歳、40～49歳では「図書館」、50～59歳、60～69歳、70～79歳、80歳以上では「保健・福祉関連施設」が最も多くなっています。

【年代別・優先的に維持・充実していくべき施設(複数回答)】

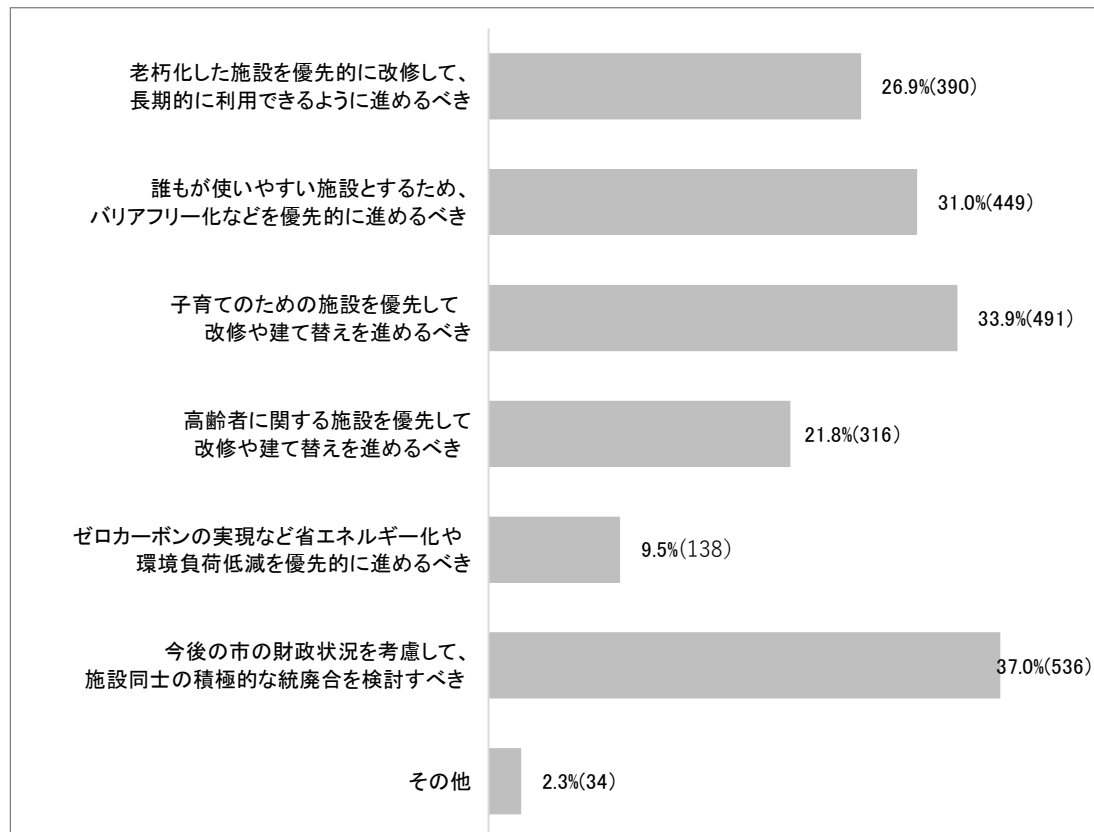


5) 特に重視すべき公共施設に関する施策や事業などの方針

今後、市が進めていく公共施設に関する施策や事業などの方針で特に重視すべきものについては、「今後の市の財政状況を考慮して、施設同士の積極的な統廃合を検討すべき」が37.0%と最も多くなっています。

次いで「子育てのための施設を優先して改修や建て替えを進めるべき」と「誰もが使いやすい施設とするため、バリアフリー化などを優先的に進めるべき」が共に約30%となっています。

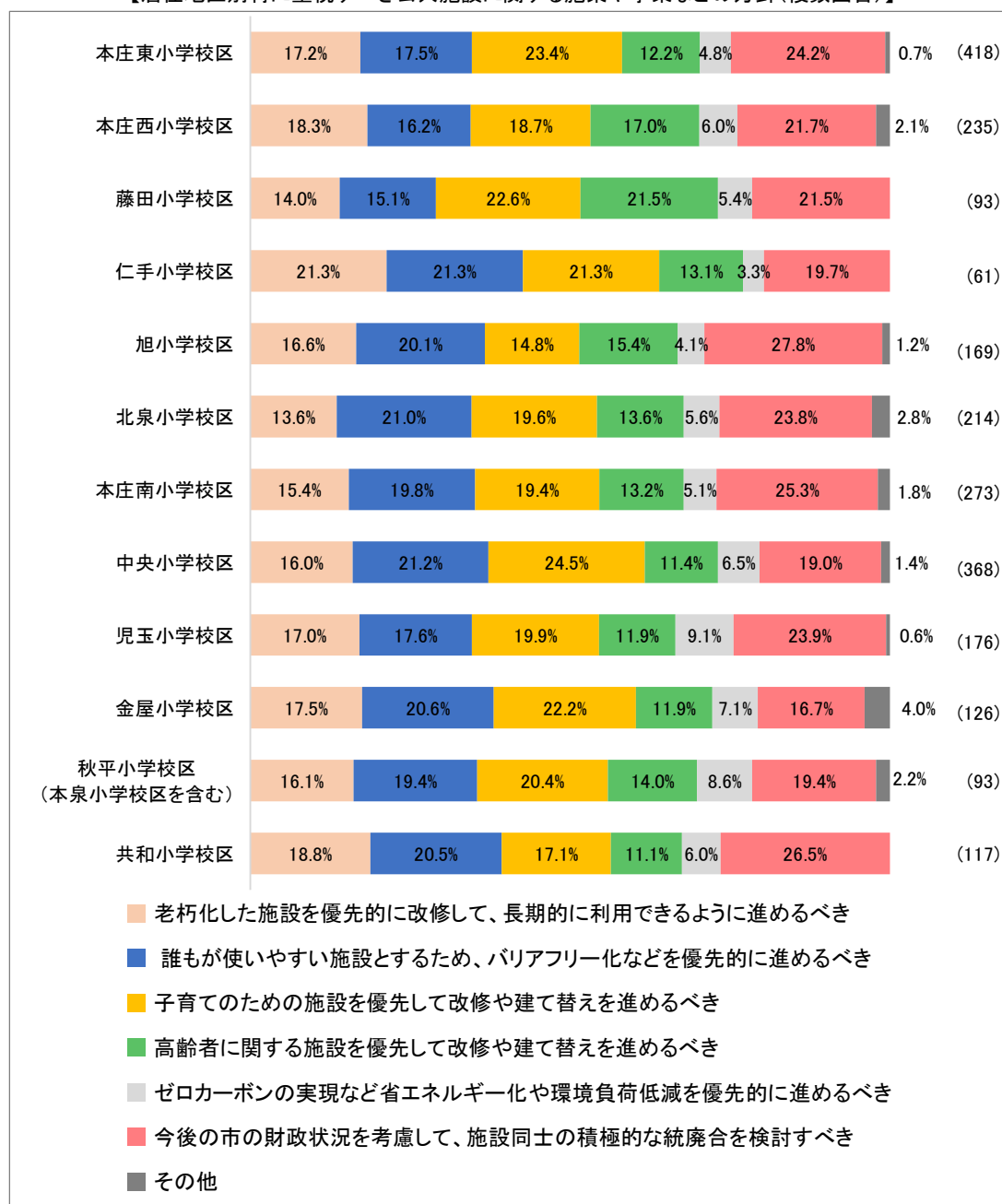
【特に重視すべき公共施設に関する施策や事業などの方針(複数回答)】



今後、市が進めていく公共施設に関する施策や事業などの方針で特に重視すべきものについての回答を回答者の居住地区別に見ると、本庄東小学校区、本庄西小学校区、旭小学校区、北泉小学校区、本庄南小学校区、児玉小学校区、共和小学校区の7地区では「今後の市の財政状況を考慮して、施設同士の積極的な統廃合を検討すべき」が最も多くなっています。

また、藤田小学校区、仁手小学校区、中央小学校区、金屋小学校区、秋平小学校区の5地区では「子育てのための施設を優先して改修や建て替えを進めるべき」が最も多くなっています（仁手小学校区は同率）。

【居住地区別特に重視すべき公共施設に関する施策や事業などの方針(複数回答)】



2. 公共施設の利用者アンケート調査

(1) 調査概要

公共施設の維持可能な規模を定め、行政サービスの維持・向上に向けた施設配置や効率的な管理運営を行っていくための各公共施設の見直し方針の検討に当たり、既存の公共施設利用者を対象に、施設利用に関するアンケート調査を実施しました。

調査施設	市内 15 施設
調査対象	各施設の利用者
調査方法	配布:各施設の受付にてアンケート用紙を設置・配布 回答:各施設に設置した回収ボックスへの投函 インターネット接続PC及びスマートフォン等の利用による回答(Web回答)
実施期間	令和5年5月 11 日～5月 31 日

1) 回答数

本調査の回答数は以下のとおりです。

【公共施設の利用者アンケート調査回答数】

No.	施設名称	紙面	Web	合計
1	市民活動交流センター(はにぼんプラザ)	832	6	838
2	児玉文化会館(セルディ)※	810	4	814
3	老人福祉センターつきみ荘	189	2	191
4	あさひ多目的研修センター	55	0	55
5	市民文化会館	302	8	310
6	本庄公民館	56	1	57
7	本庄東公民館	240	0	240
8	本庄西公民館	187	1	188
9	本庄南公民館	236	4	240
10	藤田公民館	192	0	192
11	仁手公民館	68	0	68
12	旭公民館	163	0	163
13	北泉公民館	91	2	93
14	共和公民館	192	1	193
15	児玉公民館	151	1	152
	合計	3,764	30	3,794

※「児玉文化会館(セルディ)」は「児玉中央公民館」を含む。

2) 調査項目

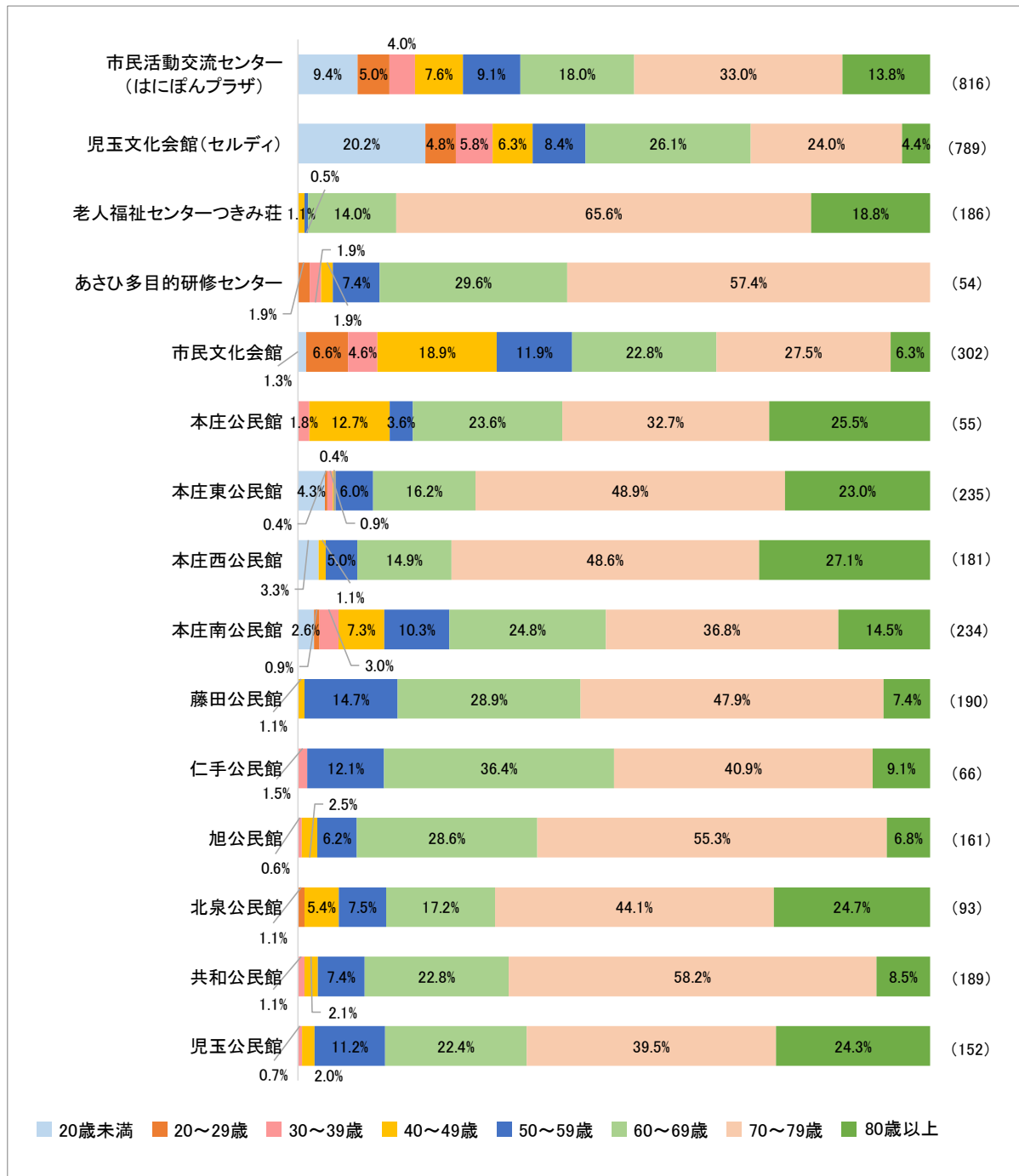
- ①回答者属性
- ②施設の利用目的・利用頻度、利用した場所(部屋)
- ③施設への交通手段・立地場所
- ④利用した施設の満足度(サービス面・建築物や設備・屋外施設)
- ⑤自由意見

(2) 調査結果（抜粋）

1) 回答者属性

回答者の年齢は、「児玉文化会館（セルディ）」では、「60～69 歳」が最も多くなっていますが、他の 14 施設は「70～79 歳」が約 30%から約 60%と最も多くなっています。

【回答者の年代比率】



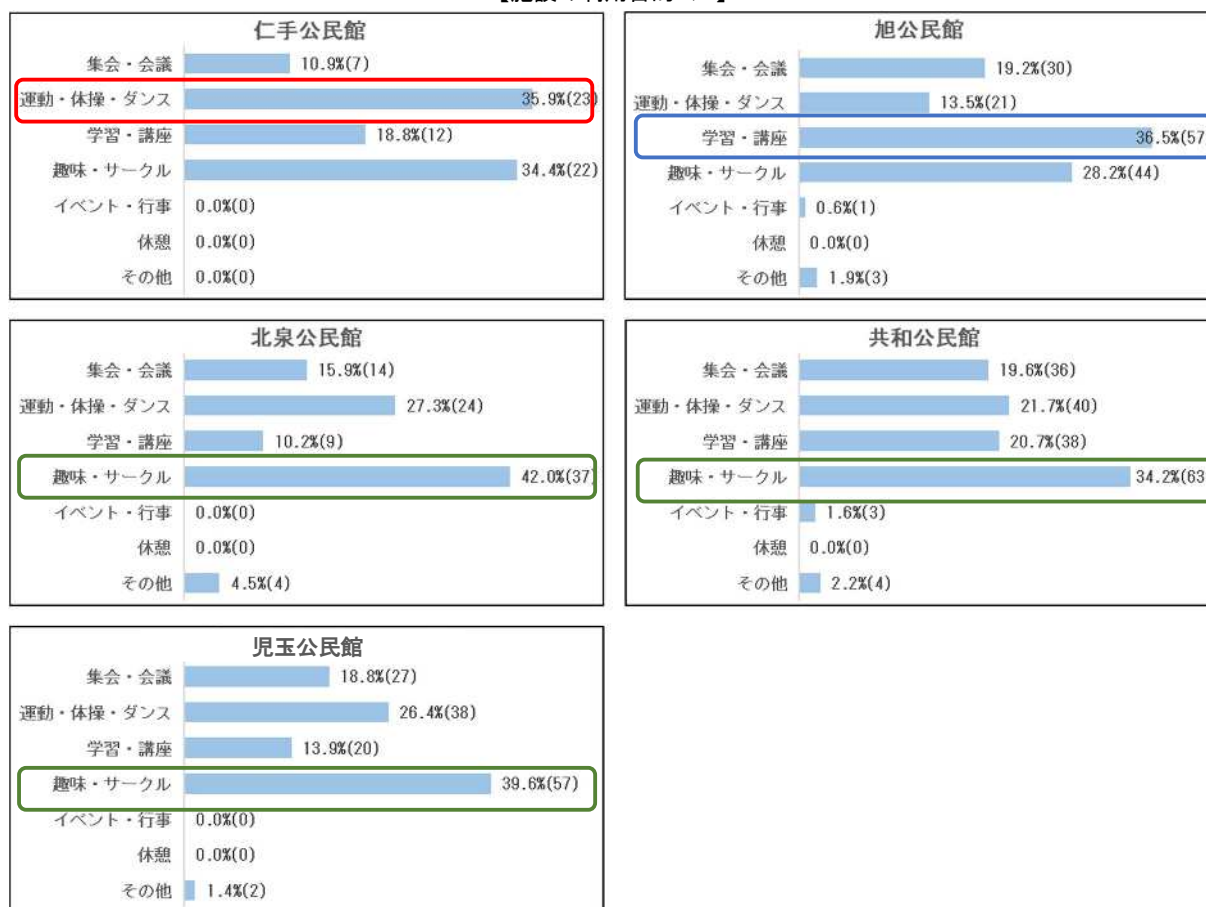
2) 施設の利用目的

回答者の施設の利用目的は、各施設の持つ機能によって一部の選択肢が異なりますが、「運動・体操・ダンス」の回答が最も多い施設が7施設、「趣味・サークル」の回答が最も多い施設が4施設、「学習・講座」の回答が最も多い施設が3施設、「集会・会議」の回答が最も多い施設が1施設となりました。

【施設の利用目的 1/2】



【施設の利用目的 2/2】



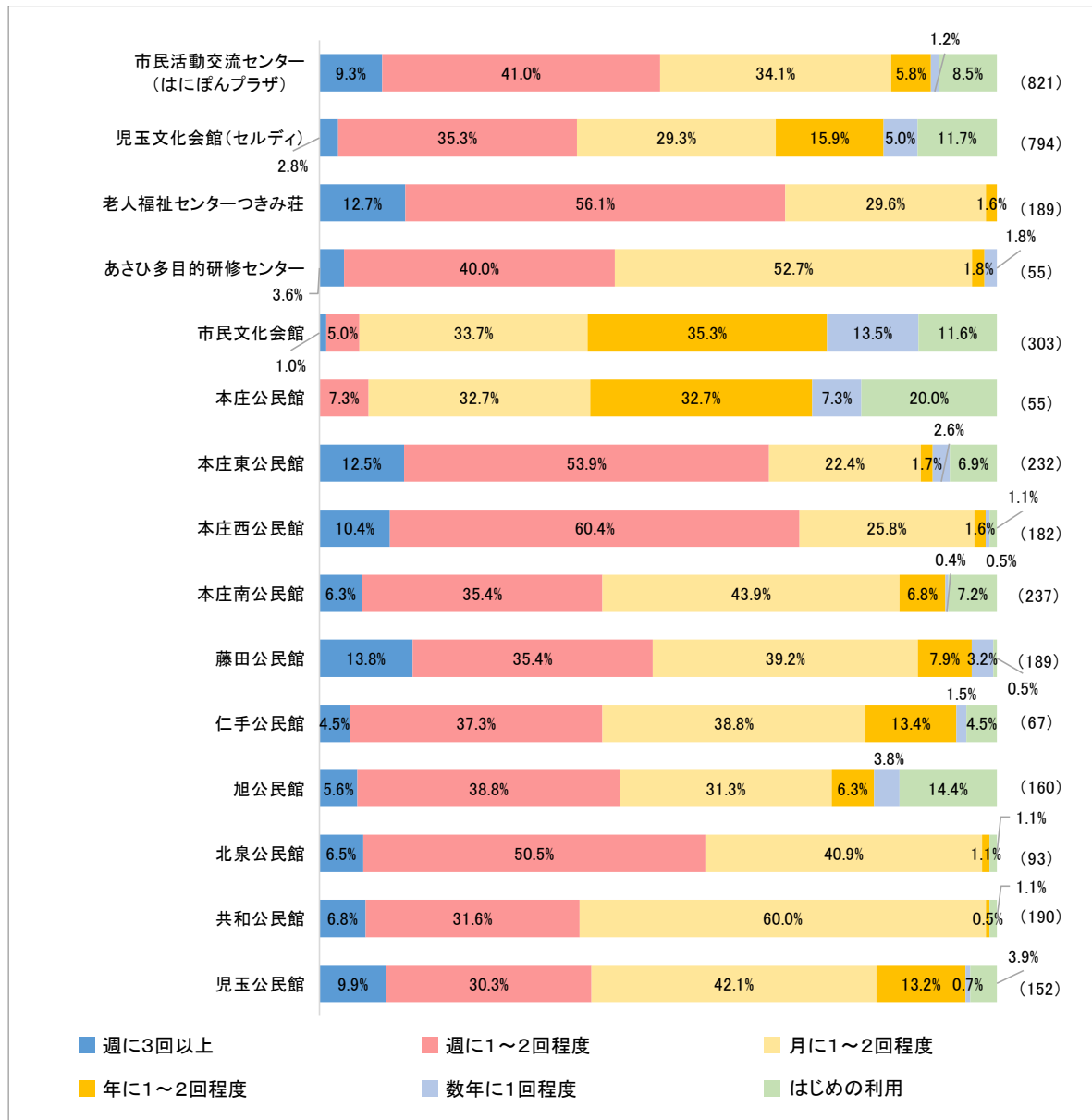
3) 施設の利用頻度

回答者の施設の利用頻度は、「市民活動交流センター（はにぼんプラザ）」、「児玉文化会館（セルディ）」、「老人福祉センターつきみ荘」、「本庄東公民館」、「本庄西公民館」、「旭公民館」、「北泉公民館」の7施設では、「週に1～2回程度」が約30%から約60%と最も多くなっています。

また、「あさひ多目的研修センター」、「本庄南公民館」、「藤田公民館」、「仁手公民館」、「共和公民館」、「児玉公民館」の6施設では、「月に1～2回程度」が約40%から約60%、「市民文化会館」では、「年に1～2回程度」が35.3%と最も多くなっています。

なお、「本庄公民館」は「月に1～2回程度」、「年に1～2回程度」が同数で最も多くなっています。

【施設の利用頻度】

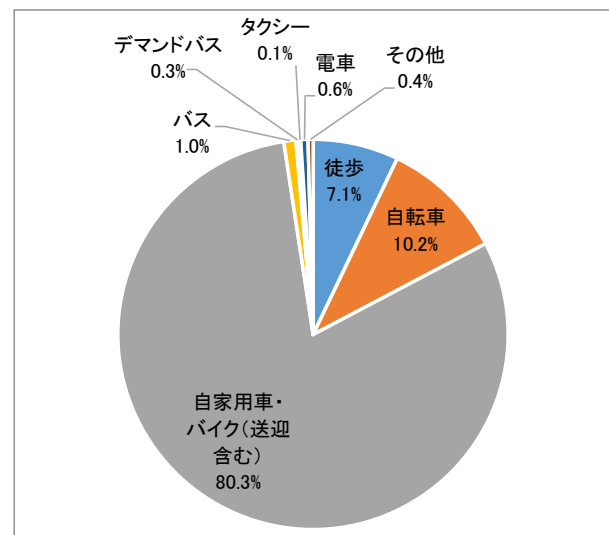


4) 施設への交通手段

回答者の施設への交通手段は、全ての施設を通じて「自家用車・バイク」が最も多く、約80%を占めています。

その他の交通手段では、「自転車」と「徒歩」が続いており、「バス」や「デマンドバス」等の公共交通の利用は僅かとなっています。

【施設への交通手段】



3. 本庄市立小・中学校の保護者・教員アンケート調査

(1) 調査概要

本庄市立小・中学校に就学している児童生徒及び、小学校未就学児（新入学児童）の保護者と教員を対象に、学校規模、学級数、通学距離及び時間、適正規模に関して重視すべき事項等の意識を把握し、集計・分析を経て「本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方」（以下「適正規模・適正配置の基本的な考え方」といいます。）の参考資料とするため、アンケート調査を実施しました。

調査地域	本庄市全域
調査対象	小・中学校児童生徒の保護者、小学校未就学児の保護者、小・中学校教員
調査方法	【小・中学校児童生徒の保護者及び小・中学校教員】 各学校にて配布・回答、またはインターネット接続PC及びスマートフォン等の利用による回答(Web回答) 【小学校未就学児の保護者】 郵送配布・郵送回答、またはインターネット接続PC及びスマートフォン等の利用による回答(Web回答)
実施期間	令和4年9月1日～9月30日(回答延長期間含む)

1) 配布数及び回答数

本調査の配布数及び回答数は以下のとおりです。

【本庄市立小・中学校の保護者・教員アンケート調査配布数及び回答数】

	保護者配布数 5,156 件	有効 データ数	回答率	教員配布数 422 件	有効 データ数	回答率
Webアンケート回答数	1,585 件	2,772 件	53.8%	241 件	347 件	82.2%
紙面回答数	1,203 件			111 件		
合計	2,788 件			352 件		

2) 調査項目

- ①回答者属性（学校、学年）
- ②教育環境について（重視すべき点、望ましい学級数とその理由）
- ③学校の今後の在り方（児童生徒数が減少した場合の教育環境、学校統合の検討）
- ④通学時間について（通学時間、スクールバス導入）
- ⑤自由意見

(2) 調査結果（抜粋）

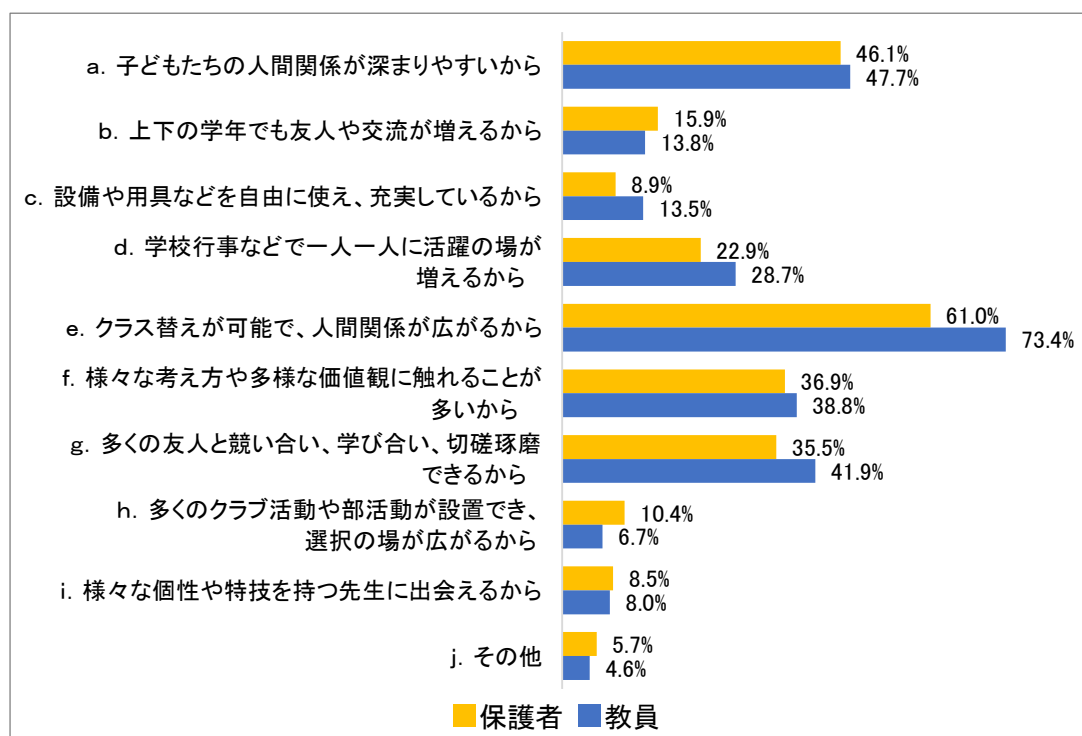
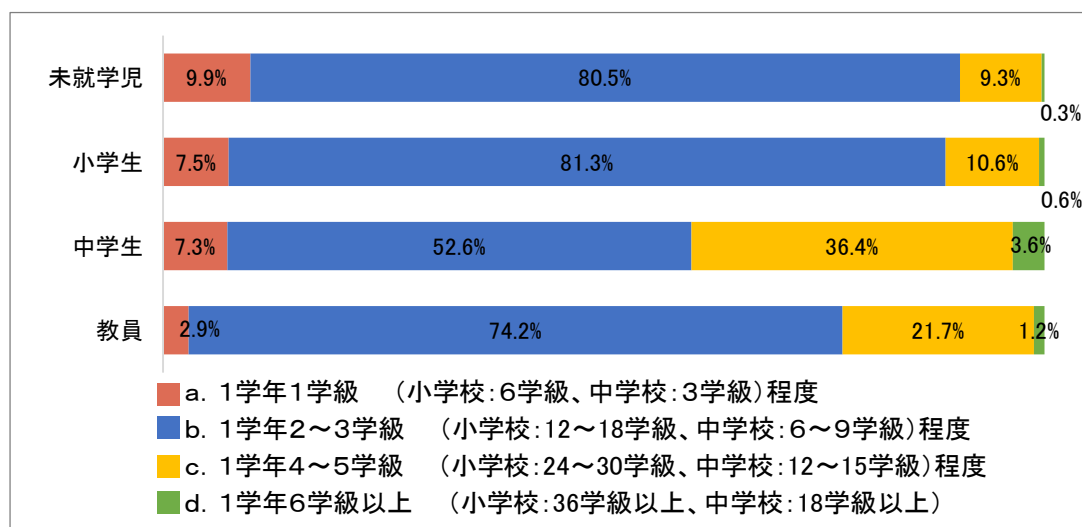
1) 望ましい学級数

アンケート調査結果では、保護者・教員共に約70%の回答者が「1学年2～3学級程度（小学校：12～18学級、中学校：6～9学級）」が望ましいと回答しています。また、それ以上の学級数が良いと選択した人を合わせると、90%以上が標準学級は超えていたほうが良いと回答しています。

保護者の属性では、未就学児と小学生の保護者では概ね同様の傾向となっていますが、中学生の保護者では「1学年4～5学級（中学校：12～15学級）程度」の割合が30%を超えています。

なお、望ましい学級数の選択理由は、保護者・教員共に「クラス替えが可能で、人間関係が広がるから」が最も多く、保護者では60%、教員では70%を超えています。

【望ましい学級数とその理由】



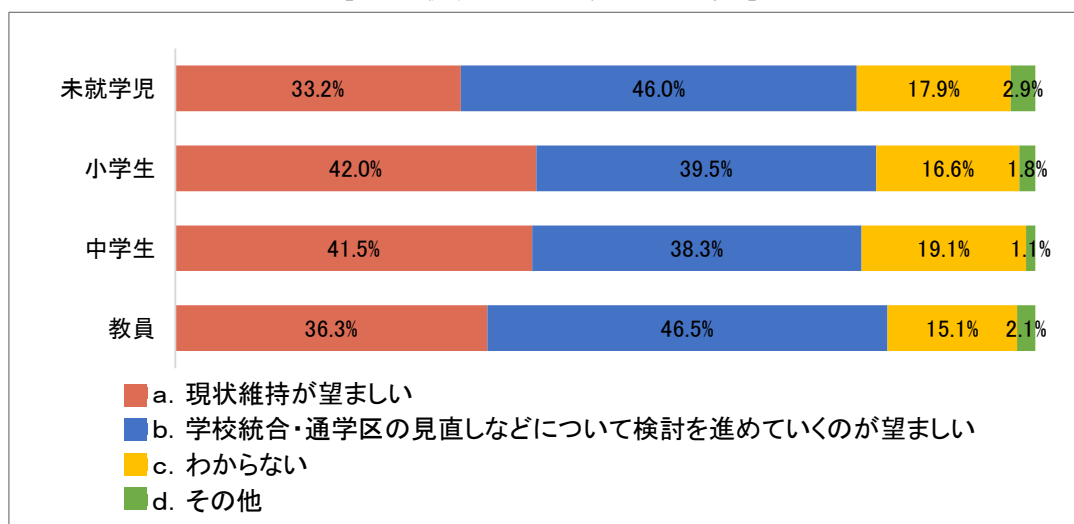
2) 児童生徒数が減少した場合の教育環境

小学生・中学生の保護者は「現状維持が望ましい」「学校統合・通学区の見直しなどについて検討を進めていくのが望ましい」が約40%となっています。

また、未就学児の保護者は「学校統合・通学区の見直しなどについて検討を進めていくのが望ましい」の割合が小学生・中学生の保護者より多くなっています。

教員では、「学校統合・通学区の見直しなどについて検討を進めていくのが望ましい」が40%を超えて最も多くなっています。

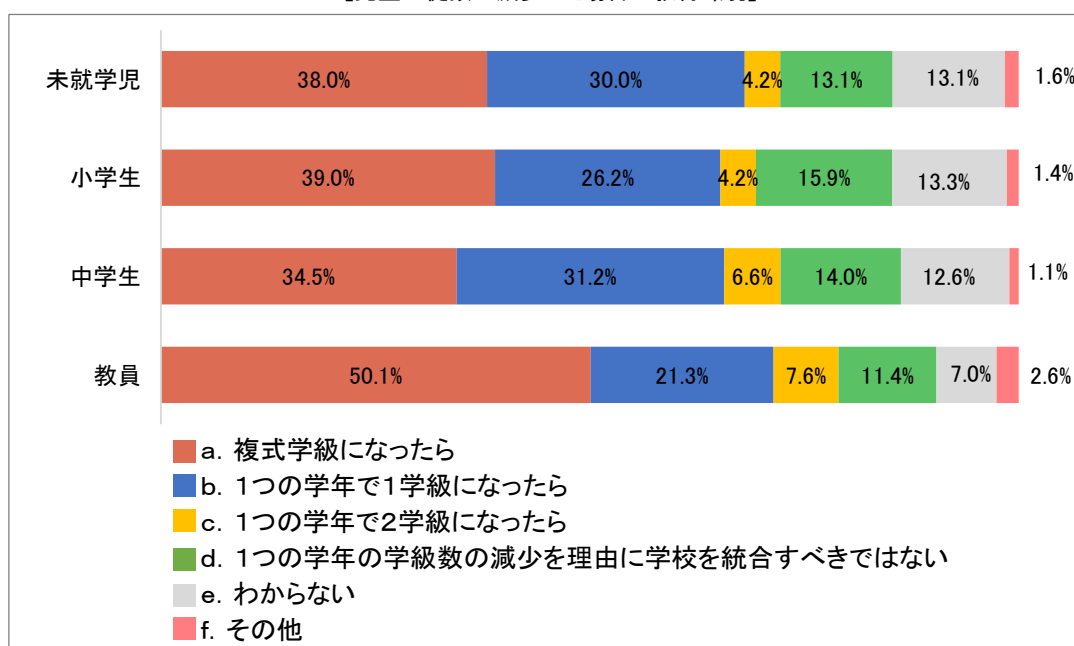
【児童生徒数が減少した場合の教育環境】



3) 児童生徒数が減少した場合の教育環境

学校統合の検討については、保護者・教員共に「複式学級になったら」が最も多く、次いで「1つの学年で1学級になったら」が多くなっています。

【児童生徒数が減少した場合の教育環境】



4. 市議会との意見交換会及び説明会の開催

本計画の作成に当たり、以下のとおり意見交換会及び説明会を開催しました。

説明会では、学校施設を含む公共施設の見直し方針等を説明するとともに、本庄市教育委員会からは5つの新しい教育環境の整備として、「学校規模の適正化」、「校舎の大規模改修」、「学校プールの集約化」、「屋内運動場（体育館）空調設備の設置」、「小中一貫教育の推進」について説明しました。

（1）開催概要

1）市議会との意見交換会

令和6年4月18日及び10月21日に、本庄市議会全議員21人参加のもと、意見交換会を開催しました。

2）自治会長及び学校運営協議会委員を対象とした説明会

令和6年5月に、市内の自治会長及び全学校の学校運営協議会委員を対象に、計4回の説明会を開催しました。

①開催場所・日時

開催場所	開催日	開催時間
①本庄市役所	令和6年5月7日（火）	午後6:00～午後8:00
②児玉文化会館（セルディ）	令和6年5月12日（日）	午前9:30～午前11:30
③本庄市役所	令和6年5月12日（日）	午後3:00～午後5:00
④児玉文化会館（セルディ）	令和6年5月14日（火）	午後6:00～午後8:00

②参加者数

	自治会長	学校運営協議会委員	合 計
①	17人	37人	54人
②	16人	14人	30人
③	16人	17人	33人
④	11人	8人	19人
合 計	60人	76人	136人

【開催風景】



3) 地区説明会

令和6年7月から8月にかけて、市民及び公共施設利用者等を対象に、市内12の小学校区単位での地区別説明会及び本庄地域・児玉地域の全体説明会、計14回の説明会を開催しました。

①開催場所・日時・参加者数

	地区名	開催日時	会場	参加者数
1	藤田小学校区	令和6年7月20日(土) 午前9:30～午前11:20	藤田公民館	29人
2	仁手小学校区	令和6年7月20日(土) 午後2:00～午後4:10	仁手公民館	30人
3	本庄南小学校区	令和6年7月21日(日) 午前9:30～午前11:00	本庄南公民館	5人
4	本庄東小学校区	令和6年7月21日(日) 午後2:00～午後3:30	本庄市役所	11人
5	児玉小学校区	令和6年7月28日(日) 午前9:30～午前11:00	児玉文化会館セルディ	13人
6	秋平・本泉小学校区	令和6年7月28日(日) 午後2:00～午後4:00	児玉文化会館セルディ	18人
7	本庄西小学校区	令和6年8月3日(土) 午前9:30～午前10:40	本庄市役所	10人
8	旭小学校区	令和6年8月3日(土) 午後2:00～午後4:20	旭公民館	33人
9	中央小学校区	令和6年8月4日(日) 午前9:30～午前11:00	本庄市役所	15人
10	北泉小学校区	令和6年8月4日(日) 午後2:00～午後3:50	北泉公民館	5人
11	金屋小学校区	令和6年8月17日(土) 午前9:30～午前11:00	児玉文化会館セルディ	11人
12	共和小学校区	令和6年8月17日(土) 午後2:00～午後3:30	共和公民館	72人
13	児玉地域全体	令和6年8月25日(日) 午前9:30～午前11:10	児玉文化会館セルディ	21人
14	本庄地域全体	令和6年8月25日(日) 午後3:00～午後5:00	本庄市役所	29人
参加者 総数				302人

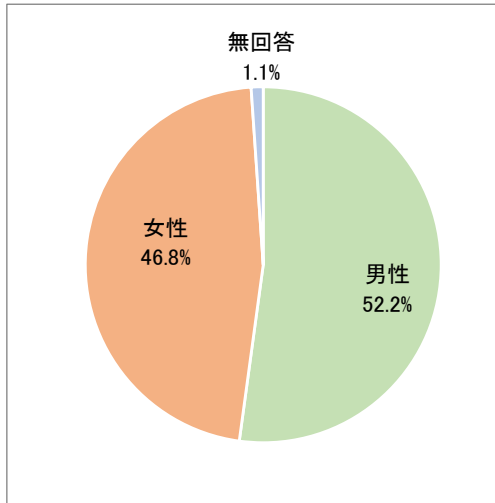
【開催風景】



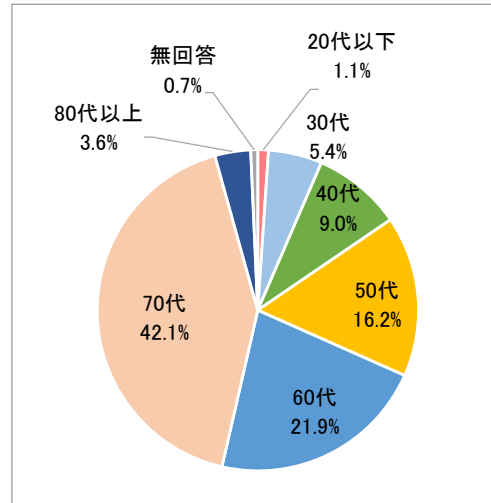
②アンケート回答者の属性

地区説明会では、参加者の属性を図る設問及び自由意見欄を設けたアンケートを実施しました。アンケートを提出いただいた 278 人の参加者の属性については以下のとおりです。

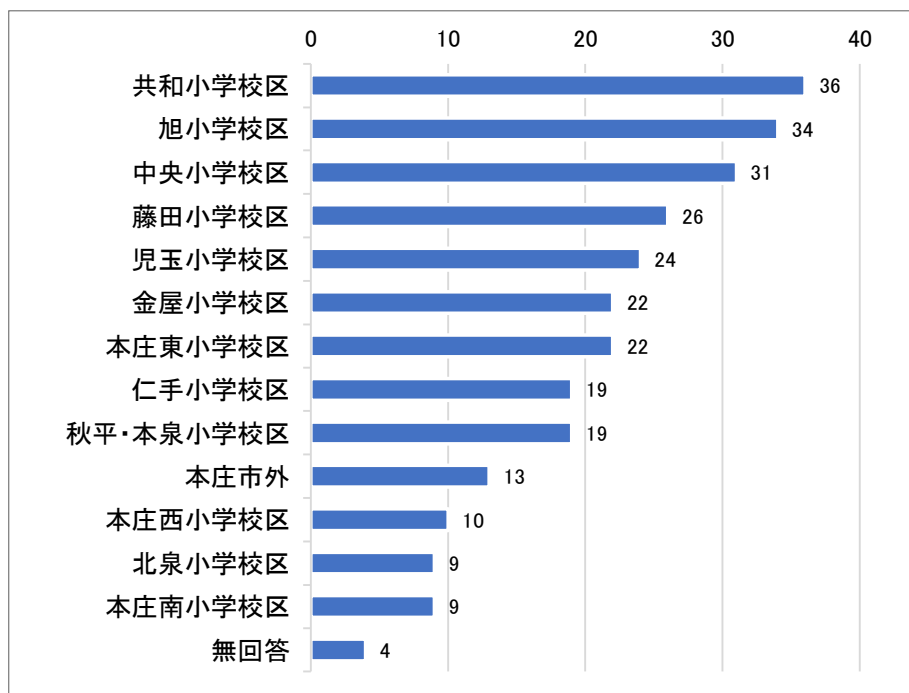
【回答者の属性(性別)】



【回答者の属性(年代)】



【回答者の属性(居住地区)】



(2) 意見等のまとめ

意見交換会及び説明会において、口頭質問及びアンケート内の自由意見欄で様々な意見等をいただきました。意見等の概要については、参考資料に掲載しています。

第 5 章

ハコモノ施設維持保全方針

第5章 ハコモノ施設維持保全方針

1. 再配置の方針

(1) 再配置に向けた施設別の方針

本計画の第2章で整理した公共施設の現状及び課題を踏まえ、第3章で公共施設マネジメントの方針について整理しましたが、将来改修・更新費の試算結果の検証から、財政制約との乖離を縮小させるため、各公共施設の方針の見直しが必要となります。

そのため、各公共施設の状況に応じて複合化や統廃合といった再配置に関する方針を定め、今後の在り方を検討します。

(2) 見直し対象施設

本計画における施設方針の見直しに当たり、施設機能上、方針の見直しを要さない一部の施設（利用者数・稼働率の高い施設、適正規模である中学校等）や入居者等との調整が必要となる市営住宅等を除き、公共施設維持保全計画において直近15年以内に更新や大規模改修の実施予定となっていた施設を主な対象とし、計35施設について新たに施設方針を設定します。

なお、学校については、本計画第5章の2で整理する「適正規模・適正配置の基本的な考え方」に従って見直すものとします。

また、今回の見直し対象施設とならなかった施設については、今後の計画見直しに合わせ、随時、施設方針の見直しを行います。

【本計画における見直し対象施設一覧(35 施設)】

施設分類	見直し対象施設		
複合施設	・児玉文化会館(セルディ)		
公民館	・本庄公民館 ・本庄東民館 ・本庄西公民館	・本庄南公民館 ・藤田公民館 ・仁手公民館	・旭公民館 ・北泉公民館 ・共和公民館
市民活動施設	・あさひ多目的研修センター		
文化施設	—		
図書館	—		
スポーツ施設	—		
産業振興施設	—		
保健・福祉関連施設	・老人福祉センターつきみ荘		
保育所	—		
児童施設	・前原児童センター	・日の出児童センター	・寿学童保育室
庁舎等	—		
学校	・本庄東小学校 ・本庄西小学校 ・藤田小学校 ・仁手小学校 ・旭小学校	・北泉小学校 ・本庄南小学校 ・中央小学校 ・児玉小学校 ・金屋小学校	・秋平小学校 ・本泉小学校 ・共和小学校
市営住宅	—		
防災施設	—		
文化財・文化財収蔵庫	・旭民具収蔵庫 ・太駄文化財収蔵庫	・蛭川文化財収蔵庫 ・下浅見文化財収蔵庫	・新収蔵庫 ・児玉文化財収蔵庫 (旧児玉保健センター)
その他施設	・旧勤労会館※		

※「旧勤労会館」は普通財産への移行に伴い、本計画における公共施設(P.4～6参照)には含まれない。

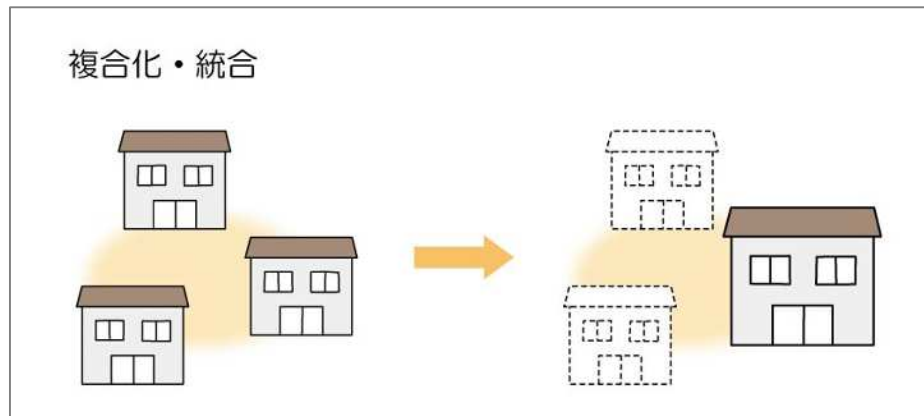
※公民館や児童施設といった施設分類上において多数の施設が見直し対象となるものについては、統合等の検討のため、更新・大規模改修の予定が15年以上先となっている施設を含む。

(3) 見直しに向けた主な手法

1) 複合化・統合

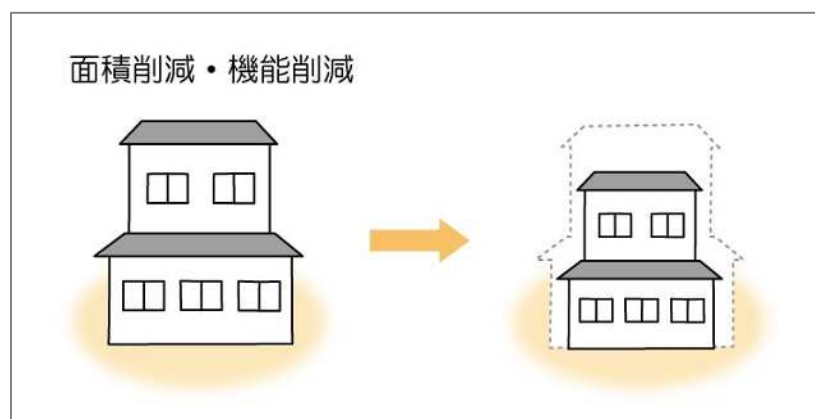
利用目的が同じ施設は、各施設の利用・立地状況を踏まえて集約化を図り、施設数と施設保有量を削減します。

また、施設の老朽化や利便性を考慮し、より利便性の高い立地や機能集積可能な場所等に複合化・統合を進めます。



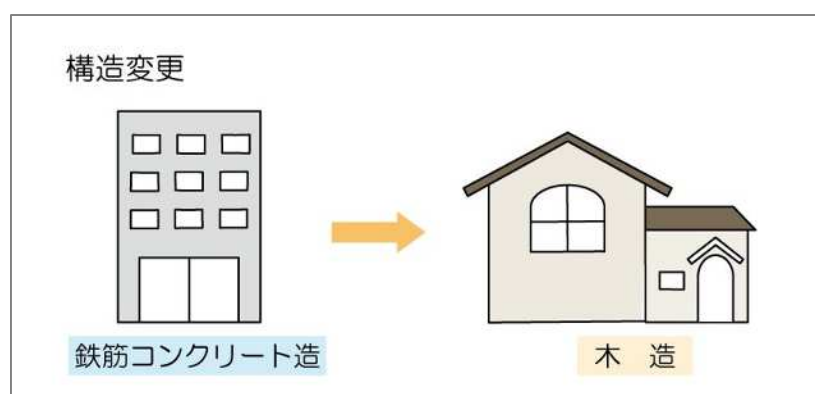
2) 面積削減・機能削減

施設の設置目的や利用状況を加味して、現在の市民ニーズに合致した機能を残しつつ、不要となった機能については削減を行うことにより、施設保有量を削減します。



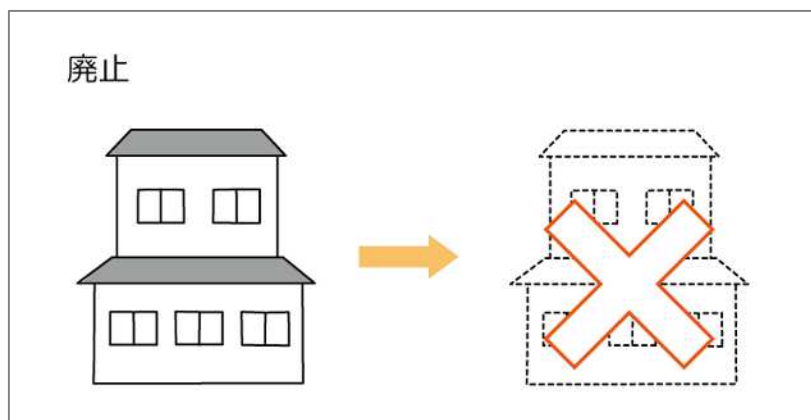
3) 構造変更

施設の更新が必要になった場合については、必要に応じて、カーボンニュートラルに寄与する木造での更新を行う等、施設のライフサイクルコストの削減を図ります。



4) 廃止

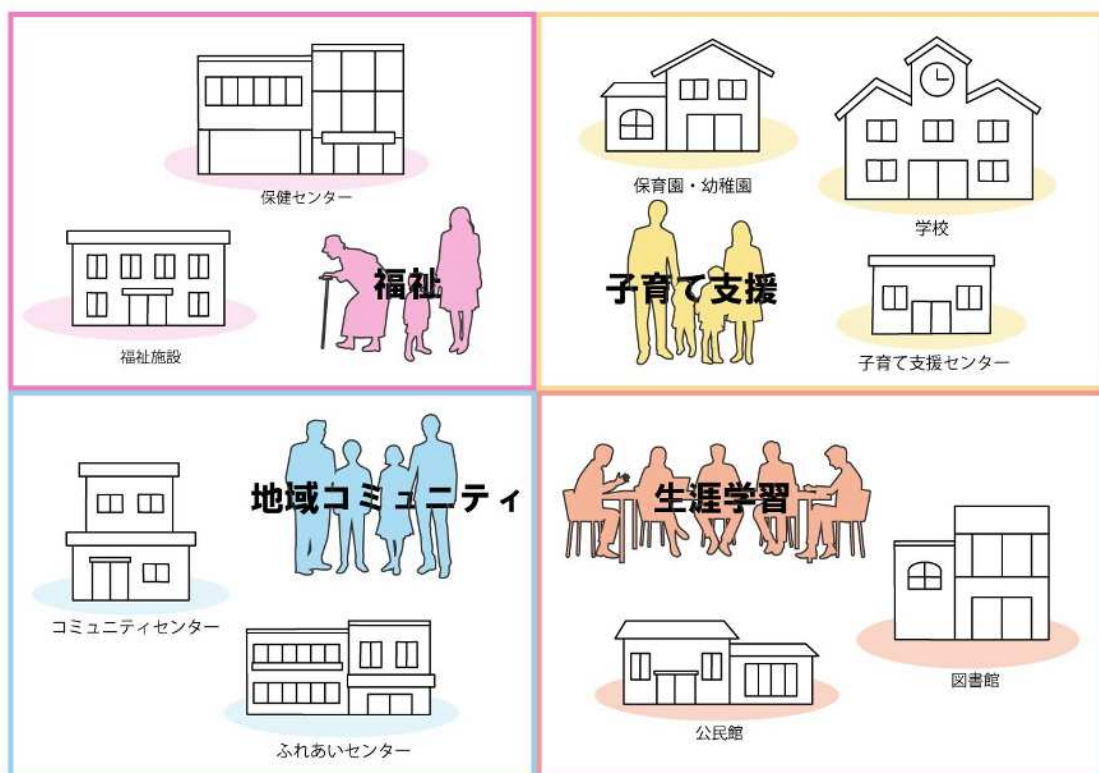
建設当初の設置目的や行政サービスの役割を終えた施設、老朽化が著しい施設、DXの進展等の時代変化により今後の利活用が不要となった施設については、用途廃止や解体を行います。



(4) 施設整備に向けたコンセプト

各公共施設の方針見直しに当たっては、既存施設の複合化等による施設の機能向上を図りながら、施設数や施設全体の総床面積を減少することで、将来にわたって持続可能な施設管理・施設運営を目的としています。

また、各公共施設の施設整備に向けたコンセプトとして、地区説明会等でも多くの要望・意見等が寄せられた「福祉」、「子育て支援」、「地域コミュニティ」、「生涯学習」の4つの分野を考慮するとともに、「防災」の観点を踏まえた適切な対策が図れるよう、それぞれの施設を必要に応じて統合・複合化することで長期的かつ計画的な施設整備・施設配置を行います。



2. 学校施設の方針

(1) 本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方

1) 適正規模の基本的な考え方

学校の小規模化に対応し、将来のこどもたちにとって望ましい学校規模について検討するため、令和4年度に公共施設等マネジメント推進審議会に設置された学校部会にて、本市の適正な学校の規模及び配置について審議を重ねた結果、「適正規模・適正配置の基本的な考え方[※]」を作成しました。この中で、本市の小・中学校の適正規模を、おおむね国の示す適正規模の考え方と同様、以下のとおりとしています。

※詳細は参考資料に掲載。

【本庄市立小・中学校の適正規模の基本的な考え方】

少子化の進行が予想される中、望ましい規模を小学校は全学年でクラス替えができる「1学年2学級以上」、中学校は教科担任が学習指導できる「9学級以上」とする。

小学校：各学年2学級～3学級（全学年合計12学級～18学級）

中学校：各学年3学級～6学級（全学年合計9学級～18学級）

2) 適正配置の基本的な考え方

適正配置を考える上で、通学距離については、国の示す適正配置の考え方と同様、以下のとおりとしています。

【本庄市立小・中学校の適正配置の基本的な考え方】

通学距離：小学校はおおむね4 Km以内

中学校はおおむね6 Km以内

通学時間：おおむね1時間以内

ただし、地域の実情に応じて、スクールバス等の通学手段を検討する。

3) 本庄市教育委員会の考え方

①教育の機会均等を確保すること、②多様な人間関係を育むための学習集団を構成できる規模であること、③一定の教員数の確保が可能な規模であること、の観点から複式学級及び単学級の学年が生じることが予想される場合には、こうした状況を解消し、規模の適正化を図る必要があります。

地理的特性を踏まえ、中学校については現在の4校体制を維持し、小学校については休校中の学校があること、複式学級となっている学校があることや児童数の推移・将来推計結果を踏まえ、4中学校の体制を維持しながら、小学校の適正配置を検討します。

(2) 本庄市立小・中学校の教育環境の向上について※

学校を取り巻く社会の状況は様々に変化しており、少子化に伴う学校の小規模化や施設の老朽化のほか、学習意欲の低下や学校生活の不適応など、児童生徒に関する課題が多様化、複雑化しています。

本庄市教育委員会では、児童生徒が自らの人生を切り開き、自立できるよう確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を推進するために、5つの新しい教育環境の整備について、最優先に進めていきたいと考えています。

※詳細は参考資料に掲載。

- 学校規模の適正化
- 学校施設の大規模改修
- 学校プールの集約化
- 屋内運動場の空調設備設置
- 小中一貫教育の推進

3. 統廃合の方針

(1) 複合化の方針

1) 複合化施設 1 (共和公民館跡地施設)

見直し対象施設 35 施設のうち、学校については、本庄市教育委員会において適正規模・適正配置の考え方を整理しました。また、見直し対象となっている小学校のプール施設については、「本庄市立小・中学校の教育環境の向上について」（参考資料参照）で記載する「本庄市立小・中学校プール の在り方検討資料」に基づき、「新規プール拠点を整備し小学校のプールを一か所に集約する検討を進める」とされ、学校プールの集約化が必要となります。

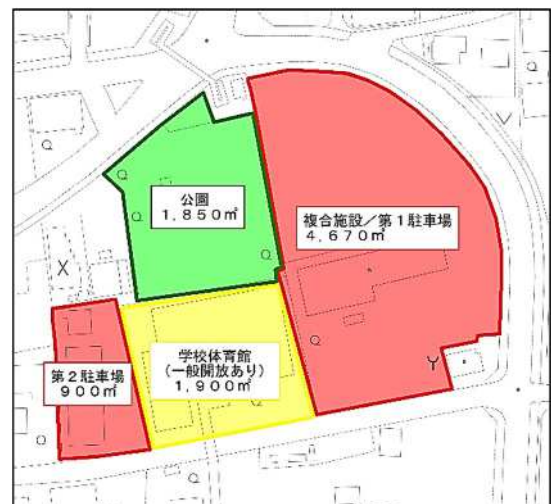
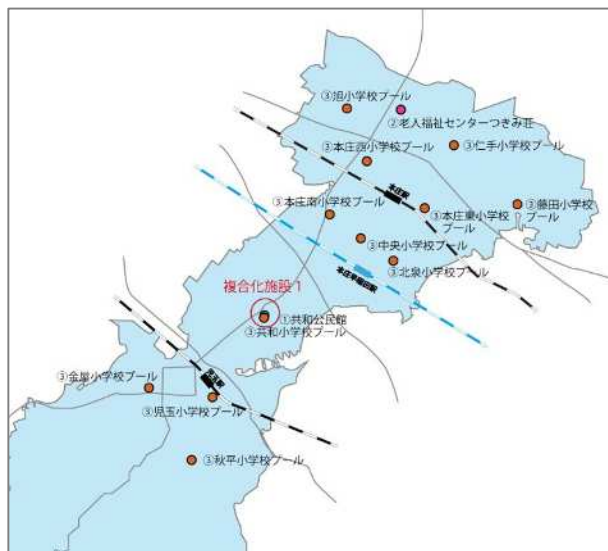
そのため、小学校プールを集約した屋内温水プール施設の整備に当たり、適地を検討したところ、各小学校からのアクセスや整備条件を満たす敷地面積を有するとともに、既存の共和小学校の屋内運動場（体育館）や隣接する公園を含めた一体的な活用が図れること等から共和公民館の敷地及び児玉郡市広域市町村圏組合事務所跡地を活用した「複合化施設 1」として整備を進めます。

なお、同施設内には屋内温水プールの他に、共和公民館が有する生涯学習機能、老人福祉センターつきみ荘や旧勤労会館の老朽化に伴い同施設内にある本庄市シルバー人材センターを複合化することで、高齢者福祉機能についても充実を図ります。

ただし、施設整備予定地に隣接している共和小学校校舎の敷地は含めず、校舎とその敷地の活用については、社会情勢や同施設の利用状況等を踏まえて検討を行うものとします。

複合化施設 1 共和公民館 跡地施設 (暫定名称)	整備場所	共和公民館敷地＋児玉郡市広域市町村圏組合事務所跡地 (本庄市児玉町蛭川 915-5 他)
	見直し 対象施設	①共和公民館 ②老人福祉センターつきみ荘 ③各小学校プール
	施設種別	複合施設
	施設機能	生涯学習機能/高齢者福祉機能/屋内温水プール/シルバー人材センター
	特徴(予定)	・多世代にわたって利活用が図れる施設。 ・屋内温水プールは小学校の水泳授業の他、一般開放を実施。
	供用開始	令和 11 年度(予定)

【複合化施設 1 の整備場所とゾーニング案】



※建築物の整備位置は想定。

2) 複合化施設2（日の出複合施設）

見直し対象施設 35 施設のうち、学校に次いで施設数が多い公民館については、近接している本庄公民館と本庄東公民館を日の出児童センターと複合化し、現在の日の出児童センターの敷地と隣接する日の出公園を一体的に活用した「複合化施設2」として整備を進めます。

なお、公民館機能と児童センター機能を合わせることで、多世代が交流可能な拠点整備を図るとともに、既存の日の出公園の機能を残しながら一体的な土地活用を検討します。

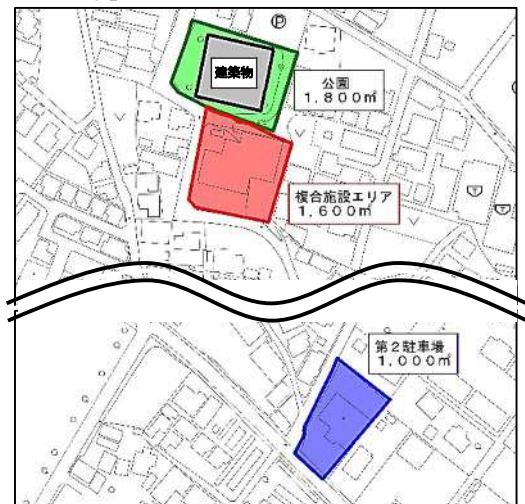
ただし、日の出児童センター敷地については敷地内に高低差があることから、同敷地での整備に支障がある場合は、見直し対象施設に含まれる本庄公民館敷地への変更を検討します。

また、本庄東公民館跡地については、同施設の第2駐車場として整備を予定しています。

複合化施設2 日の出複合施設 (暫定名称)	整備場所	日の出児童センター敷地+日の出公園
	見直し対象施設	①本庄公民館 ②本庄東公民館 ③日の出児童センター(日の出児童保育室除く※)
	施設種別	複合施設
	施設機能	生涯学習機能/児童センター機能
	特徴(予定)	・公民館、児童センターを複合化することで、多世代が交流する「拠点」として整備。 ・「カーボンニュートラル」に貢献する木造施設化の検討。
	供用開始	令和 16 年度(予定)

※日の出児童保育室については、後述のとおり、本庄東小学校敷地内への移転計画による。

【複合化施設2の整備場所とゾーニング案】



※建築物の整備位置は想定。

3) 複合化施設3（旭小学校跡地施設）

近接する旭公民館とあさひ多目的研修センターについては、旭小学校が本庄西小学校と統合された後の学校跡地に「複合化施設3」として整備を進めます。

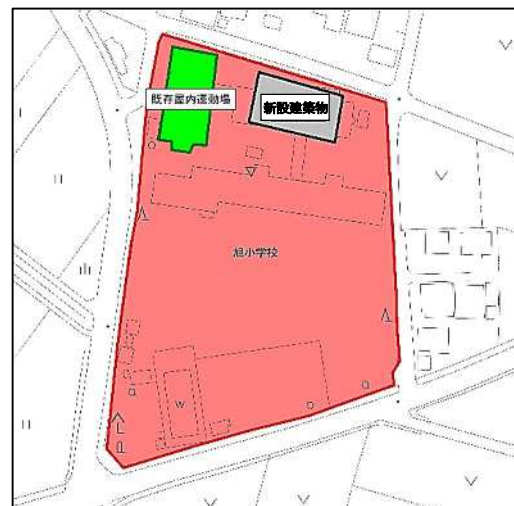
旭小学校校舎については、耐用年数や改修履歴等を踏まえて解体を予定していますが、既存の屋内運動場（体育館）については維持することで、多目的ホールとして継続的に活用するとともに、緊急時の避難所としての活用を図ります。

なお、仁手小学校や藤田小学校跡地についても同様の整備を検討していますが、施設規模等に制約があるため、旭、仁手、藤田の各施設にそれぞれ別の機能を持たせる等、特色のある施設として相互利用を図り、利用率の向上が期待できる施設づくりを検討します。

ただし、地域の要望に応じて旭、仁手、藤田の3地域の施設の集約化等も併行して検討します。

複合化施設3 旭小学校跡地施設 (暫定名称)	整備場所	旭小学校敷地(校舎解体後に整備)
	見直し対象施設	①旭公民館 ②あさひ多目的研修センター
	施設種別	コミュニティ施設
	施設機能	生涯学習機能/屋内運動場(体育館)
	特徴(予定)	・旭、仁手、藤田の3地域で、各々の特色をいかした施設づくりを推進。 ・既存の屋内運動場(体育館)は維持することで、多目的ホールや避難所として利活用する。
	供用開始	令和24年度(予定)

【複合化施設3の整備場所とゾーニング案】



※建築物の整備位置は想定。

(2) 統合・移転の方針

1) 学校規模の適正化

前述した「適正規模・適正配置の基本的な考え方」に基づき、中学校区単位で複式学級の解消を優先して、以下のとおり学校規模を適正化します。

【学校規模の適正化検討結果】

中学校区	学校規模	小学校	適正化内容	統合場所	統合年度
本庄東中学校	小規模校	仁手小学校 藤田小学校	本庄東小学校・藤田小学校・仁手小学校の3校を統合	本庄東小学校	令和13年度
	標準規模校	本庄東小学校			
本庄西中学校	小規模校	旭小学校	本庄西小学校と旭小学校の2校を統合	本庄西小学校	令和21年度
	標準規模校	本庄西小学校			
本庄南中学校	標準規模校	北泉小学校 本庄南小学校 中央小学校 金屋小学校	適正規模のため現状維持	-	-
児玉中学校	小規模校	秋平小学校(本泉小学校) 共和小学校	児玉小学校・金屋小学校・秋平小学校(本泉小学校)・共和小学校の4校を統合	未定	令和18年度
	標準規模校	児玉小学校			

①統合施設1（本庄東中学校区統合小学校）

本庄東中学校区は「本庄東小学校」、「藤田小学校」、「仁手小学校」の3校となっており、「仁手小学校」は複式学級を含めて4学級、「藤田小学校」は全ての学年で単学級のため6学級、「本庄東小学校」は標準学級以上になります。

今後、3校共に児童数及び学級数が減少していくことが予想されることから、3校を統合し、将来においても適正な規模の児童数が確保可能な学校規模とします。

3校の統合場所については、「藤田小学校」と「仁手小学校」では教室数が足りないため、「本庄東小学校」とします。

統合年度については、「仁手小学校」の複式学級を早急に解消するため、3校が統合した場合の学級数が適正規模である18学級になると予想される、令和13年度になります。

統合施設1 本庄東中学校区統合小学校 (暫定名称)	整備場所	本庄東小学校
	見直し対象施設	①本庄東小学校 ②藤田小学校 ③仁手小学校
	施設種別	学校
	施設機能	校舎/屋内運動場(体育館)
	特徴(予定)	・学校規模の適正化により、3校を統合し、統合予定年度の前に、統合場所である本庄東小学校の校舎等を大規模改修する。
	供用開始	令和13年度(予定)

【統合施設1の整備場所】



②統合施設2（本庄西中学校区統合小学校）

本庄西中学校区は「本庄西小学校」、「旭小学校」の2校となっており、「旭小学校」は単学級の学年があるため11学級、「本庄西小学校」は標準学級になります。

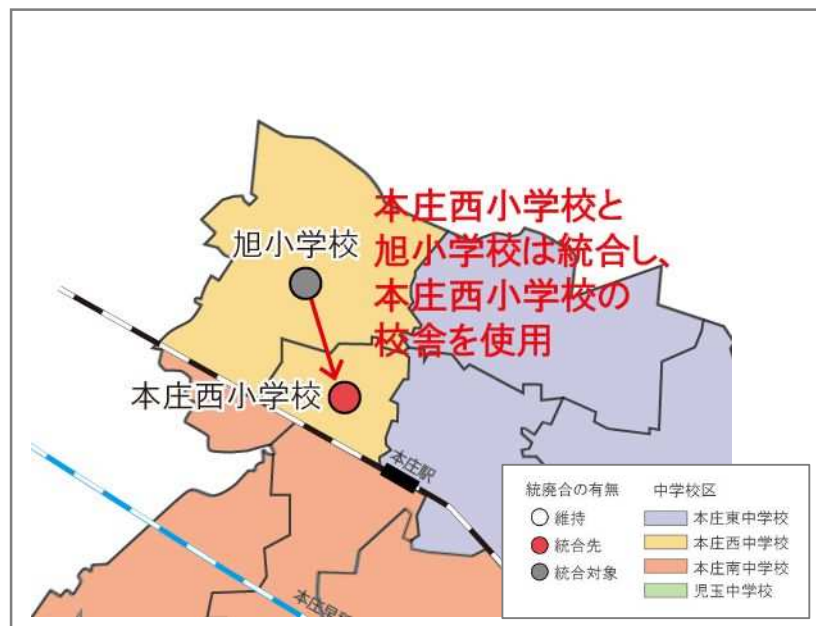
今後、2校共に令和17年度以降全ての学年で単学級となることが予想されることから、2校を統合し、将来においても適正な規模の児童数が確保可能な学校規模とします。

統合場所については、2校の進学先である「本庄西中学校」との距離及び統合後の通学バスの乗降時における安全面を考慮し、「本庄西小学校」とします。

統合年度については、本庄東中学校区及び児玉中学校区の統合後、準備期間を設けた上で令和21年度になります。

統合施設2 本庄西中学校区統合小学校 （暫定名称）	整備場所	本庄西小学校
	見直し 対象施設	①本庄西小学校 ②旭小学校
	施設種別	学校
	施設機能	校舎/屋内運動場(体育館)
	特徴(予定)	・学校規模の適正化により、2校を統合し、統合予定年度の前に、統合場所である本庄西小学校の校舎等を大規模改修する。
	供用開始	令和21年度(予定)

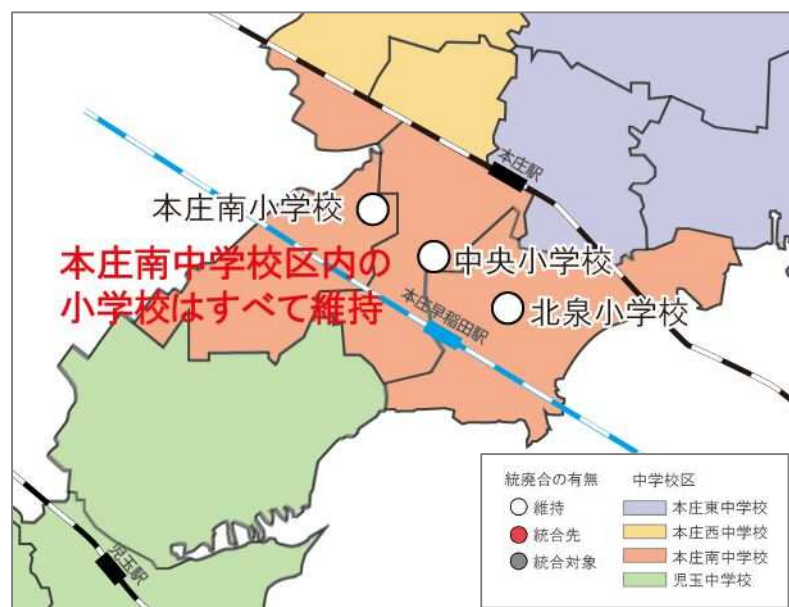
【統合施設2の整備場所】



③本庄南中学校区

本庄南中学校区は「北泉小学校」、「本庄南小学校」、「中央小学校」の3校となっており、全ての学校の児童数及び学級数の将来推計が標準学級であるため、統合の予定はありません。

【本庄南中学校区】



④統合施設3（児玉中学校区統合小学校）

児玉中学校区は「児玉小学校」、「金屋小学校」、「秋平小学校（本泉小学校）※」、「共和小学校」の4校となっており、「秋平小学校（本泉小学校）」と「共和小学校」は全ての学年で単学級のため6学級、「金屋小学校」は7学級、「児玉小学校」は標準学級になります。

今後、4校共に児童数及び学級数が減少していくことが予想されることから、4校を統合し、将来においても適正な規模の児童数が確保可能な学校規模とします。

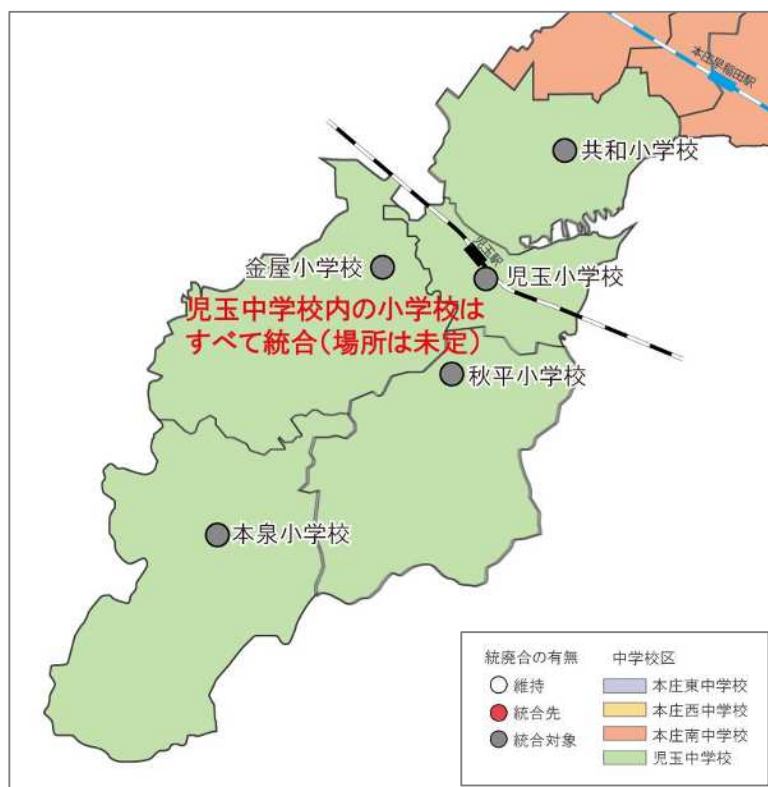
4校の統合場所については、児玉小学校を増築・改修して使用する場合と、現時点で候補地として検討している「旧埼玉県立児玉高等学校跡地」に建築する場合の2つの案について検討します。

統合年度については、4校が統合した場合の学級数が適正規模である18学級になると予想される、令和18年度になります。

※本泉小学校は休校中であり児童は秋平小学校に通学していることから、「秋平小学校（本泉小学校）」と記載。

統合施設3 児玉中学校区 統合小学校 （暫定名称）	整備場所	未定（児玉小学校又は旧埼玉県立児玉高等学校跡地）
	見直し 対象施設	①児玉小学校 ②金屋小学校 ③秋平小学校（本泉小学校） ④共和小学校
	施設種別	学校
	施設機能	校舎/屋内運動場（体育館）
	特徴（予定）	・学校規模の適正化により、4校を統合します。統合場所については、児玉小学校を増築・改修して使用する場合と、旧埼玉県立児玉高等学校跡地に建築する場合の2つの案について検討します。
	供用開始	令和18年度（予定）

【統合施設3の整備場所】



2) 統合施設4（本泉小学校文化財収蔵庫）

児玉地域に点在する埋蔵文化財収蔵庫については、本泉小学校の敷地に統合して整備を進めます。

また、統合施設を整備するに当たり、施設の一部に食料・飲料水等の備蓄を可能とする防災倉庫を設けることにより、地域における災害時の緊急的な対策に向けた備えを図ります。

統合施設4 本泉小学校文化財収蔵庫 (暫定名称)	整備場所	本泉小学校敷地
	見直し対象施設	①太駄文化財収蔵庫 ②蛭川文化財収蔵庫 ③児玉文化財収蔵庫(旧児玉保健センター) ④本泉小学校(文化財保管中)
	施設種別	文化財収蔵庫
	施設機能	文化財収納庫機能/防災倉庫
	特徴(予定)	・市内に複数点在する文化財収蔵庫を集約建築し、建築コスト、経常コストを削減。 ・食料、飲料水等の防災備蓄を可能とするスペースを整備。 ・一部にハザードエリアを含む敷地の公共地としての有効活用。
	供用開始	令和10年度(予定)

【統合施設4の整備場所とゾーニング案】



3) 移転施設

①移転施設1（本庄東小学校学童保育室）

日の出学童保育室（日の出児童センター内）と寿学童保育室、藤田学童保育室を統合し、本庄東小学校の敷地内に別棟として移転整備を進めます。

整備時期は小学校の統合と合わせ、令和13年度の開設を予定しています。

移転施設1 本庄東小学校学童保育室 （暫定名称）	整備場所	本庄東小学校敷地（別棟整備）
	見直し対象施設	①日の出学童保育室（日の出児童センター内） ②寿学童保育室 ③藤田学童保育室（藤田小学校校舎内）
	施設種別	児童施設
	施設機能	学童保育室
	特徴（予定）	・既存の公立学童保育室を小学校敷地内に移転。
	供用開始	令和13年度（予定）

②移転施設2（中央小学校学童保育室）

前原学童保育室（前原児童センター内）を中央小学校の敷地内に別棟として移転整備を進め、令和10年度の開設を予定しています。

移転施設2 中央小学校学童保育室 （暫定名称）	整備場所	中央小学校敷地（別棟整備）
	見直し対象施設	①前原学童保育室（前原児童センター内）
	施設種別	児童施設
	施設機能	学童保育室
	特徴（予定）	・既存の公立学童保育室を小学校敷地内に移転。
	供用開始	令和10年度（予定）

【移転施設1の整備場所】



【移転施設2の整備場所】



③移転施設3（藤田小学校跡地施設）

令和13年度に本庄東小学校に藤田小学校が統合後、校舎については耐用年数や改修履歴等を踏まえて解体を予定していますが、既存の屋内運動場（体育館）については維持することで、多目的ホールとして継続的に活用するとともに、緊急時の避難所としての活用を図ります。

また、令和17年度を目途に藤田小学校跡地に藤田公民館機能を移転し、コミュニティ施設として整備を進めます。

ただし、地域の要望に応じて旭、仁手、藤田の3地域の施設の集約化等も併行して検討します。

移転施設3 藤田小学校跡地施設 （暫定名称）	整備場所	藤田小学校敷地（校舎解体後に整備）
	見直し対象施設	①藤田公民館 ②藤田小学校
	施設種別	コミュニティ施設
	施設機能	公民館機能/屋内運動場（体育館）
	特徴（予定）	・旭、仁手、藤田の3地域で、各々の特色をいかした施設づくりを推進。 ・既存の屋内運動場（体育館）は維持することで、多目的ホールや避難所として利活用する。
	供用開始	令和17年度（予定）

【移転施設3の整備場所とゾーニング案】



※建築物の整備位置は想定。

④移転施設4（仁手小学校跡地施設）

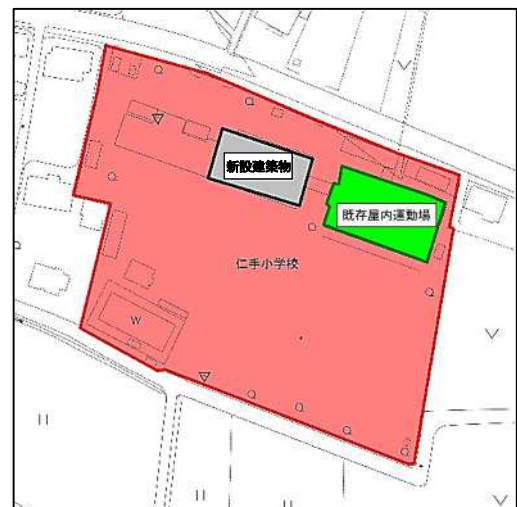
令和 13 年度に本庄東小学校に仁手小学校が統合後、校舎については耐用年数や改修履歴等を踏まえて解体を予定していますが、既存の屋内運動場（体育館）については維持することで、多目的ホールとして継続的に活用するとともに、緊急時の避難所としての活用を図ります。

また、令和 16 年度を目途に仁手小学校跡地に仁手公民館機能を移転し、コミュニティ施設として整備を進めます。

ただし、地域の要望に応じて旭、仁手、藤田の3地域の施設の集約化等も併行して検討します。

移転施設4 仁手小学校跡地施設 （暫定名称）	整備場所	仁手小学校敷地（校舎解体後に整備）
	見直し対象施設	①仁手公民館 ②仁手小学校
	施設種別	コミュニティ施設
	施設機能	公民館機能/屋内運動場（体育館）
	特徴（予定）	・旭、仁手、藤田の3地域で、各々の特色をいかした施設づくりを推進。 ・既存の屋内運動場（体育館）は維持することで、多目的ホールや避難所として利活用する。
	供用開始	令和 16 年度（予定）

【移転施設4の整備場所とゾーニング案】



※建築物の整備位置は想定。

4. 各公共施設の見直し方針

(1) 見直し方針

再配置の方針を踏まえ、学校の適正規模・適正配置の考え方と統廃合の方針に基づき、見直し対象施設について、複合化や統合、移転、廃止等の方針を定めました。

その結果、対象施設 35 施設のうち、複合化する施設は 7 施設、統合する施設は 12 施設、統合・複合化を検討する施設は 7 施設、長寿命化を行う施設は 6 施設、移転する施設は 2 施設、廃止する施設は 1 施設となりました。

【各公共施設見直し方針一覧 1/2】

	施設名	施設方針	詳細
1	共和公民館	複合化	・共和公民館と老人福祉センターつきみ荘を複合化し、共和公民館敷地及び児玉郡市広域市町村圏組合事務所跡地を活用した複合施設として整備。 ・小学校の屋外プール集約に伴い、同施設に屋内温水プールを整備。
2	老人福祉センターつきみ荘		
3	本庄公民館	複合化	・本庄公民館、本庄東公民館、日の出児童センターと複合化し、日の出児童センター及び日の出公園の敷地を活用した複合施設として整備。 ・日の出学童保育室(日の出児童センター内)は、寿学童保育室及び藤田学童保育室と統合し、本庄東小学校敷地内に移設。
4	本庄東公民館		
5	日の出児童センター		
6	旭公民館	複合化	・旭公民館とあさひ多目的研修センターを複合化し、旭小学校跡地にコミュニティ施設として整備。
7	あさひ多目的研修センター		
8	藤田小学校	統合	・本庄東小学校と統合。屋内運動場(体育館)は継続活用。 ・藤田学童保育室(藤田小学校校舎内)は、日の出学童保育室(日の出児童センター内)及び寿学童保育室と統合し、本庄東小学校敷地内に移設。
9	仁手小学校	統合	・本庄東小学校と統合。屋内運動場(体育館)は継続活用。
10	旭小学校	統合	・本庄西小学校と統合。屋内運動場(体育館)は継続活用。
11	児玉小学校	統合	・児玉地域内の全小学校を統合。
12	金屋小学校		
13	秋平小学校		
14	本泉小学校		
15	共和小学校		
16	寿学童保育室	統合	・日の出学童保育室(日の出児童センター内)及び藤田学童保育室(藤田小学校校舎内)と統合し、本庄東小学校敷地内に移設。
17	太駄文化財収蔵庫	統合	・本泉小学校(文化財収蔵庫として活用中)、太駄文化財収蔵庫、蛭川文化財収蔵庫、児玉文化財収蔵庫(旧児玉保健センター)と集約し、本泉小学校敷地に整備。
18	蛭川文化財収蔵庫		
19	児玉文化財収蔵庫 (旧児玉保健センター)		
20	本庄西公民館	統合・複合化検討	・他施設との統合又は複合化による集約を検討。
21	本庄南公民館	統合・複合化検討	・他施設との統合又は複合化による集約を検討。
22	北泉公民館	統合・複合化検討	・他施設との統合又は複合化による集約を検討。

【各公共施設見直し方針一覧 2/2】

	施設名	施設方針	詳細
23	前原児童センター	統合・複合化検討	・他施設との統合又は複合化による集約を検討。 ・前原学童保育室(前原児童センター内)は、中央小学校敷地内に移設。
24	旭民具収蔵庫	統合検討	・他の文化財収蔵庫と集約を検討。
25	下浅見文化財収蔵庫	統合検討	・他の文化財収蔵庫と集約を検討。
26	新収蔵庫	統合検討	・他の文化財収蔵庫と集約を検討。
27	児玉文化会館(セルディ)	長寿命化 (継続検討)	・各施設機能の整備水準の見直しを実施。
28	本庄東小学校	長寿命化	・藤田小学校、仁手小学校との統合先として、建築物の長寿命化を実施。
29	本庄西小学校	長寿命化	・旭小学校との統合先として、建築物の長寿命化を実施。
30	北泉小学校	長寿命化	・建築物の長寿命化を実施。
31	本庄南小学校	長寿命化	・建築物の長寿命化を実施。
32	中央小学校	長寿命化	・建築物の長寿命化を実施。
33	藤田公民館	移転	・藤田小学校跡地にコミュニティ施設として整備。
34	仁手公民館	移転	・仁手小学校跡地にコミュニティ施設として整備。
35	旧勤労会館	廃止	・建築物の築年数を踏まえて廃止。

(2) 既存建築物及び跡地の利活用方針

1) 再配置後の施設の利活用方針

前項の各公共施設の見直し方針の検討結果から、大規模改修により現施設を今後も維持していく6施設を除いた29施設については、複合化や統合、移転、廃止等により既存建築物や跡地が発生することから、これらの利活用についても方針を定めました。

その結果、施設整備を行うものは7施設となっており、その他の施設は売却や公共地としての活用を含めて検討します。

【既存建築物・跡地の活用方針一覧 1/2】

	施設名	活用方針		詳細
1	本庄公民館	施設整備	売却	・既存敷地は売却を検討するが、日の出児童センター及び日の出公園の敷地への複合施設の建築が困難となった場合、本敷地での施設整備を検討。
2	本庄東公民館	施設整備		・既存敷地は日の出複合施設の第2駐車場として整備。
3	本庄西公民館	継続検討		・施設の整備予定に応じて活用方針を検討。
4	本庄南公民館	継続検討		・施設の整備予定に応じて活用方針を検討。
5	藤田公民館	売却	公共地	・既存敷地は売却を検討するが、売却が困難である場合は公共地としての活用を検討。
6	仁手公民館	売却		・売却を検討。
7	旭公民館	売却		・売却を検討。
8	北泉公民館	継続検討		・施設の整備予定に応じて活用方針を検討。
9	共和公民館	施設整備		・複合施設を整備。

【既存建築物・跡地の活用方針一覧 2/2】

	施設名	活用方針		詳細
10	あさひ多目的研修センター	売却	公共地	・既存敷地は売却を検討するが、家屋倒壊等氾濫想定区域内に位置するため、状況に応じて公共地としての活用を検討。
11	老人福祉センターつきみ荘	売却	公共地	・既存敷地は売却を検討するが、家屋倒壊等氾濫想定区域内に位置するため、状況に応じて公共地としての活用を検討。
12	前原児童センター	継続検討		・施設の整備予定に応じて活用方針を検討。
13	日の出児童センター	施設整備	売却	・複合施設の整備方針であるが、敷地特性上、整備困難な場合は本庄公民館跡地への整備を検討し、本敷地は売却を検討。
14	寿学童保育室	継続検討		・売却を含めて検討。
15	藤田小学校	施設整備		・既存建築物は屋内運動場(体育館)を残して解体し、跡地にコミュニティ施設を整備。
16	仁手小学校	施設整備		・既存建築物は屋内運動場(体育館)を残して解体し、跡地にコミュニティ施設を整備。
17	旭小学校	施設整備		・既存建築物は屋内運動場(体育館)を残して解体し、跡地にコミュニティ施設を整備。
18	児玉小学校	継続検討		・既存建築物を改修して統合校とする可能性があるため、既存建築物・敷地の活用は継続検討。
19	金屋小学校	継続検討		・既存建築物・敷地の活用は、売却も含めて継続検討。
20	秋平小学校	継続検討		・既存建築物・敷地の活用は、売却も含めて継続検討。
21	本泉小学校	施設整備		・敷地内の一部に文化財収蔵庫を整備。
		公共地		・敷地内の一部にハザードエリア(レッドハザード)が含まれるため、公共地(山火事時の避難場所)としての活用を検討。
22	共和小学校	継続検討		・既存建築物・敷地の活用は、売却も含めて継続検討。
23	旭民具収蔵庫	継続検討		・消防団倉庫と一体の敷地となっているため、今後の活用方針について継続検討。
24	太駄文化財収蔵庫	売却	公共地	・既存敷地は売却を検討するが、ハザードエリア(レッドハザード)が含まれるため、状況に応じて公共地としての活用を検討。
25	蛭川文化財収蔵庫	施設整備		・既存敷地は共和公民館跡地施設の第2駐車場として整備。
26	下浅見文化財収蔵庫	継続検討		・施設の整備予定に応じて活用方針を検討。
27	新収蔵庫	公共地		・既存敷地は公共地(旧本庄警察署との一体的な活用)としての活用を検討。
28	児玉文化財収蔵庫 (旧児玉保健センター)	売却		・売却を検討。
29	旧勤労会館	継続検討		・既存敷地は隣地との関係も踏まえた上で継続検討。

2) 施設の資産運用に関する状況

再配置に伴う跡地や既存建築物等、市有財産の資産運用の可能性等について、民間事業者（公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会本庄支部及び埼玉りそな銀行株式会社）に専門的な観点から意見を求めました。

このような意見を踏まえ、市有財産の資産運用についても検討を進めます。

【民間事業者による意見のまとめ】

項目	対象施設	宅地建物取引業協会	埼玉りそな銀行
民間活力導入可能性	共和公民館跡地施設(暫定名称)	あり	あり
統合後の学校跡地の資産運用の可能性	旭小学校敷地	あり	なし
	藤田小学校敷地	あり	なし
	仁手小学校敷地	あり	なし
統合後の学校施設の資産運用の可能性	児玉小学校	敷地:あり 建築物:なし	敷地:あり 建築物:なし
	金屋小学校	敷地:あり 建築物:あり	敷地:あり 建築物:なし
	秋平小学校	敷地:あり 建築物:あり	敷地:あり 建築物:あり
	共和小学校	敷地:あり 建築物:あり	敷地:あり 建築物:なし
統合後の施設及び跡地の資産運用の可能性	老人福祉センターつきみ荘	あり	なし
	前原児童センター	あり	あり
	日の出児童センター	あり	あり
	寿学童保育室	あり	あり
	あさひ多目的研修センター	あり	なし
	旧勤労会館	あり	なし
	本庄公民館	あり	あり
	本庄東公民館	あり	あり
	本庄西公民館	あり	あり
	本庄南公民館	あり	なし
	藤田公民館	あり	なし
	仁手公民館	あり	なし
	旭公民館	あり	なし
	北泉公民館	あり	あり
	太駄文化財収蔵庫	あり	なし
	下浅見文化財収蔵庫	あり	あり
	旧児玉保健センター	あり	あり

【民間活力導入の可能性】

対象施設	宅地建物取引業協会	埼玉りそな銀行
共和公民館跡地 施設 (暫定名称)	○あり ・市で検討している施設整備に向けたコン セプトどおりで良い。	○あり ・建築物の設計・建築・維持管理を一体的 に検討することで、財政支出の削減に 資する民間活力導入手法を活用して開 設することは実現性があると考ええる。 ・民間活力導入手法については、PFI等か ら最適な手法を選ぶことが可能と考える。

【統合後の学校跡地の資産運用の可能性】

対象施設	宅地建物取引業協会	埼玉りそな銀行
旭小学校敷地	○あり ・市街化調整区域のため、売却するとして も使用者が限定される。	×なし ・校庭一部敷地の売却は利用目的が限定的 となるため、市場性が低い土地となる。 ・利活用を検討する場合は、防災関連機 能のための活用が妥当であると考え る。
藤田小学校敷地	○あり ・市街化調整区域のため、売却するとして も使用者が限定される。 ・物流倉庫、配送センター等に売却。	×なし ・校庭一部敷地の売却は利用目的が限定的 となるため、市場性が低い土地となる。 ・利活用を検討する場合は、防災関連機 能のための活用が妥当であると考え る。
仁手小学校敷地	○あり ・市街化調整区域のため、売却するとして も使用者が限定される。 ・配送センター等に売却。	×なし ・校庭一部敷地の売却は利用目的が限定的 となるため、市場性が低い土地となる。 ・利活用を検討する場合は、防災関連機 能のための活用が妥当であると考え る。

【統合後の学校施設の資産運用の可能性】

対象施設	宅地建物取引業協会	埼玉りそな銀行
児玉小学校	敷地:○あり、建築物:×なし [敷地] ・敷地は駐車場として活用し、未利用地は売却(宅地分譲)等。 [建築物] ・建築物は、各種団体・市民の会議室等で活用。 ・商工会等にも活用を検討してもらう。	敷地:○あり、建築物:×なし [敷地] ・民間での活用を検討した場合、個人向けサービスが考えられるが、1.5 km圏内にドラッグストアが6店舗、スーパーマーケットが3店舗あり、ホームセンターも立地していることから、生活利便施設の誘致は難しい状況と考える。 ・一方、駅から徒歩圏内にある住宅エリアであり、居住系施設とすることに加え、老人福祉施設等にして売却することも可能と考える。 [建築物] ・耐用年数等勘案し、建築物の売却は困難。
金屋小学校	敷地:○あり、建築物:○あり [敷地] ・宅地分譲等で、地域活性化を図る。 [建築物] ・物流施設(インターチェンジから近距離で、国道に面している)等に売却。	敷地:○あり、建築物:×なし [敷地] ・工場単独として資産運用の可能性あり。 ・可能性は低いが、老人保健施設+居住系施設、商業施設としても運用でき得る。 [建築物] ・立地・構造等勘案し、建築物の売却は困難。
秋平小学校	敷地:○あり、建築物:○あり [敷地] ・宅地分譲等で、地域活性化を図る。 [建築物] ・工場等に売却で地域活性化を図る。	敷地:○あり、建築物:○あり [敷地] ・工場単独として資産運用の可能性あり。 ・可能性は低いが、老人保健施設としても運用でき得る一方、居住系施設・商業施設は困難。 [建築物] ・耐用年数及び外観から、利用は可能と判断。可能性は低いが、購入希望者の利用方法次第では、利活用可能(工場、宿泊施設、体験施設等)もあり得る。
共和小学校	敷地:○あり、建築物:○あり [敷地] ・宅地分譲等で、地域活性化を図る。 [建築物] ・物流施設(インターチェンジから5km以内)等で地域活性化を図る。	敷地:○あり、建築物:×なし [敷地] ・可能性は低いが、工場、老人保健施設+居住系施設として運用でき得る一方、商業施設は困難。 [建築物] ・立地・構造等勘案し、建築物の売却は困難。

【統合後の施設及び跡地の資産運用の可能性 1/3】

対象施設	宅地建物取引業協会	埼玉りそな銀行
老人福祉センターつきみ荘	○あり ・建築物を解体し、売却等で地域活性化を図る。	×なし ・鉄筋コンクリート造の建築物除却費を含む土地売却の市場性は極めて低い土地と考えられる。 ・利活用を検討する場合は、防災面への配慮が重要である。 ・既存施設を減築する等により維持管理費用を削減した施設として利用することが考えられる。
前原児童センター	○あり ・建築物を解体の上、宅地分譲し、市街地活性化を図る。	○あり ・土地は約 570 坪である一方、前面道路への接道面（敷地への進入路）は狭く、土地活用にはやや劣位している。そのため、通過人口や通過車両を誘客するロードサイド型店舗は設置困難と考えられる。 ・居住系施設としては、マンションや戸建て住宅としてのニーズは高いと思われる。そのため、分譲マンション用土地や戸建て分譲向けの土地としての売却が立地特性に合致していると考ええる。 ・売却する以外の活用手法とすると、魅力的な定住エリアの形成のために、前原地区とその周辺に不足している機能を官民連携事業として成立させる検討が良いと考ええる。 ・施設整備手法は、事業用定期借地権の活用や、広場機能の設計整備と施設整備を併せてデザインビルド方式（設計及び施工を単一業者に一括して発注）で公募すること等が考えられ、一定の費用対効果が見込まれる。
日の出児童センター	○あり ・建築物を解体の上、宅地分譲し、市街地活性化を図る。	○あり ・売却により居住系施設とする需要はあると考ええるが、売却以外の方法として、オープンスペースの確保による延焼遮断のため、隣接している日の出公園を拡張するとともに、公園内に防火水槽の整備等を行うことが適切と考ええる。
寿学童保育室	○あり ・建築物を解体の上、宅地分譲し、市街地活性化を図る。	○あり ・隣接する諏訪しぜん亭と一体活用ができない場合、既存建築物を活用し、自治会の会合等のためのコミュニティ機能とすることが有用と考ええる。 ・既存建築物を活用するには、建物の不燃化・難燃化を実施する必要がある。

【統合後の施設及び跡地の資産運用の可能性 2/3】

対象施設	宅地建物取引業協会	埼玉りそな銀行
あさひ多目的研修センター	○あり ・隣地への売却を検討。	×なし ・立地適正化計画に基づいて市民活動の場を都市機能誘導区域に配置するとともに、当施設は防災拠点としての整備を検討することが適切と考える。
旧勤労会館	○あり ・売却等で地域活性化を図る。	×なし ・当施設のみでは規模が小さいため検討は難しく、隣地を含めた一体的な検討が必要と考える。
本庄公民館	○あり ・建築物を解体の上、売却し、市街地活性化を図る。 ・売却による宅地分譲も考えられる。	○あり ・本庄駅から徒歩 20 分圏内に位置しており、前面道路の幅員は一定程度あるものの、近隣にはコンビニやミートセンターが立地していることから、店舗は設置が困難と考えられる。 ・居住系施設としては、アパートや戸建て住宅としてのニーズはあると考える。
本庄東公民館	○あり ・建築物を解体の上、宅地分譲にて活用。	○あり ・角地にあり、前面道路の幅員も十分にあるため、通過人口や通過車両を誘客するロードサイド型店舗の設置が可能と考えられる。 ・その際、延焼防止のために建築物の不燃化・難燃化を実施する必要がある。
本庄南公民館	○あり ・建築物を解体の上、配送センター等で活用。	×なし ・雨水災害時における河川氾濫のリスクが想定されるため、売却の可能性は低い土地と考えられる。
藤田公民館	○あり ・市街化調整区域のため、配送センター等に売却。	×なし ・雨水災害時における河川氾濫のリスクが想定されるため、売却の可能性は低い土地と考えられる。
仁手公民館	○あり ・市街化調整区域のため、配送センター等に売却。	×なし ・雨水災害時における河川氾濫のリスクが想定されるため、売却の可能性は低い土地と考えられる。
旭公民館	○あり ・配送センター等に売却。	×なし ・雨水災害時における河川氾濫のリスクが想定されるため、売却の可能性は低い土地と考えられる。
北泉公民館	○あり ・建築物を解体の上、宅地分譲し、市街地活性化を図る。	○あり ・前面道路の幅員も十分にあるため、通過人口や通過車両を誘客するロードサイド型店舗の設置が可能と考えられる。

【統合後の施設及び跡地の資産運用の可能性 3/3】

対象施設	宅地建物取引業協会	埼玉りそな銀行
太駄文化財収蔵庫	○あり ・地元企業に売却し、活用してもらう。	×なし ・秩父鉄道樋口駅から徒歩 30 分以上の場所にある、周辺には郵便局が立地しているものの、その他に特徴のある施設はない。 ・そのため、周辺でも需要が見られず、民間での利活用は難しいと考える。
下浅見文化財収蔵庫	○あり ・配送センター等に売却。	○あり ・一定程度の面積はあるが、傾斜があることや神社が隣接していることを考えると、居住系施設等は難しく、神社の敷地としての売却であればあり得ると考える。
旧児玉保健センター	○あり ・市で利用を継続する他、資産活用・売却が考えられる。	○あり ・居住系施設としては、アパートや戸建て住宅として一定のニーズはあると考える。

(3) 公共施設再配置

本計画の対象である 107 施設のうち、見直し対象となった 35 施設については、再配置及び統廃合の方針や学校の適正規模・適正配置の考え方にに基づき、複合化や統合、移転、廃止等の方針を定めました。

本項では、本計画における全ての対象施設（107 施設）について、再配置を検討した結果を示します。

[再配置方針] 施設名称の横に記載されている再配置方針は、①施設の今後の見直し、②実施する手法（建築物又は土地）を記載しています。

①今後の見直し (下記のいずれか)	②実施手法 (下記のいずれか)
存 続	長寿命化
複合化	維持管理
統 合	耐用年数更新
移 転	跡地売却検討
継続検討	跡地活用
	継続検討

1) 複合施設

①児玉総合支所（アスピアこだま）

存 続	長寿命化
-----	------

配置機能	支所／公民館／児童センター／塙保己一記念館
施設状況	・複合施設として、児玉総合支所、児玉公民館、児玉児童センター、塙保己一記念館が整備されている。 ・児玉公民館は過去9年間に於いて利用者数が年間 10 千人を超えており、例年、稼働率は 20% を上回っており、全公民館の中でも稼働率が高い施設である。 ・児玉地域の中核施設として活用されているが、一部の機能の類似機能圏域が児玉文化会館（セルディ）、児玉総合公園体育館（エコピア）と重複している。
管理手法	直営
利用者調査結果 (公民館機能)	・立地場所：77%が便利と回答 ・施設満足度はサービス面：65%が満足、建築物や設備：62%が満足、屋外設備：64%が満足
今後の見直し	・今後も児玉地域の中核施設として必要な施設である。 ・長寿命化改修サイクルに基づき、計画改修、大規模改修を計画的に実施する。

②児玉文化会館（セルディ）

存 続

継続検討

配置機能	公民館／文化会館／図書館
施設状況	・複合施設として、児玉中央公民館、児玉文化会館、図書館児玉分館が整備されている。 ・児玉中央公民館は令和5年度の年間利用者数は 10 千人を超えているが、稼働率は約 16%と低く、令和5年度の児玉文化会館ホールの稼働状況は約 15%となっている。 ・一部の機能の類似機能圏域が児玉総合支所(アスパアこだま)、児玉総合公園体育館(エコーピア)と重複している。
管理手法	直営
利用者調査結果	・立地場所：78%が便利と回答 ・施設満足度はサービス面：68%が満足、建築物や設備：66%が満足、屋外設備：73%が満足
今後の見通し	・築 20 年を経過しており、継続的に活用するためには、計画改修や大規模改修を実施していく必要がある。 ・類似機能圏域の重複状況等を勘案し、近接している児玉総合支所(アスパアこだま)等との機能分担、稼働率が低いホール機能の整備水準の見直し等、今後、継続的に施設方針を検討する必要がある。

③いずみ保育所

・発達教育支援センター「すきっぷ」

存 続

耐用年数更新

配置機能	保育所／児童福祉／子育て支援
施設状況	・複合施設として、いずみ保育所、発達教育支援センター「すきっぷ」が整備されている。 ・保育の必要な児童の入所や障害児保育、一時預かり保育を始め、地域子育て支援センター事業を展開しており、子育て支援機能を担っている。 ・いずみ保育所の令和5年度園児数は 77 人となっており、平成 29 年度以降、減少傾向にある。
管理手法	直営
今後の見通し	・今後も本市の保育・児童福祉・子育て支援の拠点として必要な施設である。 ・木造であるため長寿命化対象ではないことから、耐用年数まで適切に維持管理を行うとともに、耐用年数経過時に更新を図る。

④本庄駅南口複合施設

存 続

長寿命化

配置機能	インフォメーションセンター／スタジオ・貸会議室／自転車駐車場／民活事業用スペース
施設状況	・複合施設として、インフォメーションセンター、スタジオ・貸会議室、本庄駅南口自転車駐車場、民間事業用スペースが整備されている。 ・インフォメーションセンターは、本庄市内の観光案内窓口として利用されている。 ・令和5年度の年間利用者数は、約 95 千人となっている。
管理手法	指定管理
今後の見通し	・今後も本市の観光案内窓口等として必要な施設である。 ・長寿命化改修サイクルに基づき、計画改修、大規模改修を計画的に実施する。

⑤児玉総合支所第二庁舎

存 続

長寿命化

配置機能	水道監視室／文化財整理室／防災備蓄倉庫
施設状況	・複合施設として、水道監視室、文化財整理室、防災備蓄倉庫が整備されている。
管理手法	直営
今後の見通し	・築 40 年を経過しているが、平成 25 年度から平成 29 年度にかけて耐震改修及び大規模改修を実施していることから、今後も耐用年数まで適切に維持管理を行うため、長寿命化改修サイクルに基づく計画的な改修及び維持保全を実施する。

2) 公民館

①本庄公民館

複合化

跡地売却検討

施設状況	・公民館として貸室等が整備され、講座の実施、クラブ発表会の開催、集会場の提供等を行っている。 ・令和5年度の年間利用者数は約7千人となっており、稼働率は約 18%である。 ・生涯学習やコミュニティ施設として多様に活用されているが、類似機能圏域が本庄東公民館や仁手公民館、市民活動交流センター(はにぼんプラザ)等と重複している。
管理手法	直営
利用者調査結果	・立地場所: 50%が便利と回答 ・施設満足度はサービス面: 52%が満足、建築物や設備: 26%が満足、屋外設備: 35%が満足
今後の見通し	・統廃合の方針に基づき、本庄東公民館、日の出児童センターと複合化を図る。

②本庄東公民館

複合化

跡地活用

施設状況	・公民館として貸室等が整備され、講座の実施、クラブ発表会の開催、集会場の提供等を行っている。 ・令和5年度の年間利用者数は 10 千人を超えており、稼働率は約 19%である。 ・生涯学習やコミュニティ施設として多様に活用されているが、類似機能圏域が本庄公民館や市民文化会館等と重複している。
管理手法	直営
利用者調査結果	・立地場所: 72%が便利と回答 ・施設満足度はサービス面: 56%が満足、建築物や設備: 30%が満足、屋外設備: 15%が満足
今後の見通し	・統廃合の方針に基づき、本庄公民館、日の出児童センターと複合化を図る。

③本庄西公民館

統合・複合化の継続検討

施設状況	・公民館として貸室等が整備され、講座の実施、クラブ発表会の開催、集会場の提供等を行っている。 ・令和5年度の年間利用者数は10千人を超えており、稼働率は約20%である。 ・生涯学習やコミュニティ施設として多様に活用されているが、一部の機能の類似機能圏域が旧本庄商業銀行煉瓦倉庫と重複している。
管理手法	直営
利用者調査結果	・立地場所:76%が便利と回答 ・施設満足度はサービス面:62%が満足、建築物や設備:36%が満足、屋外設備:24%が満足
今後の見通し	・築40年を迎えるため、建築物や設備、屋外設備等の満足度が低い。 ・必要な機能を検証し、他施設との統合や複合化による集約を検討する。

④本庄南公民館

統合・複合化の継続検討

施設状況	・公民館として貸室等が整備され、講座の実施、クラブ発表会の開催、集会場の提供等を行っている。 ・令和5年度の年間利用者数は10千人を超えており、稼働率は約20%である。 ・生涯学習やコミュニティ施設として多様に活用されている。
管理手法	直営
利用者調査結果	・立地場所:62%が便利と回答 ・施設満足度はサービス面:61%が満足、建築物や設備:37%が満足、屋外設備:46%が満足
今後の見通し	・築40年を迎えるため、建築物や設備、屋外設備等の満足度が低い。 ・必要な機能を検証し、他施設との統合や複合化による集約を検討する。

⑤藤田公民館

移 転

跡地売却検討

施設状況	・公民館として貸室等が整備され、講座の実施、クラブ発表会の開催、集会場の提供等を行っている。 ・令和5年度の年間利用者数は約7千人となっており、稼働率は約13%である。 ・生涯学習やコミュニティ施設として多様に活用されている。
管理手法	直営
利用者調査結果	・立地場所:56%が便利と回答 ・施設満足度はサービス面:53%が満足、建築物や設備:24%が満足、屋外設備:46%が満足
今後の見通し	・統廃合の方針に基づき、統合後の藤田小学校跡地に新たに地域コミュニティの拠点として整備する。

⑥仁手公民館

移 転

跡地売却検討

施設状況	・公民館として貸室等が整備され、講座の実施、クラブ発表会の開催、集会場の提供等を行っている。 ・令和5年度の年間利用者数は約5千人となっており、稼働率は約 11%である。 ・生涯学習やコミュニティ施設として多様に活用されているが、類似機能圏域が本庄公民館と重複している。
管理手法	直営
利用者調査結果	・立地場所:61%が便利と回答 ・施設満足度はサービス面:43%が満足、建築物や設備:43%が満足、屋外設備:29%が満足
今後の見通し	・統廃合の方針に基づき、統合後の仁手小学校跡地に新たに地域コミュニティの拠点として整備する。

⑦旭公民館

複合化

跡地売却検討

施設状況	・公民館として貸室等が整備され、講座の実施、クラブ発表会の開催、集会場の提供等を行っている。 ・令和5年度の年間利用者数は約7千人となっており、稼働率は約 9%である。 ・生涯学習やコミュニティ施設として多様に活用されているが、類似機能圏域があさひ多目的研修センターと重複している。
管理手法	直営
利用者調査結果	・立地場所:62%が便利と回答 ・施設満足度はサービス面:57%が満足、建築物や設備:29%が満足、屋外設備:32%が満足
今後の見通し	・統廃合の方針に基づき、あさひ多目的研修センターと複合化を図り、統合後の旭小学校跡地に新たに地域コミュニティの拠点として整備する。

⑧北泉公民館

統合・複合化の継続検討

施設状況	・公民館として貸室等が整備され、講座の実施、クラブ発表会の開催、集会場の提供等を行っている。 ・令和5年度の年間利用者数は 10 千人を超えており、稼働率は約 20%である。 ・生涯学習やコミュニティ施設として多様に活用されているが、類似機能圏域が市民文化会館、本庄総合公園体育館(シルクドーム)等と重複している。
管理手法	直営
利用者調査結果	・立地場所:82%が便利と回答 ・施設満足度はサービス面:63%が満足、建築物や設備:21%が満足、屋外設備:69%が満足
今後の見通し	・築 40 年を迎えるため、建築物や設備、屋外設備等の満足度が低い。 ・必要な機能を検証し、他施設との統合や複合化による集約を検討する。

⑨共和公民館

複合化

跡地活用

施設状況	・公民館として貸室等が整備され、講座の実施、クラブ発表会の開催、集会場の提供等を行っている。 ・令和5年度の年間利用者数は約9千人となっているが、稼働率は約 24%と全公民館の中で最も高い。 ・生涯学習やコミュニティ施設として多様に活用されている。
管理手法	直営
利用者調査結果	・立地場所: 72%が便利と回答 ・施設満足度はサービス面: 44%が満足、建築物や設備: 16%が満足、屋外設備: 55%が満足
今後の見通し	・統廃合の方針に基づき、隣接する児玉郡広域市町村圏組合事務所跡地と合わせた活用により、老人福祉センターつきみ荘、学校プール集約化のための屋内温水プール等との複合化を図り、新たに複合施設を整備する。

3) 市民活動施設

①市民活動交流センター（はにぼんプラザ）

存 続

長寿命化

施設状況	・7つの機能(生涯学習機能／市民活動推進機能／多世代交流機能／展示・情報発信機能／健康づくり・子育て・福祉支援機能／イベント会場機能／防災機能)を有し、多種多様なニーズに対応可能な施設として整備されている。 ・令和5年度の年間利用者数は 110 千人を超え、稼働率は 50%を上回っており、特に多目的ホールや活動室の稼働率が高い。 ・多機能施設として多種多様に活用されているが、類似機能圏域が本庄公民館や本庄東公民館等と重複している。
管理手法	直営
ネーミングライツ	本庄ガス ECO はにぼんプラザ(令和6年 11 月～) ※計画策定時(令和7年3月時点)の名称。
利用者調査結果	・立地場所: 77%が便利と回答 ・施設満足度はサービス面: 45%が満足、建築物や設備: 55%が満足、屋外設備: 26%が満足
今後の見通し	・今後も本市を代表する公共施設として中核を担う施設である。 ・長寿命化改修サイクルに基づき、計画改修、大規模改修を計画的に実施する。

②あさひ多目的研修センター

複合化

跡地売却検討

施設状況	・研修センターとして、貸室を含めた多目的な利活用ができるよう整備されている。 ・令和5年度の年間利用者数は約3千人となっている。 ・研修室や調理室も有する多目的施設として活用されているが、類似機能圏域が旭公民館と重複している。
管理手法	直営
利用者調査結果	・立地場所: 71%が便利と回答 ・施設満足度はサービス面: 53%が満足、建築物や設備: 40%が満足、屋外設備: 56%が満足
今後の見通し	・統廃合の方針に基づき、旭公民館と複合化を図り、統合後の旭小学校跡地に新たに地域コミュニティの拠点として整備する。

③旧本庄商業銀行煉瓦倉庫

存 続

維持管理

施設状況	・国登録有形文化財に指定されている。 ・1階に交流・展示スペース、2階に多目的ホールが整備されている。 ・令和5年度の年間利用者数は約7千人となっており、稼働率は約40%である。 ・様々な用途で活用されているが、類似機能圏域が本庄西公民館、市民活動交流センター（はにぼんプラザ）等と重複している。
管理手法	指定管理
今後の見通し	・耐震改修工事が完了した歴史的な施設であるため、今後も適切な維持管理を行い、市民活動施設として運用する。

4) 文化施設

①市民文化会館

存 続

長寿命化

施設状況	・本庄地域の文化施設として、ホールを始め、貸室が整備されている。 ・令和5年度の利用者数は60千人を超えているが、施設全体の稼働率は約10%と低い。 ・令和5年度のホールの稼働率は約16%であるが、多目的ホールやギャラリーの稼働率が10%未満となっている。 ・一部の機能の類似機能圏域が北泉公民館、市民活動交流センター（はにぼんプラザ）、本庄総合公園体育館（シルクドーム）等と重複している。
管理手法	指定管理
ネーミングライツ	グローバルソフトウェア本庄文化ホール（令和6年4月～） ※計画策定時（令和7年3月時点）の名称。
利用者調査結果	・立地場所：69%が便利と回答 ・施設満足度はサービス面：31%が満足、建築物や設備：29%が満足、屋外設備：38%が満足
今後の見通し	・今後も本市を代表する文化施設として必要な施設である。 ・築40年を経過し全ての施設満足度が低いため、個別施設計画に基づき必要な改修・修繕等を実施し、適切な維持管理を行う。

5) 図書館

①図書館

存 続

長寿命化

施設状況	・市立図書館本館として図書等の貸出、資料の収集・保存、各種講座の開催等ができる施設として整備されている。 ・令和5年度の貸出点数は約250千点となっている。
管理手法	直営
今後の見通し	・今後も本市の図書館機能の拠点として必要な施設である。 ・築40年を経過しているが、平成27年度から平成28年度にかけて耐震改修及び大規模改修を実施していることから、今後も耐用年数まで適切に維持管理を行うため、長寿命化改修サイクルに基づく計画的な改修及び維持保全を実施する。

6) スポーツ施設

①若泉運動公園弓道場

存 続

長寿命化

施設状況	・弓道場として若泉運動公園内に整備されている。 ・令和5年度の年間利用者数は約6千人となっており、稼働率は約 56%となっている。
管理手法	指定管理
今後の見通し	・今後も本市のスポーツ振興に向けて必要な施設である。 ・長寿命化改修サイクルに基づき、計画改修、大規模改修を計画的に実施する。

②若泉運動公園武道館

存 続

長寿命化

施設状況	・武道場として若泉運動公園内に整備されている。 ・令和5年度の年間利用者数は 16 千人を超え、稼働率は約 36%となっている。
管理手法	指定管理
今後の見通し	・今後も本市のスポーツ振興に向けて必要な施設である。 ・長寿命化改修サイクルに基づき、計画改修、大規模改修を計画的に実施する。

③市民球場

存 続

長寿命化

施設状況	・夜間照明を備えた市民球場として整備されている。 ・令和5年度の年間利用者数は 18 千人を超え、稼働率は約 28%となっている。
管理手法	指定管理
ネーミングライツ	ケイアイスタジアム(平成 30 年 11 月～) ※計画策定時(令和7年3月時点)の名称。
今後の見通し	・今後も本市のスポーツ振興に向けて必要な施設である。 ・長寿命化改修サイクルに基づき、計画改修、大規模改修を計画的に実施する。

④本庄総合公園体育館（シルクドーム）

存 続

長寿命化

施設状況	・アリーナ、トレーニングジム、多目的室を備えた体育館として整備されている。 ・令和5年度の年間利用者数は 127 千人を超え、施設全体の稼働率は約 80%となっている。 ・特にアリーナの稼働率は約 95%であり、最も稼働率が高い施設となっている。
管理手法	指定管理
ネーミングライツ	カミケンシルクドーム(令和3年 11 月～) ※計画策定時(令和7年3月時点)の名称。
今後の見通し	・今後も本市のスポーツ振興に向けて必要な施設である。 ・長寿命化改修サイクルに基づき、計画改修、大規模改修を計画的に実施する。

⑤児玉総合公園体育館（エコーピア）

存 続

長寿命化

施設状況	・アリーナ、ランニングコース、トレーニング室、会議室を備えた体育館として整備されている。 ・令和5年度の年間利用者数は 66 千人を超え、施設全体の稼働率は約 53%となっている。 ・特にアリーナの稼働率は約 82%であり、稼働率が高い施設となっている。 ・一部の機能の類似機能圏域が児玉文化会館（セルディ）と重複している。
管理手法	指定管理
ネーミングライツ	タカハシソースエコーピア（令和6年2月～） ※計画策定時（令和7年3月時点）の名称。
今後の見通し	・今後も本市のスポーツ振興に向けて必要な施設である。 ・長寿命化改修サイクルに基づき、計画改修、大規模改修を計画的に実施する。

7) 産業振興施設

①観光農業センター

存 続

耐用年数更新

施設状況	・直売所、研修室等を備えた施設として、ふるさとの森公園内に整備されている。 ・令和5年度の利用者数は約8千人となっている。
管理手法	指定管理
今後の見通し	・今後も児玉地域の観光・農業振興の拠点及び地域コミュニティの活動の場として必要な施設である。 ・木造であるため長寿命化対象ではないことから、耐用年数まで適切に維持管理を行うとともに、耐用年数経過時に当該施設の敷地を含む公園との一体的な活用に適した更新を図る。

②ふれあいの里いずみ亭

存 続

耐用年数更新

施設状況	・地域資源活用総合交流促進施設として、農林水産物の展示販売及び交流促進を目的とした施設として整備されている。 ・令和5年度利用者数は 30 千人を超え、増加傾向にある。
管理手法	指定管理
今後の見通し	・今後も本市の交流促進・観光の拠点として必要な施設である。 ・木造であるため長寿命化対象ではないことから、耐用年数まで適切に維持管理を行うとともに、耐用年数経過時の更新に向けて手法の検討を図る。

8) 保健・福祉関連施設

①保健センター

存 続

長寿命化

施設状況	・保健センター、休日急患診療所、健診センターを併設した健康づくり推進拠点として整備されている。 ・令和5年度の年間来所者数は約 18 千人となっている。
管理手法	直営
今後の見通し	・今後も本市の健康づくり推進拠点として必要な施設である。 ・長寿命化改修サイクルに基づき、計画改修、大規模改修を計画的に実施する。

②老人福祉センターつきみ荘

複合化

跡地売却検討

施設状況	・高齢者の相談・健康増進・交流等のための施設として整備されている。 ・令和5年度の年間利用者数は約 14 千人となっている。 ・一部の機能の類似機能圏域があさひ多目的研修センターと重複している。
管理手法	指定管理
利用者調査結果	・立地場所:71%が便利と回答 ・施設満足度はサービス面:71%が満足、建築物や設備:34%が満足、屋外設備:70%が満足
今後の見通し	・統廃合の方針に基づき、共和公民館跡地及び隣接する児玉郡広域市町村圏組合事務所跡地と合わせた活用により、共和公民館、学校プール集約化のための屋内温水プール等との複合化を図り、新たに複合施設を整備する。

③障害福祉センター

存続

長寿命化

施設状況	・障害者の生活、地域活動、就労支援のための施設として整備されている。 ・令和5年度の年間来所者数は約4千人となっており、減少傾向にある。
管理手法	直営
今後の見通し	・今後も本市及び児玉郡市の障害福祉の拠点として必要な施設である。 ・長寿命化改修サイクルに基づき、計画改修、大規模改修を計画的に実施する。

9) 保育所

①久美塚保育所

存続

長寿命化

施設状況	・保育の必要な児童の入所や障害児保育、一時預かり保育を行い、地域の子育て支援機能を担う施設として整備されている。 ・令和5年度の園児数は 60 人となっており、減少傾向にある。
管理手法	直営
今後の見通し	・今後も本市の保育施設として必要な施設である。 ・長寿命化改修サイクルに基づき、計画改修、大規模改修を計画的に実施する。

10) 児童施設

①前原児童センター

統合・複合化の継続検討

施設状況	・前原児童センター、前原学童保育室という複数機能を有する児童施設として整備されている。 ・令和5年度の年間利用者数は約 15 千人となっている。
管理手法	直営
今後の見通し	・築後 40 年以上経過しているため、継続的に活用するためには屋根・外壁等の大規模改修が必要となってくる。 ・前原学童保育室は、中央小学校敷地内へ移転整備する。 ・必要な機能を検証し、他施設との統合や複合化による集約を検討する。

②日の出児童センター

複合化

跡地活用

施設状況	・日の出児童センター、日の出学童保育室という複数機能を有する児童施設として整備されている。 ・令和5年度の年間利用者数は約 15 千人となっている。
管理手法	直営
今後の見通し	・統廃合の方針に基づき、児童センター機能は本庄公民館、本庄東公民館と複合化を図り、新たに複合施設を整備する。 ・日の出学童保育室は寿学童保育室、藤田学童保育室(藤田小学校校舎内)と集約し、本庄東小学校敷地内へ移転整備する。

③寿学童保育室

統合

跡地売却検討

施設状況	・本庄東小学校区の児童を対象とした学童保育室として整備されている。
管理手法	直営
今後の見通し	・統廃合の方針に基づき、日の出学童保育室(日の出児童センター内)、藤田学童保育室(藤田小学校校舎内)と集約し、本庄東小学校敷地内へ移転整備する。

11) 庁舎等

①市役所

存続

長寿命化

施設状況	・行政機能の核施設として本庁舎、現業棟が整備されている。
管理手法	直営
今後の見通し	・今後も本市の行政機能の拠点として必要な施設である。 ・長寿命化改修サイクルに基づき、計画改修、大規模改修を計画的に実施する。

12) 学校施設

①本庄東小学校

統合

長寿命化

施設状況	・小学校として校舎、屋内運動場(体育館)が整備されている。 ・令和6年度の児童数は 627 人となっており、過去6年間の生徒数は維持傾向にある。
管理手法	直営
今後の見通し	・「適正規模・適正配置の基本的な考え方」に基づき、藤田小学校、仁手小学校と統合する。 ・施設は統合後の小学校として活用するため、長寿命化改修サイクルに基づき、計画改修、大規模改修を計画的に実施する。

②本庄西小学校

統 合

長寿命化

施設状況	・小学校として校舎、屋内運動場(体育館)が整備されている。 ・令和6年度の児童数は 262 人となり、減少傾向にある。
管理手法	直営
今後の見通し	・「適正規模・適正配置の基本的な考え方」に基づき、旭小学校と統合する。 ・施設は統合後の小学校として活用するため、長寿命化改修サイクルに基づき、計画改修、大規模改修を計画的に実施する。

③藤田小学校

統 合

跡地活用

施設状況	・小学校として校舎、屋内運動場(体育館)、藤田学童保育室が整備されている。 ・令和6年度の児童数は 84 人となり、減少傾向にある。
管理手法	直営
今後の見通し	・「適正規模・適正配置の基本的な考え方」に基づき、本庄東小学校、仁手小学校と統合されるため、統合後は校舎を解体し、跡地の活用を図る。 ・屋内運動場(体育館)は平成 24 年度に大規模改修を実施しており、統合後も継続して活用するため、今後も長寿命化改修サイクルに基づく計画的な改修及び維持保全を実施する。 ・校舎内に設置されている藤田学童保育室は学校の統合に合わせ、統廃合の方針により、日の出学童保育室(日の出児童センター内)、寿学童保育室と集約し、本庄東小学校敷地内に移転整備する。

④仁手小学校

統 合

跡地活用

施設状況	・小学校として校舎、屋内運動場(体育館)が整備されている。 ・令和6年度の児童数は 45 人となり、減少傾向にある。
管理手法	直営
今後の見通し	・「適正規模・適正配置の基本的な考え方」に基づき、本庄東小学校、藤田小学校と統合されるため、統合後は校舎を解体し、跡地の活用を図る。 ・屋内運動場(体育館)は平成 25 年度に大規模改修を実施しており、統合後も継続して活用するため、今後も長寿命化改修サイクルに基づく計画的な改修及び維持保全を実施する。

⑤旭小学校

統 合

跡地活用

施設状況	・小学校として校舎、屋内運動場(体育館)が整備されている。 ・令和6年度の児童数は 249 人となり、減少傾向にある。
管理手法	直営
今後の見通し	・「適正規模・適正配置の基本的な考え方」に基づき、本庄西小学校と統合されるため、統合後は校舎を解体し、跡地の活用を図る。 ・屋内運動場(体育館)は平成 25 年度に大規模改修を実施しており、統合後も継続して活用するため、今後も長寿命化改修サイクルに基づく計画的な改修及び維持保全を実施する。

⑥北泉小学校

存 続

長寿命化

施設状況	・小学校として校舎、屋内運動場(体育館)が整備されている。 ・令和6年度の児童数は 419 人となり、近年は増加傾向にあるが、児童数の将来推計では減少が見込まれる。
管理手法	直営
今後の見通し	・「適正規模・適正配置の基本的な考え方」に基づき、統合対象外であるため、長寿命化改修サイクルに基づき、計画改修、大規模改修を計画的に実施する。

⑦本庄南小学校

存 続

長寿命化

施設状況	・小学校として校舎、屋内運動場(体育館)が整備されている。 ・令和6年度の児童数は 407 人となり、減少傾向にある。
管理手法	直営
今後の見通し	・「適正規模・適正配置の基本的な考え方」に基づき、統合対象外であるため、長寿命化改修サイクルに基づき、計画改修、大規模改修を計画的に実施する。

⑧中央小学校

存 続

長寿命化

施設状況	・小学校として校舎、屋内運動場(体育館)が整備されている。 ・令和6年度の児童数は 535 人となり、減少傾向にある。
管理手法	直営
今後の見通し	・「適正規模・適正配置の基本的な考え方」に基づき、統合対象外であるため、長寿命化改修サイクルに基づき、計画改修、大規模改修を計画的に実施する。

⑨児玉小学校

統 合

継続検討

施設状況	・小学校として校舎、屋内運動場(体育館)が整備されている。 ・令和6年度の児童数は 453 人となり、近年は微増しているが、児童数の将来推計では減少が見込まれる。
管理手法	直営
今後の見通し	・「適正規模・適正配置の基本的な考え方」に基づき、金屋小学校、秋平小学校、本泉小学校、共和小学校との統合を予定している。 ・統合後の小学校の整備場所が決定次第、既存建築物の大規模改修の実施又は跡地活用の検討を図る。

⑩金屋小学校

統 合

継続検討

施設状況	・小学校として校舎、屋内運動場(体育館)が整備されている。 ・令和6年度の児童数は 222 人となり、減少傾向にある。
管理手法	直営
今後の見通し	・「適正規模・適正配置の基本的な考え方」に基づき、児玉小学校、秋平小学校、本泉小学校、共和小学校との統合を予定している。 ・校舎や屋内運動場(体育館)、敷地については、本市の財政状況や官民連携を含めた利活用の可否を判断した上で検討を図る。

⑪秋平小学校

統 合

継続検討

施設状況	・小学校として校舎、屋内運動場(体育館)が整備されている。 ・令和6年度の児童数は 91 人となっており、減少傾向にある。
管理手法	直営
今後の見通し	・「適正規模・適正配置の基本的な考え方」に基づき、児玉小学校、金屋小学校、本泉小学校、共和小学校との統合を予定している。 ・校舎や屋内運動場(体育館)、敷地については、本市の財政状況や官民連携を含めた利活用の可否を判断した上で検討を図る。

⑫本泉小学校

統 合

跡地活用

施設状況	・小学校として校舎、屋内運動場(体育館)が整備されている。 ・平成 23 年度から休校となっており、児童は秋平小学校に通学している。
管理手法	直営
今後の見通し	・「適正規模・適正配置の基本的な考え方」に基づき、児玉小学校、金屋小学校、秋平小学校、共和小学校との統合を予定している。 ・跡地は集約化した文化財収蔵庫の整備や緊急時(山火事)の避難場所として、公共地活用を図る。

⑬共和小学校

統 合

継続検討

施設状況	・小学校として校舎、屋内運動場(体育館)が整備されている。 ・令和6年度の児童数は 154 人となっており、減少傾向にある。
管理手法	直営
今後の見通し	・「適正規模・適正配置の基本的な考え方」に基づき、児玉小学校、金屋小学校、秋平小学校、本泉小学校との統合を予定している。 ・校舎や屋内運動場(体育館)、敷地については、本市の財政状況や官民連携を含めた利活用の可否を判断した上で検討を図る。

⑭本庄東中学校

存 続

長寿命化

施設状況	・中学校として校舎、屋内運動場(体育館)が整備されている。 ・令和6年度の生徒数は 360 人となっており、減少傾向にある。
管理手法	直営
今後の見通し	・「適正規模・適正配置の基本的な考え方」に基づき、統合対象外であるため、長寿命化改修サイクルに基づき、計画改修、大規模改修を計画的に実施する。

⑮本庄西中学校

存 続

長寿命化

施設状況	・中学校として校舎、屋内運動場(体育館)が整備されている。 ・令和6年度の生徒数は 297 人となっており、減少傾向にある。
管理手法	直営
今後の見通し	・「適正規模・適正配置の基本的な考え方」に基づき、統合対象外であるため、長寿命化改修サイクルに基づき、計画改修、大規模改修を計画的に実施する。

⑯本庄南中学校

存 続

長寿命化

施設状況	・中学校として校舎、屋内運動場(体育館)が整備されている。 ・令和6年度の生徒数は 684 人となっており、近年は増加傾向にあるが、生徒数の将来推計では減少が見込まれる。
管理手法	直営
今後の見通し	・「適正規模・適正配置の基本的な考え方」に基づき、統合対象外であるため、長寿命化改修サイクルに基づき、計画改修、大規模改修を計画的に実施する。

⑰児玉中学校

存 続

長寿命化

施設状況	・中学校として校舎、屋内運動場(体育館)が整備されている。 ・令和6年度の生徒数は 479 人となっており、過去8年間の生徒数は維持傾向にある。
管理手法	直営
今後の見通し	・「適正規模・適正配置の基本的な考え方」に基づき、統合対象外であるため、長寿命化改修サイクルに基づき、計画改修、大規模改修を計画的に実施する。

13) 市営住宅

15 施設ある市営住宅については、「本庄市市営住宅長寿命化計画」により各市営住宅の活用方針を定め、長寿命化を始めとした修繕、用途廃止、解体等を計画的に実施します。

14) 防災施設

25 施設ある防災施設については、耐用年数を経過したものから順次、更新を行い、有事の際に適切に対応できるよう、維持管理に努めます。

また、施設の立地や周辺の公共施設等の状況を踏まえ、更新時には統合・複合化の可否を検討します。

15) 文化財・文化財収蔵庫

8 施設ある文化財・文化財収蔵庫のうち、旧本庄警察署と競進社模範蚕室は埼玉県指定有形文化財であるため、文化財保護法に基づき適切な管理を行います。

①旭民具収蔵庫

統合の継続検討

施設状況	・民具等の保管・展示を主とした文化財収蔵庫として整備されている。
管理手法	直営
今後の見通し	・統廃合の方針に基づき、他の文化財収蔵庫と統合し、集約を検討する。

②太駄文化財収蔵庫

統 合

跡地売却検討

施設状況	・出土遺物の保管を主とした文化財収蔵庫として整備されている。
管理手法	直営
今後の見通し	・統廃合の方針に基づき、他の文化財収蔵庫と統合し、統合後の本泉小学校跡地に移転整備する。

③蛭川文化財収蔵庫

統 合

跡地活用

施設状況	・出土遺物の保管を主とした文化財収蔵庫として整備されている。
管理手法	直営
今後の見通し	・統廃合の方針に基づき、他の文化財収蔵庫と統合し、統合後の本泉小学校跡地に移転整備する。

④下浅見文化財収蔵庫

統合の継続検討

施設状況	・行政文書の保管を主とした文化財収蔵庫として整備されている。
管理手法	直営
今後の見通し	・統廃合の方針に基づき、他の文化財収蔵庫と統合し、集約を検討する。

⑤新収蔵庫

統合の継続検討

施設状況	・行政文書の保管を主とした文化財収蔵庫として整備されている。
管理手法	直営
今後の見通し	・統廃合の方針に基づき、他の文化財収蔵庫と統合し、集約を検討する。

⑥児玉文化財収蔵庫（旧児玉保健センター）

統 合

跡地売却検討

施設状況	・出土遺物の保管を主とした文化財収蔵庫として整備されている。
管理手法	直営
今後の見通し	・統廃合の方針に基づき、他の文化財収蔵庫と統合し、統合後の本泉小学校跡地に移転整備する。

16) その他施設

①本庄駅自由通路

存 続

長寿命化

施設状況	・本庄駅の自由通路として、本庄駅南口・北口間の通行のために整備されている。
管理手法	直営
今後の見通し	・今後も本庄駅利用者にとって必要な施設である。 ・長寿命化改修サイクルに基づき、計画的な改修及び維持保全を実施する。

(4) 低未利用地の活用方針

1) 低未利用地の状況

本計画では、ハコモノ施設を対象としていますが、市の財産には土地が多数存在することから、低未利用地となっている土地の活用についても検討を行いました。

なお、低未利用地は、社会情勢の変化等により計画が変更又は廃止され、長い間使用されていない土地（空き地や暫定的に駐車場等に利用している土地等）や、公共施設が用途廃止された跡地等が含まれます。

【主な低未利用地一覧】

No.	施設名称	所在	地番	地積合計 (㎡)	区域区分	用途地域
1	つつじヶ丘団地市有地	万年寺3丁目	120-68	933.50	市街化	一種住居
		下野堂3丁目	124-11	198.00	市街化	一種住居
		万年寺3丁目	120-67	26.80	市街化	一種住居
2	河内565-8市有地	児玉町河内	565-8	701.08	区域外	-
		児玉町河内	643-2	64.00	区域外	-
3	環状線用地(一)	児玉町金屋	927-1	853.00	非線引	一種住居
		児玉町金屋	930-1	228.00	非線引	一種住居
		児玉町金屋	927-2	167.00	非線引	一種住居
		児玉町金屋	927-3	126.00	非線引	一種住居
4	旧田端児童遊園地	児玉町田端	421-2	445.66	非線引	無指定
5	旧本庄市保健センター跡地	小島南2丁目	1980-2	1,320.00	市街化	一種住居
		小島南2丁目	1979-2	1,128.00	市街化	一種住居
		小島南2丁目	1981-1	990.00	市街化	一種住居
		小島南2丁目	1982-1	872.00	市街化	一種住居
		小島南2丁目	1981-2	871.00	市街化	一種住居
		小島南2丁目	1980-1	792.00	市街化	一種住居
6	旧本庄新都心地区先行買収地(新田原)	北堀	1858-2	612.00	市街化	一種低住
7	金屋476市有地	児玉町金屋	476	153.00	非線引	無指定
8	金屋駐在所跡地	児玉町金屋	1005-1	707.82	非線引	無指定
9	児玉1542-1市有地	児玉町児玉	1542-1	120.00	非線引	一種低住
10	児玉2639-12市有地	児玉町児玉	2639-12	225.00	非線引	準工業
11	児玉967-1市有地	児玉町児玉	967-1	436.00	非線引	準工業
12	児玉公民館跡地	児玉町児玉	2510-1	2,231.07	非線引	一種住居
13	児玉南区画整理保留地	児玉町児玉南2丁目	13-14	466.16	非線引	一種低住
		児玉町児玉南4丁目	3-3	336.62	非線引	一種低住
		児玉町児玉南4丁目	4-4	273.43	非線引	一種低住
		児玉町児玉南4丁目	5-4	224.20	非線引	一種低住
		児玉町児玉南4丁目	5-9	173.38	非線引	一種低住
		児玉町児玉南4丁目	16-3	126.53	非線引	一種低住
14	女堀川廃川敷	西五十子	266-3	344.00	調整	無指定
15	小島1丁目市有地	小島1丁目	1639-1	1,229.18	市街化	一種住居
		小島1丁目	1624-1	804.00	市街化	一種住居
		小島1丁目	1627-3	577.00	市街化	一種住居
		小島1丁目	1627-7	100.00	市街化	一種住居
16	小島西区画整理保留地	万年寺3丁目	22-3	366.59	市街化	二種住居
17	早大関係代替地(栗崎157-26)	栗崎	157-26	214.00	市街化	一種低住
18	太駄366-3市有地	児玉町太駄	366-3	954.76	区域外	-
19	日の出ニュータウン市有地	日の出4丁目	1221-2	1,104.00	市街化	二種中高
		日の出4丁目	1250-123	593.05	市街化	二種中高
		日の出4丁目	1250-125	298.15	市街化	二種中高

2) 低未利用地の資産運用の可能性

本計画における再配置対象の施設と同様に、主な低未利用地の資産活用等の可能性について、民間事業者（公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会本庄支部及び埼玉りそな銀行株式会社）に専門的な観点から意見を求めました。

その結果、主な低未利用地 19 施設中 11 施設について、活用の可能性があるとの意見が出されています。

このような意見を踏まえ、適切な時期に低未利用地の活用についても検討を進めます。

【主な市有低未利用地の資産運用の可能性 1/2】

対象施設	宅地建物取引業協会	埼玉りそな銀行
1.つつじヶ丘団地 市有地	・地形が不整形であり、安価でも売却が望ましい。	※万年寺3丁目のみ ・居住誘導区域外ではあるが、住宅地が形成されているエリアであり、約 280 坪の敷地に区画道路を整備し、宅地分譲(4棟)が可能ではないかと考える。
3.環状線用地 (一)	—	・住宅及び高校が近いので、可能性は低いが工場用地や住宅用地としての活用が考えられる。 ・敷地の傾斜もマイナス材料である。
5.旧本庄市保健 センター跡地	—	・工場や住宅が混在するエリアを、住み続けたいエリアとするために、「公園のような広場機能＋防災機能＋フットサル等の運動機能＋キッチンカー等によるマルシェ機能」として求心力のある場として整備する。
8.金屋駐在所跡 地	—	・高い可能性ではないものの、国道沿いであり、事務所としての活用可能性はあると考える。
12.児玉公民館跡 地	—	・周辺環境を勘案し、住宅が最適であり、売却の可能性もあると考える。 ・老人保健施設としての利用も考えられる。
13.児玉南区画整 理保留地	・地形が悪く、安価でも売却が望ましい。	・住宅用地として可能性がある。ただし隣地の管理状況(雑草等)及び、草刈り後に不具合がなければ特段問題ないとする。 ・価格次第で売却は可能だが、その他は電柱、隣家、傾斜、地形で難しいと考える。
14.女堀川廃川敷	—	・当該立地は、河川区域から外れ、堤内であると思われる。河川氾濫、溢水リスクのある約 100 坪の土地活用として、太陽光発電での活用が考えられる。近隣に脱炭素に関心があると考えられる事業所もあり、オフサイト型の太陽光発電を、定期借地権の活用等で事業化の可能性はある。

【主な市有低未利用地の資産運用の可能性 2/2】

対象施設	宅地建物取引業協会	埼玉りそな銀行
15.小島1丁目市有地	—	・周辺にスーパーマーケット、病院があり、高齢化の進展も進んでいるエリアであることから、不整形ながら敷地規模をいかして、グループホーム(地域密着型サービス)、老人保健施設に活用可能と考える。
16.小島西区画整理保留地	—	・居住誘導区域外ではあるが、住宅地が形成されているエリアであり、分譲住宅を想定し、土地売却が適切と考える。
17.早大関係代替地(栗崎 157-26)	—	・立地環境から、分譲住宅を想定し、土地売却が適切と考える。
19.日の出ニュータウン市有地	・安価でも売却が望ましい。	—

5. 施設方針の見直しを反映した将来改修・更新費の試算

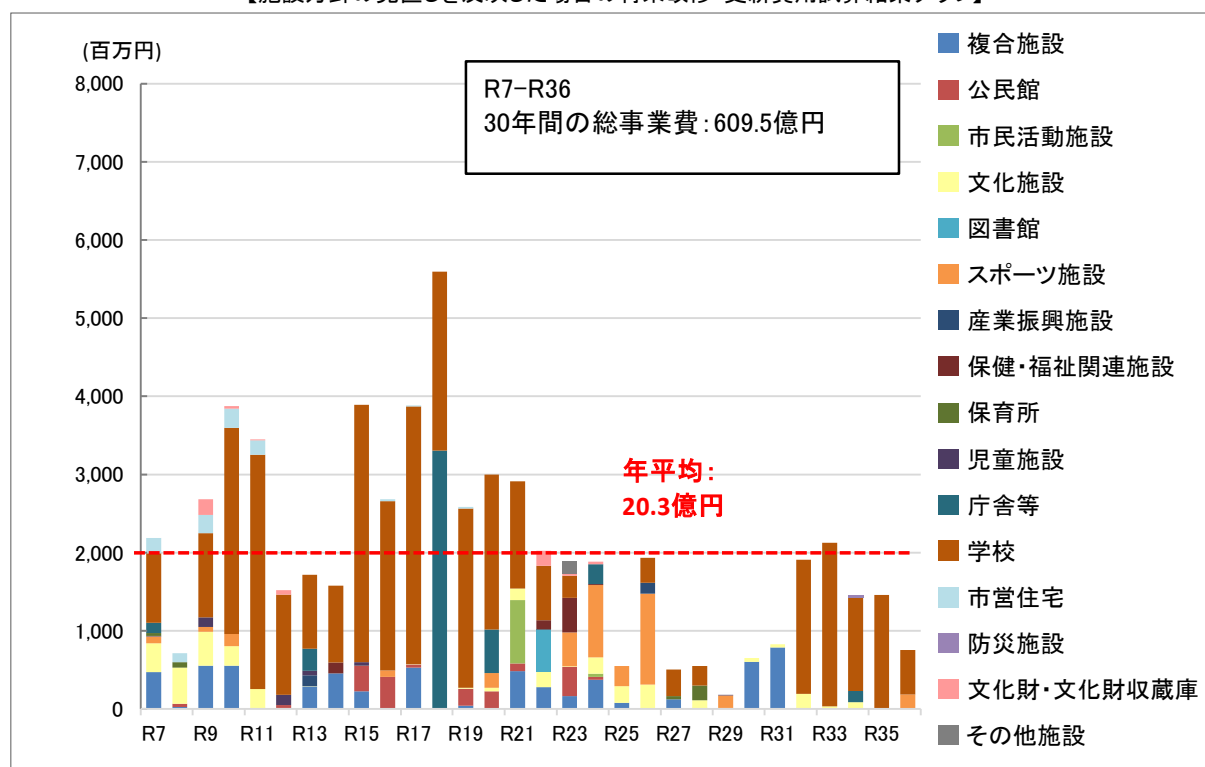
(1) 改修・更新費の試算

本計画の対象である 107 施設のうち、前項において 35 施設について施設方針の見直しを行いました。

この施設方針の見直しに基づき、複合化・統合、移転、廃止等を行った場合の 30 年間の将来改修・更新費用の試算結果は以下のとおりです。

改修・更新実施時期については、目標使用年数及び標準的な改修サイクルを基本とし、経過年数や改修履歴等の施設状況に応じて単年度当たりの事業費等を踏まえて、平準化の上で設定します。

【施設方針の見直しを反映した場合の将来改修・更新費用試算結果グラフ】



【施設方針の見直しを反映した場合の将来改修・更新費用試算結果】

	施設種別	具体例	更新費・改修費の 合計額(単位:百万円)	合計額に対する 割合
1	複合施設	児玉総合支所(アスパアこだま)、 児玉文化会館(セルディ) 等	6,106	10.0%
2	公民館	公民館	1,800	3.0%
3	市民活動施設	市民活動交流センター(はにぽん プラザ)、旧本庄商業銀行煉瓦倉 庫 等	851	1.4%
4	文化施設	市民文化会館	3,411	5.6%
5	図書館	図書館	539	0.9%
6	スポーツ施設	若泉運動公園施設、本庄総合公 園体育館(シルクドーム) 等	3,683	6.0%
7	産業振興施設	観光農業センター、いずみ亭	287	0.5%
8	保健・福祉関連施設	保健センター、老人福祉センター つきみ荘 等	712	1.2%
9	保育所	久美塚保育所	336	0.6%
10	児童施設	児童センター、学童保育室	353	0.6%
11	庁舎等	市役所	4,672	7.7%
12	学校	小学校、中学校	36,417	59.7%
13	市営住宅	市営住宅	1,035	1.7%
14	防災施設	消防団器具置場、防災倉庫	37	0.1%
15	文化財・文化財収蔵庫	競進社模範蚕室、 文化財収蔵庫 等	554	0.9%
16	その他施設	本庄駅自由通路	158	0.3%
合 計			60,952	100%

※更新費・改修費の合計額については、四捨五入の都合上、合計値と一致しません。

施設方針の見直しを反映した場合の将来改修・更新費用推計は、令和7年度から令和36年度まで30年間の更新費の総額で約609.5億円(年平均約20.3億円)となります。

（２）見直しによる効果額と財源の見込み

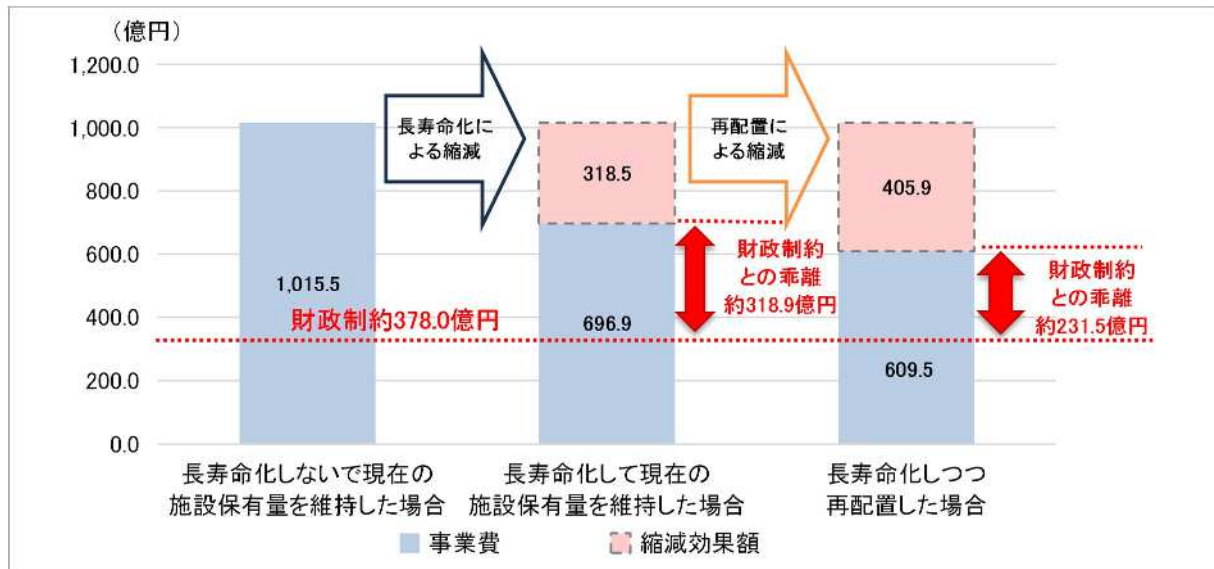
本計画の対象である 107 施設、232 棟について、長寿命化のための改修に加え、施設方針の見直しにより、複合化・統合、移転、廃止等を行った場合の 30 年間の費用を試算した結果、30 年間の合計額は約 609.5 億円となり、施設方針の見直しを行った場合の効果額は約 87.4 億円と推計されました。

なお、財源の見込みとして、本市の直近 5 年間における公共施設への投資的経費（実績額）や、今後の地方債の見込み額等を踏まえて算出した、公共施設の将来改修・更新費として確保すべき年間目安額（財政制約 P. 44 参照）は、30 年間で約 378 億円、年平均額で約 12.6 億円となります。

この結果、施設方針の見直しを行った場合においても、財政制約から 30 年間で約 231.5 億円、年間で約 7.7 億円の乖離が発生することが見込まれます。

そのため、今後、更なる財政の健全化を図りつつ、各施設の更新費・改修費を確保していくために、次項に掲げる事項等について実施に向けた検討を図ります。

【施設方針の見直し後の公共施設の将来改修・更新費に関する財政制約】



(3) 財政健全化に向けた取組

1) 計画の定期見直し

社会情勢により、利用者のニーズの変化や建築単価の上昇等が考えられることから、適宜計画の見直しを図っていくことが重要です。

そのため、本計画については、5年ごとに定期的な見直しを行うものとします。

年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年～
本庄市 公共施設等 総合管理 計画 (ハコモノ編)	計画 見直し	計画 策定					計画 改定	
		計画期間 1期					計画期間 2期	
							計画 見直し	

2) 施設整備等に関する補助金等の活用

施設方針や改修内容等が見直されることにより、施設整備や改修等に当たって、国費や県費による補助金等の活用が可能となる施設の増加が見込まれます。

それらの施設については、整備内容を精査して積極的に活用を図ることで、財源の確保に努めます。

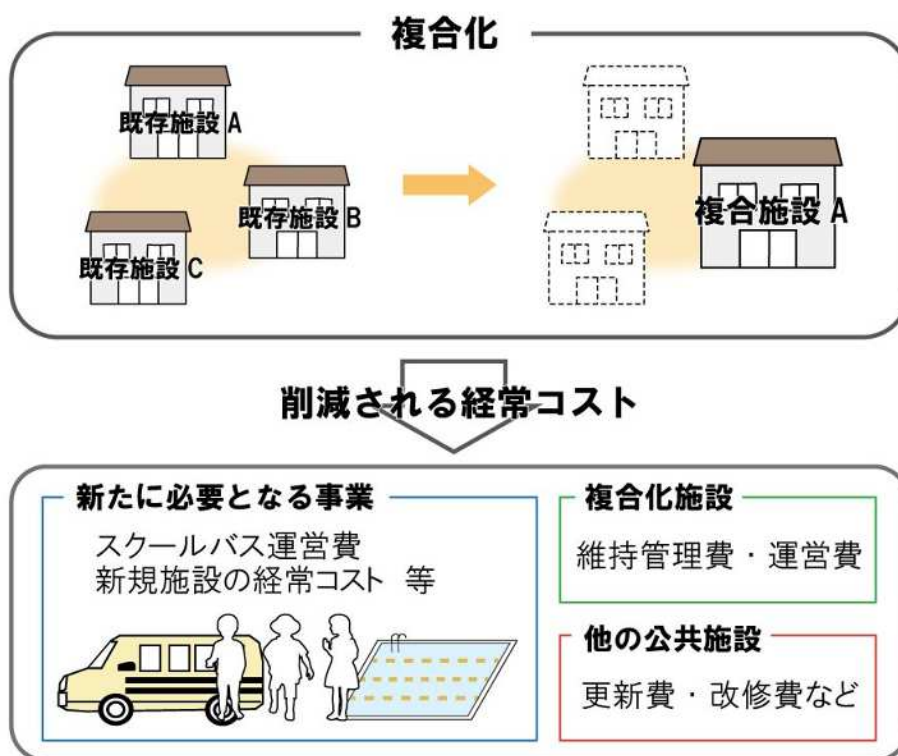
【施設整備等に関する補助金等の活用見込み】

学校	
○公立学校施設整備費負担金 ○学校施設環境改善交付金 等	 30年間で、 最大115億円の活用見込み。
児童施設(学童保育所)	
○子ども・子育て支援施設整備交付金 等	 学校敷地内学童保育所の 1施設整備に当たり、 最大5,000万円の活用見込み。
その他、施設整備等に当たって補助金等の活用が見込まれる事業 ○施設の木造化・木質化に向けた事業 ○施設の脱炭素化に向けた事業 ○施設整備により、成長力強化や地域活性化等につながる事業 等	

3) 維持管理費・運営費の削減額による補填

施設方針が見直されることにより、経常コストとなる維持管理費・運営費が削減される見込みです。それらの費用を、新たに必要となる事業（スクールバスの運営費、新規施設の経常コスト等）への財源とするとともに、各施設の更新費・改修費への財源とすることで不足額の補填を図ります。

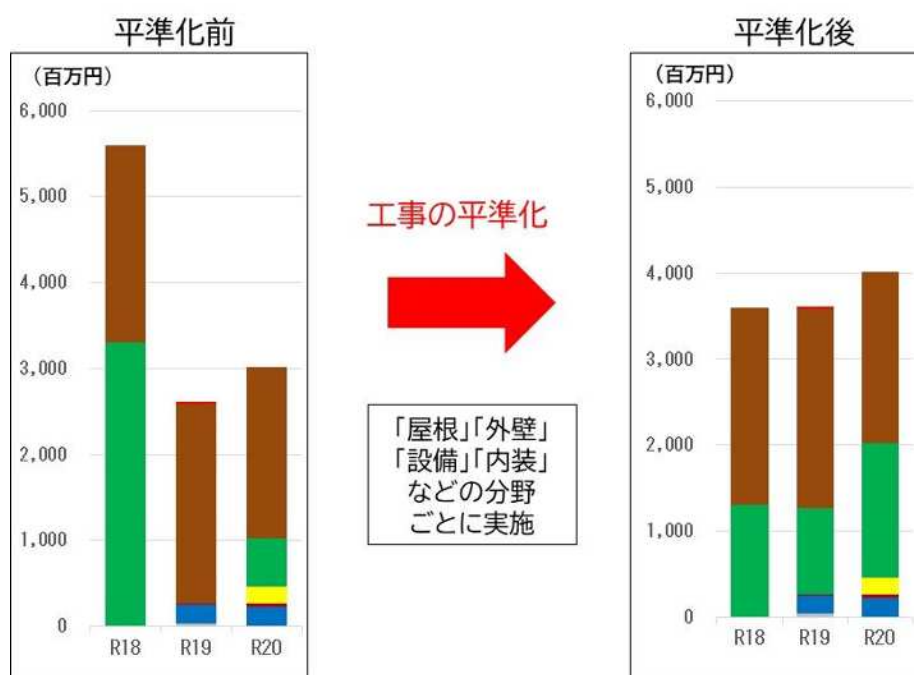
【維持管理費・運営費の削減額による補填のイメージ】



4) 工事の平準化

単年度に多額の費用を要する改修等がある施設については、安全性を考慮した上で状況に応じて工事の平準化を行うことで、各年度間の必要経費の平準化を図ります。

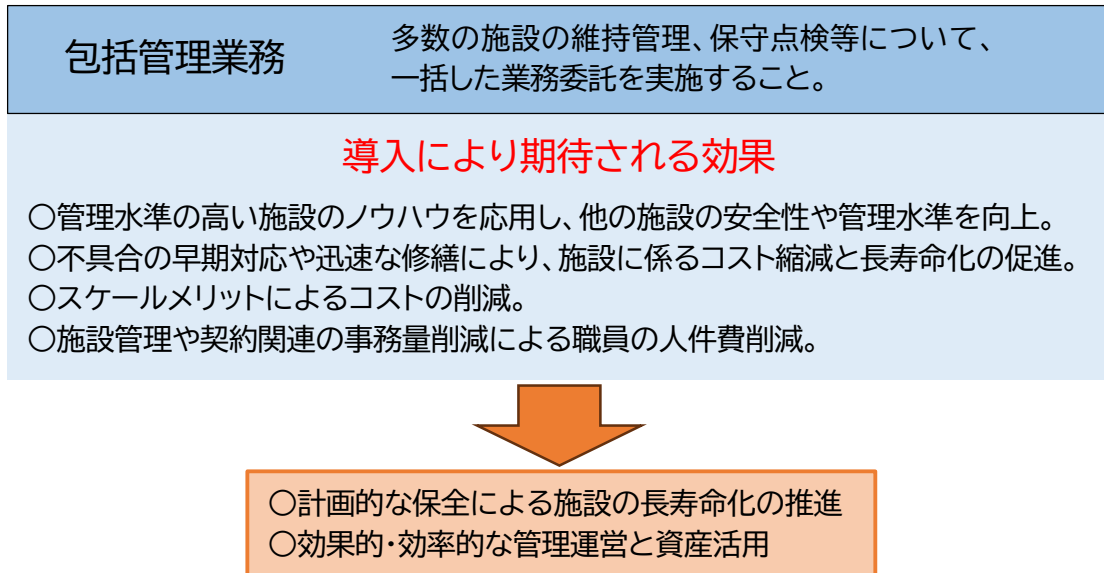
【工事の平準化のイメージ】



5) 包括的管理の導入検討

各施設の安全を確保しつつ、より長期的な利用を図るため、改修や更新、状況に応じた修繕等を計画的に実施できるよう、全施設を対象とした包括的管理の導入を検討します。

【包括的管理導入により期待される効果】



6) 民間活力の導入検討

施設整備や跡地活用に際しては、状況に応じて専門的な知見を有する民間事業者からの提案等を取り入れることで、PPP/PFIによる事業の実施やプロポーザル公売等、官民連携による取組の導入を検討します。

7) 省エネルギー・創エネルギーによるSDGsへの取組

施設方針の見直しに伴い、新たに整備が予定される施設や設備面の改修等を要する施設については、省エネルギー・創エネルギーを図る設備を導入することで経常コストの削減を図るとともに、SDGsに取り組みます。



6. 維持保全の方針

(1) 基本方針

本計画の具体化に向けた取組を推進するに当たり、中長期的な視点からハコモノ施設の適切な維持管理や、計画的な予防保全体制の確立による長寿命化を図るため、以下のとおり基本方針を定めます。

①市民サービスの向上

ハコモノ施設を利用する市民の安全確保を第一に、建築物の機能を良好な状態で維持するとともに、利用者・管理者の利便性を向上させます。

新たな施設の整備や既存施設の更新・大規模改修等に当たり、社会的要求水準や市民ニーズを適切に反映することで、市民サービスの向上を図ります。

②安定的かつ継続的に使用するための長寿命化

市民共有の財産であるハコモノ施設の機能が長期にわたって最大限発揮できるように、維持保全体制を整備し、定期的な検査や劣化診断等を行うとともに、計画的に改修を実施します。

③維持保全に係るコストの最適化

限られた財源の中で計画的・効率的に維持保全を行い、中長期的な視点からコストの最適化を図るため、日常的な保守・点検による状況把握及び支障の早期発見に努めるとともに、工事に当たっては最適な改修方法を用います。

④維持保全事業費の平準化

市が保有するハコモノ施設全体の状況及び財政状況を踏まえた改修時期を設定することで、維持保全事業費の平準化を図ります。

⑤環境負荷の低減

地球環境保全のための省エネルギー化への対応、環境負荷を考慮した工法・材料の採用等、外部に与える環境負荷を可能な限り低減させる改修方法の検討、実現化を目指します。

(2) 改修・更新の方針

1) 改修の方針

長寿命化対象施設については、施設の用途、構造、築年数、劣化状況、改修履歴等の特性に応じて、適切な周期で改修を行い、施設機能の維持向上と長寿命化を図ります。

また、長寿命化対象外施設についても経常改修による対応を行うことにより、利用者・管理者の安全性、利便性を確保します。

2) 更新の方針

更新対象施設が、目標使用年数を迎えた際には、社会情勢や市民ニーズを把握した上で、最適な規模、機能を有した施設への更新を行います。

（３）点検・診断等の方針

施設の点検・診断等を定期的に行い、劣化状況や性能低下状況を正確に把握し、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施します。

施設の状態や対策履歴等の情報を記録・蓄積し、以降の点検・診断等に活用します。

（４）安全確保の方針

点検・診断等により危険性が認められた施設については、安全・安心に利用できるよう優先的に維持修繕等の対策を講じます。

老朽化や腐食等による建築物の部分落下等、人的被害の発生等の危険性が認められた場合については、市民の安全確保を最優先し、速やかに利用停止等の対処を行います。

（５）耐震化の方針

防災上重要な公共施設（例：庁舎、避難所に指定される施設）や、多くの市民が利用するハコモノ施設の老朽化対応を優先的に実施します。

その他のハコモノ施設のうち、木造等の小規模な施設で、耐震診断が未実施の建築物については、本計画の推進により複合化や統合・移転等が実施され、耐震性が確保された施設になります。

（６）長寿命化の方針

施設の保全に当たっては、壊れてから直すという、従来の事後保全型の維持管理・修繕等から予防保全型に移行します。

施設の健全度の確認・評価を行い、経済的かつ効率的な保全措置を講じることで、できる限り施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減と平準化を進めます。

（７）ユニバーサルデザイン化の方針

ハコモノ施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインの考えに基づき、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい、施設のユニバーサルデザイン化を推進します。

（８）脱炭素化の方針

「本庄市環境マネジメントシステムマニュアル」に基づく環境活動（エコアクション）の取組により、公共施設全体の脱炭素化を推進します。

（９）統合・廃止の方針

人口減少や少子高齢化の進行を踏まえ、既存施設の有効活用を図るとともに、機能の重複する施設や更新の優先度の低い施設については、複合化や統廃合を検討します。

さらに、各施設が目標使用年数を迎えた際に施設機能等の必要性の検証を行い、状況に応じて廃止や縮小等を行うことにより、本計画で掲げる 30 年間で総床面積 15%削減の目標達成を目指します。

7. 施設分類別維持保全方針

これまでに整理した各ハコモノ施設の方針の見直しを踏まえ、施設分類ごとに今後の改修・更新予定時期の一覧と将来改修・更新費試算結果及び改修・更新に係る方針を以下のとおりまとめます。

(1) 複合施設

児玉総合支所（アスパアこだま）は、令和 17～21 年度を目途に計画改修を実施し、長寿命化を図ります。

本庄駅南口複合施設は、令和 22～26 年度を目途に大規模改修（外壁）・計画改修（屋根・設備）を実施し、長寿命化を図ります。

児玉文化会館（セルディ）は、個別施設計画に基づく改修を適宜実施します。

いずみ保育所・発達教育支援センター「すきっぷ」は、施設の構造上改修による長寿命化にそぐわないことから、長寿命化を図るための改修は実施せず、経常修繕により施設の劣化に対応し、令和 27～31 年度を目途に更新を予定します。

児玉総合支所第二庁舎は、令和 22～26 年度を目途に計画改修を実施し、長寿命化を図ります。

令和 11 年度に供用開始予定の共和公民館跡地施設については、築 20 年を迎える令和 27～31 年度を目途に計画改修を実施し、長寿命化を図ります。

【複合施設の改修・更新時期一覧】

		凡例					
		新設	大規模改修	計画改修	更新	その他改修・修繕等	解体
施設名称		R7～R11	R12～R16	R17～R21	R22～R26	R27～R31	R32～R36
1	児玉総合支所（アスパアこだま）			屋根・外壁・設備			
2	児玉文化会館（セルディ）	その他改修・修繕等	その他改修・修繕等	その他改修・修繕等	その他改修・修繕等	その他改修・修繕等	その他改修・修繕等
3	いずみ保育所・発達教育支援センター「すきっぷ」	その他改修・修繕等				更新	
4	本庄駅南口複合施設	その他改修・修繕等			外壁 屋根・設備		
5	児玉総合支所第二庁舎				屋根・外壁・設備		
6	共和公民館跡地施設	新設				屋根・外壁・設備	
7	日の出複合施設		新設				

【複合施設の将来改修・更新費試算結果】

										凡例	
										長寿命化しない	
施設名称		長寿命化	竣工年	構造	延床面積 (㎡)	事業費(千円)					
						大規模改修	計画改修	更新費	新設・解体・ その他改修・修繕等	合計	
1	児玉総合支所(アスパアこだま)	する	H27	RC	2,497		477,321			477,321	
2	児玉文化会館(セルディ)	する	H7	SRC	4,850				1,364,324	1,364,324	
3	いずみ保育所・発達教育支援センター「すきっぷ」	しない	H22	W	1,292			772,163	12,841	785,004	
4	本庄駅南口複合施設	する	H7	RC	2,446	122,459	345,113		200,000	667,572	
5	児玉総合支所第二庁舎	する	S53	RC	1,299		248,314			248,314	
6	共和公民館跡地施設	—	R10	RC	1,800		598,652		1,092,331	1,690,983	
7	日の出複合施設	—	R15	W	800				436,338	436,338	

※新たに整備を予定している施設の「構造」、「延床面積」については、事業費の試算の都合上、想定される内容を記載。

(2) 公民館

現在9施設ある公民館については、それぞれの施設方針が統合、移転等となっていることから、統廃合時期までに必要となる修繕のみを実施し、統合・複合化に伴う解体及びコミュニティ施設の新設を進めます。

【公民館の改修・更新時期一覧】

		凡例					
		新設	大規模改修	計画改修	更新	その他改修・修繕等	解体
施設名称		R7～R11	R12～R16	R17～R21	R22～R26	R27～R31	R32～R36
1	本庄公民館		解体				
2	本庄東公民館				解体		
3	本庄西公民館	その他改修・修繕等		解体			
4	本庄南公民館			解体			
5	藤田公民館			解体			
6	仁手公民館		解体				
7	旭公民館				解体		
8	北泉公民館		解体				
9	共和公民館	解体					
10	仁手小学校跡地施設		新設				
11	藤田小学校跡地施設		新設				
12	旭小学校跡地施設				新設		

【公民館の将来改修・更新費試算結果】

						凡例				
						長寿命化しない				
施設名称		長寿命化	竣工年	構造	延床面積 (㎡)	事業費(千円)				
						大規模改修	計画改修	更新費	新設・解体・ その他改修・修繕等	合計
1	本庄公民館	しない	S57	RC	368				38,099	38,099
2	本庄東公民館	しない	H2	RC	450				46,588	46,588
3	本庄西公民館	しない	S63	RC	419				44,879	44,879
4	本庄南公民館	しない	H1	RC	508				52,593	52,593
5	藤田公民館	しない	S57	RC	399				41,308	41,308
6	仁手公民館	しない	S56	RC	369				38,202	38,202
7	旭公民館	しない	S55	RC	383				39,652	39,652
8	北泉公民館	しない	S54	RC	379				39,238	39,238
9	共和公民館	しない	S54	RC	402				41,619	41,619
10	仁手小学校跡地施設	—	R15	W	600				327,253	327,253
11	藤田小学校跡地施設	—	R16	W	600				327,253	327,253
12	旭小学校跡地施設	—	R23	W	600				327,253	327,253

※新たに整備を予定している施設の「構造」、「延床面積」については、事業費の試算の都合上、想定される内容を記載。

※「仁手小学校跡地施設」、「藤田小学校跡地施設」、「旭小学校跡地施設」については、要望等に応じて集約化の可能性あり。

(3) 市民活動施設

現在3施設ある市民活動施設は、市民活動交流センター（はにぼんプラザ）のみ令和17～21年度を目途に計画改修を実施し、長寿命化を図ります。

あさひ多目的研修センターは、旭公民館との複合化に伴い、令和22～26年度を目途に解体します。

旧本庄商業銀行煉瓦倉庫は、文化財であることから、適宜必要な対応を図ります。

【市民活動施設の改修・更新時期一覧】

		凡例					
		新設	大規模改修	計画改修	更新	その他改修・修繕等	解体
施設名称		R7～R11	R12～R16	R17～R21	R22～R26	R27～R31	R32～R36
1	市民活動交流センター（はにぼんプラザ）			屋根・外壁・設備			
2	あさひ多目的研修センター				解体		
3	旧本庄商業銀行煉瓦倉庫						

【市民活動施設の将来改修・更新費試算結果】

						凡例				
						長寿命化しない				
施設名称		長寿命化	竣工年	構造	延床面積 (㎡)	事業費(千円)				
						大規模改修	計画改修	更新費	新設・解体・ その他改修・修繕等	合計
1	市民活動交流センター(はにぼんプラザ)	する	H27	RC	4,264		815,097			815,097
2	あさひ多目的研修センター	しない	S60	RC	350				36,235	36,235
3	旧本庄商業銀行煉瓦倉庫	—	M29	S	711					0

(4) 文化施設・図書館

市民文化会館は、個別施設計画に基づく改修を適宜実施します。

図書館は、令和22～26年度を目途に計画改修を実施し、長寿命化を図ります。

【文化施設・図書館の改修・更新時期一覧】

		凡例					
		新設	大規模改修	計画改修	更新	その他改修・修繕等	解体
施設名称		R7～R11	R12～R16	R17～R21	R22～R26	R27～R31	R32～R36
1	市民文化会館	その他改修・修繕等	その他改修・修繕等	その他改修・修繕等	その他改修・修繕等	その他改修・修繕等	その他改修・修繕等
2	図書館				屋根・外壁・設備		

【文化施設・図書館の将来改修・更新費試算結果】

凡例										
長寿命化しない										
施設名称		長寿命化	竣工年	構造	延床面積 (㎡)	事業費(千円)				
						大規模改修	計画改修	更新費	新設・解体・ その他改修・修繕等	合計
1	市民文化会館	する	S55	RC	5,716				3,411,061	3,411,061
2	図書館	する	S56	RC	2,820		539,065			539,065

(5) スポーツ施設

若泉運動公園弓道場は、令和 12～16 年度を目途に大規模改修、令和 27～31 年度を目途に計画改修を実施し、長寿命化を図ります。

若泉運動公園武道館は、令和 7～11 年度を目途に大規模改修（内装・設備）、令和 22～31 年度を目途に計画改修を実施し、長寿命化を図ります。

市民球場は、令和 7～11 年度を目途に大規模改修（設備）、令和 17～21 年度を目途に大規模改修（屋根・外壁・内装）、令和 32～36 年度を目途に計画改修を実施し、長寿命化を図ります。

本庄総合公園体育館（シルクドーム）は、令和 22～26 年度を目途に大規模改修（屋根・外壁・設備）を実施し、児玉総合公園体育館（エコピア）も同じく令和 22～26 年度を目途に大規模改修を実施し、長寿命化を図ります。

【スポーツ施設の改修・更新時期一覧】

		凡例					
		新設	大規模改修	計画改修	更新	その他改修・修繕等	解体
施設名称		R7～R11	R12～R16	R17～R21	R22～R26	R27～R31	R32～R36
1	若泉運動公園弓道場	その他改修・修繕等	屋根・外壁・設備・内装			屋根・外壁・設備	
2	若泉運動公園武道館	内装・設備			屋根・外壁	設備	
3	市民球場	設備		屋根・外壁・内装			屋根・外壁・設備
4	本庄総合公園体育館（シルクドーム）				屋根・外壁・設備		
5	児玉総合公園体育館（エコピア）	その他改修・修繕等			屋根・外壁・設備・内装		

【スポーツ施設の将来改修・更新費試算結果】

凡例										
長寿命化しない										
施設名称		長寿命化	竣工年	構造	延床面積 (㎡)	事業費(千円)				
						大規模改修	計画改修	更新費	新設・解体・ その他改修・修繕等	合計
1	若泉運動公園弓道場	する	S56	S	256	77,677	39,227		924	117,828
2	若泉運動公園武道館	する	S61	SRC	1,236	63,223	189,412			252,635
3	市民球場	する	H6	RC	1,176	344,487	180,198			524,685
4	本庄総合公園体育館(シルクドーム)	する	H13	SRC	7,521	1,358,340				1,358,340
5	児玉総合公園体育館(エコピア)	する	H15	RC	4,439	1,346,905			83,000	1,429,905

(6) 産業振興施設

現在 2 施設ある産業振興施設は、施設の構造上改修による長寿命化がそぐわないことから長寿命化を図るための改修は実施せず、経常修繕により施設の劣化に対応し、観光農業センターは令和 12～16 年度を目途に、ふれあいの里いずみ亭は令和 22～26 年度を目途に更新を予定します。

【産業振興施設の改修・更新時期一覧】

		凡例					
		新設	大規模改修	計画改修	更新	その他改修・修繕等	解体
施設名称		R7～R11	R12～R16	R17～R21	R22～R26	R27～R31	R32～R36
1	観光農業センター		更新				
2	ふれあいの里いずみ亭	その他改修・修繕等			更新		

【産業振興施設の将来改修・更新費試算結果】

施設名称		長寿命化	竣工年	構造	延床面積 (㎡)	事業費(千円)				
						大規模改修	計画改修	更新費	新設・解体・ その他改修・修繕等	合計
1	観光農業センター	しない	H3	W	248			141,326		141,326
2	ふれあいの里いずみ亭	しない	H16	W	249			141,896	3,400	145,296

(7) 保健・福祉関連施設

保健センターは、令和 22～26 年度を目途に計画改修を実施し、障害福祉センターも同じく令和 22～26 年度を目途に大規模改修(屋根・外壁・設備)を実施し、長寿命化を図ります。

老人福祉センターつきみ荘は、共和公民館、小学校プール等との複合化に伴い、令和 12～16 年度を目途に解体します。

【保健・福祉関連施設の改修・更新時期一覧】

施設名称		凡例					
		新設	大規模改修	計画改修	更新	その他改修・修繕等	解体
		R7～R11	R12～R16	R17～R21	R22～R26	R27～R31	R32～R36
1	保健センター				屋根・外壁・設備		
2	老人福祉センターつきみ荘		解体				
3	障害福祉センター	その他改修・修繕等			屋根・外壁・設備		

【保健・福祉関連施設の将来改修・更新費試算結果】

施設名称		長寿命化	竣工年	構造	延床面積 (㎡)	事業費(千円)				
						大規模改修	計画改修	更新費	新設・解体・ その他改修・修繕等	合計
1	保健センター	する	H29	S	2,893		443,294			443,294
2	老人福祉センターつきみ荘	しない	S58	RC	1,317				136,348	136,348
3	障害福祉センター	する	H12	S	653	128,789			3,894	132,683

(8) 保育所・児童施設

久美塚保育所は、令和 7～11 年度を目途に計画改修、令和 27～31 年度を目途に大規模改修を実施し、長寿命化を図ります。

日の出児童センター、寿学童保育室は、他施設との複合化に伴い、日の出児童センターは令和 12～16 年度、寿学童保育室は令和 27～31 年度を目途に解体します。

前原児童センターは、施設方針を継続的に検討し、目標使用年数を迎える令和 12～16 年度を目途に解体します。

【保育所・児童施設の改修・更新時期一覧】

施設名称		凡例					
		新設	大規模改修	計画改修	更新	その他改修・修繕等	解体
		R7～R11	R12～R16	R17～R21	R22～R26	R27～R31	R32～R36
1	久美塚保育所	屋根・外壁・設備				屋根・外壁・設備・内装	
2	前原児童センター		解体				
3	日の出児童センター		解体				
4	寿学童保育室					解体	
5	本庄東小学校学童保育室		新設				
6	中央小学校学童保育室	新設					

【保育所・児童施設の将来改修・更新費試算結果】

						凡例				
						長寿命化しない				
施設名称		長寿命化	竣工年	構造	延床面積 (㎡)	事業費(千円)				
						大規模改修	計画改修	更新費	新設・解体・ その他改修・修繕等	合計
1	久美塚保育所	する	H10	RC	887	228,768	107,622			336,390
2	前原児童センター	しない	S55	RC	418				43,275	43,275
3	日の出児童センター	しない	S59	RC	515				53,318	53,318
4	寿学童保育室	しない	H18	W	113				5,849	5,849
5	本庄東小学校学童保育室	しない	R12	W	250				125,163	125,163
6	中央小学校学童保育室	しない	R9	W	250				125,163	125,163

※新たに整備を予定している施設の「構造」、「延床面積」については、事業費の試算の都合上、想定される内容を記載。

(9) 庁舎等

市役所庁舎は、令和 17～26 年度を目途に大規模改修を実施し、長寿命化を図ります。

市役所現業棟は、令和 12～16 年度を目途に大規模改修、令和 32～36 年度を目途に計画改修を実施し、長寿命化を図ります。

【庁舎等の改修・更新時期一覧】

		凡例					
		新設	大規模改修	計画改修	更新	その他改修・修繕等	解体
施設名称		R7～R11	R12～R16	R17～R21	R22～R26	R27～R31	R32～R36
1	市役所庁舎	その他改修・修繕等		外壁・設備・内装	屋根		
2	市役所現業棟		屋根・外壁・設備・内装				屋根・外壁・設備

【庁舎等の将来改修・更新費試算結果】

						凡例				
						長寿命化しない				
施設名称		長寿命化	竣工年	構造	延床面積 (㎡)	事業費(千円)				
						大規模改修	計画改修	更新費	新設・解体・ その他改修・修繕等	合計
1	市役所庁舎	する	H4	SRC	11,146	4,110,283			134,100	4,244,383
2	市役所現業棟	する	H4	RC	747	284,457	142,795			427,252

(10) 学校

学校については、適正規模・適正配置の基本的な考え方にに基づき、統合を進めます。なお、統合により移転となる小学校については、統合までの間、経常修繕により施設の劣化に対応します。

小学校のうち、統合先となる本庄東小学校と本庄西小学校、また、統合を行わない北泉小学校、本庄南小学校、中央小学校の5施設については、順次、大規模改修及び計画改修を実施し、長寿命化を図ります。

また、児玉地域の小学校については、今後の統合方針を踏まえた上で、新設又は児玉小学校の大規模改修により整備を図ります。

中学校4校については、本庄東中学校と児玉中学校は計画改修、本庄西中学校と本庄南中学校は大規模改修を実施し、長寿命化を図ります。

【学校の改修・更新時期一覧】

凡例							
		新設	大規模改修	計画改修	更新	その他改修・修繕等	解体
施設名称		R7～R11	R12～R16	R17～R21	R22～R26	R27～R31	R32～R36
1 本庄東小学校北校舎		屋根・外壁・設備・内装	屋根・外壁・設備・内装				屋根・外壁・設備
2 本庄東小学校南校舎		屋根・外壁・設備・内装	屋根・外壁・設備・内装				屋根・外壁・設備
3 本庄東小学校西校舎・渡廊下		屋根・外壁・設備・内装	屋根・外壁・設備・内装				
4 本庄東小学校屋内運動場			屋根・外壁・設備・内装				屋根・外壁・設備
5 本庄西小学校北校舎		その他改修・修繕等		屋根・外壁・設備・内装			
6 本庄西小学校南校舎・渡廊下		その他改修・修繕等		屋根・外壁・設備・内装			
7 本庄西小学校屋内運動場				屋根・外壁・設備			
8 藤田小学校西校舎		その他改修・修繕等	解体				
9 藤田小学校東校舎		その他改修・修繕等	解体				
10 藤田小学校屋内運動場			屋根・外壁・設備				
11 仁手小学校校舎		その他改修・修繕等	解体				
12 仁手小学校屋内運動場			屋根・外壁・設備				
13 旭小学校南校舎		その他改修・修繕等			解体		
14 旭小学校北校舎		その他改修・修繕等			解体		
15 旭小学校屋内運動場				屋根・外壁・設備			
16 北泉小学校北校舎		その他改修・修繕等	屋根・外壁・設備・内装				屋根・外壁・設備
17 北泉小学校中校舎・渡廊下		その他改修・修繕等	屋根・外壁・設備・内装				屋根・外壁・設備
18 北泉小学校南校舎		その他改修・修繕等	屋根・外壁・設備・内装				屋根・外壁・設備
19 北泉小学校屋内運動場			屋根・外壁・設備				更新
20 本庄南小学校北校舎		その他改修・修繕等	屋根・外壁・設備・内装	屋根・外壁・設備・内装			
21 本庄南小学校南校舎		その他改修・修繕等	屋根・外壁・設備・内装	屋根・外壁・設備・内装			
22 本庄南小学校屋内運動場			屋根・外壁・設備				更新
23 中央小学校南校舎		その他改修・修繕等		屋根・外壁・設備・内装			
24 中央小学校北校舎		その他改修・修繕等		屋根・外壁・設備・内装			
25 中央小学校屋内運動場				屋根・外壁・設備			
26 児玉小学校南校舎1		その他改修・修繕等					
27 児玉小学校北校舎		その他改修・修繕等					
28 児玉小学校南校舎2		その他改修・修繕等					
29 児玉小学校屋内運動場		その他改修・修繕等					
30 児玉小学校給食室		その他改修・修繕等					
31 金屋小学校校舎		その他改修・修繕等					
32 金屋小学校屋内運動場							
33 金屋小学校給食室		その他改修・修繕等					
34 秋平小学校校舎		その他改修・修繕等					
35 秋平小学校屋内運動場							
36 本泉小学校校舎							
37 本泉小学校屋内運動場							
38 共和小学校校舎		その他改修・修繕等					
39 共和小学校渡廊下		その他改修・修繕等					
40 共和小学校屋内運動場		その他改修・修繕等		屋根・外壁・設備・内装			
41 児玉新校(校舎)			新設又は大規模改修	新設又は大規模改修			
42 児玉新校(屋内運動場)			新設又は大規模改修	新設又は大規模改修			
43 児玉新校(給食室)			新設又は大規模改修	新設又は大規模改修			
44 本庄東中学校北校舎		その他改修・修繕等		屋根・外壁・設備			
45 本庄東中学校南校舎		その他改修・修繕等		屋根・外壁・設備			
46 本庄東中学校屋内運動場		その他改修・修繕等		屋根・外壁・設備			
47 本庄西中学校南校舎・渡廊下				屋根・外壁 設備			
48 本庄西中学校北校舎				屋根・外壁 設備			
49 本庄西中学校屋内運動場		その他改修・修繕等			屋根・外壁・設備		
50 本庄南中学校北校舎		屋根・外壁・設備・内装					屋根・外壁・設備
51 本庄南中学校南校舎・渡廊下		屋根・外壁・設備・内装					屋根・外壁・設備
52 本庄南中学校屋内運動場		その他改修・修繕等			屋根・外壁・設備		
53 本庄南中学校武道館				屋根・外壁・設備・内装			
54 児玉中学校南校舎・渡廊下		屋根・外壁・設備 その他改修・修繕等					屋根・外壁・設備・内装
55 児玉中学校北校舎		屋根・外壁・設備 その他改修・修繕等					屋根・外壁・設備・内装
56 児玉中学校屋内運動場		屋根・外壁・設備 その他改修・修繕等					屋根・外壁・設備・内装

【学校の将来改修・更新費試算結果】

		凡例							
		長寿命化しない							
施設名称		長寿命化	竣工年	構造	延床面積 (㎡)	事業費(千円)			
						大規模改修	計画改修	更新費	合計
1	本庄東小学校北校舎	する	S60	RC	2,620	1,206,927	337,864		1,544,791
2	本庄東小学校南校舎	する	S61	RC	2,419	928,500	311,944		1,240,444
3	本庄東小学校西校舎・渡廊下	する	H23	RC	2,265	869,389			869,389
4	本庄東小学校屋内運動場	する	H5	S	1,244	349,743	211,474		561,217
5	本庄西小学校北校舎	する	S53	RC	2,566	1,186,200			1,186,200
6	本庄西小学校南校舎・渡廊下	する	S54	RC	3,004	1,153,044			1,153,044
7	本庄西小学校屋内運動場	する	S47	RC	1,352		174,348		174,348
8	藤田小学校西校舎	しない	S53	RC	1,459				158,558
9	藤田小学校東校舎	しない	S63	RC	1,998				217,134
10	藤田小学校屋内運動場	する	S46	S	699		84,103		84,103
11	仁手小学校校舎	しない	S59	RC	2,314				251,475
12	仁手小学校屋内運動場	する	S48	S	751		96,846		96,846
13	旭小学校南校舎	しない	S46	RC	2,699				293,315
14	旭小学校北校舎	しない	H1	RC	1,383				150,298
15	旭小学校屋内運動場	する	S44	S	608		78,405		78,405
16	北泉小学校北校舎	する	S49	RC	1,517	783,556	195,626		986,989
17	北泉小学校中校舎・渡廊下	する	S62	RC	2,201	844,824	283,831		1,145,526
18	北泉小学校南校舎	する	H3	RC	697	267,534	89,882		361,003
19	北泉小学校屋内運動場	する	S47	S	708		91,301	467,760	559,061
20	本庄南小学校北校舎	する	S50	RC	2,476	1,151,655			1,151,655
21	本庄南小学校南校舎	する	H2	RC	2,398	920,439			920,439
22	本庄南小学校屋内運動場	する	S45	S	702		90,527	464,135	554,662
23	中央小学校南校舎	する	S54	RC	3,870	1,686,723			1,686,723
24	中央小学校北校舎	する	S56	RC	2,188		839,834		839,834
25	中央小学校屋内運動場	する	S57	S	1,231		158,745		158,745
26	児玉小学校南校舎1	—	S49	RC	2,401				260,930
27	児玉小学校北校舎	—	S50	RC	1,425				154,863
28	児玉小学校南校舎2	—	S55	RC	766				83,245
29	児玉小学校屋内運動場	—	S52	S	1,120				5,620
30	児玉小学校給食室	—	H10	RC	171				18,584
31	金屋小学校校舎	—	S61	RC	2,927				318,093
32	金屋小学校屋内運動場	—	H7	S	933				0
33	金屋小学校給食室	—	H1	RC	131				14,236
34	秋平小学校校舎	—	H4	RC	2,449				266,146
35	秋平小学校屋内運動場	—	S53	S	644				0
36	本泉小学校校舎	しない	S59	RC	2,016				208,715
37	本泉小学校屋内運動場	しない	S54	S	597				61,807
38	共和小学校校舎	—	H1	RC	3,080				334,721
39	共和小学校渡廊下	—	H11	S	170				18,475
40	共和小学校屋内運動場	する	H11	S	904	193,112			200,941
41	児玉新校(校舎)	—	—	—	—				3,654,758
42	児玉新校(屋内運動場)	—	—	—	—				650,847
43	児玉新校(給食室)	—	—	—	—				332,933
44	本庄東中学校北校舎	する	H28	RC	4,655		600,289		600,289
45	本庄東中学校南校舎	する	H29	RC	4,163		536,843		536,843
46	本庄東中学校屋内運動場	する	H30	RC	2,707		404,209		404,209
47	本庄西中学校南校舎・渡廊下	する	S57	RC	2,204	256,051	177,219		433,270
48	本庄西中学校北校舎	する	S57	RC	3,572	414,979	287,216		702,195
49	本庄西中学校屋内運動場	する	S48	S	1,656		275,918		275,918
50	本庄南中学校北校舎	する	S57	RC	2,408	924,278	310,525		1,234,803
51	本庄南中学校南校舎・渡廊下	する	S58	RC	5,996	2,301,482	773,219		3,074,701
52	本庄南中学校屋内運動場	する	S58	S	1,718		286,340		286,340
53	本庄南中学校武道館	する	H7	S	692	147,825			147,825
54	児玉中学校南校舎・渡廊下	する	H21	RC	3,352	1,286,619	432,260		1,736,129
55	児玉中学校北校舎	する	H21	RC	4,313	1,655,486	556,186		2,233,868
56	児玉中学校屋内運動場	する	H20	RC	2,656	629,405	426,506		1,142,569

※「児玉新校」の事業費については、新たに校舎等を建築する場合の試算結果を記載。

(11) 市営住宅

市営住宅は、市営住宅長寿命化計画で位置づけられた時期に適切な改修を実施します。

なお、木造の市営住宅は、目標使用年数を迎えたものは居住者との調整を図った上で順次、用途廃止します。

【市営住宅の改修・更新時期一覧】

		凡例					
		新設	大規模改修	計画改修	更新	その他改修・修繕等	解体
施設名称		R7～R11	R12～R16	R17～R21	R22～R26	R27～R31	R32～R36
1	田中市営住宅						
2	四方田市営住宅	その他改修・修繕等					
3	泉町市営住宅	その他改修・修繕等					
4	小島第二市営住宅	その他改修・修繕等					
5	日の出市営住宅	その他改修・修繕等					
6	小島第一市営住宅	その他改修・修繕等					
7	東台市営住宅	その他改修・修繕等	屋根・外壁	屋根・外壁			
8-1	金屋市営住宅(木造)	順次、用途廃止					
8-2	金屋市営住宅(PC造)	その他改修・修繕等					
9	下町市営住宅	その他改修・修繕等					
10	久美塚市営住宅	その他改修・修繕等					
11	東久美塚市営住宅	その他改修・修繕等					
12	中久美塚市営住宅						
13	西五十子市営住宅	順次、用途廃止					
14	本町市営住宅	順次、用途廃止					
15	長浜市営住宅	順次、用途廃止					

【市営住宅の将来改修・更新費試算結果】

		凡例							
		長寿命化しない							
施設名称		長寿命化	竣工年	構造	延床面積 (㎡)	事業費(千円)			
						大規模改修	計画改修	更新費	合計
1	田中市営住宅	する	S41	PC	2,542				0
2	四方田市営住宅	する	S44	PC	4,749				79,242
3	泉町市営住宅	する	S58	RC	4,074				296,928
4	小島第二市営住宅	する	S62	RC	3,571				66,647
5	日の出市営住宅	する	H1	RC	823				54,937
6	小島第一市営住宅	する	H2	RC	2,596				110,436
7	東台市営住宅	する	H6	RC	4,839	61,546			184,979
8-1	金屋市営住宅(木造)	しない	S32	W	119				6,160
8-2	金屋市営住宅(PC造)	する	S45	PC	814				31,342
9	下町市営住宅	する	S45	PC	822				79,962
10	久美塚市営住宅	する	S46	PC	1,186				9,955
11	東久美塚市営住宅	する	S47	PC	340				21,403
12	中久美塚市営住宅	する	S48	PC	889				0
13	西五十子市営住宅	しない	S37	W	289				14,960
14	本町市営住宅	しない	S33	W	249				12,889
15	長浜市営住宅	しない	S34	W	70				3,624

(12) 防災施設

消防団器具置場及び防災倉庫は、施設の用途上、施設の構造上改修による長寿命化がそぐわないことから長寿命化を図るための改修は実施せず、経常修繕により施設の劣化に対応します。なお、消防団第一分団第三部器具置場は令和 32～36 年度を目途に、北泉防災倉庫は令和 32～37 年度を目途に更新を図ります。

【防災施設の改修・更新時期一覧】

凡例						
施設名称		R7～R11	R12～R16	R17～R21	R22～R26	R27～R31
1	消防団第一分団器具置場					
2	消防団第二分団器具置場					
3	消防団第三分団器具置場					
4	消防団第四分団器具置場					
5	消防団第五分団器具置場					
6	消防団第六分団器具置場					
7	消防団第七分団器具置場					
8	消防団第一分団第一部器具置場					
9	消防団第一分団第二部器具置場					
10	消防団第一分団第三部器具置場					更新
11	消防団第二分団第一部器具置場					
12	消防団第二分団第二部器具置場					
13	消防団第二分団第三部器具置場					
14	消防団第二分団第四部器具置場					
15	消防団第三分団第一部器具置場					
16	消防団第三分団第二部器具置場					
17	消防団第四分団第一部器具置場					
18	消防団第四分団第二部器具置場					
19	消防団第五分団第一部器具置場					
20	消防団第五分団第二部器具置場					
21	消防団第五分団第三部器具置場					
22	北泉防災倉庫					更新
23	本庄総合公園防災倉庫					
24	児玉文化会館防災倉庫					
25	児玉総合公園防災倉庫					

【防災施設の将来改修・更新費試算結果】

						凡例				
						長寿命化しない				
施設名称		長寿命化	竣工年	構造	延床面積 (㎡)	事業費(千円)				
						大規模改修	計画改修	更新費	新設・解体・ その他改修・修繕等	合計
1	消防団第一分団器具置場	しない	H28	S	134					0
2	消防団第二分団器具置場	しない	R2	S	83					0
3	消防団第三分団器具置場	しない	R1	S	83					0
4	消防団第四分団器具置場	しない	H28	S	134					0
5	消防団第五分団器具置場	しない	R2	S	134					0
6	消防団第六分団器具置場	しない	H30	S	134					0
7	消防団第七分団器具置場	しない	H27	S	134					0
8	消防団第一分団第一部器具置場	しない	R4	S	87					0
9	消防団第一分団第二部器具置場	しない	R5	S	83					0
10	消防団第一分団第三部器具置場	しない	H14	S	61			30,190		30,190
11	消防団第二分団第一部器具置場	しない	R4	S	134					0
12	消防団第二分団第二部器具置場	しない	H23	S	83					0
13	消防団第二分団第三部器具置場	しない	H22	S	83					0
14	消防団第二分団第四部器具置場	しない	H23	S	83					0
15	消防団第三分団第一部器具置場	しない	H23	S	83					0
16	消防団第三分団第二部器具置場	しない	H21	S	83					0
17	消防団第四分団第一部器具置場	しない	H24	S	83					0
18	消防団第四分団第二部器具置場	しない	H23	S	83					0
19	消防団第五分団第一部器具置場	しない	H22	S	83					0
20	消防団第五分団第二部器具置場	しない	H24	S	83					0
21	消防団第五分団第三部器具置場	しない	H24	S	83					0
22	北泉防災倉庫	しない	H23	ALC	14			6,929		6,929
23	本庄総合公園防災倉庫	しない	H27	ALC	14					0
24	児玉文化会館防災倉庫	しない	H28	ALC	14					0
25	児玉総合公園防災倉庫	しない	H29	ALC	14					0

(13) 文化財・文化財収蔵庫

現在6施設ある文化財収蔵庫については、それぞれの施設方針が統合となっていることから、統廃合時期までに必要となる修繕のみを実施し、統合に伴う解体及び新たな文化財収蔵庫の新設を進めます。

旧本庄警察署及び競進社模範蚕室は、文化財であることから、適宜必要な対応を図ります。

【文化財・文化財収蔵庫の改修・更新時期一覧】

		凡例					
		新設	大規模改修	計画改修	更新	その他改修・修繕等	解体
施設名称		R7～R11	R12～R16	R17～R21	R22～R26	R27～R31	R32～R36
1	旧本庄警察署						
2	競進社模範蚕室						
3	旭民具収蔵庫				解体		
4	太駄文化財収蔵庫	解体					
5	蛭川文化財収蔵庫	解体					
6	下浅見文化財収蔵庫				解体		
7	新収蔵庫				解体		
8	児玉文化財収蔵庫(旧児玉保健センター)		解体				
9	本泉小学校文化財収蔵庫	新設					

【文化財・文化財収蔵庫の将来改修・更新費試算結果】

										凡例	
										長寿命化しない	
施設名称		長寿命化	竣工年	構造	延床面積 (㎡)	事業費(千円)					
						大規模改修	計画改修	更新費	新設・解体・ その他改修・修繕等	合計	
1	旧本庄警察署	—	M16	W	368					0	
2	競進社模範蚕室	—	M27	W	176					0	
3	旭民具収蔵庫	しない	H1	P	167				17,289	17,289	
4	太駄文化財収蔵庫	しない	S44	S	116				12,009	12,009	
5	蛭川文化財収蔵庫	しない	H2	P	302				31,266	31,266	
6	下浅見文化財収蔵庫	しない	S50	RC	310				32,094	32,094	
7	新収蔵庫	しない	S41	RC	107				11,078	11,078	
8	児玉文化財収蔵庫(旧児玉保健センター)	しない	S54	RC	533				55,181	55,181	
9	本泉小学校文化財収蔵庫	しない	R9	LGS	1,500				204,533	204,533	

※新たに整備を予定している施設の「構造」、「延床面積」については、事業費の試算の都合上、想定される内容を記載。

(14) その他施設

その他施設に分類する本庄駅自由通路は、令和22～26年度を目途に計画改修を実施し、長寿命化を図ります。

【その他施設の改修・更新時期一覧】

		凡例					
		新設	大規模改修	計画改修	更新	その他改修・修繕等	解体
施設名称		R7～R11	R12～R16	R17～R21	R22～R26	R27～R31	R32～R36
1	本庄駅自由通路				屋根・外壁・設備		

【その他施設の将来改修・更新費試算結果】

【その他施設の付帯改修・更新費の計上結果】

凡例										
長寿命化しない										
施設名称		長寿命化	竣工年	構造	延床面積 (㎡)	事業費(千円)				
						大規模改修	計画改修	更新費	新設・解体・ その他改修・修繕等	合計
1	本庄駅自由通路	する	S62	S	824		157,514			157,514

8. 今後想定される新たな公共施設の整備

1) 本庄駅北口周辺整備

本庄駅北口周辺では、人やものが集まる地域であった歴史を持つ一方、近年では中心市街地の空洞化が進行していることから、これまで培ってきた歴史的な背景やポテンシャルをいかしつつ、地区の魅力向上に向けた、公共インフラの再整備や機能改善を図りながら、暮らしの場としての質の向上が必要です。

そのため、本市では令和4年1月に「本庄駅北口周辺整備基本計画」を策定し、本庄駅北口駅前広場の再整備や地区内道路の改修等に関する方針を定め、インフラの整備による交通の円滑化や安全性の向上のみならず、地区全体の活性化を図ることを目指しています。

同整備に当たり、インフラ整備だけでなくハコモノ施設を有する公共施設の整備が望まれる場合については、地区内における施設機能のニーズや周辺環境と合わせた空間づくりを踏まえた上で、施設整備の手法を検討します。

2) 道の駅

本市では、「道の駅」の設置実現に向けた可能性について調査研究を進め、市の現状・特性、市民ニーズ等を整理・分析した上で、「道の駅基本構想」を策定予定です。

今後、道の駅内においてハコモノ施設を有する公共施設の整備が想定される場合については、本計画に基づいて中長期的な視点から適切な維持管理や計画的な予防保全が図られる施設整備を検討するとともに、民間事業者からの提案を取り入れた官民連携による整備手法の導入等についても検討します。

第 6 章

計画の推進

第6章 計画の推進

1. 数値目標

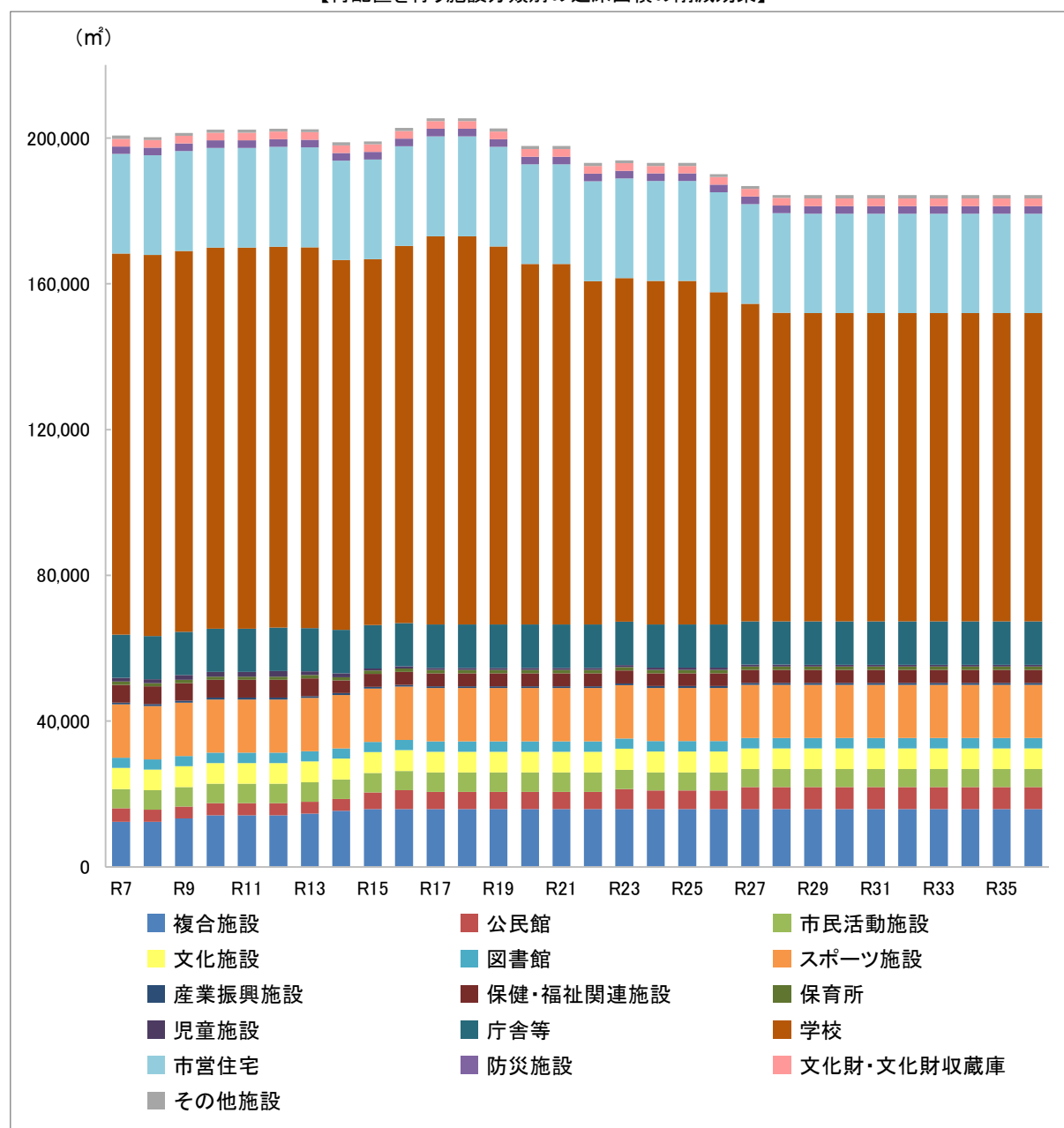
(1) 再配置後の削減効果等

施設方針の見直しにより、統合・廃止する施設については施設運営費の負担が無くなることから、計画期間内（30年間）における施設総量や維持管理費用の削減効果について試算します。

1) 再配置後の延床面積の削減効果

複合化や統合、移転等による再配置により、本計画の対象となるハコモノ施設の延床面積は、再配置前の201,239㎡から、再配置後には184,703㎡へ減少します。減少した延床面積の合計は16,536㎡であり、再配置前と比較し、約8.2%減少します。

【再配置を行う施設分類別の延床面積の削減効果】

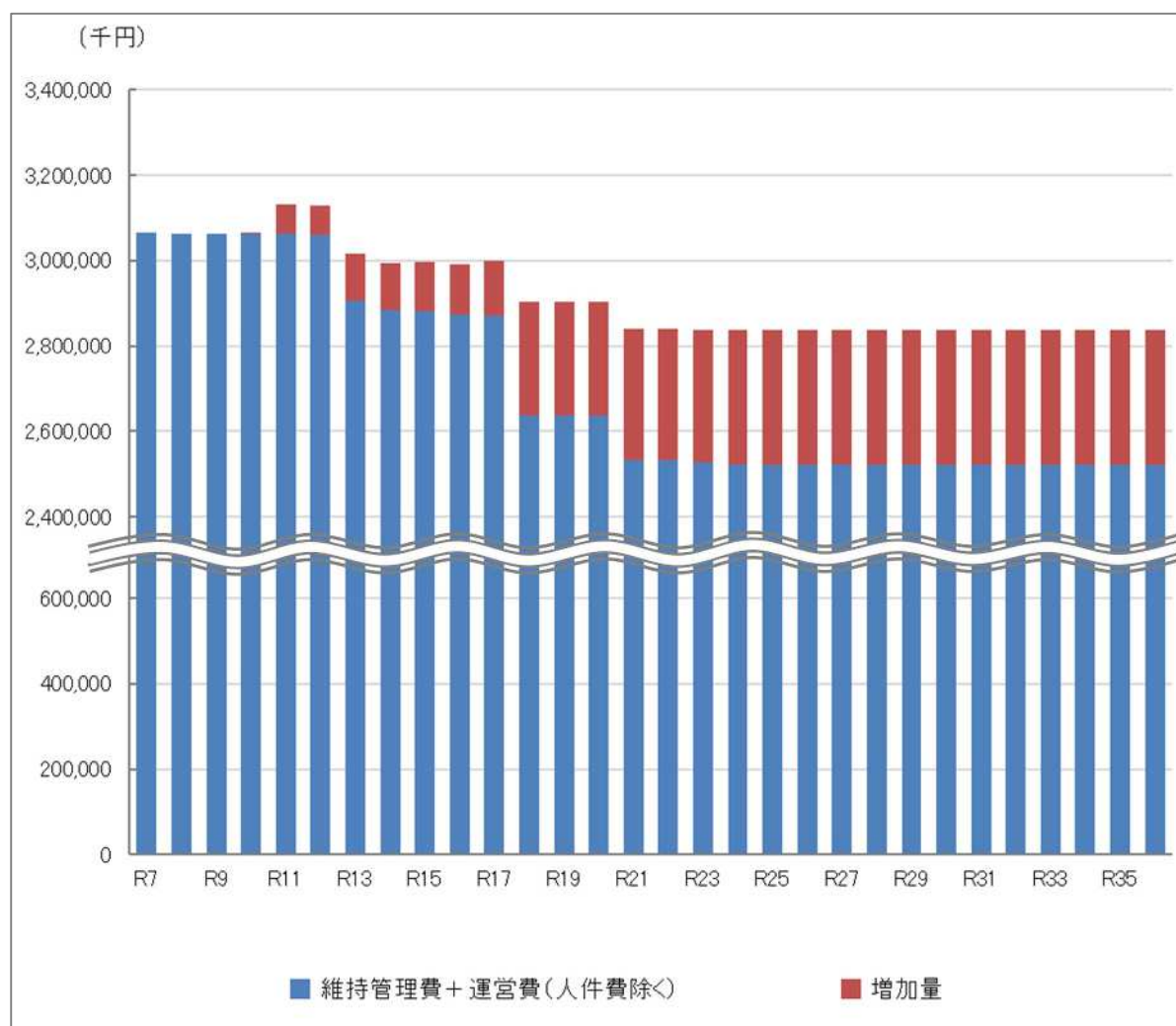


2) 再配置後の施設運営費の削減効果

複合化や統合、移転等による再配置により、本計画の対象となるハコモノ施設の延床面積は減少し、また、建築物別施設数も再配置前の100施設から83施設へ減少します。減少した施設数の合計は17施設であり、再配置前と比較し、約17.0%減少します。

これにより、学校、公民館、文化財収蔵庫等の施設運営費の一部が不要となり、30年間で合計10,872,012千円の削減効果が見込まれます。ただし、再配置により新しく整備される施設やスクールバス運営費等の増加が見込まれ、再配置前の令和5年度時点の維持管理費と運営費（人件費除く）の合計3,065,332千円から、最終的には年間2,837,674千円程度まで減少し、削減効果として、最終年には年間227,658千円程度が見込まれます。

【再配置後の施設の維持管理費＋運営費（人件費除く）の削減効果】



(2) 施設総量の削減

本計画では「30年間で15%（約3万㎡）の削減」という数値目標を設定していますが、今回の施設方針の見直しにより、主に学校、公民館の施設数が減少し、施設数として17施設が削減される見込みです。

また、延床面積では主に学校が減少し、約16,500㎡の削減が見込まれることから、数値目標の達成状況として延床面積では約8.2%削減される見込みです。

【施設方針の見直しによる施設分類別削減状況】

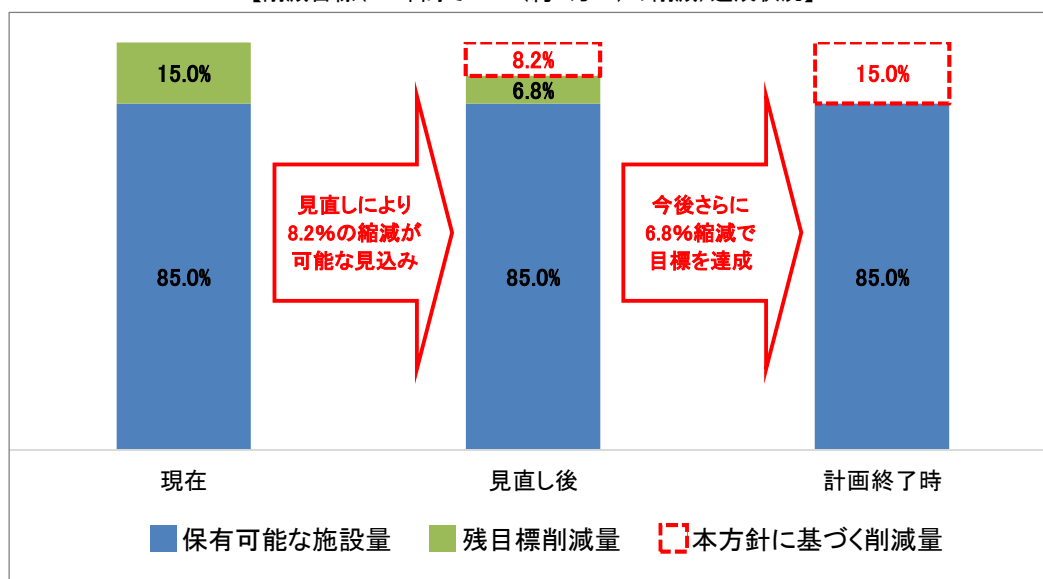
施設数			施設延床面積			
施設分類	現在	見直し後	施設分類	現在	見直し後	削減量
複合施設	5	7	複合施設	12,384	14,984	2,600
公民館	9	6	公民館	3,677	6,068	2,391
市民活動施設	3	2	市民活動施設	5,325	4,975	350
文化施設	1	1	文化施設	5,716	5,716	0
図書館	1	1	図書館	2,820	2,820	0
スポーツ施設	5	5	スポーツ施設	14,628	14,628	0
産業振興施設	2	2	産業振興施設	497	497	0
保健・福祉関連施設	3	2	保健・福祉関連施設	4,863	3,546	1,317
保育所	1	1	保育所	887	887	0
児童施設	3	2	児童施設	1,046	500	546
庁舎等	1	1	庁舎等	11,893	11,893	0
学校	17	10	学校	104,541	85,512	19,029
市営住宅	15	12	市営住宅	27,972	27,245	727
防災施設	25	25	防災施設	2,087	2,087	0
文化財・文化財収蔵庫	8	5	文化財・文化財収蔵庫	2,079	2,521	442
その他施設	1	1	その他施設	824	824	0
合計	100	83	合計	201,239	184,703	16,536

※赤字：増加、青字：減少

※公民館には新たに整備予定のコミュニティ施設（仁手小学校跡地施設等）を含む。

※公民館の延床面積の増加は、一部の学校の屋内運動場（体育館）がコミュニティ施設に転用されることによる。

【削減目標（30年間で15%（約3万㎡）の削減）達成状況】



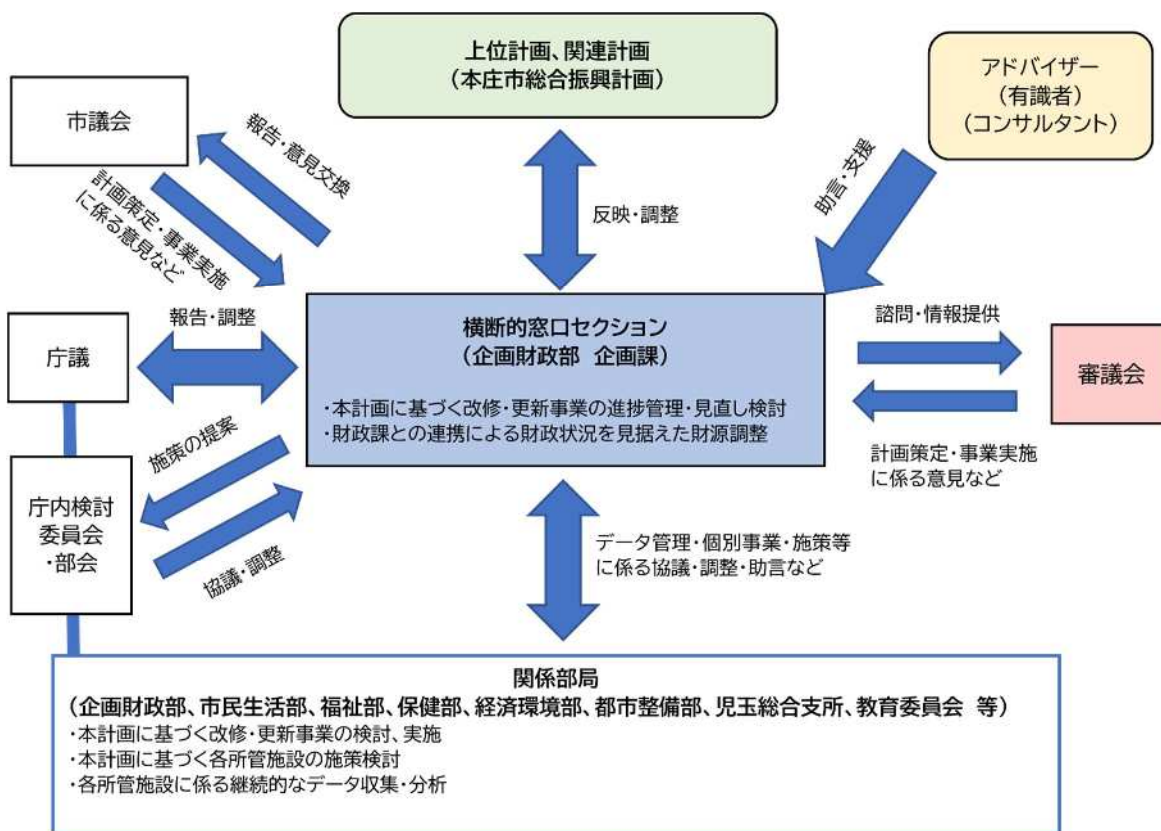
2. 計画推進体制

(1) 組織の連携・推進体制

本計画を推進するため、これまでの「事後保全」の考え方ではなく、「予防保全」の視点に立つという共通認識のもと、施設を日常的に管理している施設所管課、工事監理を行う営繕住宅課、財源調整を行う財政課との連携を十分に図ります。

施設所管課は本計画に基づく施設の改修・更新実施時期を見据えた検討を行うとともに、所管施設の現状把握を行い、財源調整を十分に行った上で、事業内容の精査⇒事業実施⇒事業評価というサイクルを通して、評価・検証・見直しを進めます。

また、企画課を中心に本計画に基づく改修・更新事業について毎年度進捗状況を確認し、全体調整を図る等、計画の管理体制を整備するとともに、適宜見直しを図ります。



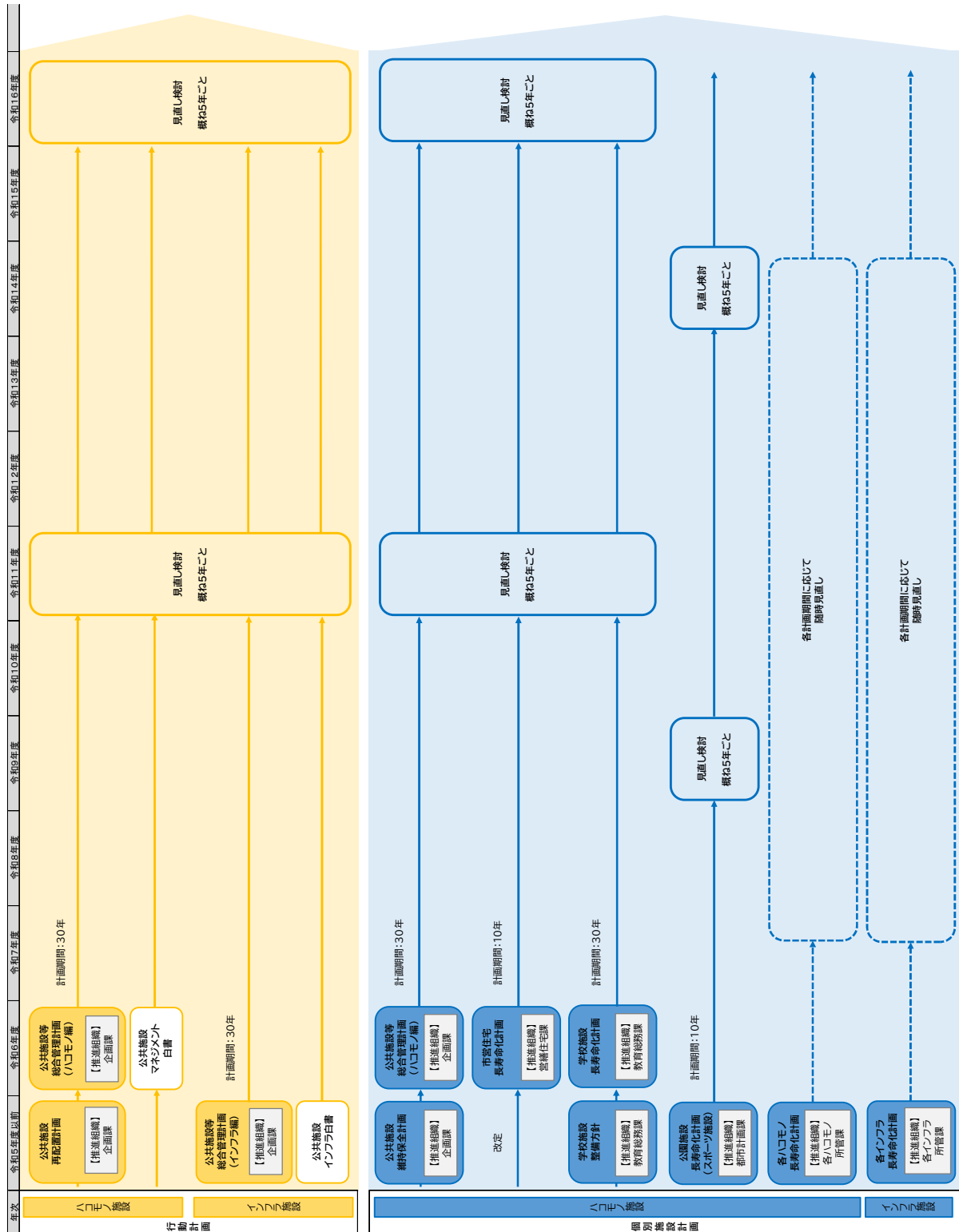
(2) 施設の現状調査の拡充

基礎調査、劣化調査等の結果を踏まえて建築物情報の分析を実施していますが、建築物の現状の変化に対応し、その情報を適宜捉えつつ、計画の見直しを行うことが重要となります。

そこで、各施設の管理者へのヒアリングを実施する等、施設の現状調査を拡充するとともに、ハコモノ施設カルテ等のデータベースの適切な更新を図ります。

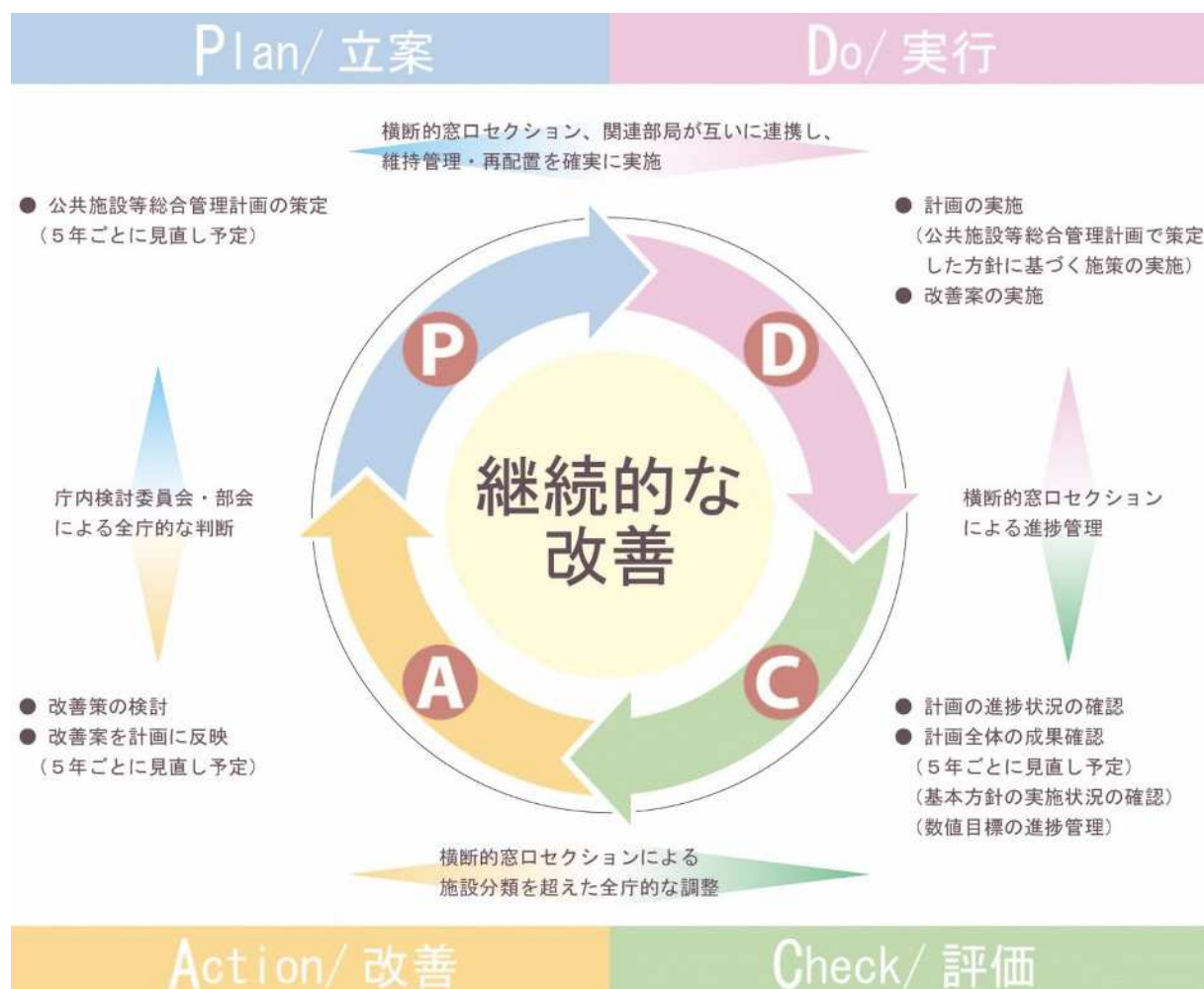
3. 推進行程・進捗管理

(1) 推進行程（ロードマップ）

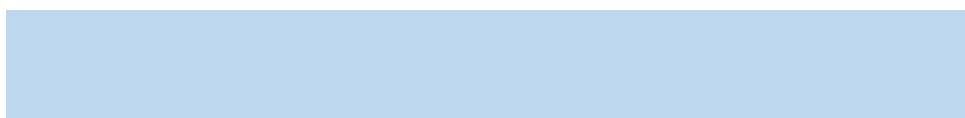


(2) PDCAサイクルによる進捗管理

計画の進行管理に当たり、PDCAサイクルを用いて本計画に示したハコモノ施設の管理に関する基本的な方針や事業の実施・継続・見直し等について評価・検証の上で推進を図ります。



参 考 資 料



1. 用語集

行	用語	説明	主な掲載頁
あ	アクセス	目的地まで移動する経路、手段、移動の利便性。	84
	維持管理費	光熱水費や清掃業務委託料、土地借上料など、建築物等の維持管理に要した直接的な経費であり、修繕費・改修費等を含む。	39
	インフラ施設	市が保有する公共施設等のうち、道路・橋梁、上下水道等の社会基盤施設のことで、これらに付随する浄水場や配水場等の建物施設も含む。	2
	運営費	施設で提供しているサービスや実施している事業などに要した経費で、正規職員、会計年度任用職員などの人件費も含む。 また、指定管理料などの一括の維持管理・運営に係る委託料についても、便宜上、運営費として計上している。	43
	SDGs (エス・ディー・ジーズ)	2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年の15年間で達成するための持続可能な開発目標のこと。	128
	NPO (エヌ・ピー・オー)	様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち「特定非営利活動法人(NPO法人)」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。	197
か	稼働率	各施設が提供する貸室の年間の提供区分総数に対する利用区分総数の割合を示す。 (例：1日3区分(午前・午後・夜間)提供で年間300日開館している貸室が、年間540区分利用されている場合は、稼働率60%(540区分/(3区分×300日))となる)。	23
	学校運営協議会 (コミュニティ・スクール)	学校と地域住民等が、どのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」の仕組み。	74
	合併特例債	合併市町村がまちづくり推進のために借り入れることができる地方債のこと。事業費の95%まで借り入れでき、毎年度返済する元利償還金の7割が普通交付税によって措置されるため、有利な財源とされる。	44
	環境活動 (エコアクション)	全ての事業者が、環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、社会と環境コミュニケーションを行う方法として環境省が策定したもの。	130
	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味する。	80
	義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられている経費のこと。 職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。	10

行	用語	説明	主な掲載頁
か	公共施設等更新費用試算ソフト	将来の公共施設等の更新費用を推計するに当たり、物価の変動、落札率、国庫補助制度及び地方財政制度の変更等の様々な変動要因があるなかで、試算方法が複雑化するのを避けて、将来の公共施設改修・更新費の参考になるよう、「一般財団法人 地方総合整備財団」が作成した試算ソフトのこと。	49
	公共施設マネジメント	地方公共団体等が保有する全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組みのこと。	2
	更新	既存の公共施設等の再整備や建て替えのこと。	2
	更新費	対象施設(建築物)の建て替えに要する経費を示す。 なお、将来更新費の推計においては、構造別の耐用年数・更新費単価を設定し、耐用年数に到達した段階で建て替えに要する経費(建設工事費)を計上している。	3
	国土強靱化	地震や津波、台風などの自然災害に強い国づくり・地域づくりを行い、大災害が発生しても人命保護・被害の最小化・経済社会の維持・迅速な復旧復興ができるよう目指す取組のこと。	2
	国費・県費	国・県が使途を特定して自治体に交付する資金のこと。	44
	コミュニティ	集落・都市など共通の生活様式を持つ社会集団。地域社会。	13
さ	市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。 市街化調整区域では、農林漁業用の建築物や一定規模以上の計画的な開発などを除き開発行為は許可されず、また、原則として用途地域は定めないこととされている。	99
	指定管理者制度(指定管理者)	住民サービスの向上・民間経営ノウハウの活用・経費削減などを目的として、公の施設の管理運営を民間等に広げた制度。	39
	集約化	同種または類似の機能・用途を合わせて1つの施設として整備すること。	40
	使用料収入	各施設が提供する貸室等の利用料金による収入を示す。 なお、会議室・ホール等の貸室の他、スポーツ施設のトレーニング室や児童施設の一次預かり等の利用料金による収入も含む。	31
	事後保全	構造物や建築物の損傷が顕在化した後に、損傷個所の補修・修理を行って復旧させる管理手法のこと。	130
	受益者負担	国や地方公共団体などが公の事業を行う場合に、その事業の受益者に負わせる金銭などの負担のこと。	38
	創エネルギー	省エネルギーに対する言葉として、エネルギーを節約(省エネ)するだけでなく、再生可能エネルギーなどを利用して、積極的にエネルギーを創り出していくこと。	128
た	耐用年数	施設又はその部分が使用に耐えうる年数のこと。 なお、財務省令によって定められた減価償却のための税法上の耐用年数のことを「法定耐用年数」という。	21

行	用語	説明	主な掲載頁
た	脱炭素化	地球温暖化の原因となる代表的な温室効果ガスである二酸化炭素等の排出量を減らして実質ゼロにする取組のこと。	130
	地方交付税	地方公共団体の財源不足や団体間の財政不均衡を是正し、その事務を遂行できるよう国から地方公共団体へ交付される財源。	10
	地方債	地方公共団体が普通建設事業費等の財源として、外部から借り入れる資金で、返済が一般会計年度を超えるもの。	44
	中1ギャップ	小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態等のこと。	171
	長寿命化	予防保全型の施設管理において、施設の使用期限の延伸のための点検、維持管理、修繕、改善等の取組を示す。	2
	D X (デジタルトランスフォーメーション)	データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。	81
	低未利用地	建築物の整備など、その土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない土地のこと。	120
	デマンドバス	利用者の事前予約に基づき、経路やスケジュールを予約内容に合わせて運行するバス。本市では、はにぼん号、もといずみ号を運行している。	70
	統合	複数の施設（建物、機能・用途）を1つの施設として整備すること。	71
	投資的経費	道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。	10
	統廃合	施設（建築物、機能・用途）を廃止したり統合したりすること。 また、複数の施設（建築物、機能・用途）を複合化や集約化することで1つの施設として整備し、統合された施設（建築物）は廃止すること。	2
	都市計画区域	都市計画法その他の関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域を指定することとされており、都道府県が指定する。	32
	土地区画整理事業	土地所有者等から土地の一部を提供してもらい、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させるとともに、宅地を整形化して利用増進を図ることを目的とした事業のこと。	13

行	用語	説明	主な掲載頁
な	日本再興戦略	2013 年 6 月に閣議決定された第 2 次安倍内閣による成長戦略のことで、産業競争力の向上を目的とし、日本産業再興プラン、戦略市場創造プラン、国際展開戦略の 3 つのアクションプランで構成されている。	2
は	廃止	施設（建築物、機能・用途）の単純廃止のこと。	4
	ハコモノ施設	市が保有する公共施設等のうち、学校や公民館、図書館等の公共建築物の総称。	2
	ハザードエリア	自然災害による被災の恐れが大きい区域のこと。	91
	バリアフリー	生活や諸活動を行う上での障壁（バリア）を取り除くこと。段差の解消など物理的な障害だけでなく、高齢や障害のある人の社会参加を妨げる社会的、制度的、心理的な障害の除去も含まれる。	64
	P P P / P F I	P P P は Public Private Partnership の略語で、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等を行政と民間が連携・分担して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、資金の効率的な活用を図るもの。一般的に「公民連携」の手法の総称。 P F I は Private Finance Initiative の略語で、民間の資金・経営能力・技術的能力を活用し、より効率的で効果的に公共サービスを提供する事業手法で、P P P の代表的な手法の一つとされる。	128
	ビジョン	理想像。将来像。展望。見通し。	2
	複合化	複数の異なった機能・用途を合わせて 1 つの施設として整備すること。	60
	包括的管理	公共施設等の公共サービスの提供において行政側が行う業務のうち、複数の施設や業務内容を一括して民間事業者に委託すること。	128
	プロポーザル公売	売却後の土地や建築物利用に係る事業計画と売却価格の双方を審査する「公募型プロポーザル方式」により、市有施設や市有地を売却する方式のこと。	128
ら	ライフサイクルコスト	公共施設等にかかる生涯コストのことで、企画・設計費、建設費などの初期投資（イニシャルコスト）と、維持管理・運営に要する費用（ライフサイクルコスト）及び解体処分までに必要な総費用のこと。	42
	ローリング方式	計画と実績のズレを埋めるために、施策・事業の見直しや目標数値の修正を転がすように定期的に行う手法のこと。	3
や	ユニバーサルデザイン	空間や道具等をデザインするに当たって、障害者や高齢者のための特別なデザインを考えるのではなく、健常者も含めたすべての人にとって使いやすいデザインを考案すること。	130
	予防保全	構造物や建築物の損傷が顕在化する前に予防的に対策を行う管理手法のこと。一般に、予防保全を行うことで、構造物や建築物の寿命が長くなることから、ライフサイクルコストの縮減が期待される。	2

2. 本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方

本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の 基本的な考え方

令和7年3月
本庄市教育委員会

1. はじめに

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという特質があります。この特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられます。

しかし、全国的に少子化による人口減少が進んでいる近年では、小・中学校の小規模化が進行しています。小規模校には個別指導が行いやすい等のメリットがある一方、児童生徒を取り巻く教育環境、学校における教育活動や学校運営などに課題が生じることが懸念されています。

国では、平成 27 年 1 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定し、学校規模の適正化に関する基本的な方向性や考慮すべき要素など、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた指針を示しました。

本市においても、児童数は昭和 56 年度、生徒数は昭和 62 年度のピークから、少子化の影響により減少を続けています。令和 4 年度に入学した児童生徒数は、最も多かった時と比較して 50%以上減少しており、1 学年が 1 学級の小学校や、2 つの学年で編制される複式学級の小学校も現れています。

今後、少子化がさらに進むことが予想される中、学校規模の適正化や小規模化に伴う諸課題に対し、将来を見据えて継続的に検討していく必要があると考えられます。

これらのことから、教育の機会均等や水準の維持・向上など児童生徒の教育環境の改善や学校施設の維持管理も含めた観点から、将来の子どもたちにとって望ましい学習環境、地域の実情に応じた学校教育の在り方や学校規模について検討した上で、児童生徒が自らの人生を切り開き、自立できるよう確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を推進するため、本市における学校規模の適正化等に関する基本的な考え方となる「本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方」をまとめ、適正化に取り組むこととしました。

2. 本庄市立小・中学校の現状

(1) 学校施設及び児童生徒数

本庄市立小・中学校の学校数は小学校 13 校、中学校 4 校で以下の表のとおりです。なお、本泉小学校については、平成 23 年度より休校となっています。

名称	住所	延床 面積	建築 年月	児童生徒 数 (人)	学級数 (学級)	
					通常 学級	特別 支援
1 本庄東小学校	本庄市日の出 1-2-1	8,657	S60.3	615	17	6
2 本庄西小学校	本庄市千代田 4-3-2	6,993	S53.8	273	12	4
3 藤田小学校	本庄市牧西 1171	4,280	S53.3	85	6	2
4 仁手小学校	本庄市仁手 618	3,180	S59.3	60	5	1
5 旭小学校	本庄市都島 78	4,764	S46.4	255	10	3
6 北泉小学校	本庄市北堀 1871-1	5,202	S49.3	428	14	2
7 本庄南小学校	本庄市栄 3-6-24	5,682	S50.5	449	13	5
8 中央小学校	本庄市緑 1-16-1	7,408	S54.6	560	18	4
9 児玉小学校	本庄市児玉町児玉 1355-1	5,788	S49.7	449	13	3
10 金屋小学校	本庄市児玉町金屋 1116-1	3,748	S61.7	237	8	4
11 秋平小学校	本庄市児玉町秋山 2531	3,158	H04.2	100	6	2
12 本泉小学校	本庄市児玉町河内 660	2,631	S59.3	0	0	0
13 共和小学校	本庄市児玉町蛭川 895-1	4,024	H01.3	171	6	2
小学校 計				3,682	128	38
1 本庄東中学校	本庄市日の出 4-2-45	11,294	H27.2	398	12	4
2 本庄西中学校	本庄市千代田 4-3-1	7,858	S57.3	311	9	2
3 本庄南中学校	本庄市緑 3-13-1	10,564	S57.7	622	16	3
4 児玉中学校	本庄市児玉町八幡山 438	9,543	H21.7	478	12	5
中学校 計				1,809	49	14

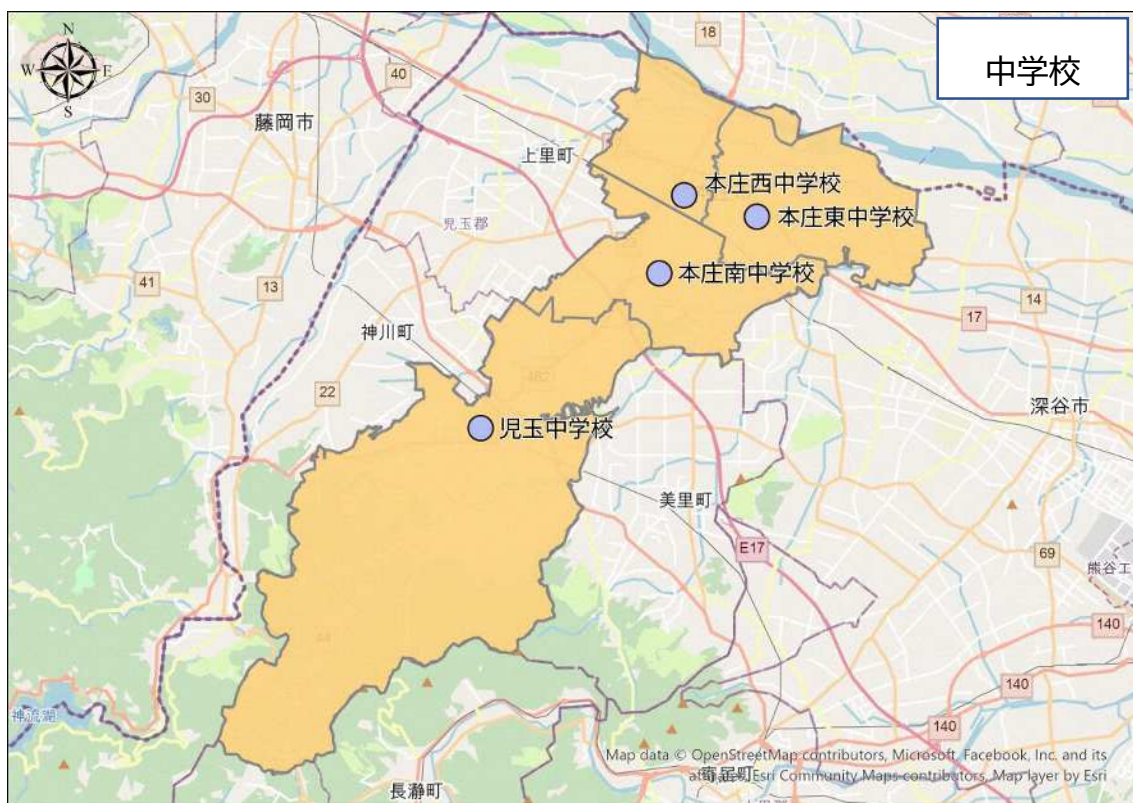
※令和 4 年 5 月 1 日時点の公立学校施設台帳に基づいて算出。

※延床面積は併設施設の面積を含む。

※建築年月は管理棟、普通教室及び特別教室棟で最も古い建物の建築年月を記載。

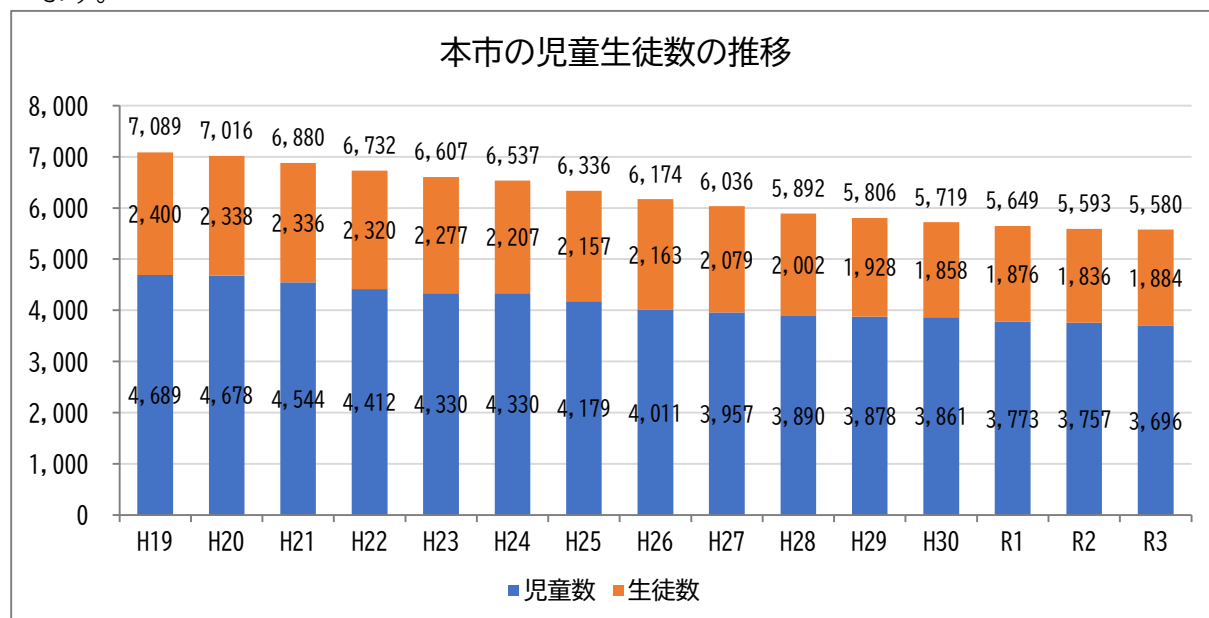
(2) 学校施設の配置状況

本庄市立小・中学校の配置状況及び学区は、以下の図のとおりです。



(3) 児童生徒数の推移

本庄市立小・中学校の児童生徒数の近年の推移を見ると、平成19年度から令和3年度までの15年間は、児童数は約21%（▲993人）、生徒数は約22%（▲516人）の減少となっています。



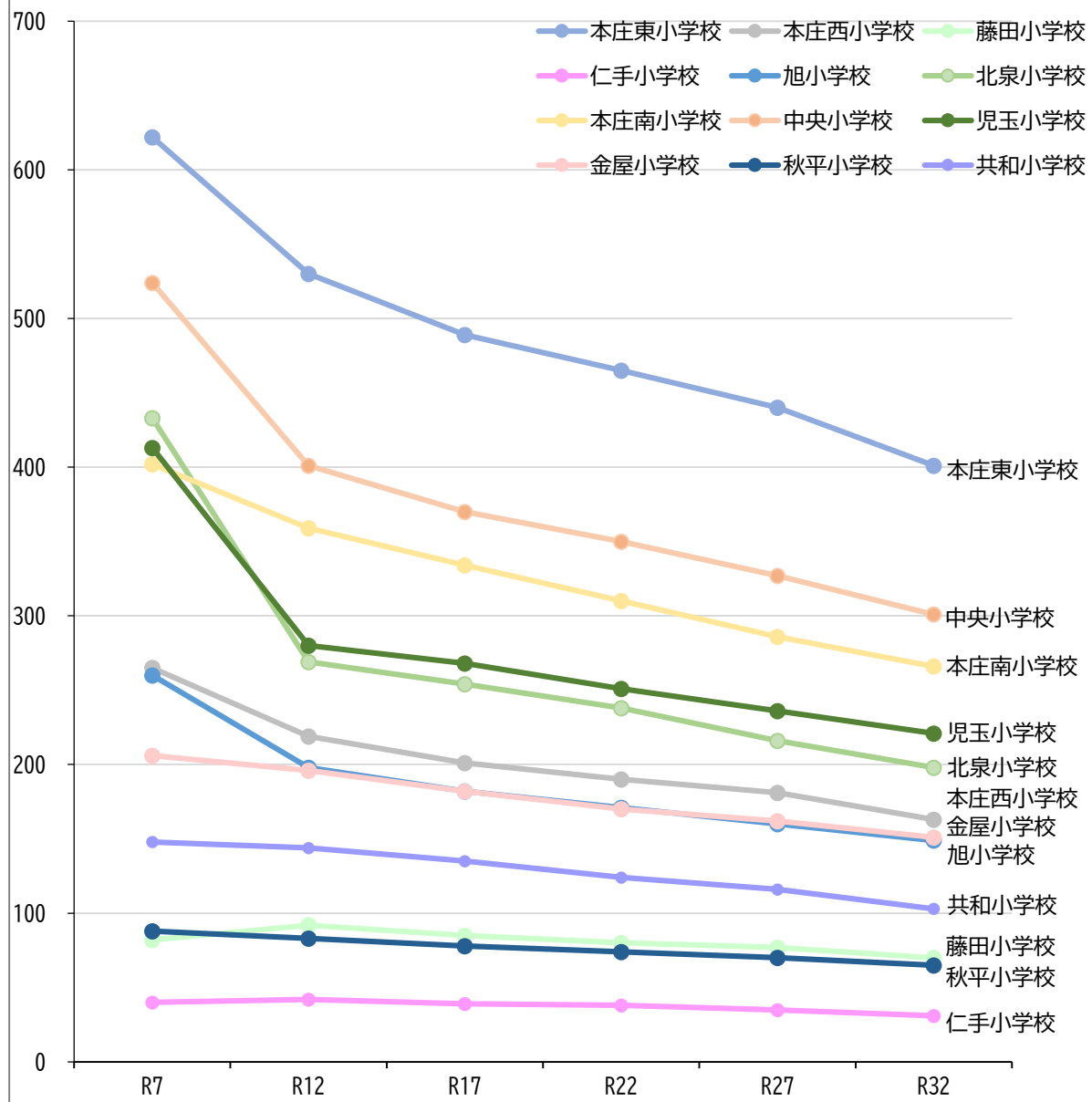
また、将来推計においても、いずれの小学校、中学校も今後更なる児童数・生徒数の減少が見込まれています。

小学校別児童数の推計	R7	R12	R17	R22	R27	R32
本庄東小学校	622	530	489	465	440	401
本庄西小学校	265	219	201	190	181	163
藤田小学校	82	92	85	80	77	70
仁手小学校	40	42	39	38	35	31
旭小学校	260	198	182	171	160	149
北泉小学校	433	269	254	238	216	198
本庄南小学校	402	359	334	310	286	266
中央小学校	524	401	370	350	327	301
児玉小学校	413	280	268	251	236	221
金屋小学校	206	196	182	170	162	151
秋平小学校	88	83	78	74	70	65
共和小学校	148	144	135	124	116	103

※R7は令和4年5月1日時点の住民基本台帳に基づいて算出

※R12～32は国立社会保障・人口問題研究所の推計値を採用して算出

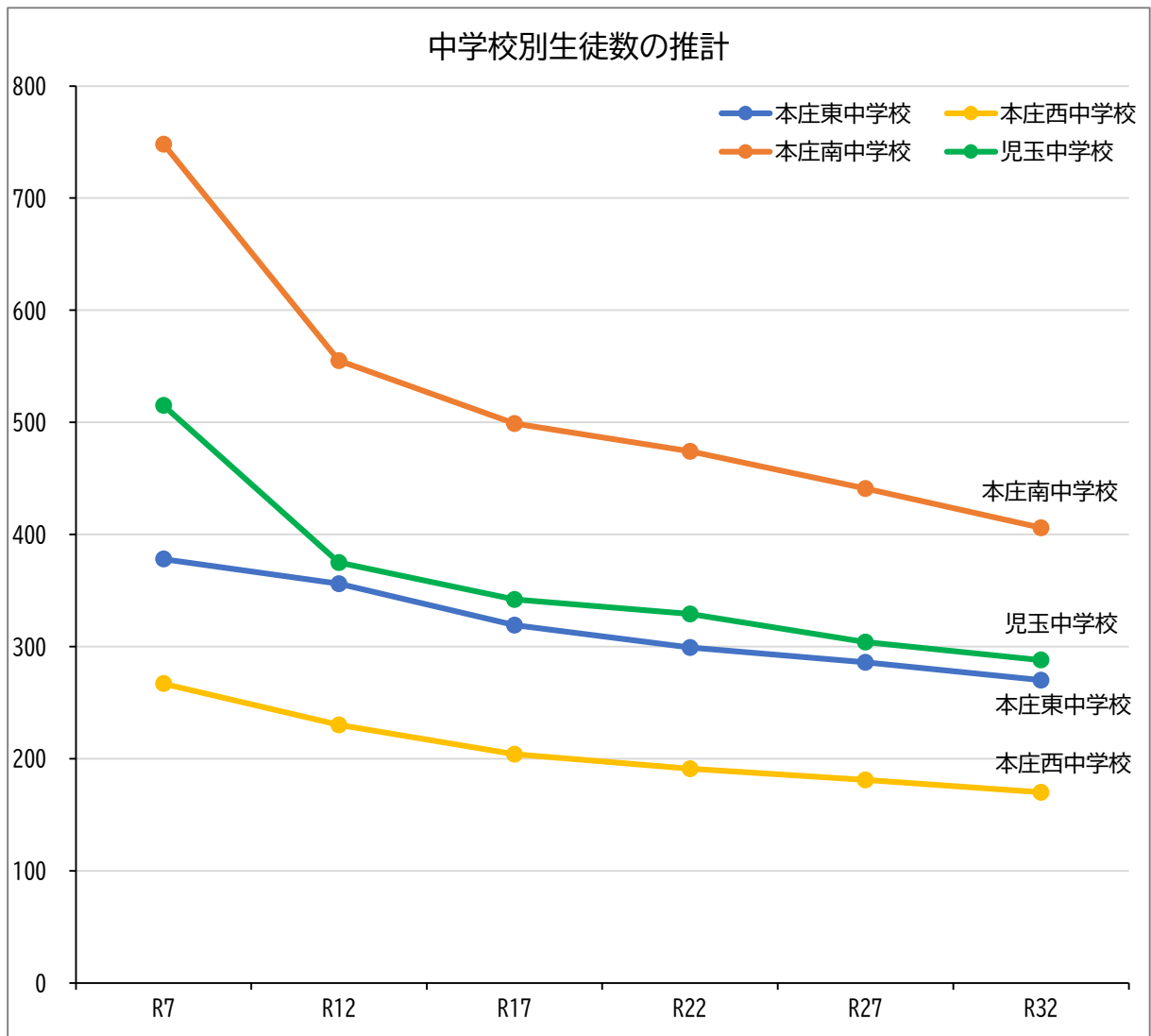
小学校別児童数の推計



中学校別生徒数の推計	R7	R12	R17	R22	R27	R32
本庄東中学校	378	356	319	299	286	270
本庄西中学校	267	230	204	191	181	170
本庄南中学校	748	555	499	474	441	406
児玉中学校	515	375	342	329	304	288

※R7 は令和 4 年 5 月 1 日時点の住民基本台帳に基づいて算出

※R12～32 は国立社会保障・人口問題研究所の推計値を採用して算出



(4) 学校規模（学級数）

①国における適正規模の考え方

全国的に学校の小規模化が進行する中で、文部科学省は、平成 27 年 1 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（以下、手引という。）」を策定しました。この手引で小・中学校の適正規模に関する考えを以下のように示しています。

【小・中学校の適正規模に関する国の考え】

少子化の進展が予想される中、望ましい規模を小学校は全学年でクラス替えができる「1 学年 2 学級以上」、中学校は教科担任が学習指導できる「9 学級以上」とする。

小学校・・・各学年 2 学級～3 学級（全学年合計 12 学級～18 学級）

※1 学年 2 学級以上

中学校・・・各学年 4 学級～6 学級（全学年合計 12 学級～18 学級）

※少なくとも 9 学級以上

②本市における学級数の状況

本庄市立小・中学校の学級数は以下のとおりとなっており、先に示した国における適正規模に合致している学校は小学校が 6 校、中学校が 4 校となっています。

一方、適正規模に満たない学校は、複式学級のある小学校が 1 校、単学級のある小学校が 5 校となっています。

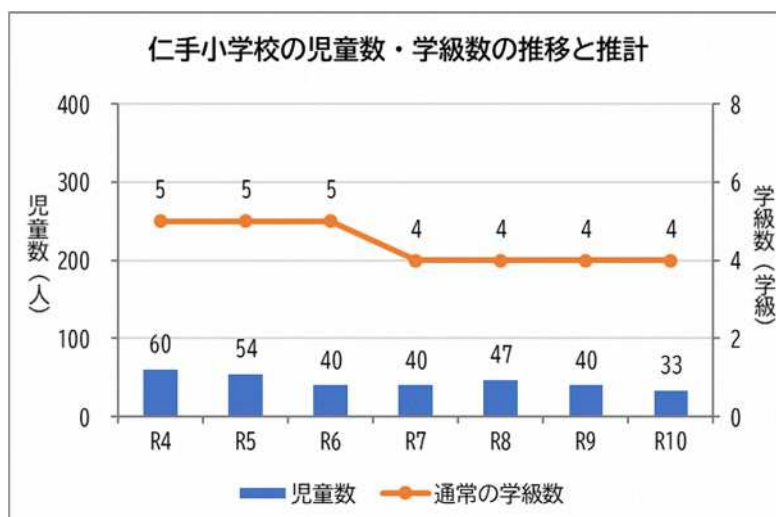
学校規模	標準学級数外	標準学級数内
	複式学級・単学級	クラス替えが可能な学級
小学校 (学級数)	仁手小学校(5) 藤田小学校(6) 秋平小学校(6) 共和小学校(6) 金屋小学校(8) 旭小学校(10)	本庄西小学校(12) 本庄南小学校(13) 児玉小学校(13) 北泉小学校(14) 本庄東小学校(17) 中央小学校(18)
中学校 (学級数)	—	本庄西中学校(9) 本庄東中学校(12) 児玉中学校(12) 本庄南中学校(16)

※令和 4 年 5 月 1 日時点の公立学校施設台帳に基づいて算出

③標準学級数外の小学校別児童数・学級数の推移

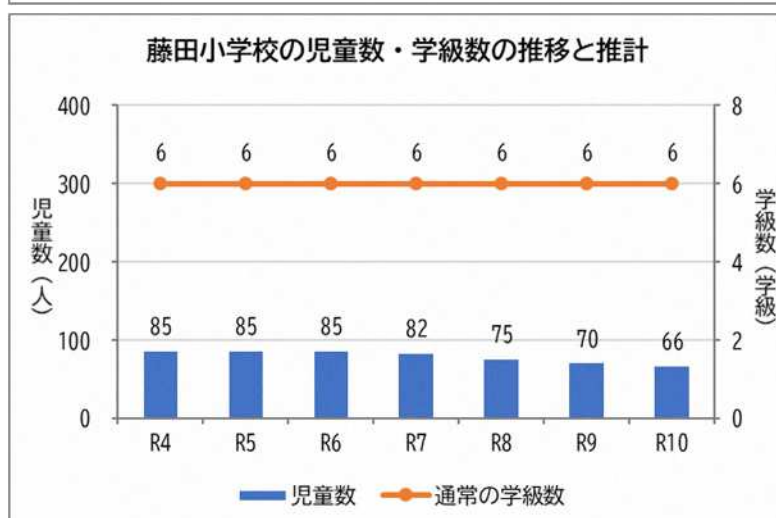
国が定める標準学級数外となっている小学校6校について、学校別に児童数及び学級数（通常の学級）の推移を整理しました。

なお、グラフの数値は本庄市に住民登録している0歳児から15歳児までの人口に基づいて算出した値となります。



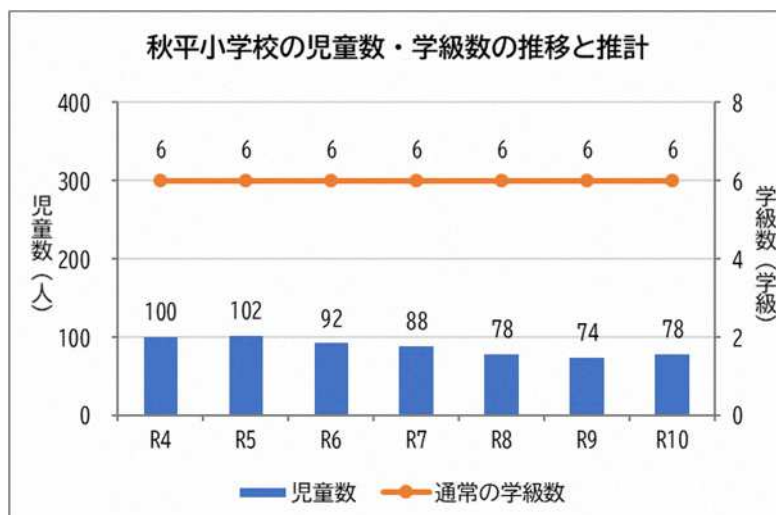
【現状：複式学級】

- ・今後も児童数は減少傾向
- ・1学級当たりの児童数は令和10年には10人未満となる見込み
- ・令和7年度には複式学級が2学級となる見込み



【現状：単学級】

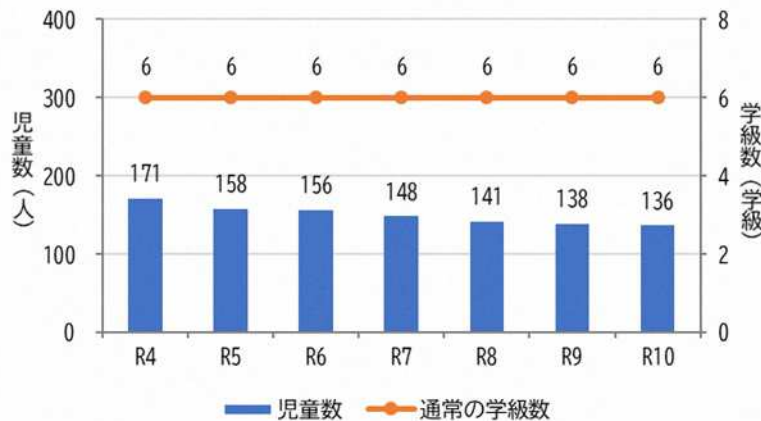
- ・令和7年以降に減少傾向
- ・1学級当たりの児童数は14人程度から令和10年には11人程度となる見込み



【現状：単学級】

- ・今後も児童数は減少傾向
- ・1学級当たりの児童数は17人程度から令和10年には13人程度となる見込み

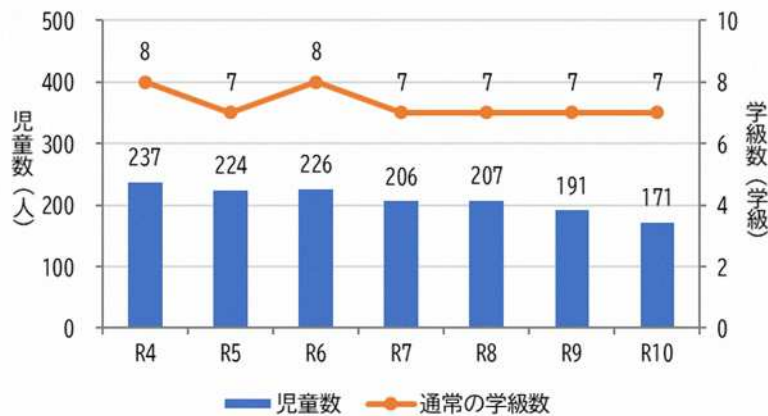
共和小学校の児童数・学級数の推移と推計



【現状：単学級】

- ・今後も児童数は減少傾向
- ・1学級当たりの児童数は29人程度から令和10年には23人程度となる見込み

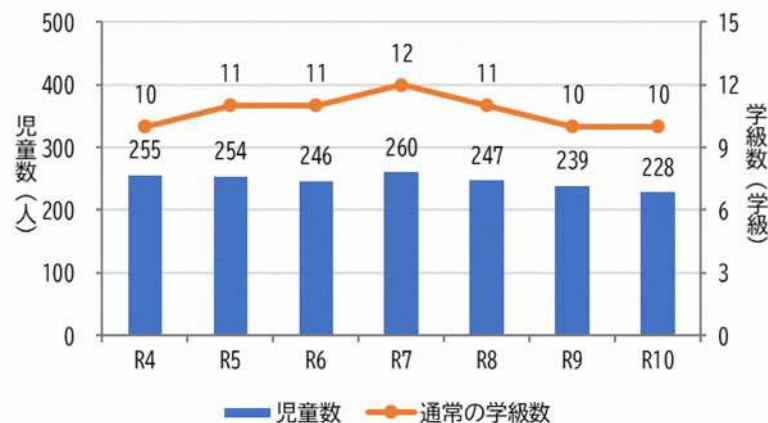
金屋小学校の児童数・学級数の推移と推計



【現状：一部単学級】

- ・今後も児童数は減少傾向
- ・1学級当たりの児童数は30人程度から令和10年には25人程度となる見込み

旭小学校の児童数・学級数の推移と推計



【現状：一部単学級】

- ・令和8年以降に単学級が増えていく見込み
- ・1学級当たりの児童数は26人程度から令和10年には23人程度となる見込み

3. 保護者・教員アンケート調査

(1) 調査概要

本庄市立小・中学校に就学している児童生徒及び、小学校未就学児（新入学児童）の保護者と教員を対象に、学校規模、学級数、通学距離及び時間、適正規模に関して重視すべき事項等の意識を把握し、集計・分析を経て「本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方」の参考資料とするため、アンケート調査を令和4年9月に実施しました。

(2) 調査結果

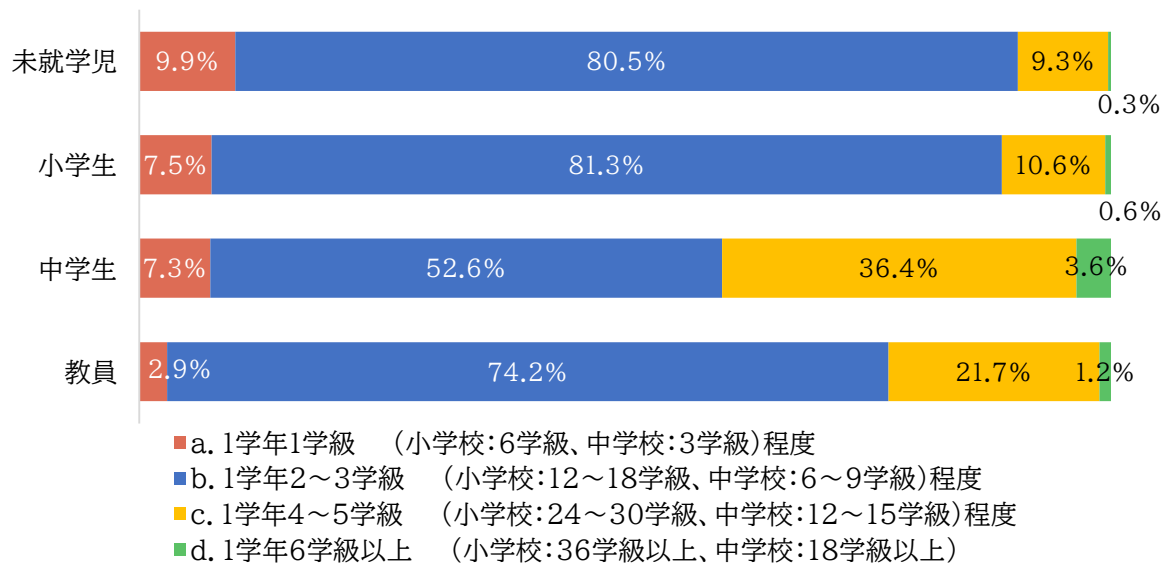
	教員	保護者
配布数	422	5,156
WEB アンケート回答数	241	1,585
紙面回答数	111	1,203
回答数合計	352	2,788
有効数	347	2,772
回答率	82.2%	53.8%

①望ましい学級数

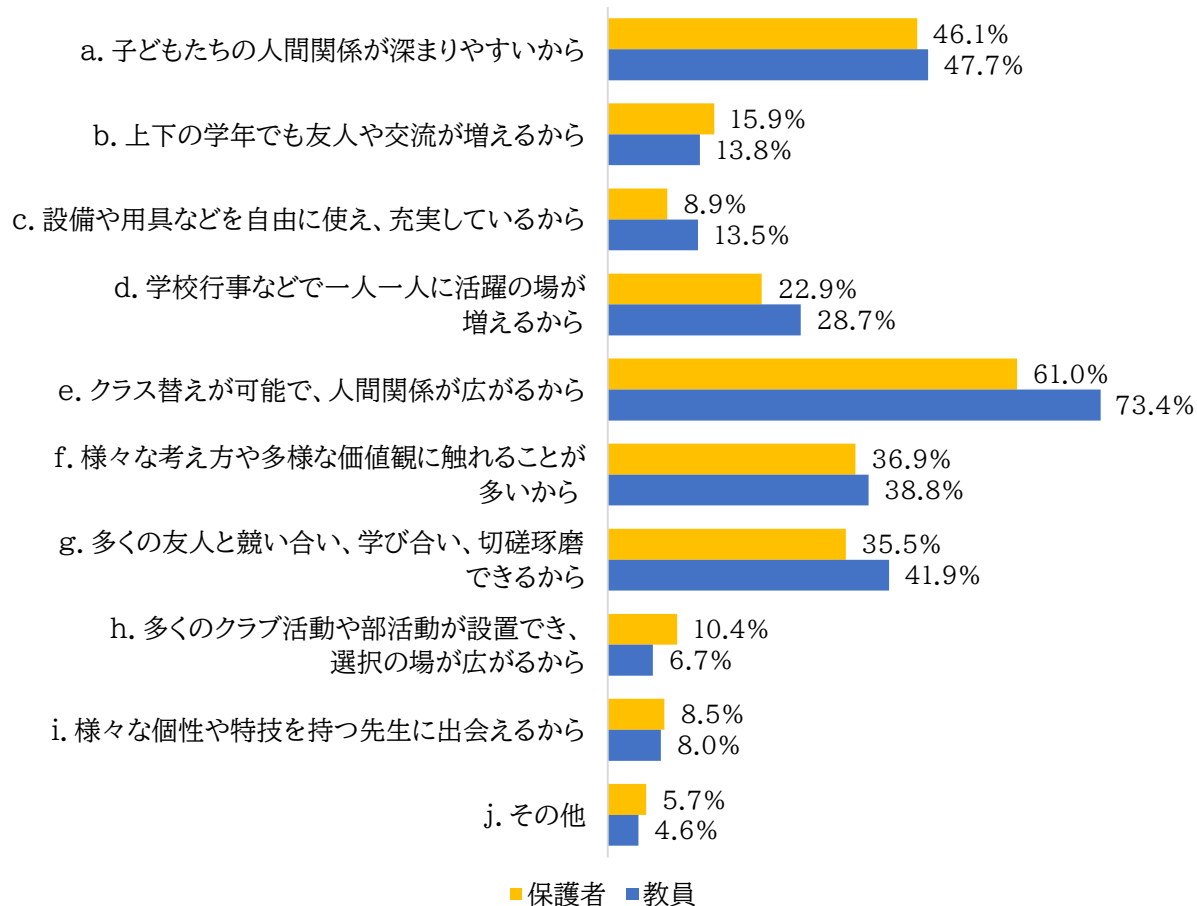
アンケート調査結果では、保護者・教員共に約7割の回答者が「1学年2～3学級程度(小学校:12～18学級、中学校:6～9学級)」が望ましいと回答しています。また、それ以上の学級数が良いと選択した人を合わせると、9割以上が標準学級は超えていたほうが良いと回答しています。

保護者の属性では、未就学児と小学生の保護者では概ね同様の傾向となっていますが、中学生の保護者では「1学年4～5学級(中学校:12～15学級)程度」の割合が3割を超えています。

なお、望ましい学級数の選択理由は、保護者、教員共に「クラス替えが可能で、人間関係が広がるから」が最も多く、保護者では6割、教員では7割を超えています。



四捨五入の都合上、合計が100%になっていません

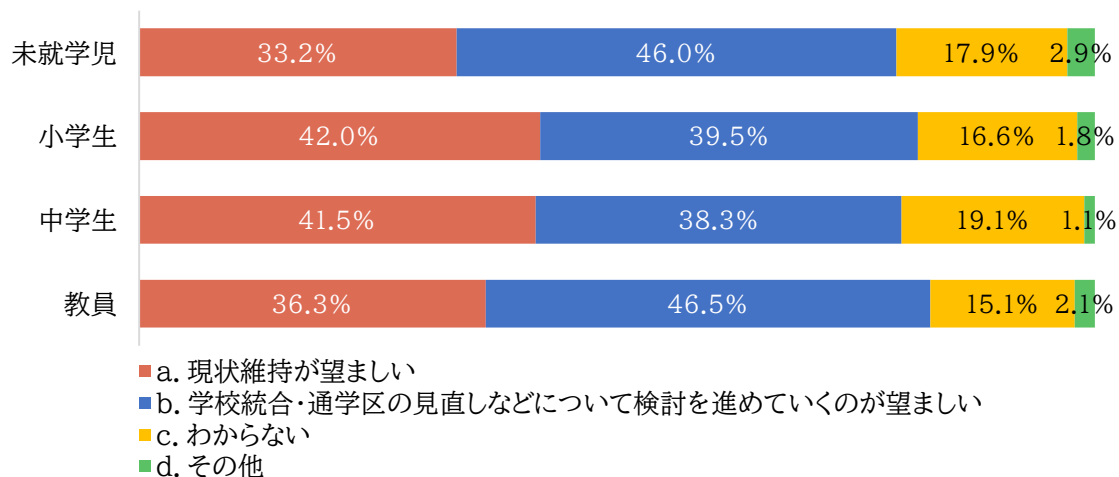


②児童生徒数が減少した場合の教育環境

小学生・中学生の保護者は「現状維持が望ましい」「学校統合・通学区の見直しなどについて検討を進めていくのが望ましい」が約4割となっています。

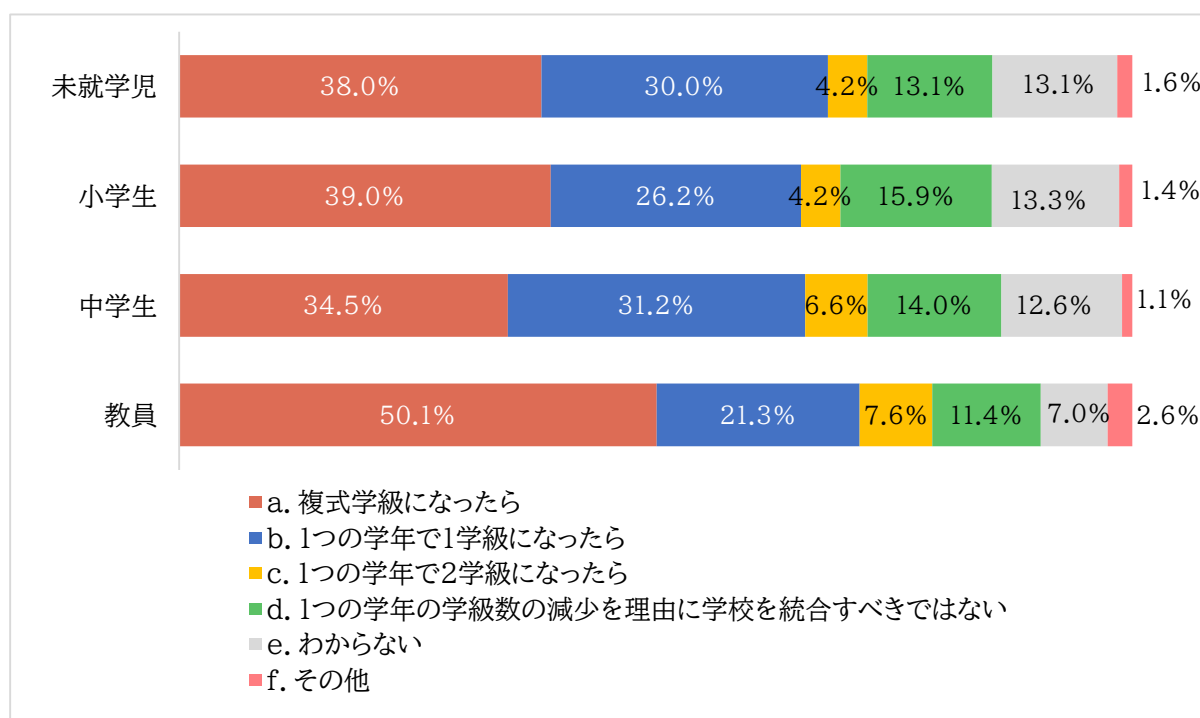
また、未就学児の保護者は「学校統合・通学区の見直しなどについて検討を進めていくのが望ましい」の割合が小学生・中学生の保護者より多くなっています。

教員では、「学校統合・通学区の見直しなどについて検討を進めていくのが望ましい」が4割を超えて最も多くなっています。



③学校統合の検討

学校統合の検討については、保護者・教員共に「複式学級になったら」が最も多く、次いで「1つの学年で1学級になったら」が多くなっています。



最後にアンケート調査結果において、適正規模に関する設問の回答をまとめると以下のとおりとなります。

【小・中学校の適正規模に関する保護者・教員のアンケート調査結果のまとめ】

①学級数

- クラス替えが可能で、人間関係が広がるからなどの理由により、「1学年2～3学級程度（小学校：12～18学級、中学校6～9学級）」が最も多い。

②児童生徒数が減少した場合の教育環境

- 小中学生保護者は「現状維持」と「学校統合・通学区の見直しなどについて検討を進めていくのが望ましい」が共に4割程度ある。
- 未就学児の保護者と教員では、小中学生の保護者と比較して「学校統合・通学区の見直しなどについて検討を進めていくのが望ましい」の回答割合が高い。

③学校統合の検討

- 検討時期は「複式学級になったら」が最も多く、次いで「1つの学年で1学級になったら」が多いが、「1つの学年の学級数の減少を理由に学校を統合すべきではない」の回答もある。

4. 本庄市における適正規模の基本的な考え方

(1) 学校の適正な規模について

①小規模校

小・中学校が小規模校となった場合、学校運営や教育活動等に様々な影響を及ぼすと考えられます。以下に、児童生徒側、教職員側、保護者側に分け、小規模校のメリットとデメリットについてまとめました。

【小規模校のメリット】

児童生徒側	・児童生徒相互の人間関係が深まりやすい ・異学年間の縦の交流が生まれやすい ・学校行事等において児童生徒一人一人の活躍する場が多くなる
教職員側	・児童生徒一人一人の理解をはじめ、学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、きめ細かな指導が行いやすい ・全教職員の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい ・学校が一体となって活動しやすい ・施設、設備の利用時間等の調整がしやすい ・保護者や地域社会との連携がとりやすい
保護者側	・学校や地域社会との連携がとりやすい

【小規模校のデメリット】

児童生徒側	・日々の学校生活の中で、多様な考え方や価値観に出会い、社会性や協調性、コミュニケーション能力を伸ばす機会が限られる ・クラス替えが困難なため、人間関係の固定化や男女比の偏りが生じやすい ・クラブ活動・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい
教職員側	・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい ・教職員数が少ないため、経験、教科、特性等の面でバランスの取れた配置を行いにくい ・学年別や教科別の教員同士で、学習指導や生徒指導等について相談・研究・切磋琢磨する環境が作りにくい ・一人が複数の校務分掌を担当するため負担が大きくなる
保護者側	・PTA活動等における保護者一人一人の負担が大きくなる

②複式学級

「複式学級」とは、異なる学年の児童・生徒を1つの学級に編制した学級のことです。

なお、文部科学省では、学級編制の考え方を「原則として学級は同学年の児童生徒で編制するもの」としていますが、「ただし、児童生徒数が著しく少ないか、その他の特別の事情がある場合においては、数学年の児童生徒を1学級に編制することができる」としています。

また、小学校では、二つの学年の児童で編制する学級を 16 人（ただし、第 1 学年児童を含む場合は 8 人）、同様に中学校では 8 人を標準として、都道府県教育委員会がその基準を定めています。ただし、児童生徒の実態を考慮し、特に必要があると認める場合については、標準を下回る人数で学級を編制してもよいとされています。

③小規模特認校制度

本庄市では、少人数ならではのきめ細やかな指導や地域の特性を活かした体験活動など、特色ある教育を行う仁手小学校を小規模特認校として指定し、一定条件の下、市内全域から入学を認める制度を平成 31 年 4 月より実施しています。令和 4 年度までに 8 名の児童が本制度を利用しましたが、複式学級の解消には至っていません。

④公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正

令和 3 年 3 月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部が改正され、令和 3 年 4 月 1 日から、学級編制の標準が引き下げられました。この改正により、小学校の学級編制の標準が現行の 40 人（第 1 学年は 35 人）から 35 人に引き下げられ、令和 3 年度から令和 7 年度までの間に、小学校第 2 学年から第 6 学年までが段階的に 1 学級 35 人編制となります。

（２）小中連携教育について

小中連携教育とは、小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育のことです。

①義務教育学校

義務教育学校とは、平成 28 年に新設された学校教育制度であり、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校のことです。

義務教育学校の修業年数は 9 年間となり、9 学年の校務を 1 人の校長が所掌します。

なお、前期課程（1～6 年生）と後期課程（7～9 年生）に分かれ、前期課程は小学校学習指導要領に沿った教育、後期課程は中学校学習指導要領に沿った教育を受けることとなります。

教育の点では、9 年間を通じた教育課程の編成により、小学校教育から中学校教育への円滑な接続が期待できる一方、児童のリーダーシップや自主性を養う機会の減少などの課題が考えられます。

教職員組織の点では、小・中学校で教職員が別々に行っていた事務を、一人の校長の下で一体的に行える一方、小・中学校の教員免許状を併有する教員の確保が課題となります。

施設の点では、施設一体型でないと義務教育学校のメリットが十分に発揮されないという課題があります。

②小中一貫型小学校・中学校

小中一貫型小学校・中学校（以下、小中一貫校という）は、既にある小学校と中学校を組み合わせて一貫教育を行う学校のことです。

小中一貫校の修業年数は小学校6年間と中学校3年間となり、それぞれの学校に校長と教職員組織があります。

小中一貫校の施設形態としては、「施設一体型」、「施設隣接型」、「施設分離型」が挙げられます。

※義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校のいずれの形態も、小学校から中学校への円滑な接続（中1ギャップの解消、学力向上など一貫した取組）が期待できますが、教育課程の編成に研究準備期間が必要になります。

（３）本庄市教育委員会の考え方

①教育の機会均等を確保すること

- ・義務教育として提供する学校施設・設備・教職員の配置、学級編制などの教育諸条件については、教育の機会均等の観点から、その公平性を確保するよう努力する必要があります。

②多様な人間関係を育むための学習集団を構成できる規模であること

- ・児童生徒を多様な考え方に触れさせることにより、集団の中でルールを学び、社会性や規範意識が高まるとともに、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することで学力、体力が育まれることが期待できます。
- ・クラス替えにより、新たな人間関係を構築する中で、コミュニケーション能力を高めることができるとともに、クラス替えを契機として意欲を新たにすることが期待できます。

③一定の教員数の確保が可能な規模であること

- ・教員相互の研修や校務分掌の適正化により、教員の負担軽減が期待できます。

④1学級当たりの人数について

- ・1学級当たりの人数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」で規定する学級編制の標準と異なる場合は、埼玉県教育委員会で採用された教員とは別に、新たに必要となる教員を本市が独自に採用する必要があることから、新たな財政負担が生じるため、財源の確保が課題となります。また、人事面においても教員の質の確保が課題となることから、本市としては国の基準に沿った学級編制が望ましいと考えます。

⑤新たな学校の在り方について

- ・義務教育学校や小中一貫校については、統廃合と決定された場合には、その導入についても検討が必要であるので、先進事例等の調査に努め、研究準備を進めていくことが必要であると考えます。

(4) 本庄市立小・中学校の適正規模の基本的な考え方

前述の考え方を踏まえて、今回実施したアンケート結果を参考とした結果、本庄市における小・中学校の適正規模は、おおむね国の示す適正規模の考え方と同様、以下のとおりとします。

【本庄市立小・中学校の適正規模の基本的な考え方】

少子化の進行が予想される中、望ましい規模を小学校は全学年でクラス替えができる「1学年2学級以上」、中学校は教科担任が学習指導できる「9学級以上」とする。

小学校：各学年2学級～3学級（全学年合計12学級～18学級）

中学校：各学年3学級～6学級（全学年合計9学級～18学級）

5. 本庄市における適正配置の基本的な考え方

(1) 本庄市教育委員会の考え方

小規模校と大規模校では互いにメリットやデメリットがありますが、本庄市教育委員会としては、①教育の機会均等を確保すること、②多様な人間関係を育むための学習集団を構成できる規模であること、③一定の教員数の確保が可能な規模であること、の観点から複式学級及び単学級の学年が生じることが予想される場合には、こうした状況を解消し、規模の適正化を図る必要があると考えます。

規模の適正化を図る方法としては、通学区域の見直しや学校の統合の検討が挙げられます。

本市としては、地理的特性を踏まえ、中学校については、現在の4校体制を維持していくことが望ましいと考えます。

ただし、小学校については、休校中の学校があること、また複式学級となっている学校があることや児童数の推移・将来推計結果を踏まえ、4中学校の体制を維持しながら、小学校の適正配置を検討していく必要があると考えます。

(2) 本庄市立小・中学校の適正配置の基本的な考え方

本庄市立小・中学校の適正配置を考える上で、通学距離については、国の示す適正配置の考え方と同様、以下のとおりとします。

【本庄市立小・中学校の適正配置の基本的な考え方】

通学距離：小学校はおおむね4 K m以内

中学校はおおむね6 K m以内

通学時間：おおむね1 時間以内

ただし、地域の実情に応じて、スクールバス等の通学手段を検討する。

6. 適正規模及び適正配置の具体的な進め方

(1) 検討基準について

学校の適正規模化を図るためには、通学区域の見直しや、学校統合の検討を行うことが必要となります。検討を行うに当たり、次に示した基準に該当する場合に適正規模化の検討を行います。

①小学校

複式学級の編制が見込まれる場合	直ちに、適正規模化の検討を行う
単学級の学年が見込まれる場合	将来の児童数を考慮した上で、適正規模化の検討を行う

②中学校

複式学級の編制が見込まれる場合	直ちに、適正規模化の検討を行う
全学年で2学級以下が見込まれる場合	将来の生徒数を考慮した上で、適正規模化の検討を行う

(2) 方策について

適正規模及び適正配置の方策としては、基本的にまずは通学区域の見直しを行い、問題が解消されない場合は統合の検討を行います。

①通学区域の見直し

通学区域の見直しに当たっては、通学路の安全、通学距離、児童生徒数、地域との関係について配慮して検討します。

②学校統合

学校の統合は対象の学校の規模に関わらず、対等な関係が望ましいと考えます。

(3) 配慮事項について

①情報提供・共有

適正規模及び適正配置の方策を決定するにあたっては、保護者や学校運営協議会などの学校関係者、地域の皆様を始め、広く情報を提供しながら進めていきます。

②地域やまちづくりとの連携

適正規模及び適正配置の方策を実施していくにあたっては、これまでの学校施設の地域での役割や地域と培ってきたつながり等を十分考慮するとともに、本市のまちづくりや公共施設の在り方を踏まえ、総合的に検討を行っていくこととします。

③児童の心のケアと安全等について

学校の再編成においては、児童が円滑な学校生活を送れるよう、心のケアや安全対策等に努めます。

④適正規模及び適正配置の推進による教育環境の向上について

適正規模及び適正配置の推進に当たっては、対象となる学校施設の状況や、「本庄市公共施設維持保全計画（以下、維持保全計画という。）」で予定されている大規模改修事業等の実施時期を踏まえ、総合的に決定します。これにより、適正規模及び適正配置の検討を行う学校については、実施が予定されている大規模改修事業等を見直し、限られた財源をより有効に活用するため、統合後の新たな学校に対し、適切な集中投資による教育環境の機能向上を図っていきます。

3. 本庄市立小・中学校の教育環境の向上について

令和6年7月20日～8月25日開催
「学校施設を含む公共施設の見直し方針説明会」の資料より

本庄市立小・中学校の 教育環境の向上について



HONJO CITY



2

はじめに

HONJO CITY



全国的な少子化による学校の小規模化が進行する中、児童生徒を取り巻く社会の状況は様々に変化しており、学校では学習意欲の低下や学校生活の不適應など、児童生徒に関する課題が多様化、複雑化しています。

このような中、学校においては、校種間の枠を超え、複数の学校段階で連携して課題解決に当たることがより一層求められています。

一方、本市の学校施設は、昭和40年代から平成初頭にかけて建築されたものが多く、老朽化が進行する中、一斉に改修の時期を迎えています。改修に当たっては、児童生徒数の減少をはじめ、学習指導要領の改訂に伴う学習内容や学習形態の多様化、災害時を見据えた防災機能の強化等、新たな社会的要請にも対応していかなければなりません。

このような中、本庄市教育委員会では、児童生徒が自らの人生を切り開き、自立できるよう確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を推進するために、市の財政状況を考慮しながら、本市の子どもたちの教育環境の整備について、最優先に進めていきたいと考えます。

本庄市の教育の現状と課題

HONJO CITY



- ◆ 少子化の影響による児童生徒の減少
- ◆ 学校施設の老朽化
- ◆ 不登校児童生徒数の増加
- ◆ 児童生徒の学力の育成

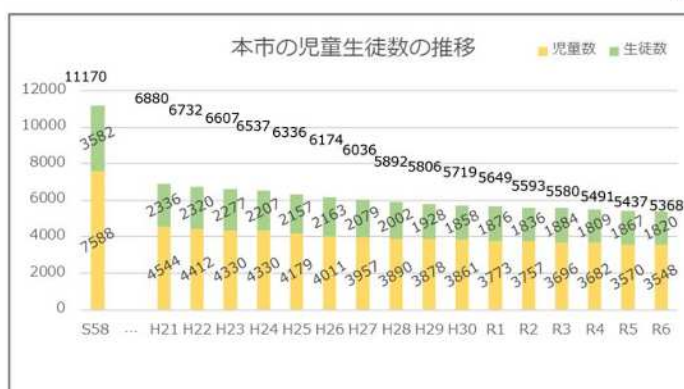
児童生徒の減少①

HONJO CITY



【児童生徒数の推移】

全国的に児童生徒数は年々減少しており、本市でも**児童生徒数は昭和58年度のピーク時から半数以下**となっています。また、直近の15年間では、児童生徒数は約22%減少しています。



【児童数の将来推計】

将来推計では、いずれの小学校でもさらなる児童数の減少が見込まれます。

特に、**児童数が少ない学校では、将来推計よりも早いペースで児童数が減少**しています。

児童数の推計	住民基本台帳による児童数※1		将来推計による児童数※2				
	R6	R12	R12	R17	R22	R27	R32
本庄東小学校	627	539	530	489	465	440	401
本庄西小学校	262	205	219	201	190	181	163
藤田小学校	84	75	92	85	80	77	70
仁手小学校	45	39	42	39	38	35	31
旭小学校	249	221	198	182	171	160	149
北泉小学校	419	325	269	254	238	216	198
本庄南小学校	407	338	359	334	310	286	266
中央小学校	535	463	401	370	350	327	301
児玉小学校	453	281	280	268	251	236	221
金屋小学校	222	154	196	182	170	162	151
秋平小学校	91	64	83	78	74	70	65
共和小学校	154	117	144	135	124	116	103

※1 R6.5.1時点の住民基本台帳に登録されている子どもの数を学校区分に抽出して算出

※2 国立社会保障・人口問題研究所公表の推計値を採用して算出

児童生徒の減少②

HONJO CITY



令和5年度と将来推計により算出した令和17年度の本庄市立小学校の通常学級数は以下のとおりになります。今後、児童数の減少とともに、**複式学級の数や単学級の学校が増えていく**ことが予測されます。

なお、仁手小学校では平成31年度より小規模特認校制度を実施していますが、令和5年度時点で複式学級の解消には至っていません。

令和5年度

学校規模	小規模校		標準規模校	
	複式学級	単学級	クラス替えが可能な学級	
小学校(通常学級数)	仁手小学校(5)	藤田小学校(6) 秋平小学校(6) 共和小学校(6) 金屋小学校(7) 旭小学校(11)	本庄西小学校(12) 児玉小学校(13) 本庄東小学校(17)	本庄南小学校(13) 北泉小学校(15) 中央小学校(18)

令和17年度(将来推計児童数より算出)

学校規模	小規模校		標準規模校	
	複式学級	単学級	クラス替えが可能な学級	
小学校(通常学級数)	仁手小学校(4)	藤田小学校(6) 秋平小学校(6) 共和小学校(6) 金屋小学校(6) 旭小学校(6) 本庄西小学校(6)	児玉小学校(12) 本庄東小学校(18)	本庄南小学校(12) 北泉小学校(12) 中央小学校(12)

※赤字は学級数が減少する学校

児童生徒の減少③

HONJO CITY



【学校の小規模化による影響】

下の表のとおり、小規模校には小規模校の良さがありますが、その一方、課題もあります。特に複式学級が生じたり、同級生が数名のみになるなど、**児童生徒数が少なくなればなるほど、課題が大きくなっていきます。**

【小規模校のメリット】

児童生徒側	・児童生徒相互の人間関係が深まりやすい ・異学年間の縦の交流が生まれやすい ・学校行事等において児童生徒一人一人の活躍する場が多くなる
教職員側	・児童生徒一人一人の理解をはじめ、学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、きめ細かな指導が行いやすい ・全教職員の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい ・学校が一体となって活動しやすい ・施設、設備の利用時間等の調整がしやすい ・保護者や地域社会との連携がとりやすい
保護者側	・学校や地域社会との連携がとりやすい

【小規模校のデメリット】

児童生徒側	・日々の学校生活の中で、多様な考え方や価値観に出会い、社会性や協調性、コミュニケーション能力を伸ばす機会が限られる ・クラス替えが困難なため、人間関係の固定化や男女比の偏りが生じやすい ・クラブ活動・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい
教職員側	・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい ・教職員数が少ないため、経験、教科、特性等の面でバランスの取れた配置を行いにくい ・学年別や教科別の教員同士で、学習指導や生徒指導等について相談・研究・切磋琢磨する環境が作りにくい ・一人が複数の校務分掌を担当するため負担が大きくなる
保護者側	・PTA活動等における保護者一人一人の負担が大きくなる

本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方(案)より抜粋

学校施設の老朽化

HONJO CITY



本市の学校施設は、昭和40年～平成初頭に建てられたものが多く、校舎の改修時期を迎えています。校舎の改修は、今後40年以上使用するための長寿命化改修となるため、**将来の児童生徒数を考慮した上で、計画的な改修**が必要です。

また、学校プール施設も、昭和30年代から40年代に設置されており、校舎同様に老朽化が進行しています。

小学校校舎の建築年月

学校名	建築年月※	学校名	建築年月	学校名	建築年月
本庄東小学校	昭和60年3月	本庄南小学校	昭和50年5月	共和小学校	平成元年3月
本庄西小学校	昭和53年8月	中央小学校	昭和54年6月	本庄東中学校	平成27年2月
藤田小学校	昭和53年3月	児玉小学校	昭和49年7月	本庄西中学校	昭和57年3月
仁手小学校	昭和59年3月	金屋小学校	昭和61年7月	本庄南中学校	昭和57年7月
旭小学校	昭和46年4月	秋平小学校	平成4年2月	児玉中学校	平成21年7月
北泉小学校	昭和49年3月	本泉小学校	昭和59年3月		

※建築年月は管理棟、普通教室及び特別教室で最も古い建物の建築年月を記載。

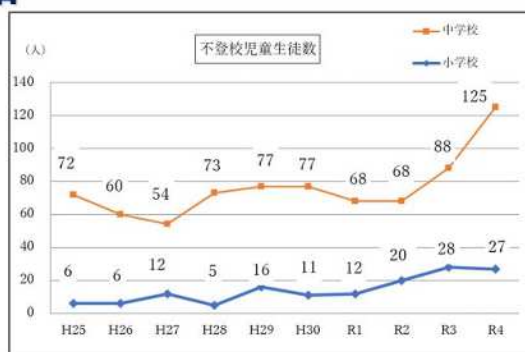
不登校児童生徒数の増加

HONJO CITY



不登校児童生徒数は全国的に増加しており、本市でも対応が求められる重要な課題です。

特に、中学進学後の学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、**不登校が増加する等、いわゆる中1ギャップと呼ばれる学校生活への不適応状態が増加傾向**にあり、その解消が喫緊の課題となっています。



令和5年度教育委員会の事務の管理及び執行に関する点検評価報告書より抜粋

本市の不登校対策（つながり支援の充実・居場所づくり）	
学校内	学校外
○魅力ある学校・学級づくり 学習活動の充実 児童生徒の状況把握 不登校等の懸念がある生徒の早期発見・対応 児童生徒へのアンケート調査 ○校内教育支援センター「アシストルーム」 学習計画に基づいた支援 リラックススペースの活用 面談（さわやか相談員・スクールカウンセラー等）	○関係機関との連携 子ども家庭センター 発達教育支援センター（すきっぷ） 児童相談所 警察 民間フリースクール等 ○教育支援センター「ふれあい教室」 学習計画に基づいた支援 体験活動の実施 運動を取り入れた生活改善 面談（相談員）

児童生徒の学力の育成①

HONJO CITY



【全国学力・学習状況調査及び結果】

文科省では全国学力・学習状況調査にて、小学校6年生と中学校3年生を対象に、教科に関する調査(国語、算数・数学、英語)及び生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査を実施しています。

本市は、教科に関する調査では、国や県の平均正答率を下回っていますが、質問紙調査は、自己肯定感や学習意欲に関する多くの質問事項で国や県の平均値を上回っています。

質問紙調査結果

(質問事項の 小学校59項目、中学校72項目からの抜粋)

「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」を合わせた値 (単位: %)

令和5年度 教科に関する調査結果

教科ごとの平均正答率 (単位: 点)

教科		小学校 6年生	中学校 3年生
国語	本庄市	66.0	67.0
	埼玉県	68.0	71.0
	国	67.2	69.8
算数・ 数学	本庄市	59.0	47.0
	埼玉県	62.0	52.0
	国	62.5	51.0
英語	本庄市		42.0
	埼玉県		46.0
	国		45.6

質問事項		小学校6年生	中学校3年生
自分には、よいところがある と思いますか。	本庄市	◎86.3	82.1
	埼玉県	85.6	82.4
	国	83.5	80.0
将来の夢や目標を持っていま すか。	本庄市	◎86.9	◎71.3
	埼玉県	82.7	67.8
	国	81.5	66.3
自分と違う意見について考え るのは楽しいと思いますか。	本庄市	◎81.6	79.0
	埼玉県	78.8	79.3
	国	76.5	77.6
先生は、授業やテストで間違 えたところや、理解していな いところについて、分かるま で教えてくれていると思いま すか。	本庄市	◎96.2	◎94.5
	埼玉県	94.8	91.8
	国	93.0	88.9
困りごとや不安がある時に、 先生や学校にいる大人にいつ でも相談できますか。	本庄市	◎75.9	70.6
	埼玉県	72.2	70.9
	国	68.5	66.4

児童生徒の学力の育成②

HONJO CITY



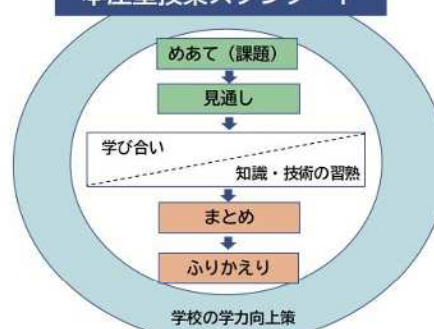
【確かな学力の育成】

基礎的な知識や技能に加えて、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などを含めた幅広い学力を「**確かな学力**」として、本市ではこの育成を基本方針の1つとしています。

【学力向上の取り組み】

この確かな学力を育成するため、「**本庄型授業スタンダード**」を設定し、**授業の進め方を全小中学校で統一して授業改善**を実施しています。この授業改善を進めることで、何をどのように学ぶかを明確にし、主体的で対話的な深い学びにより、学習内容の確実な定着を図っています。

本庄型授業スタンダード



めあて(課題)	何を学ぶかの確認
見通し	自分としての学習の予測
学び合い	主体的・対話的で深い学び
知識技能の習熟	思考力・判断力・表現力等の資質・能力の育成
まとめ	学んだ内容や方法の整理や確認
ふりかえり	自分の学びの捉えなおし

また、小中学校の教員による学力向上推進委員会を中心とした様々な取り組みの結果、**本市の児童生徒の学力は少しずつ向上**していますが、一方で**学年が上がるにつれて、自己肯定感や学習意欲が下がる**といった全国共通の課題もあります。引き続き効果のある取り組みを継続するとともに、確かな学力の育成に向けた新たな方策について、検討する必要があります。



本庄市の新しい教育環境の整備（案）



新しい教育環境の整備

本庄市教育委員会では、教育水準の維持・向上等、子どもたちにとって健やかな学習空間を実現するため、将来にわたって学校教育に支障のない児童数の確保と新しい教育環境の整備を進めていきます。



学校規模の適正化①

HONJO CITY



【公共施設等マネジメント推進審議会学校部会設置】

少子化が更なる進行が予想される中、将来の子どもたちにとって望ましい学習環境、地域の実情に応じた学校教育の在り方や学校規模について検討しました。

【保護者・教員を対象としたアンケートの集計】

本庄市立小中学校の児童生徒及び小学校未就学児の保護者と教員を対象に、学校規模や教育環境等についての意見を集計・分析し、学校部会で検討する際の参考としました。

【小・中学校の適正規模に関する保護者・教員のアンケート調査結果のまとめ】

①学級数

クラス替えが可能で、人間関係が広がるからなどの理由により、「1学年2～3学級程度(小学校:12～18学級、中学校:6～9学級)」が最も多い。

②児童生徒数が減少した場合の教育環境

小中学生保護者は「現状維持」と「学校統合・通学区の見直しなどについて検討を進めていくのが望ましい」が共に4割程度ある。

未就学児の保護者と教員では、小中学生の保護者と比較して「学校統合・通学区の見直しなどについて検討を進めていくのが望ましい」の回答割合が高い。

③学校統合の検討

検討時期は「複式学級になったら」が最も多く、次いで「1つの学年で1学級になったら」が多いが、「1つの学年の学級数の減少を理由に学校を統合すべきではない」の回答もある。

学校規模の適正化②

HONJO CITY



【本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方(案)】

本市における小・中学校の適正規模を学校部会で審議した結果、アンケート結果と国の手引を踏まえ、「本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方(案)」を作成しました。

【本庄市における小・中学校の適正規模の基本的な考え方】

少子化の進行が予想される中、望ましい規模を小学校は全学年でクラス替えができる「1学年2学級以上」、中学校は教科担任が学習指導できる「9学級以上」とする。

小学校:各学年2学級～3学級(全学年合計12学級～18学級)

中学校:各学年3学級～6学級(全学年合計9学級～18学級)

【本庄市における小・中学校の適正配置の基本的な考え方】

通学距離:小学校はおおむね4Km以内

:中学校はおおむね6Km以内

通学時間:おおむね1時間以内

ただし、地域の実情に応じて、スクールバス等の通学手段を検討する。

学校規模の適正化③

【学校規模適正化の検討】

HONJO CITY



本庄東中学校区

- 3校を維持した場合の児童数及び学級数の将来推計

		住民基本台帳(R6.5.1時点)							社人研の将来推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R12	R17	R22	R27	R32
本庄東小学校	人数	627	621	597	592	582	581	539	530	489	465	440	401
	学級数	20	20	19	19	19	19	18	18	18	18	18	12
藤田小学校	人数	84	82	80	77	78	73	75	92	85	80	77	70
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
仁手小学校	人数	45	45	54	48	39	44	39	42	39	38	35	31
	学級数	4	4	4	4	4	4	5	4	4	4	4	4

- 藤田小学校と仁手小学校を統合した場合の児童数及び学級数の将来推計

		住民基本台帳(R6.5.1時点)							社人研の将来推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R12	R17	R22	R27	R32
藤田小学校	人数	129	127	134	125	117	117	114	134	124	118	112	101
仁手小学校	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

- 3校を統合した場合の児童数及び学級数の将来推計

		住民基本台帳(R6.5.1時点)							社人研の将来推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R12	R17	R22	R27	R32
本庄東小学校	人数	756	748	731	717	699	698	653	664	613	583	552	502
藤田小学校 仁手小学校	学級数	24	24	24	23	23	23	22	24	18	18	18	18

学校規模の適正化④

HONJO CITY



児玉中学校区

- 4校を維持した場合の児童数及び学級数の将来推計

		住民基本台帳(R6.5.1時点)							社人研の将来推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R12	R17	R22	R27	R32
児玉小学校	人数	453	436	405	362	341	329	281	280	268	251	236	221
	学級数	16	15	14	13	13	13	12	12	12	12	12	12
金屋小学校	人数	222	203	206	194	180	174	154	196	182	170	162	151
	学級数	10	9	9	8	7	6	6	6	6	6	6	6
秋平小学校 (本泉小学校)	人数	91	87	78	78	84	71	64	83	78	74	70	65
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
共和小学校	人数	154	148	145	147	146	133	117	144	135	124	116	103
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

- 2校ずつ統合した場合の児童数及び学級数の将来推計

		住民基本台帳(R6.5.1時点)							社人研の将来推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R12	R17	R22	R27	R32
児玉小学校	人数	607	584	550	509	487	462	398	424	403	375	352	324
共和小学校	学級数	18	18	17	16	15	14	13	13	12	12	12	12
金屋小学校	人数	313	290	284	272	264	245	218	279	260	244	232	216
秋平小学校	学級数	12	12	12	12	12	12	11	12	12	12	12	12

		住民基本台帳(R6.5.1時点)							社人研の将来推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R12	R17	R22	R27	R32
児玉小学校	人数	544	523	483	440	425	400	345	363	346	325	306	286
秋平小学校	学級数	18	18	17	16	15	14	12	12	12	12	12	12
金屋小学校	人数	376	351	351	341	326	307	271	340	317	294	278	254
共和小学校	学級数	13	12	12	12	12	12	11	12	12	12	12	12

学校規模の適正化⑤

HONJO CITY



- 4校を統合した場合の児童数及び学級数の将来推計

		住民基本台帳(R6.5.1時点)							社人研の将来推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R12	R17	R22	R27	R32
児玉小学校 金屋小学校 秋平小学校 共和小学校	人数	920	874	834	781	751	707	616	703	663	619	584	540
	学級数	30	28	27	26	25	23	20	24	24	18	18	18

本庄西中学校区

- 2校を維持した場合の児童数及び学級数の将来推計

		住民基本台帳(R6.5.1時点)							社人研の将来推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R12	R17	R22	R27	R32
本庄西小学校	人数	262	263	259	253	248	228	205	219	201	190	181	163
	学級数	12	12	12	12	12	11	10	12	6	6	6	6
旭小学校	人数	249	261	249	244	237	224	221	198	182	171	160	149
	学級数	11	12	11	11	11	10	10	6	6	6	6	6

- 2校を統合した場合の児童数及び学級数の将来推計

		住民基本台帳(R6.5.1時点)							社人研の将来推計				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R12	R17	R22	R27	R32
本庄西小学校 旭小学校	人数	511	524	508	497	485	452	426	417	383	361	341	312
	学級数	18	18	17	17	17	16	15	12	12	12	12	12

学校規模の適正化⑥

HONJO CITY



【学校規模適正化の進め方】

学校規模の適正化は、「**中学校区単位**」で、「**複式学級の解消**」を優先して行います。

中学校区	学校規模	小学校(通常学級数)	適正化内容(案)	統合場所(案)	統合年度(案)
本庄東中学校	小規模校	仁手小学校(5)藤田小学校(6)	本庄東小学校・藤田小学校・仁手小学校の3校を統合 ※1	本庄東小学校	令和13年度
	標準規模校	本庄東小学校(17)			
本庄西中学校	小規模校	旭小学校(11)	本庄西小学校と旭小学校の2校を統合	本庄西小学校	令和21年度
	標準規模校	本庄西小学校(12)			
本庄南中学校	標準規模校	本庄南小学校(13) 北泉小学校(15) 中央小学校(18)	適正規模のため現状維持	-	-
児玉中学校	小規模校	秋平小学校(6) 共和小学校(6) 金屋小学校(7) ※2	児玉小学校・金屋小学校・秋平小学校・共和小学校の4校を統合	未定 ※3	令和18年度
	標準規模校	児玉小学校(13)			

※1 仁手小学校の小規模特認校制度は、複式学級の解消を目的として、学校統合まで継続します。

※2 秋平小学校には、休校中の本泉小学校を含めます。

※3 児玉中学校区で最大の教室数を保有する児玉小学校の校舎でも、統合後の学級数を収容する教室数が不足します。そのため、児玉小学校を増築する場合と新たな場所で新築することについて、比較検討します。

学校規模の適正化⑦

HONJO CITY



【学校規模の適正化による効果と課題への対応】

効果(メリット)

- 多様な考えに触れ、より自らの個性や学力、体力を伸長させることができます。
- 男女比のバランスや児童・教員等の人間関係に配慮した学級を編制しやすくなります。
- クラブ活動や委員会活動等、多様な選択が可能となります。
- 経験年数や専門性などバランスの取れた教員の配置を行うことができます。
- PTA活動等の保護者の負担が軽減できます。
- 限られた財源を集中投資することにより、教育環境向上の整備を行えます。

課題(デメリット)

- 児童によっては、統合により通学距離が長くなります。
(対応)統合により徒歩での通学が困難な児童に対して、**通学用バスを導入**します。
- 児童によっては、学校が変わることによる環境変化に適応できないことが心配されます。
(対応)児童が円滑な学校生活を送れるように、統合年度を考慮して、**統合対象校の児童同士が交流する機会**を設けます。また、統合後の学校には、**統合前の学校に勤務していた教員を配置**したり、**スクールカウンセラーによる支援等**、児童の心のケアに努めます。

学校規模の適正化⑧

HONJO CITY



【統合準備委員会の設置】

学校の統合に向けて、学校名や校歌、通学方法など様々な事項を検討し、決定していく必要があります。**統合する学校関係者や地域の住民の皆様と一緒に、新たな学校を設立する準備を進めていきます。**

- 構成
教職員、PTA関係者、地域住民代表など
- 検討事項の例
学校名、校歌、通学方法、服装、学校行事、PTA組織、規約など
- 設置時期
統合準備委員会は統合年度の5年前から設置します。
- 決定事項の周知
決定事項については、市のホームページや広報紙等で順次周知します。

学校施設の大規模改修①

HONJO CITY



【目的】

学校施設の整備について、衛生的で明るい学校施設を目指し、子どもたちが快適かつ安心して学習に取り組めるよう、教育環境の整備を実施します。

【改修の内容】

経年により老朽化した学校施設を将来にわたって長く使い続けるため、**長寿命化対策**を実施するとともに、**建物の機能を現在の学校が求められている水準まで向上**させる工事を行います。

- 長寿命化対策

各学校施設を長く安全に利用するために、インフラをはじめとする、設備・屋根・構造躯体・仕上げ材料の改修を行い、長寿命化を図ります。

- 機能向上計画

学校施設をとりまく社会状況の変化を踏まえ、子どもたちの教育環境の整備を図り、バリアフリー化の推進、照明などの環境にやさしい設備整備も組み合わせて、良好な空間づくりを目指します。

学校施設の大規模改修②

HONJO CITY



機能向上計画の例(本庄西中学校の改修後イメージより抜粋)

内装の木質化



集会等で利用可能な多目的スペース



学校施設の大規模改修③

HONJO CITY



【改修時期】

学校施設の大規模改修の時期については、築年数、劣化状況、改修履歴などの特性に加え、**学校規模の適正化や市が保有するハコモノ施設全体の状況及び財政状況を踏まえた改修時期**を設定することで、維持保全事業費の平準化を図ります。

改修スケジュール



学校プールの集約化①

HONJO CITY



【現状と課題】

本市の学校プール施設については、建築後30年を超える学校が全16校中14校であり、全体の約88%と**老朽化が進行**しています。

学校プール施設は昭和30年代から40年代に集中して整備されており、今後一斉に施設の改修や更新時期を迎えることから、**各校のプールをそれぞれ維持した場合には、多額の費用を要**します。

水泳授業は6月上旬から7月下旬の約2か月間で実施され、その期間は梅雨時期であることや、近年の猛暑による熱中症予防のために授業を中止することもあるなど、**天候等の制約を受けることが多く、計画的な実施が困難**です。

プールの清掃、水質等の点検、ろ過装置の操作、薬剤投入、休日中の管理など、**プールの管理運営にかかる教職員の負担が大きくな**っています。

⇒ 令和3年度より、学校プールの在り方について検討を開始しました。

学校プールの集約化②

HONJO CITY



【検討内容】

先進自治体の水泳授業に関する新たな取組事例を参考に、学校プールの共同利用の検討、民間・公営プールを活用した水泳授業の試行と体験した児童・教員へのアンケート調査、各手法を活用した場合のコスト比較を実施しました。

【検討結果】

「本庄市立小・中学校プールの在り方検討資料」を作成しました。

本市における学校プールの現状と課題、学校プールの共同利用の検討や学校外プールでの水泳授業の試行結果、水泳授業を継続するための方策の検討及び市の財政負担等を総合的に鑑み、児童生徒の泳力の向上が期待でき、より良い教育環境を構築するため、庁内の関係部局と連携を図り、**新規プール拠点を整備し小学校のプールを一か所に集約する検討を進める。**

中学校のプールは4校中2校が建設から15年未満であり、継続して使用可能な状況にあること、教科担任制のため専門的な指導が可能なことから、当面の間は1校1プールを維持。

本庄市立小・中学校プールの在り方検討資料より抜粋

屋内運動場空調設備の設置

HONJO CITY



本市の小中学校では、熱中症警戒アラートが発表された場合、全面的に運動を控えるなどの安全対策を行っています。近年の暑さを考慮すると体育の授業や集会、部活動等で使用される屋内運動場では、**熱中症対策**として空調設備設置の必要性が高まっています。

また、学校の屋内運動場は、災害発生時に地域の避難所としての利用も想定されるため、**防災機能強化の観点**からも、空調設備の設置は望ましいものになります。

【方針】

児童生徒の熱中症対策として、学校の屋内運動場に空調設備の設置を検討します。

小中一貫教育の推進①

HONJO CITY



【小中一貫教育とは】

小中学校が互いに情報交換や交流を行うことで、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す「**小中連携教育**」のうち、小中学校が**9年間を通じた教育課程を編成し**、系統的に行う教育。

【小中一貫教育のねらい】

小中学校9年間の学び(学習面)と育ち(生活面)の連続性を重視することによる、児童生徒の**学習意欲の向上**と**中1ギャップの解消**。

- 学習意欲の向上・・・小学校では高かった学習意欲が、中学校進学後に低下する傾向があります。小学校段階から中学校での学習を見据えた教育を進め、学習意欲を維持・向上させることが求められています。
- 中1ギャップ解消・・・不登校生徒の増加は、中学進学後の学習内容や部活動における人間関係の変化により、心理的不安が高まるためと考えられます。小学校段階から中学校の様子を知り、不安を減らすことが求められています。

小中一貫教育の推進②

HONJO CITY



【小中一貫教育の効果と課題】

効果(メリット)

- 小中学校が学習の進め方を統一することで、児童生徒の学習内容の定着に繋がり、学力の向上が期待できる。
- 小中学校で共通した学びのルールを設定することで、中学校への円滑な接続が可能になり、中1ギャップに起因した不登校の未然防止が期待できる。
- 小中学校の教員間の連携がとりやすく、特別支援学級では児童生徒の障害の状況や特性等に関する情報を共有できることから、連続性のあるきめ細やかな支援・指導ができる。
- 小中学校の教員が相互に研修を行ったり、授業を見合ったりすることで児童生徒に対する理解や指導方法の改善が図られる。

課題(デメリット)

- 中学校区毎に9年間を見通した教育課程を編成していくため、それぞれの学校の特色ある教育活動を進めづらくなる。
- (対応)小中一貫教育と共に、各学校の特色を生かした教育活動は積極的に進めていく。学校と家庭・地域と一体となった協働体制をより強化していく。

小中一貫教育の推進③

HONJO CITY



本庄市の小中一貫教育

【小中連携から小中一貫教育へ】

本市ではこれまで中学校の授業体験や部活動体験、小中連携シートを活用した小中連絡会等、様々な小中連携を図ってきました。一方で、小学校では6か年の児童像を、中学校では3か年の生徒像を、それぞれ独自に設定して取り組んできました。これらの**小中連携教育をさらに充実させ、小中一貫教育を推進**します。

【目指す15歳像の設定・共有と9年間の一貫した教育】

自らの人生を切り拓き自立ができる子どもたちの実現に向け、**各中学校区で「目指す15歳像」を設定**します。

各小中学校では、中学校区の目指す15歳像を共有し、この実現のため、「確かな学力と自立する力」「豊かな心と健やかな体」の育成に向けた**9年間の一貫した教育課程を編成**して系統的な教育を行います。

小中一貫教育の推進④

HONJO CITY



【小中一貫教育の型】

各中学校区における**小中学校の立地状況に合わせた最適な小中一貫教育を検討**します。また、最適な小中一貫教育を検討・推進していく中で、**学校規模の適正化や学校施設の改修時期を考慮して、小中一貫校や義務教育学校の設置について調査・研究**します。

学校区	本庄東中学校区	本庄西中学校区		本庄南中学校区	児玉中学校区		
形態	施設分離型	施設隣接型	一体型 (義務教育学校を含む)	施設分離型	施設分離型	施設隣接型	一体型 (義務教育学校を含む)
	 本庄東中学校	 本庄西中学校	 又は 本庄西中学校 本庄西、旭総合小学校	 本庄南中学校	 児玉中学校	 又は 児玉中学校	 又は 児玉中学校 児玉、金屋、秋平、共和総合小学校 中
	 本庄東、藤田、仁手総合小学校	 本庄西、旭総合小学校	 本庄西中学校 本庄西、旭総合小学校	 本庄南小学校 北泉小学校 中央小学校	 児玉、金屋、秋平、共和総合小学校	 又は 児玉、金屋、秋平、共和総合小学校	 児玉中学校 児玉、金屋、秋平、共和総合小学校 中
	小中学校が離れた場所にある	小中学校が隣にある	小中学校が同じ敷地内にある	小中学校それぞれが、離れた場所にある	小中学校が離れた場所にある	小中学校が隣にある	小中学校が同じ敷地内にある

小中一貫教育の推進⑤

HONJO CITY



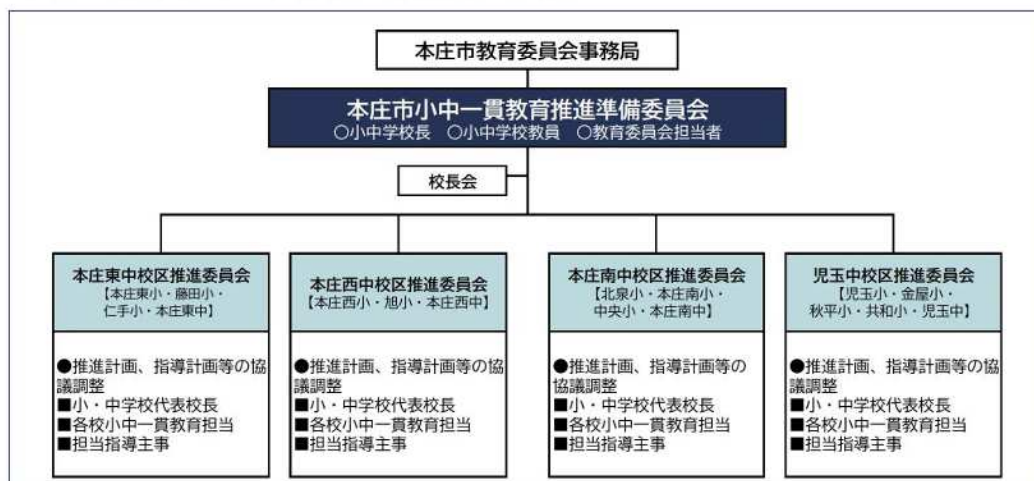
【今後の流れ】

教育委員会および各中学校区に小中一貫教育の**推進組織を設置**します。

推進組織では、小中一貫教育の基本方針を作成し、具体的な取り組みについて協議を行うなど、**順次準備**を進めていきます。

令和6年度 推進準備委員会設置、各中学校区で推進委員会設置

令和7年度 小中一貫教育を段階的に実施



教育環境の向上に係る整備スケジュール

HONJO CITY



※スケジュールは、地域の方々のご意見や、社会情勢等による工事の延期によって変更となる可能性があります。

4. 意見交換会及び説明会におけるご意見等

意見交換会及び説明会において、口頭質問及びアンケート内の自由意見欄でいただいたご意見等の概要は以下のとおりです。

学校施設 について	①学校統合について ● 人口や児童生徒数に合わせた統合が必要。 ● 小中の統合が教育環境や親の交流に良い影響を与える。 ● 学校統合の目的が財政面にあると感じる。 ● 地域コミュニティが崩れて過疎化が進む懸念がある。 ● 統廃合に関して意見が言いにくい部分がある。 ● 地域のシンボルである学校が無くなることへの寂しさ。 ● 小規模校の方が良いという意見や、不登校のお子さんにとっても小規模のほうが良いのではないかという意見がある。 ● 統廃合の該当地区への十分な説明と意向聴取が必要。 ● 地域の納得を得るための説明会が必要。 ● 各学校のPTAや地域住民への説明が必要。 ● 保護者の理解を得るための説明が必要。 ● 児童生徒の安全対策や心のケアに配慮した案が必要。 ● 統合後の学校から学童までの交通手段を考慮してほしい。 ● 予算上の問題もあるが、可能なところから早期に実施すべき。 ● スピードアップして進めるべき。 ● 統廃合時期を前倒しすべき。 ● 統合後の新しい学校に新しい校歌を作る。 ● 統合前の学校間の交流を充実させること。 ● 統合の目的を明確にし、こどもたちの未来のために統合することを前面に出して説明することが必要。 ● 解体・廃止の前に建物見学会を行い、写真などを新施設で保管してほしい。 ● 統廃合により、生徒一人ひとりに目が届きにくくなるのではないかと懸念がある。 ● 学校が地域の人々に支えられてきたことを考慮し、統合によって地域とこどもの心が離れないようにすることが必要。 ● 公共施設の見直し方針に中学校が含まれていないため、中学校の整備を含めた方針一覧を作成することが必要。 ● 他市町村の事例を参考にし、統合に当たっての様々な問題やデータ、モデルケースを収集しているのか。 ● 大規模校ではなく、小規模でゆったりとした学校生活を過ごすことが必要。 ● 新しい小学校には駐車場を確保し、安全な送迎ができるようにすること。 ● 少子化に伴う学校統合で教員数が減る一方、業務が減らないため、教員の負担軽減や積極的な採用が必要。 ● 学校の統合や学童の統合について、もっと多くの人が聞くべきであり、保育園や幼稚園にビラを置くなどして説明会の周知を図ってはどうか。 ● 新たな教育施策を実施する際、今までの施策の中で積極的に廃止すべきものを示し、教職員の負担減を図ること。 ● 小学校統合については住民投票を実施し、一人ひとりの意見を反映すること。 ● 12年後の社会情勢の変化を見据えた計画が必要。 ● 児童の安全を最優先にし、学力の低い児童生徒へのサポートが必要。
--------------	---

- 学校が無くなることで地域の衰退につながる懸念がある。
- 説明会では、実際に学校に通うこどもの意見も聞くべき。
- 学校統合に当たっては、現場(学校職員など)の意見を十分に反映することが必要。
- 外国籍の児童が増加しており、今後もこの傾向が続くと予想されるため、対応策の充実が必要。
- 学校統合の目的として、教育の質向上や不登校児童の対策を充実させることが必要。
- 小規模校には良い環境があるが、大人数の学校にも良い環境がある。
- 統合する前から小学校へ入学する保護者に説明会に参加してもらい、スムーズに進めることが必要。
- 教育環境整備を最優先ということだが、もっと早く進めてほしい。
- 学校現場の意見を取り入れ、こどもたちが不安に思わないように対応することが必要。
- 外国籍の児童生徒の増加に伴う課題についても対策が必要。

②本庄東小学校について

- 本庄東小学校では学校行事の際に違法駐車の問題があり、スクールバスの利用が増えるとともに懸念されるため、対策が必要。

③藤田小学校について

- 藤田小学校では、こどもの数が減少しており、合併が必要。
- 藤田小学校が何年後に無くなるのか。
- 藤田小学校と本庄東小学校への通学距離がほぼ同じ場合、最初から本庄東小学校に通うための手続について知りたい。
- 本庄東小学校や北泉小学校区を見直し、児童を藤田小学校に迎えてはどうか。
- 藤田小学校跡地に公園機能を付けてほしい。

④仁手小学校について

- 仁手小学校では、こどもの数が減少しており、安全な教育環境を望む。
- 仁手小学校は小規模特認校としての特色があり、外部からも通いたいという声があるため、その継続を検討してほしい。
- 小規模認定校制度は本庄市の強みであり、他県からの住民を引き寄せる可能性があるため、簡単に無くさず、よく考えて練ることが必要。
- 仁手小学校が137周年を迎える中で廃校となる可能性があるが、地域の協力で維持されているため、簡単に無くしてしまっても良いのか。
- 市の施策として実施された小規模特認校制度の総括が必要。

⑤旭小学校について

- 旭小学校の古い校舎等の劣化について、統合までの間に対応する予定があるのか。

⑥児玉地域の小学校について

- 児玉地域の小学校4校の統合は良いと思う。旧児玉高校跡地なら中学校に隣接しているので良い。
- 児玉地域の小学校は児玉小学校への統合に賛成。
- 旧児玉高校が昨年統合されたばかりで、児玉小学校を含む統合校を整備するのは急すぎる。
- 児玉小学校と共和小学校、金屋小学校と秋平・本泉小学校の統合案はどうか。
- 旧児玉高校跡地を新しい学校にすることを希望。
- 児玉地域の小学校は自校方式で給食を行っているが、統合後も続けるのか。
- 旧児玉高校が移転先とされているが、選定方法や時期について教えてほしい。

- 秋平小学校では、先生が登下校の付き添いをしているが、統合後の対応について懸念がある。
- 児玉地域の小学校の統合案について、まだ決定していないのか。
- 旧児玉高校跡地に新児玉小学校を新築し、小中一貫教育を推進する。
- 児玉小学校区の全ての学校の統合はやむを得ないが、丁寧な説明が必要。

⑦各中学校について

- 本庄西中学校の多目的スペースを地域住民に開放する可能性について教えてほしい。
- 旧北泉中学校のグラウンドを売却し、本庄南中学校の南側の土地を購入して学校用地として整備してほしい。

⑧スクールバスについて

- 特別学級に通っている障害があるお子さんの通学距離について懸念があるため、スクールバスの安全走行が必要。
- 小学生にとって4～6kmの通学距離は無理があるため、スクールバスの導入が必要。
- 統合後の通学手段としてスクールバスの導入が検討され、通学路の安全性や体力づくりのカリキュラムについて検討してほしい。
- 夏の暑さの中での通学を避けるため、スクールバスの導入が必要。
- 学校の統合によりスクールバスの利用が必要になるが、通学距離や時間に応じて多くのバスが必要になる可能性がある。タクシーの利用も検討されているのか。
- ワゴン車的なバスや大型バスの利用が検討されているのか。バス停の設置の検討も必要。
- バスの乗車時間が10～15分程度になることが予想されるが、地域の実情を踏まえた検討が必要。
- 統合後の通学手段としてスクールバスの利用が検討され、路線バスの活用や帰りの別ルート利用についても検討してほしい。
- 小学校の通学距離が4kmとされているが、歩いて1時間は小学生には厳しい。
- 統合後のクラブ活動の継続とスクールバスの利用を検討してほしい。
- スクールバスの運転手の確保や待遇改善、通学時の熱中症予防、複合施設周辺の道路状況改善など、統合後のデメリットへの対応が必要。
- 秋平小学校と共和小学校の児童が4kmを超える場合、スクールバス利用が検討されているが、一人ひとりの意見を聞いて対応することが必要。
- 学校行事の都合に柔軟に対応できる通学バスの運行。
- 通学バスで時間に遅れた児童の対応についても懸念がある。

⑨学力向上について

- 「学習意欲は高いが学力が県平均を下回っている」原因の追及と対策が必要。
- 学校の統廃合により学力向上が見込めるかどうか。
- こどもたちが安心してスムーズに統合できるようにしてほしい。
- 資料にある「確かな学力」の具体的な内容について詳しく知りたい。

⑩施設整備について

- 学校施設の改修には、現場の先生方の意見等も十分取り入れてほしい。
- 学校までの安全な道路の整備が必要。
- 余裕を持った教室の確保が必要。
- 体育館の空調設備についての説明が不足している。
- 空調設備のスケジュールをしっかりと組んで取り組むことが必要。
- 学校施設の大規模改修に際して、地域利用の基本概念をすり合わせる必要がある。

	● 学校内での熱中症対策として、屋内運動場の空調設備設置が必要。 ● 他の自治体やモデルケースを参考にして、こどもたちのために最適な学校施設整備を行うことが必要。 ⑪不登校対策について ● 不登校児童の対応も市として大切にしてほしい。 ● 不登校児童・生徒のためのフリースクールや居場所づくりを進めることで、将来の社会貢献につなげてほしい。 ● 不登校や学力低下の問題は大規模校に多いのではないかな。 ● 不登校生徒数の現状や、小規模校から中学校に進学した場合の不登校のリスクについて教えてほしい。 ● 不登校のお子さんや障害など支援を要するお子さんの配慮が必要。 ● 大規模校の不登校や中1ギャップなどの対応が必要。 ⑫小中一貫教育・義務教育校・学級数・教育環境などについて ● 小中一貫教育の具体的な進め方についての説明が必要。 ● 小中一貫教育での教科担任制の導入。 ● 小中一貫教育の推進を希望。 ● 小中一貫教育の積極的なアピールが必要。 ● 小中一貫教育のメリット・デメリットの検討が必要。 ● 教職員の意識改革として、小中一貫教育が大切であり、実践に向けて周到な準備・計画が必要。 ● 学習教材の共有、学校行事の合同開催、部活動の小中交流など、具体的な課題を協同して進めることが必要。 ● 本庄市ならではの小中一貫教育の在り方を考え、同じ敷地に小・中学校がある一体型の教育環境を再構築することが必要。 ● 令和7年度から段階的に小中一貫教育を実施するのか。 ● 小中一貫校や義務教育校の導入について、時代の変化に対応してほしい。 ● 義務教育学校についての説明や市民との理解のギャップを埋める努力が必要。 ● 統合後、1学級あたりの人数を少なくし、少人数学級の実現が必要。 ● 統廃合後の教員数について、12学級になった場合に見合った教員数が配置されるのか、標準よりも多く配置できるのか ● 家庭環境の違いによるこどもたちのメンタルケアのため、副担任など教員を多く配置することが必要。 ● 現在の教員数が県の配置基準に足りているのか。 ● 1学級35人は多すぎる。 ● 小中一貫教育の推進に関するタイムスケジュールの管理が心配。 ● 発達に特徴のあるこどもへの特別支援教育の必要性。 ● 本庄南中学校区の小学校区の見直しが必要。 ● 旭小学校で行われている小学生の農業体験・実習を継続してほしい。 ⑬小学校プールの集約化について ● プールへの移動時間が授業時間に影響することについての懸念。
--	---

公共施設について	①統廃合について ● 公共施設の統廃合に関する情報の共有を、先手を打って行うことが必要。 ● 公共施設の統廃合について、気軽に相談できる窓口を設けてほしい。 ● 小学校が無くなることで地域の衰退が懸念されるため、子育て世代が住みたいと思えるような地域づくりが必要。 ● 公共施設の統廃合により、今後の利用方法についての不安がある。 ● 持続可能な公共施設マネジメントに向けて協力する。 ● 本市のこれからの公共施設に関する事業が大まかに理解できた。 ● 老朽化が進んでいる現状を踏まえ、コンパクトに取りまとめる必要がある。 ②複合施設について ● 共和に複合施設を作る理由や、小学校のプールの集約についての疑問がある。 ● 複合施設の利用者増加に伴う駐車場不足が懸念。 ● 日の出地区の複合施設に体育館を併設し、小規模なグループが気軽に利用できるようにしてほしい。 ③公民館について ● 本庄西公民館や本庄南公民館の統合・複合化に向けては、旧保健センター跡地への設置を候補として検討してほしい。 ● 藤田小学校、仁手小学校、旭小学校の跡地にコミュニティ施設を整備する一方で、児玉地域の小学校跡地には言及がないため、統一することが必要。 ● 現在利用している共和公民館の活動の場を確保してほしい。 ● 公民館は近い場所にあった方が使いやすい。 ● 生涯学習の必要性が高まる中で、公民館の規模や機能を拡大する検討が必要。 ● 本庄公民館と本庄東公民館、日の出児童センターの統合に際して、体育館を併設し、避難所の機能を充実させることを検討してほしい。 ● 公民館で継続検討となっている施設の検討結果がいつ決まるのか。 ● 令和 10 年度に複合施設が整備される予定だが、地域の特性を考慮した施設整備が必要。特に、選挙や防災の観点から、地域ごとに公民館は存続してほしい。 ● 人口が増えているため、北泉公民館の再整備が必要。 ● 共和公民館の利用者について、旧児玉高校などの代替施設を使用させてほしい。 ● 共和公民館を小学校と一体化する提案が無かったことが残念。 ④図書館について ● セルディの図書館などの文化施設を維持することが必要。 ⑤スポーツ施設について ● 陸上競技場も計画に入れてほしい。 ● 中学校の部活動の地域移行や小学校のスポーツ少年団のために、400mトラックのグラウンドの整備を検討してほしい。 ⑥保健・福祉関連施設について ● 老人福祉センターつきみ荘の移転について、突然の方向転換に疑問がある。高齢者福祉の在り方を検討する協議会の発足が必要。 ● 廃止予定となっている老人福祉センターつきみ荘の利用者として、廃止に対する残念な気持ちがある。
-----------------	--

- 老人福祉センター、屋内温水プール、シルバー人材センターの複合化が提案されたが、理念やコンセプトについての疑問がある。
- 老人福祉センターの規模や熱源についての法的制約は検討しているのか。

⑦児童施設について

- 本庄東小学校と中央小学校には学童保育所が整備されるが、他の学校についても学童保育所整備の計画が必要。
- 他の民間学童保育所に通う保護者の負担軽減についても検討することが必要。
- 学童保育所の運営に NPO の協力が必要であり、統廃合時の対応について教えてほしい。
- シングル世帯などで夜間こどもを預ける場所が無いため、学童保育の充実が必要。
- 学校内に学童保育所ができることは良いが、現在の学童保育所の人数を足した規模になるのか、預かり時間が延びるのか。
- 児玉地域には公営の学童保育所がないため、統合後の敷地内に学童保育所を設置する。
- 民間学童保育所への影響についても早く教えてほしい。
- 外国籍のこどもが利用できる学童保育所の整備が必要。
- 民間学童保育所が衰退しないように、新設する学童の規模についての配慮が必要。

⑧文化財・文化財収蔵庫について

- 文化財収蔵庫をまとめることは良い取組であり、展示を兼ねた収蔵庫を整備してほしい。
- 埋蔵文化財の収蔵庫に、こどもたちが学習できる施設を併設してほしい。
- 文化財収蔵庫を学習の場として利用できるようにしてほしい。
- 旧児玉町が所有する土地に歴史民俗資料館を建設する計画があり、その実現が必要。
- 本庄早稲田の杜ミュージアムを恒久的施設として計画に取り入れてほしい。

⑨財政状況や財源等について

- 財政制約について、過去5年間の支出を基に算出された詳細な説明が必要。
- 解体費や改修費の財源確保の方法、売却可能な施設の売却額について教えてほしい。
- 改修や解体について、より良い仕事をより安価でできる企業を選ぶために競争を促すことが必要。
- 将来的な更新費用に関して、物価高の影響を考慮した見通しが必要。
- 税收のためにスポンサー制度を導入する。
- 計画している事業について、費用対効果が算出されているのか教えてほしい。
- ふるさと納税やインターネット寄付を利用する。
- この計画を進めることで財政健全度指数がどのように悪化するのか。
- 統廃合にかかる費用について、税金も上がるのか。

⑩防災・避難所について

- 台風時に避難できなかった経験から、校舎を残して高い所に避難できるようにしてほしい。
- 公共施設は災害時の避難所としての役割もあるため、統廃合によって避難所が減らないようにすることが必要。
- 公共施設を木造で建設することについて、避難所としての役割を果たせるかどうか懸念。
- 災害時、特に水害時の施設として、旭小学校や仁手小学校の校舎を利用してほしい。
- 公共施設の統廃合に際して、防災についての配慮が必要。
- 水害時の避難施設が必要なため、旭小学校跡地に避難施設を設置してほしい。
- 本庄公民館が浸水地域にあるため、避難場所として適切な場所に用地を確保すること。

	⑪施設整備や管理について ● 学童保育所機能が移転した後の前原児童センターの建築物を、シルバー人材センターや社会福祉協議会が活用できるのではないかな。 ● 小学校を統合した場合、地域コミュニティと避難所機能を考慮し、体育館だけは残すことが必要。 ● 夏休みなどに子どもが安全に遊べる施設を整備してほしい。 ● 若い人たちが使いやすいように、公共施設の駐車場を整備することが必要。 ● 公共施設の建設に合わせて太陽光パネルを設置し、ランニングコストの低減を図る。 ● 公共施設の管理に自治会を巻き込むことで、メリットを生み出す。 ● 公共施設の方針見直しを定期的に行うことが必要。 ● 公共施設の中に買い物できる場を設けてほしい。 ● 公共施設の複合化や移転に伴い、施設が遠くなる住民が出てくるため、公共交通手段の整備が必要。 ● 公共施設等に行くデマンドバスの改善や公共交通の補助を検討してほしい。 ● 小学校の跡地に魅力あるコミュニティ施設を作してほしい。 ⑫その他 ● 公共施設の大規模改修について、しっかりとしたコンセプトを持つことが必要。 ● 持続可能な都市を目指すため、公共施設の見直しが重要である。 ● 群酪跡地を駐車場などに利用する。 ● 近隣市町と施設の共同利用を考えるべき。 ● 公共施設は地区の核(中心・拠り所)となるものであり、秋平や本泉を見捨てないでほしい。 ● 持続可能な都市を目指すための公共施設の見直しが重要である。 ● 旭小学校の体育館にトイレが無いため、統合後の施設整備が必要。 ● 日の出児童センターを解体する場合、その機能がどこに移るのか。 ● 地域コミュニティ施設を充実させることが必要。
--	--

その他	①説明会の開催方法など ● 住民が理解しやすい説明に努めてほしい。 ● 説明会に参加した住民の意見を反映し、今後の計画に活かすことが必要。 ● 学校区ごとに説明会を開催しているため、藤田小学校区の説明に時間を使ってほしかった。 ● 説明会の参加人数など、開催概要・開催結果を市民に説明してほしい。 ● 説明会に若い世代の参加が少ない。もっと参加を促す必要がある。 ● 説明会に対し考える時間がない。事前の資料配布が必要。 ②まちづくりについて ● 学校・公共施設の見直しとともに、まちづくりも一緒に考えることが必要。 ● 国道 17 号バイパスの完成に伴う過疎化対策が必要。 ● 若い世代を積極的に取り込み、移住促進や子育て支援を進めることが必要。 ● 地域住民が減らないよう、住みよいまちづくりを進めてほしい。 ● 地域の憩いの場や居場所となる場所の提供、ソフト対応などが必要。 ● 地域に寄り添った対応を続けることが必要。 ● 神川・美里・上里の各町との合併に関する情報はあるのか。 ● 住民投票を実施し、多くの意見を反映してほしい。 ● 産んで育てやすい環境をつくり、人口減少を少しでも止めることが必要。 ● 拠点法についての細かい経過報告が必要。 ● 児玉中学校近くの交差点の事故防止に向けて、道路拡幅などの改善が必要。 ● 本庄市に人を呼び寄せる方法や、子育てしやすい環境を作る対策が必要。 ● SDGs の方針や具体的な課題について、より分かりやすい表記が必要。 ● 魅力あるまちづくり、住みたくなるまちづくり、学びたくなるまちづくりを推進することが必要。 ● 他の市町村との横並びの改革ではなく、本庄市ならではの改革を望む。 ● 市街化調整区域の規制緩和や公共交通の補助など、人口増加を図るための施策を検討してほしい。 ● 若い人が農業に取り組めるような支援策が必要。 ● 空き地や空き家の調査、市街化調整区域の規制緩和など、行政の柔軟な対応が必要。 ● 高齢者が免許を返納した際の公共交通の補助が必要。 ● 地域の将来像について、住民と行政が一緒に考える場が必要。 ● 学校が遠くなることで子育て世帯が移住してこなくなる懸念がある。 ● 複合施設整備に当たり、蛭川交差点の安全対策をも含めて実施してほしい。 ● 高齢化が進む中で、高齢者への対応も考える必要がある。 ● 決まったことは広く広報し、早めの情報提供を行うことが必要。 ● 新幹線通勤への補助を出すことで、生活しやすさをアピールすることが必要。 ● 保育料の無償化が人口増加に効果的である。 ● 老朽化した施設を壊す際、同じ場所に寄り合いの場を設けることでコミュニティを維持することが必要。 ● 統合学校の周辺に団地を造成するなど、人口維持・増加の対策案を並行して行うことが必要。 ③その他 ● 市長が出席し、直接思いを伝えたことが良かった。 ● 今後の計画について、引継ぎをしっかりと行うことが必要。 ● 学校を統合することで働く場が減ることについて懸念がある。
------------	---

5. 本庄市公共施設等マネジメント推進審議会

(1) 本庄市公共施設等マネジメント推進審議会条例

○本庄市公共施設等マネジメント推進審議会条例

令和4年3月31日

条例第2号

(設置)

第1条 本市の公共施設等の維持管理及び総量管理を長期的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、本庄市公共施設等マネジメント推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において「公共施設等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市が保有する学校、公民館、市営住宅等の公共建築物
- (2) 市が保有する道路、橋りょう、上下水道等の社会基盤施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市が所有する不動産

(所掌事項)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 本庄市公共施設等総合管理計画に関すること。
- (2) その他公共施設等マネジメントの推進に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域団体の関係者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認めた者

3 前2項の規定にかかわらず、審議会に、専門の事項を調査及び審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

4 専門委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解嘱されたものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、第3条に掲げる事項等を調査及び審議するため、部会を置くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年本庄市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表行政改革審議会委員の項の次に次のように加える。

公共施設等マネジメント推進審議会委員	日額	6,200円
--------------------	----	--------

(2) 本庄市公共施設等マネジメント推進審議会規則

○本庄市公共施設等マネジメント推進審議会規則

令和4年3月31日

規則第23号

(趣旨)

第1条 本庄市公共施設等マネジメント推進審議会条例(令和4年本庄市条例第2号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、本庄市公共施設等マネジメント推進審議会(以下「審議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の可否等)

第2条 審議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員及び専門委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

2 会長は、会議を非公開としたときは、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の開催の事前公表)

第3条 審議会は、会議が開催される日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴人の定員及び傍聴の手続
- (5) その他周知が必要な事項

(会議の傍聴等)

第4条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。

2 傍聴人は、傍聴している間、会議に配布された資料等を閲覧することができる。

(会議録等の公表)

第5条 審議会は、会議録を作成し、会議資料とともに議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

(部会の所掌事務)

第6条 部会は、次に掲げる事項について調査及び審議するものとする。

- (1) 条例第3条に掲げること。
- (2) その他審議会が公共施設等マネジメントの推進に関し必要と認めること。

(部会の組織)

第7条 部会は、審議会の会長が指名する審議会の委員及び専門委員(以下「部会員」という。)をもって組織する。

2 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会長は部会員の互選によりこれを定め、副部会長は部会長が指名する。

3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第8条 部会の会議は部会長が招集し、その議長となる。ただし、部会設置後最初の会議は、審議会の会長が招集する。

2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 第2条から第5条までの規定は、部会について準用する。

(会議結果の報告)

第9条 部会長は、会議の結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(3) 本庄市公共施設等マネジメント推進審議会委員名簿

氏名 (敬称略・順不同)		選出区分 (本庄市公共施設等マネジメント推進 審議会条例第4条第2項・第3項)		任期
会長	小松 幸夫		早稲田大学 名誉教授	令和4年6月30日～策定まで
副会長	江原 貞治		児玉商工会	令和4年6月30日～策定まで
委員	織茂 保	委員 第1号	本庄市民生委員・児童委員協議会	令和4年6月30日～策定まで
	松浦 常雄		本庄市身体障害者福祉会	令和4年6月30日～策定まで
	山田 英希		本庄市PTA連合会	令和4年6月30日～令和5年6月29日
	高橋 義典		本庄市PTA連合会	令和5年7月1日～令和6年6月29日
	宮下 美恵		本庄市PTA連合会	令和6年6月30日～策定まで
	山崎 育樹		本庄市小中学校校長会	令和4年6月30日～策定まで
	吉田 豊彦		本庄市公民館運営審議会	令和4年6月30日～策定まで
	堀口 伊代子		サラ本庄	令和4年6月30日～策定まで
	田中 一成		本庄商工会議所	令和4年6月30日～策定まで
	五十嵐 雅樹		埼玉ひびきの農業協同組合	令和4年6月30日～令和6年1月3日
	中 秀幸		埼玉ひびきの農業協同組合	令和6年1月4日～策定まで
	栗田 定治	委員 第2号	本庄市自治会連合会	令和4年6月30日～令和4年7月21日
	田島 彰		本庄市自治会連合会	令和4年7月22日～令和5年6月29日
	藤倉 英夫		本庄市自治会連合会	令和5年7月1日～策定まで
	逸見 素久		本庄市自治会連合会	令和4年6月30日～令和5年6月29日
	木村 實		本庄市自治会連合会	令和5年7月1日～策定まで
	飯野 清則	委員 第3号	公募による市民	令和4年6月30日～策定まで
	高橋 勉		公募による市民	令和4年6月30日～令和6年6月29日
	林 きよみ		公募による市民	令和4年6月30日～策定まで
	松本 真理子		公募による市民	令和6年6月30日～策定まで
専門 委員	松本 浩	専門 委員	東京福祉大学 特任教授	令和4年7月22日～令和5年3月30日
	田中 輝好		本庄市PTA連合会	令和4年7月22日～令和5年3月30日
	工藤 友紀		本庄市PTA連合会	令和4年7月22日～令和5年3月30日
	早野 明美		本庄市小中学校校長会	令和4年7月22日～令和5年3月30日
	川田 博樹		本庄市小中学校校長会	令和4年7月22日～令和5年3月30日

(4) 本庄市公共施設等マネジメント推進審議会審議内容

1) 審議会

	年月日	審議内容等
第1回	令和4年6月30日(木)	●本庄市公共施設等マネジメント推進審議会の運営方法(案)について ●本市の公共施設の現状について ●公共施設に関する市民アンケートの実施について ●「本庄市立小・中学校適正規模及び適正配置の基本的な考え方」の作成に伴う学校部会の設置について
第2回	令和4年10月31日(月)	●本市の公共施設に関する財政制約について ●公共施設に関するアンケートの実施について
第3回	令和5年3月30日(木)	●公共施設に関するアンケート調査結果について ●「本庄市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方(案)」について
第4回	令和6年3月28日(木)	●本庄市立小・中学校の教育環境の向上について ●各公共施設の見直し方針(素案)について
第5回	令和6年6月7日(金)	●「市議会との意見交換会」及び「学校運営協議会・自治会代表者説明会」の開催結果について ●本庄市立小・中学校の教育環境の向上について ●各公共施設の見直し方針(素案)について
第6回	令和6年11月6日(水)	●「学校施設を含む公共施設の見直し方針説明会」の開催結果について ●「本庄市公共施設等総合管理計画(ハコモノ編)【素案】」について
第7回	令和7年3月7日(金)	●パブリックコメントの結果について ●「本庄市公共施設等総合管理計画(ハコモノ編)【最終案】」について ●答申について

2) 部会

	年月日	審議内容等
第1回	令和4年7月22日(金)	●本庄市公共施設等マネジメント推進審議会の運営方法について ●本庄市立小・中学校の現状と児童生徒数の将来推計について ●「本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方」の作成について ●本庄市立小・中学校に関する保護者・教員アンケートの実施について
第2回	令和4年9月1日(木)	●仁手小学校及び本庄東小学校の視察について
第3回	令和4年11月21日(月)	●本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方に関するアンケート調査結果について ●本庄市立小・中学校の適正規模の基本的な考え方について
第4回	令和4年12月26日(月)	●本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方について
第5回	令和5年1月16日(月)	●本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方(案)について
第6回	令和5年2月8日(水)	●本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方(案)について

6. 策定経緯

(1) 本庄市公共施設等総合管理計画策定経緯

令和3年	
11月	第1回本庄市公共施設等マネジメント検討委員会(庁内委員会)
令和4年	
6月	第2回本庄市公共施設等マネジメント検討委員会(庁内委員会)
6月	第1回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会
7月	第1回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会部会
9月	第2回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会部会
9月	本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方に関するアンケート調査
10月	第3回本庄市公共施設等マネジメント検討委員会(庁内委員会)
10月	第2回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会
11月	第3回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会部会
12月	第4回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会部会
12月	公共施設の利用状況と今後のあり方に関するアンケート調査
令和5年	
1月	第5回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会部会
2月	第6回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会部会
3月	第4回本庄市公共施設等マネジメント検討委員会(庁内委員会)
3月	第3回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会
3月	本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方(案)作成
5月	公共施設の利用者アンケート調査
4～6月	学校運営協議会、自治会連合会総会 説明 ・本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方(案)について
令和6年	
2月	第5回本庄市公共施設等マネジメント検討委員会(庁内委員会)
3月	第4回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会
3月	本庄市立小・中学校の教育環境の向上について、各公共施設の見直し方針(素案)作成
4月	公共施設等の方針に関する市議会との意見交換会 ・本庄市立小・中学校の教育環境の向上について、各公共施設の見直し方針(素案)について
5月	学校運営協議会・自治会代表者説明会 ・本庄市立小・中学校の教育環境の向上について、各公共施設の見直し方針(素案)について
6月	第5回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会
6月	本庄市立小・中学校の教育環境の向上について、各公共施設の見直し方針(案)作成
7～8月	学校施設を含む公共施設の見直し方針説明会 ・本庄市立小・中学校の教育環境の向上について、各公共施設の見直し方針(案)について

令和6年	
9月	第6回本庄市公共施設等マネジメント検討委員会(庁内委員会)
10月	公共施設等の方針に関する市議会との意見交換会 ・「学校施設を含む公共施設の見直し方針説明会」の開催結果について、「本庄市公共施設等総合管理計画(ハコモノ編)【構成案】」について
11月	第6回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会
12月	パブリックコメント(令和6年12月9日～令和7年1月8日)
令和7年	
2月	第7回本庄市公共施設等マネジメント検討委員会(庁内委員会)
3月	第7回本庄市公共施設等マネジメント推進審議会

(2) パブリックコメント実施状況

趣旨	本庄市公共施設等総合管理計画(ハコモノ編)【案】を公表し、市民から幅広く意見を求めること。
実施期間	令和6年12月9日(月)～令和7年1月8日(水)
応募者数	2名
意見数	10件

本庄市公共施設等総合管理計画 (ハコモノ編)

令和7年3月

発 行	本庄市
編 集	企画財政部企画課
	〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号
T E L	0495-25-1111 (代表)
F A X	0495-21-8499
U R L	https://www.city.honjo.lg.jp

本計画の表紙内の施設



- ①児玉総合公園体育館(エコーピア)
- ②児玉総合支所(アスピアこだま)
- ③本庄東中学校
- ④市民活動交流センター(はにぽんプラザ)
- ⑤本庄総合公園体育館(シルクドーム)
- ⑥児玉文化会館(セルディ)

